

特許庁委託事業

UAE の知的財産制度および
その運用に関する調査

2024 年 7 月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ドバイ事務所
知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

本報告書の記載内容に関して生じた直接損害、間接損害、派生的損害、特別損害、付随的損害または懲罰的損害および利益の喪失については、それらが契約、不法行為、無過失責任その他のいかなる原因に基づき生じたかにかかわらず、ジェトロおよび調査委託先は、いっさい責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていた場合も同様とします。

本レポートの内容は、2024 年 2 月時点で入手可能な情報に基づいている。

目次

1. 要約	1
2. UAEにおける知的財産権制度の概説.....	1
2.1 知財当局の概要	3
2.2 知財担当部局の組織構造.....	4
2.3 職員および審査官の数	4
2.4 方式審査と実体審査の有無	4
2.5 官報からの情報入手.....	5
2.6 予算	5
2.7 国家の知財関連法規	5
2.8 知財関連法規はコモンロー、シビルロー、または両者の混合のいずれに基づいているか？	7
2.9 法規の沿革、由来およびモデルとなった国々	7
2.10 審査ガイドライン	8
2.11 UAE を締約国とする国際協定.....	9
3. 知的財産に関する最近の情勢	9
3.1 UAE の新たな知財エコシステム	9
3.2 主要な法改正.....	11
商標	11
産業財産法	14
著作権法	17
3.3 UAE の知的財産権に関する統計	17
3.3.1 商標	17
3.3.2 特許	18
3.3.3 意匠	21
3.3.4 著作権.....	22
4. 知的財産権の定義と適格な出願の要件	23
4.1 特許	23
4.1.1 定義	24
4.1.2 特許付与の要件	24
4.1.3 保護期間	24
4.1.4 出願/登録手続.....	25

4.1.5	登録後	35
4.1.6	権利の執行	41
4.2	実用新案	48
4.2.1	定義	48
4.2.2	要件	48
4.2.3	保護期間	49
4.2.4	出願/登録手続	49
4.2.5	登録後	57
4.2.6	権利の執行	62
4.3	工業意匠	65
4.3.1	定義	65
4.3.2	要件	65
4.3.3	保護期間	66
4.3.4	出願/登録手続	66
4.3.5	登録後	72
4.3.6	権利の執行	75
4.4	商標	76
4.4.1	定義	77
4.4.2	要件	77
4.4.3	保護期間	78
4.4.4	出願/登録手続	79
4.4.5	要件	83
4.4.5.1	地理的表示	90
4.4.6	登録後	91
4.4.7	権利の執行	102
4.5	著作権	104
4.5.1	定義	104
4.5.2	要件	105
4.5.3	保護期間	105
4.5.4	申請/登録手続	106
4.5.5	登録後	108
4.5.6	権利の執行	112

5.	UAEにおける模倣品および著作権侵害品	117
5.1	UAEにおける模倣品と著作権侵害品の定義	117
5.2	模倣品および侵害品の現状	117
5.2.1	市場の名称および所在地	117
5.2.2	流通経路	120
5.2.3	統計	122
5.2.4	権利の執行	123
5.2.5	模倣品および侵害品に対する取締対策	124
5.2.6	模倣品対策	138
5.2.7	効果的な手段および推奨される手段（比較表付き）	151
5.2.8	企業の知財戦略	152
6.	権利の取得と執行に関する判例	155
6.1	有名または重要な判例	155
7.	権利者が勝訴した事案	156
8.	UAEにおける知財問題および権利に関する関係者の声	157
9.	概略表	158
10.	産業財産関連サービスの公定料金	161
11.	参照サイト	167

1. 要約

アラブ地域の活気あふれる中心地の一つであるアラブ首長国連邦（UAE）の政府は、企業が、その設立の時点から自社の活動について法的保護を獲得するまで、常に最良のサービスを享受すると保証している。

UAE 政府が熱心に注意喚起を試みている分野の一つに知的財産がある。知的財産は、創造性、イノベーション、そして独自性の原動力となるものだからである。自国をグローバルなビジネス標準に適合させるため、UAE 政府は国内における知的財産の振興と執行に多大な投資を行ってきた。知的財産権を保護し、国際的なビジネス標準に従うため、UAE では政府が制定した知的財産法、知財関連の規則、知的財産権の執行可能性に関わる手続が実施されている。

本報告書は、UAE の知的財産制度の包括的な概観を提示するとともに、知的財産権がどのように執行されるかを示すものである。本書の筆者は、制度運用の仕組み、法的枠組み及び知的財産権の執行に関して、若干の洞察を企業に提供することを目指している。

本ガイドブックは情報提供のみを目的としており、本ガイドを起草した日までの法律および実務に基づいている。企業は UAE における堅固な知的財産システムを利用して、創造的な業務およびイノベーションを保護することを強く推奨する。

2. UAE における知的財産権制度の概説

UAE における知的財産権制度を論じる前に、UAE における法の構造を理解しておくことが重要である。知的財産権に関わる執行手続は、個々の首長国によって異なっているからである。

アラブ首長国連邦（UAE）が連邦制の主権国家として独立を宣言したのは 1971 年 12 月 2 日のことである。UAE は、アブダビ、ドバイ、シャールジャ、ラアス・アル=ハイマ、アジュマーン、ウンム・アル=カイワイン、フジャイラの 7 つの首長国から構成されている。連邦の首都はアブダビである。UAE の連邦機関には、UAE 連邦最高評議会（UAE Supreme Council）、UAE 大統領、副大統領、首相、連邦国民評議会、連邦裁判所などがある。

UAE の法の構造は 2 つの体系を通じて運用されている。UAE の最高司法機関である連邦最高裁を頂点とする連邦司法制度と、首長国レベルで活動する各首長国の司法部門である。連邦法は主張国の法よりも優先される。すべての首長国は、連邦の一般法（商法、民法、知的財産法等）に従っている。

UAE の司法制度はシビルロー（制定法）とシャリーア（イスラム法）を基盤としている。UAE においてコモンローが適用されるのは、ドバイ金融センターの裁判所とアブダビ・グローバル・マーケットの裁判所の 2 か所のみである。

アラブ首長国連邦（UAE）における知的財産保護の歴史は、1971 年の連邦設立時にまで遡る。¹ UAE の連邦憲法は知的財産権全般を保護しており、第 21 条²によって知的財産権の重要性を明瞭に謳っている。私有財産の保護を定めた同条の規定は以下のようにになっている：「私有財産は保護されるものとする。保護に関わる条件は法により規定されるものとする。公正な補償の支払を条件とした私有財産の放棄が法の規定に従って公益のために要求される場合を除き、いかなる者も自らの所有財産を剥奪されることはない」。さらに、憲法第 121 条³は、自国の知的財産法を作成する権利を連邦に委ねている。同条は以下のように規定している：「前条の規定を妨げることなく、以下の事項に関する法の制定は専ら連邦に委ねられるものとする：労使関係および社会保障；不動産の所有および公益のための土地収用；犯罪者の引渡；金融；あらゆる種類の保険；動植物相の保護；刑法、民事取引法および商取引法、会社法、民事訴訟法および刑事訴訟法に關係する主要な立法行為；人格・技術・知的財産に関する権利の保護；著作権、印刷・出版権の保護；武器弾薬の輸入（首長国の軍隊または治安部隊の使用に供される武器弾薬を除く）；その他の航空事業（連邦行政政府の管理能力が及ばない事項）；領海の画定および海上交通の組織化；経済自由区域の設定に関わる組織および方法、ならびに自由区域を連邦法の規定の適用除外とする範囲」。連邦憲法の主要な規定には、文学的・芸術的・工業的財産の保護や、著作者、公開および出版に関わる権利の保護に関する法を公布する責任は連邦が負う、と明記されている。ちなみに人格権とは、知的財産の無形の側面に関わる権利⁴と定義されている。UAE の民事取引法の第 111 条は以下のように規定している。

1. 人格権とは無形物に対して行使される権利である。
2. 著作権、発明者の権利、芸術家の権利、商標に関わる権利その他の人格権はすべて特別法の適用対象となる。

著作権、発明者の権利、芸術家の権利、商標に関わる権利その他の人格権に関する特別法の規定を以下に示す。

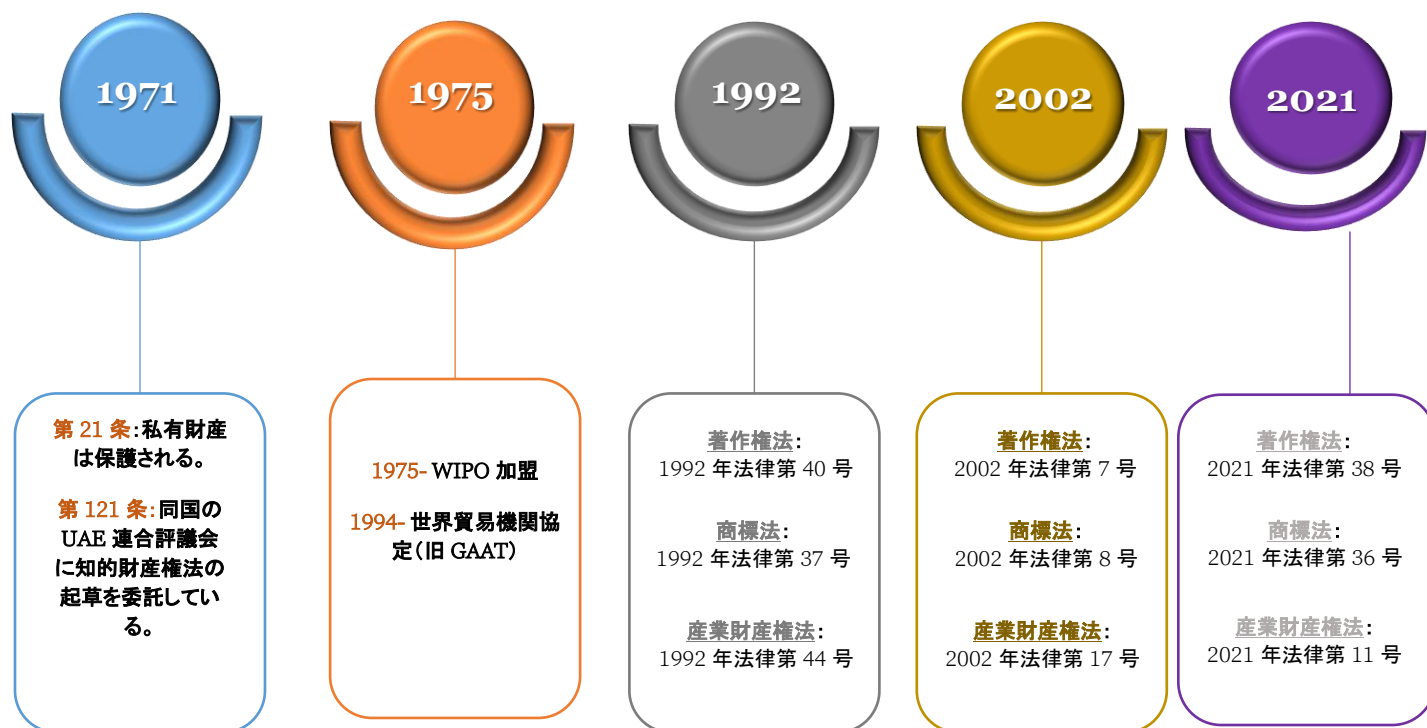
¹ <https://wam.ae/ar/details/1395242169580>

² <https://u.ae/en/about-the-uae/the-constitution-of-the-uae#:~:text=Article%2021%20states%20that%20private,national%20economy%20is%20social%20justice.&text=Article%2025%20provides%20that%20all,religious%20belief%20or%20social%20status>

³ https://www.difccourts.ae/application/files/3115/9465/4789/United_Arab_Emirates_2004.pdf

⁴ https://elaws.moj.gov.ae/UAE-MOJ_LC-En/00_CIVIL%20TRANSACTIONS%20AND%20PROCEDURES/UAE-LCEn_1985-12-15_00005_Kait.html?val=EL1

UAE における知的財産法の進化



2.1 知財当局の概要

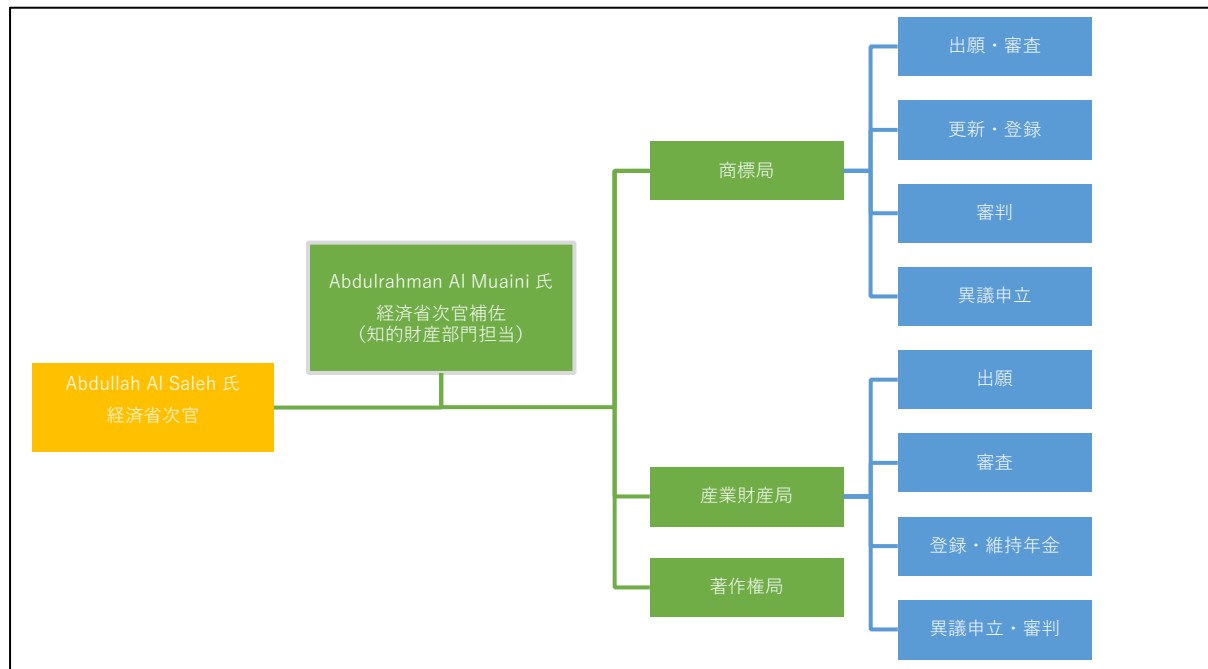
UAE における知的財産権の登録および維持を管理する連邦の監督官庁は経済省（Ministry of Economy；略称 MOE）である。経済省の組織構造には、6 つの主要な部門が含まれている。すなわち国際貿易部門、経済政策・調査部門、知的財産部門、起業・経済問題部門、商務管理・ガバナンス部門、サポートサービス部門である。所管の大臣および次官に直属する部局に加えて、25 の部局が同省の組織構造に含まれている。⁵

経済省への 1 回の出願を行うだけで、7 つの首長国において知的財産権の権原が保護されることになる。経済省には、知的財産権の保護に特化した部局として、商標局、著作権・著作隣接権局、イノベーション局、産業財産局が設けられている。それぞれの局は局長によって統括されており、すべての局が経済省次官に直属している。

上述したように、UAE は連邦国家である。知的財産法は連邦法と考えられており、権利の登録は連邦の監督機関である経済省において行われる。だが、権利執行のための措置は、侵害者の所在地に応じて、個々の首長国の異なる機関によって別々に実行される。

⁵ <https://www.moec.gov.ae/en/organizational-chart>

2.2 知財担当部局の組織構造



2.3 職員および審査官の数

2014 年以降、韓国特許庁（KIPO）がイノベーション局および産業財産局（特許局）と連携することとなり、韓国の特許審査官 14 名が UAE 経済省に派遣されている。⁶ 2024 年 1 月 31 日付のコミュニケーションによって、5 名の審査官が最近追加された。⁷ 現在、産業財産局には 5 名の審査官が配属されている。

2.4 方式審査と実体審査の有無

現在、商標および特許の出願については方式審査と実体審査の両方が実施されている。審査官は国家の法規と条約に定められた要件に従い、国際規範に合致する方法で審査を実施する。

また、UAE の産業財産局と韓国特許庁（KIPO）は、特許の実体審査に関する協力を開始する旨の協定を 2014 年に締結している。⁸

意匠出願については方式審査のみが実施される。ただし、産業財産局は最近では方式審査に関する審査報告書を作成するようになっている。意匠に関する実体審査手数料はまだ完全な形で適用されていない。

⁶ <https://m.theinvestor.co.kr/view.php?ud=20231129000647>

⁷ https://www.kipo.go.kr/en/engBultnDetail.do?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1755

⁸ <https://forum.rtarabic.com/world/1534303-%D9%83%D9%88%D8%B1%D9%8A%D8%A7-%D8%A7%D9%84%D8%AC%D9%86%D9%88%D8%A8%D9%8A%D8%A9-%D8%AA%D8%B1%D8%B3%D9%84-%D8%AE%D8%A8%D8%B1%D8%A7%D8%A1-%D8%A5%D9%84%D9%89-%D8%A7%D9%84%D8%A5%D9%85%D8%A7%D8%B1%D8%A7%D8%AA-%D9%84%D9%81%D8%AD%D8%B5-%D8%A8%D8%B1%D8%A7%D8%A1%D8%A7%D8%AA-%D8%A7%D8%AE%D8%AA%D8%B1%D8%A7%D8%B9/>

著作権も同様に、関連の部局による審査の対象となる。だが、審査プロセスは必要最小限にとどめられている。ソフトウェアに関する著作権申請の場合、方式審査のみが実施され、申請書が要件を満たしている限り登録証が発行されることになる。

2.5 官報からの情報入手

関連の部局が発行する官報上で公開されるのは、商標と産業財産権に関わる手続のみである。商標の公開は 1 か月に 2 度発行される官報上で行われており、官報の内容は経済省のウェブサイト (<http://www.moec.gov.ae/en/publication1>) において公開されている。商標局は、国内出願および UAE を指定国とする国際出願の受理、登録/修正、更新、取消決定等の手続をすべて公表している。産業財産局も定期的に公報を発行しており、公衆は当局のポータルを通じてオンラインで公報の内容を閲覧することができる。最近の手続変更により、ライブラリーの利用可能性について最新の情報を得ようとする出願人は経済省のポータル (<http://www.moec.gov.ae/en/services>) にアクセスするよう勧告されている。

官報に加えて、産業財産局は、産業財産権公報をまとめたデジタルライブラリーをオンラインで提供している。このライブラリーに含まれているのは、付与された特許に関する情報のみである。データは当局のポータル上で公開されている。最近の手続変更により、ライブラリーの利用可能性について最新の情報を得ようとする出願人は経済省のポータル (<http://www.moec.gov.ae/en/services>) にアクセスするよう勧告されている。

2.6 予算

UAE経済省の予算はUAE財務省によって決定され、管理されている。UAE政府は2024～2026年のロードマップに基づく連邦予算を承認しており、その総額はUAEディルハムで1,920億ディルハムに達している。公共セクターの予算としておよそ252億ディルハムが割り当てられており、この額は総予算の39%を占める。インフラストラクチャーと経済資源には総予算の約4%に相当する予算が割り当てられている。⁹ 経済省に割り当てられた2024年度の予算は、296,309,000ディルハム（日本円換算で12,148,669,000円）である。¹⁰ 知的財産部門に割り当てられている予算の正確な額は公開されていない。

2.7 国家の知財関連法規

UAEは1974年に世界知的所有権機関（WIPO）に加盟している。政府は、制定された法律を最新の世界的な知財慣行に適合させるべく、現行法の改正に力を注いでいる。2021年、UAEは同国の歴史において最大規模の立法改革を行った。犯罪・処罰法、オンラインセキュリティ法、睡眠薬および向精神薬の生産・販売・司法を規制する法律群など社会や個人の安全に関係する法律に加えて、投資、通商、

⁹ <https://wam.ae/article/3um58p-federal-general-budget-2024-approved-estimated>

¹⁰ <https://mof.gov.ae/wp-content/uploads/2024/02/AR007-اجمالى-مشروع-الميزانية-العامة-للاتحاد-عن-السنة-المالية-20248.pdf>

産業を始めとして営利企業、知的財産の規制と保護、著作権、商業登記簿、電子商取引、トラストサービス、売掛債権の買取、居住といった様々な分野で、40を超える法律が改正されたのである（2021年 UAE閣議決定）。¹¹

最近の法改正を経て、UAEは現在以下の知的財産法とそれらの法の施行規則を採択している。¹²

商標	2021 年連邦法第 36 号 ¹³
	付則－2022 年閣議決定第 57 号 ¹⁴
産業財産権法	2021 年連邦法第 11 号 ¹⁵
	付則－2022 年閣議決定決定第 6 号 ¹⁶
	付則－2023 年閣議決定第 112 号
著作権法	2021 年連邦法第 38 号 ¹⁷
	付則－2022 年閣議決定第 47 号 ¹⁸

模倣品は、UAE 商標法だけでなく商業詐欺取締法（Anti-commercial Fraud Law）に基づく処罰の対象となる。「商業詐欺の取締に関する 2016 年連邦法第 19 号」(Federal Law No(19) of 2016 on Combating Commercial Fraud)¹⁹の定義によれば、商業詐欺とは、偽造品・粗悪品・模倣品の輸入、輸出、再輸出、製造、販売、陳列、販売のための入手、保存、賃貸、上市または取引をいう（第 2 条）。注目すべき重要な点は、同法は違反者を規定するだけでなく違反者に科される具体的な処分を示しているということである。同法の第 12 条は、商業詐欺罪を犯した者は 2 年の禁固刑および 50,000 ディルハム以上 250,000 ディルハム以下の罰金刑または以上 2 つの刑のいずれかに処すと規定している。

以上の法以外にも、侵害者の処罰について複数の選択肢を定めている法律が UAE には存在する。すなわち、「市民取引法および同法の改正法に関する 1985 年連邦法第 5 号」（Federal Law No.5 of 1985 concerning the Civil Transactions Law and its amendments）²⁰、「刑法および同法の改正法に関する 1987 年連邦法第 3 号」（Federal Law No.3 of 1987 concerning the Penal Code and its amendments）²¹、「湾岸協力会議(GCC)統一関税法」（Gulf Cooperation Council (GCC) Common Customs Law）²²である。

¹¹ <https://uaecabinet.ae/en/details/news/uae-adopts-largest-legislative-reform-in-its-history>

¹² <https://u.ae/en/information-and-services/business/intellectual-property>

¹³ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

¹⁴ https://www.moec.gov.ae/documents/20121/0/CabinetDecision_57_2022_pdf.pdf/d7d18751-7071-dfd3-711db8b3d58174f2?t=1656667571429

¹⁵ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

¹⁶ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

¹⁷ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁸ https://www.moec.gov.ae/documents/20121/0/CabinetDecision_47_2022_pdf.pdf/deccddc2-536a-2123-d02cdd84bffcc5a5?t=16566679

¹⁹ <https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ae/ae040en.pdf>

²⁰ https://elaws.moj.gov.ae/UAE-MOJ_LC-En/00_CIVIL%20TRANSACTIONS%20AND%20PROCEDURES/UAE-LCEn_1985-12-15_00005_Kait.html?val=EL1

²¹ <https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1529>

²² https://rakcustoms.rak.ae/PublicationDocuments/RAK_Common_Customs_Law.pdf

2.8 知財関連法規はコモンロー、シビルロー、または両者の混合のいずれに基づいているか？

知的財産に関するアラブ首長国連邦（UAE）の法規は、主としてシビルロー（制定法主義）の原則に基づいている。UAE の法体系はイスラム法（シャリーア）の影響を強く受けるとともに、シビルローの伝統（特にフランスとエジプトの法体系）に根差している。²³

シビルローの原則は知的財産に関する UAE の規則の基礎となっているが、コモンロー的な要素や国際条約もまた UAE の法体系に含まれているという点は注目に値する。たとえば、UAE は「工業所有権の保護に関するパリ条約」、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」など、知的財産に関する多くの国際条約の締約国となっている。これらの国際条約は、UAE の知的財産法の発展や解釈に影響を及ぼしている。

2.9 法規の沿革、由来およびモデルとなった国々

知的財産に関するアラブ首長国連邦（UAE）の法律や規則は、さまざまな法体系や国際的な最良慣行に啓発されつつ時代とともに進化してきた。UAE の知財関連法規の沿革、由来、ならびにモデルとして UAE の法規に影響を与えた国々の概略を以下に示す。

UAE における知的財産法の発展は、1971 年の国家設立まで遡る。当初、UAE は国内規則と国際協定の組合せに依拠して知財問題に対処しようとしていた。時代を経るにつれ、知的財産保護を強化し、国際標準に適合させるため、UAE は特に知財について規定した様々な連邦法を制定するようになった。UAE の知的財産法の原点として、シビルロー、イスラム法（シャリーア）、国際条約など、さまざまな法的伝統を挙げることができる。シビルロー（制定法主義）の原則は、フランスとエジプトの法体系による影響を含めて、UAE における知的財産保護の法的枠組みを形成する上で重要な役割を果たしている²⁴ (khlegal, p.2022)。さらに、イスラム法の原則は知財関連法規の一定の側面について、特に人格権や文化的な事項に関して影響を及ぼしている。

自国の知財関連法規を発展させるにあたり、UAE は刺激と指針を求めて幾つかのモデル国家に目を向けた。知的財産に関する UAE の枠組みに影響を与えた主要なモデル国家としては、以下のような国が挙げられる²⁵ (khlegal, 2022)。

a. フランス：シビルローの法域であり知的財産法の先駆者でもあるフランスは、UAE の知財関連法規の多くの面で---特に特許、商標、著作権といった分野で---モデルとしての役割を果たしてきた。制定法を重視するというフランスの法体系の特性と包括的な知的財産保護は、UAE における同様の規定の発展に影響を及ぼしている。

b. 米国：UAE は主としてシビルローの原則に従っているが、米国などコモンローの法域に由来する発想も取り入れている。特に法執行の仕組み、模倣品対策、知的財産権管理などの分野ではコモンローの影響が見受けられる。知財保護に関する米国の法的枠組み（健全な法執行の仕組みや豊富な判例法を含む）は、UAE の知財関連法規の一定の側面に先人の知恵を提供している。

²³ https://www.nyulawglobal.org/globalex/United_Arab_Emirates.html#legalsystem

²⁴ <https://www.khairallahlegal.com/uae-law/civil-law-vs-common-law/>

²⁵ <https://www.khairallahlegal.com/uae-law/civil-law-vs-common-law/>

c. **イギリス**：イギリスも、UAE の知的財産法の形成過程で、特に著作権および著作隣接権に関わるコンテキストにおいて一定の役割を果たしている。著作権保護に関するイギリスの法的枠組み（著作権、保護期間、侵害に対する救済に関する規定など）は、UAE における同様の規定の発展に影響を及ぼしている。

d. **国際条約および国際機関**：個別の国家ではなく、知的財産法の調和化と標準化を推進する国際条約や国際機関も UAE に影響を及ぼしている。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）などの国際協定に UAE が加入し、世界知的所有権機関（WIPO）のような組織の加盟国になったことは、UAE の知財関連法規を世界標準に適合させる上で大いに寄与している。

全体として、UAE における知財関連法規の発展は、シビルローの原則、イスラム法の理念、モデル国家や国際条約の影響といった要素の組合せを反映している。多様な法的伝統や国際的な最良慣行を取り入れることにより、UAE は、知的財産権の効果的な保護を保証する一方でイノベーション、創造性、経済発展を促進するような堅固な法的枠組みの創造を目指している。

2.10 審査ガイドライン

商標、産業財産権、著作権に関わる審査手続に関して担当部局が公表するガイドラインは、UAE には存在しない。ただし、それぞれの法の施行規則に含まれる特定の条項に審査ガイドラインが盛り込まれている。すなわち、商標については 2022 年閣議決定第 57 号²⁶、産業財産権については 2022 年閣議決定第 6 号²⁷、著作権については 2022 年閣議決定第 47 号²⁸である。

商標出願および特許出願の場合、審査官は方式審査と実体審査の両方を実施する。意匠出願の場合、出願書類が審査され、当局の決定を示す審査報告書が発行される。著作権の場合、つまりソフトウェアの著作権申請の場合には、方式審査のみが実施される。

UAE 商標局は、相対的拒絶理由²⁹（先行商標の存在）および絶対的拒絶理由（法により定められた登録適格の基準）に基づいて商標の審査を行う。

相対的拒絶理由：類似および/または同一の商標が存在するか否かを確認するため、審査官は国内の商標データベースを検索する。この検索は国内商標と国際商標の両方について実施される。商標は、その商標を発音した際の音声的な類似性についても審査される。さらに、審査官は既存の商標の翻訳/翻字についてもチェックを行うことになる。また、絶対的拒絶理由の有無を調べるため、UAE 商標法の第 2 条および第 3 条に規定された国内規則および条件を出願商標が満たしているか否かが、審査官によって確認される。³⁰ 商標審査に関する指針は特に公表されていない。商標審査に関する説明は、商標法施行規則の第 5 条に示されている。³¹

²⁶ www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf

²⁷ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

²⁸ https://www.moec.gov.ae/documents/20121/0/CabinetDecision_47_2022_pdf.pdf/deccddc2-536a-2123-d02cdd84bffcc5a5?t=165666792508129 <https://www.moec.gov.ae/en/>

²⁹ <https://www.moec.gov.ae/en/trademark-registration>

³⁰ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

³¹ <https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf>

特許と実用新案については方式審査と実体審査の両方が実施される。提出された出願書類は当局（DIEPD）の実体審査に付され、2006 年連邦法第 31 条に定める要件がすべて満たされていることが確認される。

産業財産権の審査について文書化されたガイドラインは存在しない。

2.11 UAE を締約国とする国際協定

アラブ首長国連邦は、知的財産に関する世界的な基準や慣行に従うべく力を尽くしている。そのため、UAE は知的財産の分野において以下のような数多くの国際条約に積極的に加入している。³²

条約名	加入年月日	発効年月日
視聴覚的実演に関する北京条約	2014.10.15	2020.4.28
ベルヌ条約	2004.4.14	2004.7.14
ブダペスト条約	2021.2.17	2021.5.17
マドリッド協定議定書	2021.9.28	2021.12.28
マラケシュ VIP 条約	2014.10.15	2016.9.30
ニース協定	2022.1.18	2022.4.18
パリ条約	1996.6.19	1996.9.19
特許協力条約	1998.12.10	1999.3.10
ローマ条約	2004.10.14	2005.1.14
ストラスブール協定	2021.2.17	2022.2.17
WIPO 条約	1974.6.24	1974.9.24
WIPO 著作権条約	2004.4.14	2004.7.14
実演及びレコードに関する WIPO 条約	2005.3.9	2005.6.9
TRIPS 協定	1996	

3. 知的財産に関する最近の情勢

3.1 UAE の新たな知財エコシステム

2021 年から 2022 年にかけて、UAE 政府は知的財産法の大規模な改革に踏み切った。それ以来、政府は知的財産に関する新たなプログラムや戦略の策定に常に取り組んでいる。経済省は同省の 2023～2026 年の戦略目標の中で、イノベーションと知的財産権の分野におけるリーダーシップと競争力の実現という目標を掲げている。³³

³² <https://www.wipo.int/wipolex/en/members/profile/AE>

³³ <https://www.moec.gov.ae/en/strategy-and-policies>

それらの目標に従い、経済省はプログラムと戦略を練り上げている。2024 年 2 月、UAE 経済省は、知的財産の重要性を周知させるとともに同国における知財関連の手続を簡素化するプログラムに着手した。この新たな戦略は「知財エコシステム」(IP Ecosystem)と名付けられ、Abdullah Bin Touq 経済大臣によって発表された。知財エコシステムは発明者やイノベーターが自らの創造物を保護するのを助けるだけでなく、外国から従来以上の直接投資を誘致することによって経済成長の柱となるだろう、と大臣は主張する。大臣はさらに、この構想の目標は UAE におけるイノベーションと創造性を促進することであり、それにより競争と伝染性の刺激に満ちた環境が生まれ、知的財産権の出願を効果的に利用する能力を才能ある国民に与えるだろう、と付け加えた。³⁴

Bin Touq 大臣は講演の中で、「新たなシステムは 4 つのメインテーマに基づいている。知的財産に対する包括的な保護の提供を促進すること、特許権者やイノベーターが遭遇する侵害を減らすこと、紛争の解決、特許の登録を望む個人や組織に対して経済省が提供するサービスを開発することである。これは将来的には AI 技術に基づくシステムとなり、R&D ベースのプロジェクトを支援する後援者や施設がプロジェクトの成長をサポートし、知的財産保護がもたらす成果を活用し、それらの成果を外国市場に輸出して販売に供することが可能になるだろう。」³⁵

新たな知財システムには以下の 11 の構想が含まれている。³⁶

1. 「イノベーション・ハブ」は UAE の創作者が利用できるオンラインのインキュベーター・プラットフォームであり、「エミレーツ人材開発協会」(Emirates Association for Talented)との提携関係の下で特許の登録に関する技術的なガイダンスや支援を提供する。
2. 「特許ハイク構想」の目的は、特許付与の件数を増大させ、イノベーターに対し UAE での特許出願を奨励することである。研究機関および学術機関と提携し、2026 年までに新規特許登録 6,000 件の達成を目指す。
3. 「Fahes」(審査官育成構想)は経済省による構想で、就労機会提供・人材育成プログラム「Nafis」との連携により、教育・啓発プログラムを通じて知的財産に関する首長国の人材の技能と競争力を高め、雇用機会を創出し、イノベーションや創造的活動の分野への民間セクターの関与を促進することを目指している。
4. イノベラボ (InnovLAB) 構想は、政府開発・未来担当国务大臣 (Minister of State for Government Development and the Future) との連携により、インキュベーターの能力強化、競争力向上、地域・連邦・教育機関における彼らの活動の評価を目指す。
5. インスタブロック構想：経済省が電気通信・デジタル政府規制局 (Telecommunications and Digital Government Regulatory Authority) と提携して「インスタブロック」(InstaBlock)と呼ばれる即時サービスを提供する構想。このサービスは、ライブストリーム配信中に発生した著作権侵害の苦情に対処するもので、知的財産権の迅速な保護が主な目的である。
6. UAE のスポーツ部門に属する登録商標の数を増やすため、経済省はスポーツ庁 (General Authority of Sports) と提携して「IP SPORT」と呼ばれる構想を導入する予定。この構想の目標は、「UAE イノベーション月間」(UAE Innovation Month)を利用して知的財産権に関する知識をスポーツ業界に普及させ、知的財産権を常に意識させることである。

³⁴ <https://www.thenationalnews.com/business/economy/2024/02/07/uae-introduces-programme-to-bolsterintellectualproperty/#:~:text=IP%20Ecosystem%20programme%20will%20help,foreign%20direct%20investment%20to%20country&text=The%20Ministry%20of%20Economy%20has,trademark%20registrations%20in%20the%20UAE>

³⁵ <https://wam.ae/en/article/b1jm8a0-ministry-economy-launches-its-new-intellectual>

³⁶ <https://wam.ae/en/article/b1jm8a0-ministry-economy-launches-its-new-intellectual>

7. ワンデー商標構想は経済省と財務省による合同プロジェクトであり、商標登録証の取得プロセスを迅速化して 1 営業日以内に取得可能にする。UAE における商標登録件数を増やして新たな収入を生み出すことが目的である。
8. IP プラットフォーム構想：知的財産権に関するデータを管理する様々な政府機関のデータを接続、統合する次段階の統一デジタルプラットフォームの創設を目指す。このプロジェクトでは当該分野で最新の技術が利用される予定で、経済省が他の政府機関とともに実装作業を指示する。
9. 経済省は、2026 年にドバイで開催予定の国際商標協会 (INTA) の年次総会において「Hayyakom」と称する構想を発表する意向である。その目的は、国際企業にとっての UAE の魅力を向上させ、自国ブランドの評価を高めることである。
10. IP スクール構想は、WIPO の承認を得て知的財産に関する多彩な研修プログラムを企画するとともに、知財保護団体の「ブランド権利者保護グループ」 (Brand Owners Protection Group) および「ダヒ・ハルファン知的財産センター」 (Dhahi Khalfan Intellectual Property Center) の提携により学生向けのカリキュラムの開発を目指すものである。
11. 仮想キャラクター「アーイシャ」 (Aisha)：知的財産権の理解を普及させるためにデザインされたオンライン上の仮想人格で、イベント参加やソーシャルメディアチャンネルを通じて視聴者と双方向のやり取りを行い、視聴者からの質問に回答するキャラクター。

3.2 主要な法改正

商標

新商標法（2022 年法律第 36 号）による主要な変更及び改正と旧法（2002 年法律第 37 号）³⁷の比較

商標法
第 2 条： 新法により商標の定義が拡張され、色、標識、立体標識およびホログラムが商標の定義に含まれることがより詳細に明記された。また、匂いが商標と見なされることとなった。
第 3 条： 9 項：他人所有の商号を含む商標の登録が禁じられる旨が明記された（つまり、以前の判例において商標と商号の分離に関して発生した論争は解決されたことになる）。 11 項：同一の製品又は役務について先に登録された商標と同一又は類似の商標の登録禁止に関する旧法第 10 条の規定が第 3 条 11 項に盛り込まれた。 13 項および 14 項：周知商標に与えられる保護が拡張され、明示的に規定された。 16 項：登録出願に明示された商品の形状の登録を禁じるとともに、他と異なる主観的要素の存在は受容されると規定することにより、立体商標の審査と登録を規制している。

³⁷ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/209292>

第 4 条：

周知商標を定義するにあたって、「工業所有権保護のためのパリ条約」の総会および世界知的所有権機関（WIPO）の総会において採択された周知商標の保護に関する共同勧告に記載され、判例においても判決文の中でしばしば言及される指針的要素が新法には盛り込まれている。周知商標か否かの判断にあたっては、販促活動の結果として獲得された公衆の認知度、商標の登録期間、使用状況、商標が登録されている国の数または人気度、価値もしくは影響力が考慮される。

第 6 条：

あらゆる自然人もしくは法人が自らの商標を登録する機会を有すると規定している。旧法では商標登録の権利を有する者が制限されていた。

第 8 条：

1 項：1 件の出願で複数の区分を指定して商標を登録することができる。

2 項：特定の区分に属する商品またはサービスの類似性に関して新たな判断基準を採用。出願時に指定された区分の数に関わらず、新法の下では、複数の商品が同一の分類に属しているという理由で類似であると見なされたり、異なる分類に属しているという理由で類似でないで見なされたりすることはない。

第 12 条：

商標登録出願に特定の制限を課す、補正を要求する等の出願管理において経済省の権限を認める。また、当局の決定から 30 日以内に出願人が応答しなかった場合、当該出願は放棄されたものと見なされる。経済省は、出願に関する決定を 90 日以内に示す義務を負う。

第 13 条：

3 項：経済省の決定に対する上訴権（審判請求の権利）は、拒絶査定に対する不服の申立がなかった場合には消滅する。

第 14 条：

1 項：審判委員会の編成に関する改正。審判廷は専任の審判長 1 名と専門家 2 名から構成される。

第 16 条：

異議申立に関する決定に不服がある場合に審判請求が認められる期間は、決定通知の日から 30 日に変更された（旧法では 15 日であった）。

管轄権を有する裁判所が登録手続の中断を決定しない限り、商標部または裁判所への上訴によって登録手続が中断されることはない。つまり、異議申立が拒絶され、その拒絶決定に対して上訴が提起された場合であっても、商標の登録手続は開始されることになる。登録手続が中断されるのは、手続の一時停止を命じる判決を裁判所が下した場合のみである。

（別の言い方をすれば、異議申立却下の判決を不服とする上訴のせいで一時停止されている商標登録の手続の続行を求める申立を行うことが可能である。）

第 18 条： 1 項：悪意による登録は、登録から 5 年が経過した後であっても、商標の所有権について訴訟により争う根拠となりうる。 2 項：商標の使用による優先権は、当該商標について所有権を主張する根拠となる。ただし、登録日から 5 年が経過した後では訴訟の提起は認められない。
第 23 条： 本邦で開催された国際見本市において未登録商標が展示される場合、そのような未登録商標には一時的な保護が与えられることになった。
第 24 条： 2 項：周知商標に類似した商標が登録された場合、その登録の日から 5 年以内に当該類似商標の登録取消を求める権利が周知商標の権利者に与えられる。
第 28 条： 相続、遺言、贈与その他の合法的な形態により（対価の有無を問わず）商標の所有権を移譲する方法が明記された。
第 31 条： ライセンス契約を登録簿に記載する必要はない。ライセンス契約は文書契約とし、公証人による認証を得ることを要すると規定されている。
第 35 条、36 条、37 条： 非営利目的の標章の登録に加えて、団体標章や監督・検査を目的とする標章の登録に関する規定が整理された。
第 38～44 条： 地理的表示の保護に関する規定および地理的表示の登録を規制する規定が導入された。
第 45 条： 通関管理の制度が導入され、商品を押収し、最長 20 日の期間にわたって押収品を留置する権限が税関に与えられた。
第 46 条： 個人の所持品としての持ち込み又は小包による少量かつ非営利目的の輸入や、権利者が輸出者の国の市場において流通に供する商品については第 45 条の規定は適用されない旨が明記されている。
第 47 条： 商標侵害事案の予防措置に関する簡易裁判所判事の権限が詳細に説明されている。 （ただし、上記の予防措置に関する民事裁判所の権限は明確にされていない。第 48 条は損害賠償請求に言及しているのみである）

第 49 条： 商標の偽造や模倣に対する罰則が強化された。<u>偽造もしくは模倣された商標を付した商品の輸出入に加え</u>、商標を偽造もしくは模倣する行為、偽造もしくは模倣された商標の営利目的での使用、偽造のための工作設備の所持も処罰の対象となり、刑罰も強化されて禁固刑および/または 10 万ディルハム以上 100 万ディルハム以下の罰金刑となっている。
第 50 条： 偽造・模倣された商標を付した商品を販売・陳列した者や販売目的で所持していた者に科される罰金は、5 万ディルハムから 20 万ディルハムまでに制限されている。
第 51 条： 累犯の場合には罰金は加重されて倍額となるが、上限額の 2 倍を超えない旨が明記されている。
第 53 条： 法執行の日付に先立ち、法執行に関する決定がまだ下されていない時期に提出された請求については、新法の規定は適用されない。
第 55 条： 経済商業省は、本法の施行および本法に基づく犯罪や違反を監督・管理する権限を与えられる。

産業財産法

新商標法（2022 年法律第 36 号）による主要な変更及び改正と旧法（2006 年法律第 31 号）³⁸との比較

新特許法の主要な改正点		
手続	旧法	新法
維持年金	納付期限から 3 か月以内の延滞については延滞金が科されない。	納付期限から 3 か月以内の延滞については延滞金が科されない。
	猶予期間：3 か月（延滞金を支払う）	猶予期間：6 か月（延滞金を支払う）
関係書類の認証	UAE 領事による適正な認証を要する。	公証人による認証だけでよい。
委任状	外国で発行された場合には UAE 領事による適正な認証を要する。 UAE で発行された場合には、公証人による適正な認証を要する。	出願人全員の署名を要する。 UAE または外国の公証人による認証を要する。 UAE の公的機関（政府機関、国立大学等）の印章は公証人による認証と同等の効力を有するものと見なされる。
譲渡証書	外国で発行された場合には UAE 領事による適正な認証を要する。	会社の場合： 発明者全員 の署名を要する。

³⁸ <https://wipo.lex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/ae/ae014en.pdf>

	UAE で発行された場合には、公証人による適正な認証を要する。	発明者が UAE の会社の従業員である場合、その会社は、委任状に代わるものとして雇用証明書または雇用契約書の写しを提出することができる。UAE の知的財産法の下では従業員の発明は自動的に雇用主に譲渡されるからである。 譲渡証書もしくは雇用契約書は、UAE または外国において公証人による認証を受けるものとする。 UAE の公共機関（政府機関、国立大学等）の印章は公証と同等の効力を有するものと見なされる。
定款または設立証明書 (COI)	外国で発行された場合には UAE 領事による適正な認証を要する。 UAE で発行された場合には、公証人による適正な認証を要する。	COI は、UAE または外国の公証人による認証を要する。 UAE の公的機関（政府機関、国立大学等）の印章は公証人による認証と同等の効力を有するものと見なされる。 COI が UAE の政府機関によって発行された場合（経済開発局が発行した営業許可など）、公証人による認証は不要。
早期審査制度	なし	あり
特許/実用新案		早期審査手数料：2,000.00UAE ディルハム（82,000 円/545US ドル） - 公に告知される。 - 最初の審査は 6 か月以内。 - 早期審査の適用には条件が存在する。
特許請求項 (クレーム) の作成	特に制限なし	- 発明が装置または方法であること。 - 「使用」は<u>認められない</u>。 - <u>クレームの数</u>: 特許は 50 項目まで、実用新案は 10 項目まで。 - <u>択一的な引用</u>: 1 個のクレームが複数のクレームを引用する場合、その引用は択一的な形でなされなければならない。 - <u>複雑な引用関係</u>: 広範な引用関係の複雑性に関する規制。

審査報告書	適用される規定なし	- 2 回目の再審査の後、出願人に十分な機会が与えられたと審査官が判断した場合、審査官は出願拒絶の処分を下すことができる。 - 2 回の再審査の後の最終的な出願拒絶査定。
特許付与後の再審査	該当せず	特許無効の申立/異議申立の場合、特許付与後の再審査が必須となる。
出願前の情報開示	完全な非開示が要求される。	特許/実用新案/工業意匠の場合、出願前 12 か月の猶予期間あり。
進歩性	該当せず	詳細な定義：同一の関連事業分野に属する通常の人物にとって、先行技術に照らして「自明」でないこと。
期間の計算	該当せず	施行規則の第 2 条に明記されている。
意匠の審査	該当せず	新法の規定によって導入された。ただし、2024 年 2 月 19 日の時点では、まだ適用されていない。
特許・実用新案の分割出願	該当せず	分割出願の導入－新法の第 16 条。
意匠の保護期間	出願日から 10 年。	出願日から 20 年。
審判委員会	不服がある場合は裁判所に上訴。	産業財産局の内部に審判委員会を設立。委員長は異議申立の事案を扱う審判官。
PCT	UAE から PCT 出願は WIPO 国際事務局を通じて行われる。	UAE 産業財産局が受理官庁となる。
特許不適格な主題	ソフトウェアの特許性に関する規定は旧法には存在しない。	特許性を排除される発明の中にソフトウェアが明示的に含まれている。
公開	出願の公開は一定の猶予期間が経過した後で OG により行われる。	18 か月の公開期間を導入。
罰則	5,000UAE ディルハム (205,000 円/1,362US ドル)～10 万 UAE ディルハム (4,100,000 円/27,229US ドル)	10 万 UAE ディルハム (4,100,000 円/27,229US ドル)から 100 万 UAE ディルハム (41,000,000 円/272,294US ドル) の罰金に加え、禁固刑の可能性あり。
2023 年閣議決定第 112 号－産業財産関連サービスに係る公定料金の改定		
公定出願手数料	会社－2,000.00UAE ディルハム (82,000 円/545US ドル) 個人－1,000.00UAE ディルハム (41,000 円/273US ドル)	会社および機関－2,000.00UAE ディルハム (82,000 円/545US ドル) 個人、中小企業 (<i>SME</i>)、学術団体－1,000.00UAE ディルハム (41,000 円/273US ドル)

クレーム数に基づく審査手数料	クレーム数に関わらず 7,000UAE ディルハム (287,000 円/1906 US ドル)	特許料の項を参照
維持年金	該当せず	特許料の項を参照

著作権法³⁹

著作権法の主要な改正点としては以下のようなものが挙げられる。

- 雇用著作物の法理の導入。
- ソフトウェア、スマートアプリケーション、コンピュータのプログラムおよびアプリケーションおよびデータベースの保護が著作権法の規定に明記された。
- 建築著作物の所有権の定義。
- フェアユースに関する適用除外の導入。
- 罰則の増加。

3.3 UAE の知的財産権に関する統計

3.3.1 商標⁴⁰



商標出願⁴¹

項目	2022 年度の出願件数
商標出願	60,117
居住者による出願	8,159
外国人による出願	52,018
UAE からのマドリッド国際出願	115
UAE を指定国とするマドリッド国際出願	9,183

³⁹ <https://www.legal500.com/developments/thought-leadership/intellectual-property-rights-in-the-uae/copyrights-trademarkspatents/#:~:text=Copyrights%20in%20the%20UAE&text=38%2F2021%2C%20which%20grants%20protection,authority%20responsible%20for%20copyright%20registration>

⁴⁰ <https://www.wipo.int/edocs/statistics-country-profile/en/ae.pdf>

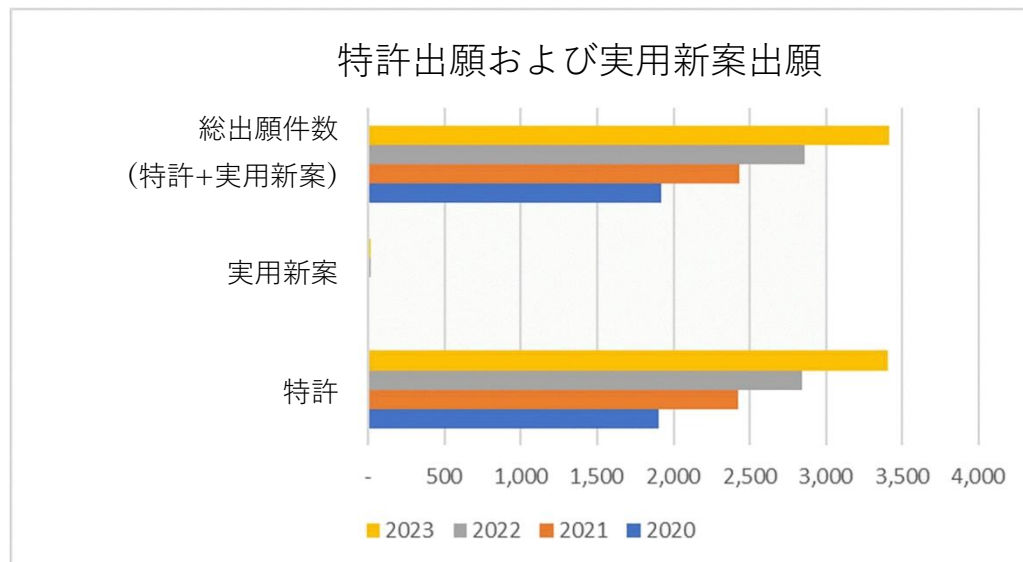
⁴¹ <https://www.wipo.int/edocs/statistics-country-profile/en/ae.pdf>

出願人の本国別に見る商標登録出願⁴²



3.3.2 特許

特許出願および実用新案出願⁴⁴

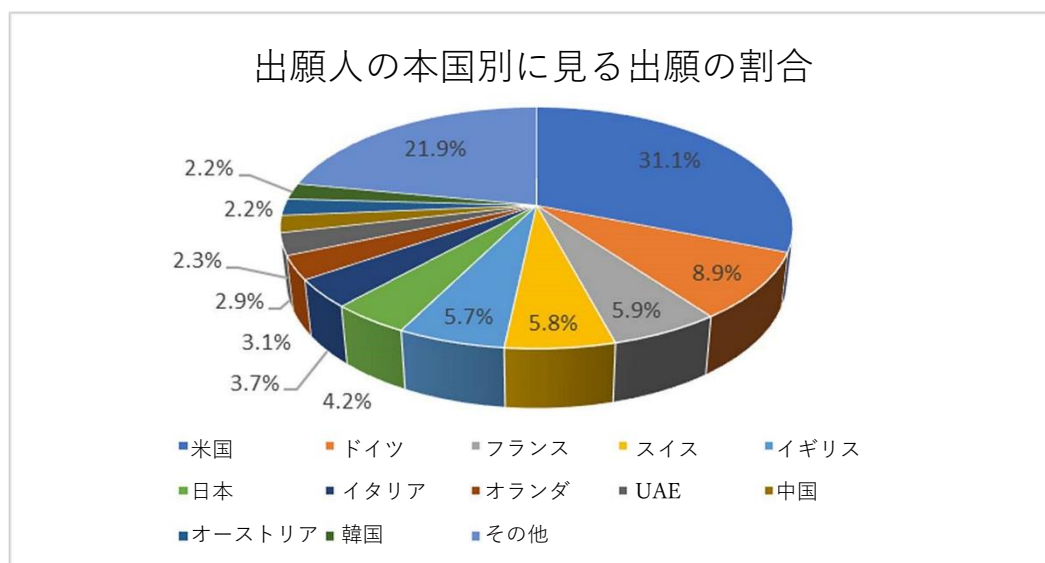


⁴² <https://www.moec.gov.ae/en/moe-opendata?q=trademarks>

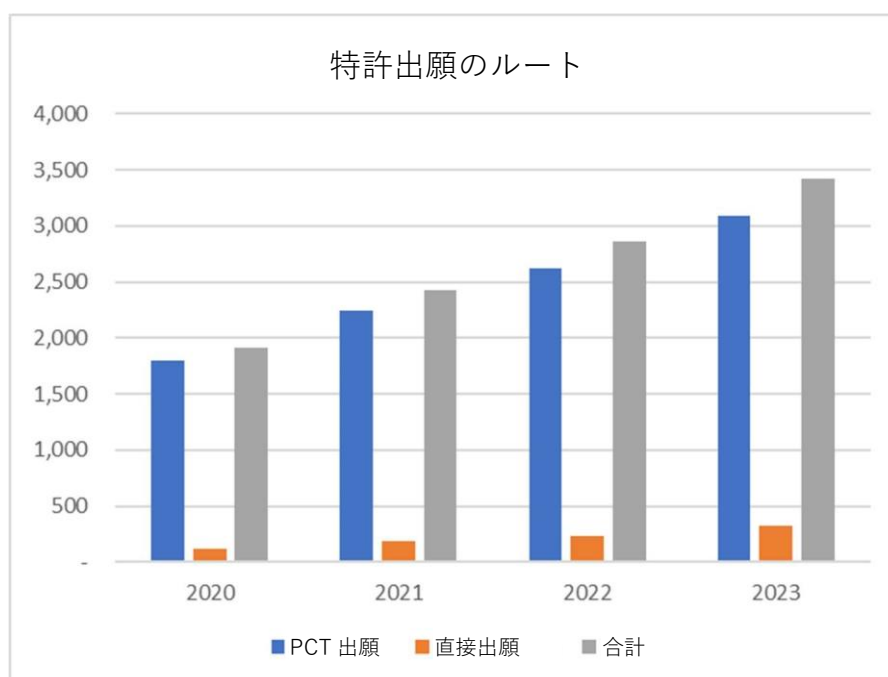
⁴³ <https://www.moec.gov.ae/en/moe-opendata?q=patent>

⁴⁴ <https://www.moec.gov.ae/en/moe-opendata?q=patent>

出願人の本国別に見る UAE 特許の出願

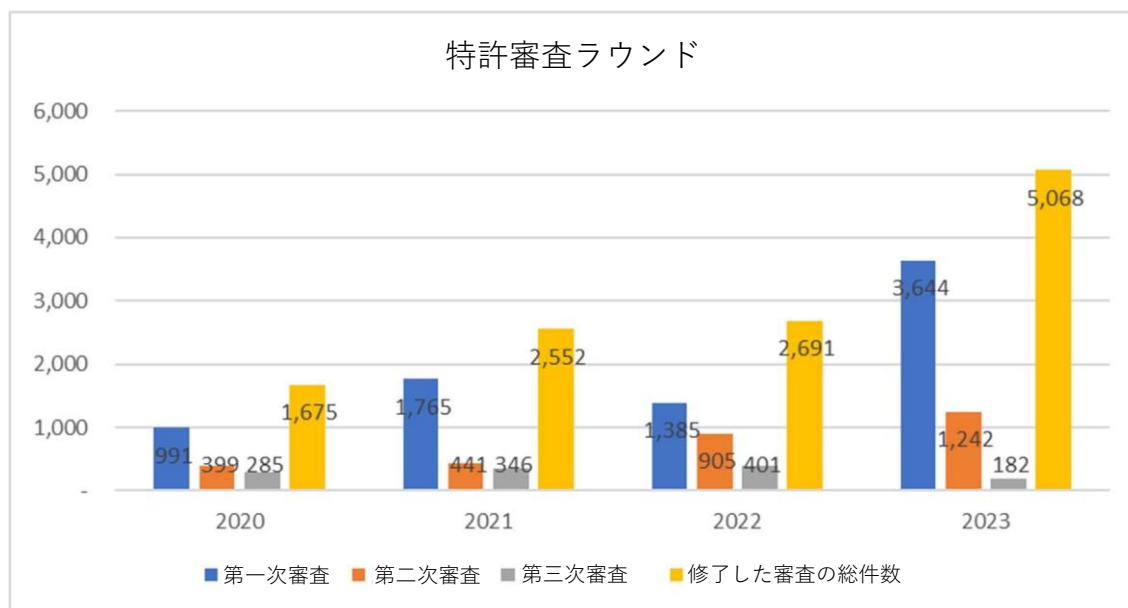


特許出願のルート⁴⁵

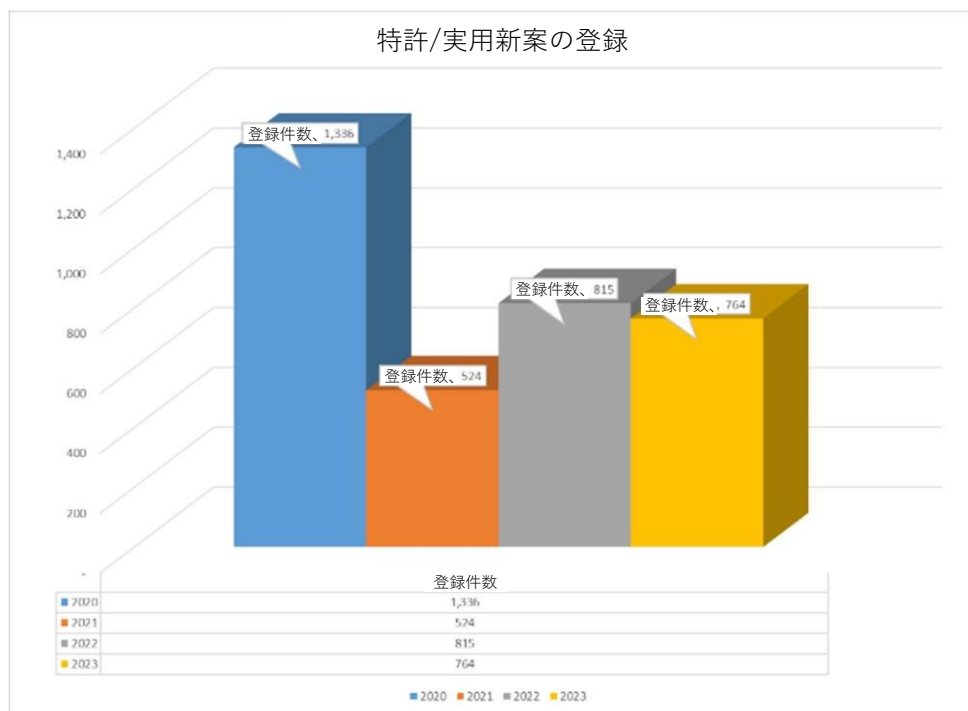


⁴⁵ <https://www.moec.gov.ae/en/moe-opendata?q=patent>

特許審査ラウンド ⁴⁵



特許/実用新案の登録 ⁴⁵

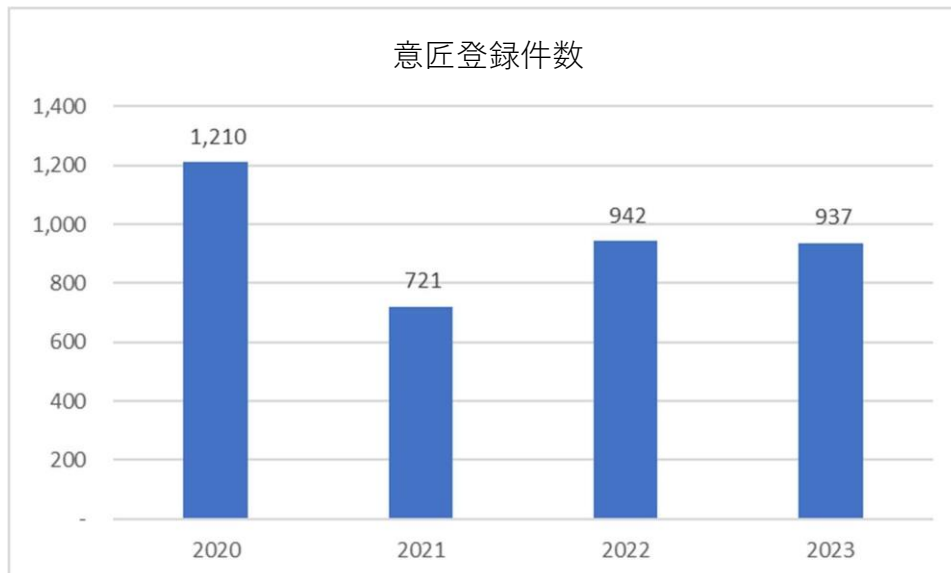


3.3.3 意匠⁴⁶

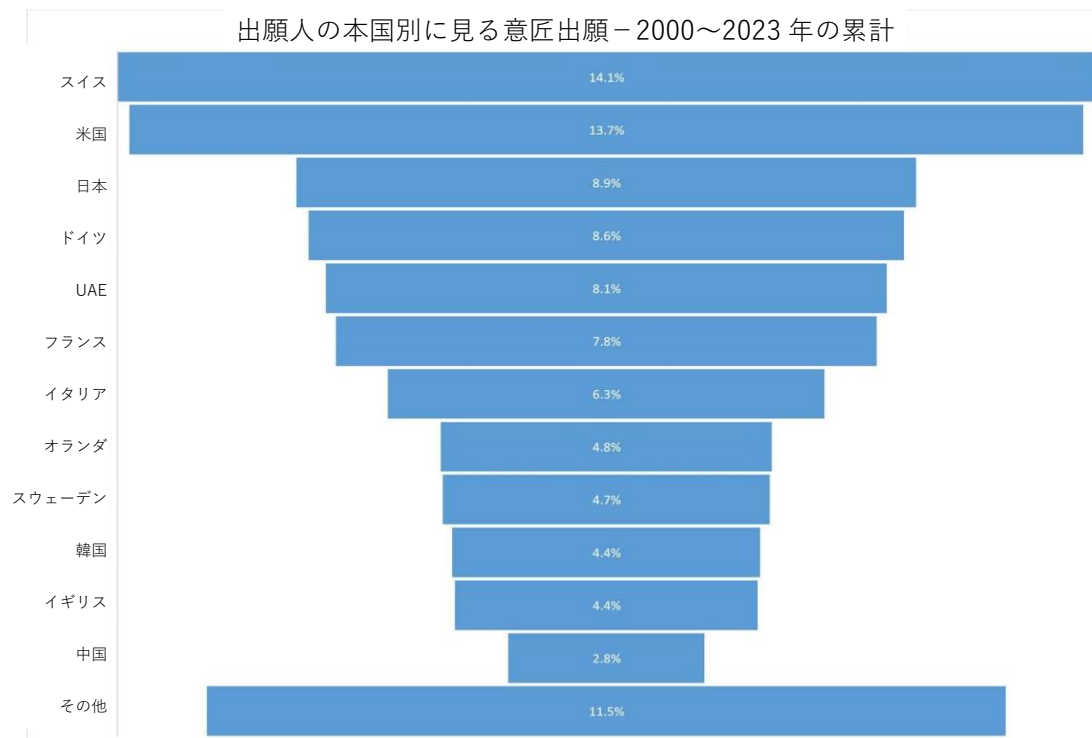
意匠出願の件数

	2019	2020	2021	2022
意匠出願	923	689	983	902

意匠登録



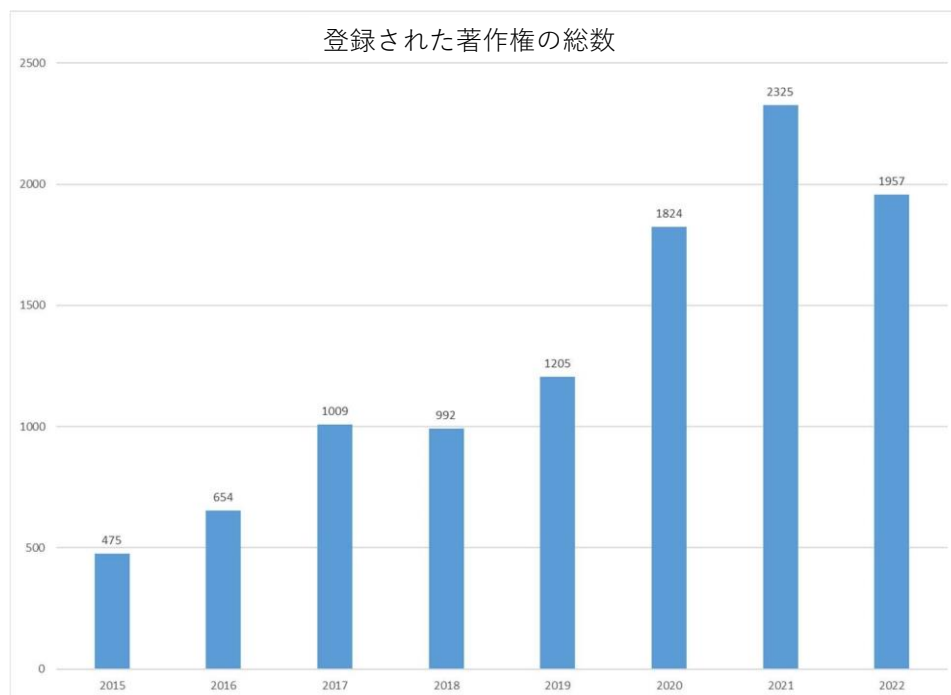
出願人の本国別に見る意匠出願⁴⁶



⁴⁶ <https://www.moec.gov.ae/en/moe-opendata?q=%D8%AA%D8%B5%D8%A7%D9%85%D9%8A%D9%85>

3.3.4 著作権⁴⁷

著作権登録



タイプ別にみる著作権申請（2022 年）⁴⁷

著作権のタイプ	出願件数
文学的著作物	1148
ソフトウェアおよびアプリケーション	269
視聴覚著作物	142
絵画著作物	112
聴覚著作物	71
応用美術著作物および成型美術著作物	69
設計図および図面	34
建築著作物	29
写真著作物	18
視覚著作物	16
美術的著作物	14
地図	12
音楽著作物（歌詞があるもの）	11
音楽著作物（歌詞がないもの）	9

⁴⁷ <https://www.moec.gov.ae/en/moeopendata?q=%D8%A7%D9%84%D9%85%D8%B5%D9%86%D9%81%D8%A7%D8%AA>

著作者の本国別に見る著作権（2022 年）



4. 知的財産権の定義と適格な出願の要件

4.1 特許

特許、実用新案、工業意匠および電子回路に適用される UAE の国内法は「産業財産権の規制と保護に関する法律（2021 年 UAE 連邦法第 11 号）（UAE Federal Law (11) of 2021 regarding the Regulation and Protection of Industrial Property Rights）」⁴⁸と、同法の施行規則を定めた「2022 年閣議決定第 6 号」⁴⁸である。この新法によって大幅な法改正が行われ、手続が明確化された。旧法では 10 年であった意匠の保護期間が 20 年に延長された。新法の下で、特許付与後の再審査や産業財産局への異議申立が実現することとなった。さらに、特許の早期審査も新法によって導入された。早期審査の場合、審査手数料プラス早期審査の追加料金が支払われた日から 6 か月以内に審査が終了することになっている。また、新法に導入された規定により、失効日から 9 か月以内であれば失効した出願を回復することが可能になった。ただし、出願の回復には別途料金が課される。

経済省の傘下で産業財産を担当する部局は、「経済イノベーション開発・特許局」（Development of Innovation in the Economy and Patent Department；略称 DIEPD）である。

⁴⁸ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

4.1.1 定義

UAE の法の定義によれば、特許とは、革新的な着想もしくは改良に由来する新規の発明であって、産業上の利用可能性を有するものをいう（第 5 条）⁴⁸。世界知的所有権機関（WIPO）が説明するところでは、特許とは、「発明、すなわち一般に何かをなすための新規な方法を提供するか問題に対する新規な技術的ソリューションを提供する製造物または方法について与えられる排他的な権利」⁴⁹である。

4.1.2 特許付与の要件

UAE 産業財産法（2021 年連邦法第 11 号）⁵⁰の第 5 条は、新規な着想もしくは新規の開発に由来する革新的技術であって、新規の製造手順を必要とし、技術的に容易に実施しうるものはすべて特許付与の対象となると規定している。

特許付与の条件と特許性の要件は以下の通りである。

2. 棄損の特許発明に関わる新規な用途、修正、改良または追加は、本法に定める条件を満たしている場合には、独立した主題として特許付与の対象となる。
3. ある発明が新規と見なされるのは、特許の出願日もしくは合法的に主張される優先日に先立って書面もしくは口頭による情報開示、使用、その他の手段により既に公知されていた先行技術によって先知されていない場合である。
5. ある発明が進歩性を備えていると見なされるのは、当該発明が、当該特許出願に関係する先行技術の結果として当業者である通常の人物が直感的に思いつく手順に該当しない場合である。
6. ある発明が産業的用途を有すると見なされるのは、いずれかの産業分野で当該発明を製造もしくは使用することが可能な場合である。

特許の開示

特許出願日の直前 12 か月以内に発明者もしくは第三者によって発明が開示された場合、産業財産法第 5 条の規定により、UAE の法の下では前記の開示は発明の開示とは見なされない。

4.1.3 保護期間

産業財産法第 18 条は、保護期間を以下のように定めている。

権原	保護期間
特許	出願日から 20 年。UAE は期間を計算する際に通常のグレゴリオ暦を使用している。

UAE における特許および実用新案の適格条件

UAE 産業財産法第 7 条⁵¹の規定は、特許もしくは実用新案として出願しえない主題を以下のように定めている。

- a. 動植物の研究、植物品種、動物種または植物もしくは動物を生産する生物学的方法。ただし、本法の施行規則に定められた微生物学的方法及びその生産物は除く。

⁴⁹ <https://www.wipo.int/patents/en/#>

⁵⁰ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

⁵¹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

- b. 人および動物の治療に関する診断方法、治療方法および外科的処置。
- c. 科学的な原理、発見および理論ならびに数学的方法。
- d. 商業活動の遂行または純粋に精神的な活動の遂行またはゲームの実行に関わる方式、規則、ソフトウェア、方法。
- e. 自然物。天然資源から精製・分離されたものであっても天然に存在する物質は特許性を持たない。ただし、天然資源から自然物を精製・分離する方法は特許性を有する。
- f. その使用が公の秩序または善良の風俗に反する発明、または生命、環境もしくは公衆衛生にとって有害な発明。

経済省が特許出願を審査した上で当該発明が安全保障もしくは国防に関わるものであると判断した場合、本法の施行規則に規定された手続が適用されるものとする。

4.1.4 出願/登録手続

出願の場所

特許の国内出願は、経済省（MOEC）のオンラインポータルを通じて行うことができる。国内に居住している出願人は、オンラインでアカウントを作成した上で出願書類を直接提出することができる。外国企業の場合、国内の法定代理人を任命する義務がある。特許出願は、直接の国内出願として行ってもよく、UAE を指定国とする PCT 出願によって行ってもよい。

産業財産局は 2024 年 2 月 27 日に新しいポータルを開設した。この新たなポータルは、2021 年法律第 11 号⁵²による法改正に対応するとともに、2023 年閣議決定第 112 号による新たな料金体系に対応している。このことは新しいポータルの機能が段階的に開始されることを示している。ポータルの新設をめぐる専門家との協議が何度も実施されているため、本報告書作成の時点ではまだ最終的に決定されていない事項もいくつかある。2024 年 3 月 12 日、産業財産局は新たに提供される機能（特許、意匠、実用新案の出願と維持年金の払込）に関する協議を開催した。この日までは、まだアクティブになっていない機能があった。前記の協議の日まで解禁されていなかったサービスには、産業財産関係の刊行物を収めたデジタルライブラリーの他にも、代理人の任命/解任、名称・住所の変更の登録、ライセンシングおよび合併の登録等がある。この協議の際に、当局のプラットフォームのすべての機能の提供が完了するまでは、出願人は UAE 経済省（moec.gov.ae）の特許出願のウェブサイトを開覧し、新ポータルのガイドラインの詳細を把握するよう勧告されている。⁵³

出願に必要な文書は出願人の属性によって異なってくる。つまり、2023 年閣議決定第 112 号によれば、UAE を本国とする出願人と、UAE で特許を登録しようとする外国人の出願人と、中小企業(SME)や学術団体とでは、出願の際に要求される文書に違いがある。

UAE を本国とする出願人/法定代理人であれば、UAE 経済省のウェブサイトログインして「Patents and industrial design services」（特許・工業意匠サービス）をクリックし、「Register」（登録簿）を選択すればよい。ウェブサイトのアドレスは以下の通り：

<https://services.economy.ae/m/Pages/CategoryServices.aspx?CategoryID=14&lang=en-US>

⁵² <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

⁵³ <https://www.moec.gov.ae/en/w/renew-registration-of-industrial-property-agent-2>

特許手続に関する詳細なガイドは以下のアドレスでユーザーに提供される：

<http://www.moec.gov.ae/documents/20121/58361/MoEc+Patent+-+User+Manual+for+Applicants+-+English.pdf>

The screenshot displays the MoEC Patent Application System interface, divided into three main sections: Description, Applicant, and Inventor.

Description Section: This section contains two text editors for entering the patent description. The left editor is for English, and the right editor is for Arabic. Both editors feature a rich text toolbar with options for bold, italic, underline, text color, background color, font size, and text alignment. Below the editors, there is a section for "Drawings and Sequence Listing" with a file upload button and a status bar showing "Extensions: pdf", "Number of files: 1", and "File space: 20 MB".

Applicant Section: This section is titled "Applicant" and includes a "Save" button and a "Reset" button. It contains a dropdown menu for "Applicant Type" (currently set to "Natural Person Inside UAE"). Below this, there are input fields for "Emirates Id Number" (with a placeholder "784-XXXX-XXXXXXX-X"), "Full Name (English)", "Full Name (Arabic)", "Mobile Number", "Nationality", "Emirates", "Email", "Gender", and "Person of Determination".

Inventor Section: This section is titled "Inventor" and includes a "Save" button. It contains input fields for "Full Name (English)", "Full Name (Arabic)", "Nationality", "Mobile Number", "Address Country", "Email", "Gender", "Person of Determination", "Address (English)", and "Address (Arabic)".

出願人は、オンライン上のフォームに必要な情報の記入を求められる。出願人は、出願時に以下の情報を提供する義務を負う。

英語（日本語）	アラビア語
Abstract（要約）	
Title of the patent（発明の名称）	
Applicant(s)'s name, nationality & Address（出願人の氏名/名称、国籍及び住所）	
Inventor(s)'s name, nationality & Address（発明者の氏名/名称、国籍及び住所）	
PCT 出願の場合には書式 RO	
発明の完全な記述、特許請求項、図面	出願日から 90 日以内であれば後日提出可

出願人の適格性

出願人が個人であっても法人であっても、UAE において特許登録を出願することができる。

- UAE を本国とする出願人/法定代理人の場合：以下のオンラインポータルを通じて直接の出願が可能：<https://services.economy.ae/m/Pages/CategoryServices.aspx?CategoryID=14&lang=en-US>
- 外国人の出願人の場合：出願を代行する国内の弁理士/法定代理人の任命を義務づけられる。

UAE を本国とする出願人が代理人を介した出願を希望する場合にも、法定代理人を任命することができる。

日付と期限

UAE 産業財産局はグレゴリオ暦に従っている。従って、証明書に記載される日付や期限はすべてグレゴリオ暦の日付となる。UAE 政府は 2022 年 1 月 1 日から新たな週末体制を採用しており⁵⁴、土曜および日曜は休日扱いとなる。当局がヒジュラ暦を使用することはない。

UAE 産業財産法施行規則の第 2 条⁵⁵は、産業財産局が用いている期限の計算方法を次のように説明している。

1. 特定の期間が日数で定められている場合、その期間の最初の日は計算に入れないものとする。
2. 産業財産関連の手続に係る期間の最終日が公休日にあたる場合、その期間は当該公休日に続く最初の営業日に満了するものとする。
3. 産業財産権の保護期間の最終日が公休日にあたる場合、その保護期間は当該公休日を以て満了する。

出願の要件

国内出願（パリ条約に基づく）

1. 公証人によって適正に認証された委任状（国内の法定代理人が出願手続きを代行する場合）。
2. 発明者が作成し、公証人によって適正に認証された譲渡証書。
3. 商業登記簿または定款の認証済み謄本、または公証人によって適正に認証された前記と同等の文書。
4. 優先権書類の認証済みの謄本（優先権を主張する場合）。

⁵⁴ <https://www.khaleejtimes.com/life-and-living/uae-weekend-change-how-1-year-of-saturday-sunday-offimpacted-residents-businesses>

⁵⁵ [https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument\(1\).pdf](https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument(1).pdf)

5. 出願人/発明者に関する詳細情報、住所および国籍の提出。
6. Word のフォーマットで作成された明細書、特許請求項、要約。図面がある場合には公式の図面類（英語またはアラビア語で作成すること）。

国内段階の出願（PCT 国際出願に基づく）

1. 公証人によって適正に認証された委任状（国内の法定代理人が出願手続きを代行する場合）。
2. 発明者が作成し、公証人によって適正に認証された譲渡証書。
3. 商業登記簿または定款の認証済み謄本、または公証人によって適正に認証された前記と同等の文書。
4. PCT 文書の写し（特許が公開されていない場合）。
5. 書式 RO101 に従った書類/特許願書。
6. 出願人/発明者に関する詳細情報、住所および国籍の提出。
7. Word のフォーマットで作成された明細書、特許請求項、要約。図面がある場合には公式の図面類（英語またはアラビア語で作成すること）。

出願後の文書提出	文書 1, 2 および 3 は、出願日から 90 日以内であれば出願後に提出することができる（追完）。 追完料金が適用される。 審査官が何らかの文書を必要と見なした場合、その旨の通知が送付され、追完料金が適用される。
----------	---

出願条件

「知的財産権の規制と保護に関する 2021 年連邦法第 11 号の施行規則に関する 2002 年決定第 6 号」の第 19 条⁵⁶は、以下のように規定している。

1. 特許または実用新案の出願書類には、以下の情報が記載されていなければならない。
 - A. 発明の名称。
 - B. 出願人の氏名・名称および住所。
 - C. 発明者の氏名・名称および住所。
 - D. 法定代理人を利用する場合、その名称及び住所。
 - E. 発明の要約（500 ワードを超えないこと）。この要約は、専ら出願に関わる文献情報の一部をなす技術情報として利用される。
 - F. 出願が特許協力条約に従って国内段階に移行した国際出願である場合には、当該国際出願の番号および出願日。
 - G. 過去に本邦においてなされた出願の分割出願または譲渡である場合には、原出願の番号および出願日。
 - H. 「工業所有権の保護に関するパリ条約」（以下「パリ条約」と称する）に基づく優先権を出願人が主張する場合には、優先権出願の番号および出願日ならびに優先権出願を受理した当局。

⁵⁶ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

2. 出願人は、出願日の時点における発明の主題を特定するのに十分な方法で発明の説明を提供しなければならない。発明の説明には以下の情報を記載することができる。
 - A. 発明に関係する技術分野の説明。
 - B. 発明の理解に役立つと出願人が認識している先行技術。
 - C. 関連産業分野に属する当業者が明確かつ完全に当該発明を理解できるような発明の説明。
 - D. 出願人が有益だと見なす発明の好ましい実施方法。図面がある場合、図面を参照した説明や実施例によって好ましい実施方法を示すこともできる。
 - E. 発明の産業利用に関する詳細な情報（発明の製造、使用、発明により実現される成果など）。
 - F. 図面がある場合には図面に関する簡潔な説明。
3. 出願人は、図面もしくは選択図を提出することができるが、出願日の時点で提示されていなかった新たな特徴を新たに導入するような図面の提出や補正を出願後に行ってはならない。経済省は、必要に応じて選択図を選ぶことができる。
4. 出願人は、一ないし複数の特許請求項（クレーム）を明確に示し、保護の対象となる主題を明らかにするものとする。保護請求は明瞭、簡潔であって発明の説明に全面的に基づいていなければならない。
5. 出願人は、状況に応じて以下の文書を提出するものとする。
 - a. 状況に応じて、商業登記簿の謄本またはパートナーシップ契約もしくは設立証書の公式な謄本の写し（出願人が自然人でない場合）。
 - b. 出願人が当該発明に対する権利を有していることを証明する文書（出願人が発明者でない場合）。
 - c. 適法な委任状（出願人以外の者が出願書類を提出する場合）。
 - d. 首長国の ID カードの写し（出願人または同人の代理人が UAE 国内に居住している場合）。
6. 本条第 5 項の A、B および C の各号に規定された文書は、経済省の指示に従って承認されるものとする。
7. 第 5 項の b 号に規定された文書が特許協力条約に基づく国際出願手続の過程で世界知的所有権機関によって承認されている場合、経済省はそれらの文書について承認を要求しないものとする。
8. 2, 3, 4 の各項に規定された文書は、アラビア語と英語の両方で提出するものとする。
9. 特許協力条約に基づく国際出願が国内段階に移行した出願の場合、2, 3, 4 の各項に従って提出される文書は、国際出願日の時点で当該国際出願の出願書類に含まれていた説明、保護請求項及び図面の範囲を拡張するものであってはならない。
10. 有形の形態または構造から成る装置以外のものに関する実用新案出願は認められない。

提出期限

出願期限 延長は不可	PCT	国際出願日から 30 か月
	パリ条約に基づく優先権出願	国内出願日から 12 か月

開示要件

特許の出願日の直前 12 か月以内に発明が開示された場合、UAE の法の下では、その開示は発明者もしくは第三者による発明の開示とは見なされない－産業財産法施行規則第 17 条⁵⁷

1. 発明者によって発明が公開された場合、または発明を知るに至った発明者以外の者が発明者の許可の有無に関わらず発明を公開した場合、出願人は、開示された発明を先行技術から除外するよう経済省に要請することができる。その際に出願人は、発明の開示が出願日の直前 12 か月以内に行われたことを示す証拠とともに、発明の開示の写しを提出しなければならない。
2. 発明が「産業財産公報」(Industrial Property gazette)の中で開示されているか、地域の外国特許機関または世界知的所有権機構において開示されている場合、出願人は、本条第(1)項に従って特許を出願することができない。

審査

特許については方式審査と実体審査の両方が実施される。UAE のイノベーション開発・産業財産局(特許局)は、2014 年以来、特許審査に関して韓国特許庁と協力関係にある。韓国特許庁に所属する同国の特許審査官 5 名が UAE 産業財産局に派遣されている。2014 年に韓国特許庁との提携が開始されて以来、14 名の審査官が UAE 当局に配属されてきた。⁵⁸

方式審査

出願書類が提出され、出願手数料の支払がなされると、当該出願に対する方式審査が実施される。産業財産局は提出された願書および関係書類を審査し、それらが国内法の規定に適合しているか否かを確認することになる。

UAE の要件によれば、特許出願は先述した条件を満たしていなければならない。つまり、出願時に提供を義務づけられる情報、特許請求項および要約といった要件に合致していなければならない。

出願人は少なくとも、施行規則第 19 条 2 項⁵⁹に定める発明の説明(英語またはアラビア語で記述されたもの)を出願時に提出しなければならない。この要件が満たされない場合、産業財産局は出願を拒絶する。この場合、未提出の文書を提出する機会や提出済みの出願書類を補正する機会が出願人に与えられることはない。

出願人が出願時にすべての文書を提出した場合、審査の早期進行を求める言明書を産業財産局に提出することができる。

クレームの作成

産業財産法の施行規則は、第 22 条⁶⁰の規定により、特許請求項(クレーム)の作成に関わる要件について詳細な説明を提供している。クレームは特定の製造物または方法に関連していなければならない、かつ、発明の性質に釣り合ったものでなければならない。新法ではクレームの数が制限されており、特許の場合は 50 項目、実用新案の場合は 10 項目が上限となる。クレームは独立クレームと従属ク

⁵⁷ [https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument\(1\).pdf](https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument(1).pdf)

⁵⁸ https://www.kipo.go.kr/en/engBultnDetail.do?c=1003&board_id=kiponews&catmenu=ek06_01_01&seq=1755

⁵⁹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

⁶⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

クレームに分類され、請求範囲をより明確に限定するために独立クレームに従属するクレームを新たに追加したり、従属クレームの数を減らしたりすることができる。

1つのクレームが他の保護要件を引用する場合、引用先のクレームの番号を記載しなければならない。引用先クレームは引用元クレームよりも先になければならない。複数の保護要件を引用するクレームはそれぞれが明確に示されなければならない。各保護要件は新たな行に記載され、記載順に連続した番号を割り当てられるべきである。

さらに、1つのクレームが複数の他のクレームの記載を引用している場合、それ以外の複数のクレームの記載を引用することがあってはならない。同様に、複数のクレームを引用している1つのクレームの記載が他のクレームの中で引用されることがあってはならない(マルチマルチクレームの制限)。

図面

施行規則の第23条⁶¹は、図面に関して以下のような条件を定めている。

1. 図面に関しては以下の事項を考慮しなければならない。
 - A. 図面は、技術的特徴が十分に示されるようにするため、可能な限り最善の方法で描かれ、彩色が可能な場合には補助的な彩色を施すことができる。
 - B. 図面の部分に関連して使用する文字および数字は、明瞭に記載しなければならない。図面の各部分に関して同一の文字および数字を使用しなければならない。文字および数字を図の外で使用する場合、それらは、細い線によって当該の文字および数字に関連する部分に結びつけられていなければならない。
 - C. 1枚の用紙に2以上の図を記載する場合、それらの図は、個々の図と隣接する図の間に十分な距離をおいて図面用紙に記載し、それぞれの図に連続した番号を付さなければならない。
2. 特許もしくは実用新案証は、権利付与後の再審査によって取り消されることはなく、本条第1項に規定した図面の要件が満たされていないという理由で取り消されることもない。

優先権の主張

出願人は、パリ条約に基づく国内出願については出願日から12か月以内、国内段階に移行したPCT出願については出願日から30か月以内に、優先権を主張することができる。産業財産法施行規則の第24条⁶²は、優先権主張に関わる要件を以下のように定めている。

1. 出願人は、出願の公開前の期間もしくは特許付与前の期間または以下のa～dのいずれかの日付から16か月以内の期間（いずれか早期に終了する期間）に、優先権主張の請求、追加もしくは補正を行うことができる。上記の期間が満了した後は、出願人に可能な行為は優先権主張の全部ないし一部の取消のみである。
 - a. 本省（経済省）への出願がなされた日。
 - b. 出願が原出願の分割出願である場合や原出願が譲渡によって取得された場合には、原出願の出願日。
 - c. 出願がPCTに基づく国際出願の指定国における国内出願である場合には、元の国際出願の出願日。

⁶¹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

⁶² <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

- d. パリ条約に基づく優先権主張が出願に伴っている場合には、許容される最も早い優先日。
2. 出願が PCT 国際出願に由来する国内出願である場合、出願人は、国際特許条約事務局が認容した優先権以外の優先権を主張しえない。
3. 本省は出願人に対し、60 日以上の上記の期間内に優先権出願の写しを提出するよう要請することができる。
4. 優先権出願が英語もしくはアラビア語で作成されていない場合、本省は出願人に対し、60 日以上の上記の期間内に優先権出願の翻訳を提出するよう要請することができる。この翻訳は実体審査のために必要である。
5. 出願人が上述の要件を満たしえなかった場合、優先権の主張は無効とされる。

方式審査報告書

方式審査報告書は、通常、出願日から 2 週間以内に発行される。これらの報告書は e メールによって出願人/代理人に交付される。答弁書の提出は、方式審査報告書による処分のお知らせから 90 日以内に行わなければならない。

出願人が上記の期限までに応答しなかった場合、出願は失効したものと見なされるが、失効日から 9 か月以内であれば出願の回復が可能である。出願の回復には追加料金が適用される。

出願人がすべての要件を満たしている場合、審査手数料の支払を求める請求書がおよそ 1 か月以内に発行される。

方式審査報告書への対応

出願人は要件を順守し、産業財産局から交付された公式の通知に記載されていた未提出文書を 90 日以内に提出しなければならない。

実体審査段階

出願が方式審査にパスすると、90 日以内の審査手数料の払込を求める通知書が産業財産局から発行される。実体審査手数料の払込を済ませた出願人は早期審査を請求することができるが、早期審査には追加料金が適用される。早期審査の請求があった場合、産業財産局は 6 か月以内に審査を処理することになる。ただし、当局は自らが定めた優先順位に従って早期審査請求を受理する権利を有する。

審査官は、特許明細書、請求項および図面を審査し、新規性と産業的利用可能性の要件を確認する。提出される明細書、図面および請求項は規定された要件に従っていないなければならない。

産業財産局が審査報告書（拒絶理由通知）を発行した後、審査官の要求に従って必要な補正を行うことを求める報告書が出願人に交付されることになる。出願人には、答弁書の提出と再審査手数料の支払を行うために 90 日の猶予期間が与えられる。出願人が 2 回目の審査が終わるまでに審査官の要求に従わなかった場合、審査官は 3 回目の審査報告書を発行する。出願人は、前と同じ猶予期間内に当局に出頭し、再審査手数料を支払わなければならない。3 回目の審査報告書は最終的な処分であり、当局の拒絶査定を不服とする出願人は上訴（審判請求）を行うことができる。

出願人が当局への応答を怠った場合は出願が失効するが、出願人は、出願が失効した日から 9 か月以内に、適正な料金を支払った上で出願の回復申請を行うことができる。回復申請がなされなかった場合、出願は失効したものと見なされる。

審査の所要期間に関する標準的な見積りは存在せず、産業財産局の業務の処理状況に応じて所要期間が異なってくる。およその期間は2～3年であるが、さらに長引くこともありうる。

登録手続全体に要する期間

当局の行為	およその所要期間
方式審査開始	出願日から2週間
方式審査報告書の発行	関係書類すべてが提出された日から1か月又はそれ以下
最初の実体審査報告書	実体審査手数料の支払から24～72か月
2回目の実体審査報告書	再審査手数料の支払から12～15か月
公開通知書の発行	2回目の実体審査報告書に対する答弁書提出から6～8か月
特許証の発行	公開手数料の支払から4～6か月
以上の所要期間は単なる概算であり、特許局の業務処理の状況に応じて変動することがある	

特許出願の公開

産業財産法施行規則に新たに導入された第32条⁶³の規定により、UAEは18か月後の公開を採用することとなった。ただし、本報告書の時点では、この規定はまだ適用されていない。

1. 本省（経済省）は、基準日から18か月後に、または前記の18か月の期間が満了する前に出願人から公開請求があった場合にはその時点で、特許出願を公衆に開示するために、特許出願および関連情報の全部ないし一部の公開を行うことができる。
2. 上の第1項に定める18か月の期間は、以下のいずれかの項目に規定された日付から起算されるものとする。
 - A. 本省への出願がなされた日。
 - B. 出願が原出願の分割出願である場合や原出願が譲渡によって取得された場合には、原出願の出願日。
 - C. 出願がPCTに基づく国際出願の指定国における国内出願である場合には、元の国際出願の出願日。
 - D. パリ条約に基づく優先権主張が出願に伴っている場合には、許容される最も早い優先日安全保障および軍事産業関連の出願は、18か月後の公開の対象から除外される。

出願の公開後は、出願された発明を営利目的で使用している者に対し、出願人が警告状を送付することが可能になる。裁判所は、警告を受けた当事者に対し、警告状の日付から特許登録日までの期間につき、通常ライセンス契約に基づき特許権者に支払われる金額に等しい額の損害賠償を支払うよう命じることができる。この損害賠償は、特許証が発行されるまで請求できない。

出願の分割および変更

特許もしくは実用新案の出願人は、当初の出願（原出願）の審査中に、出願の種類を変更することができる。また、原出願の範囲内で、原出願を複数の出願に分割することができる。出願を補正する場合、提出の時点で産業財産局に提供された開示範囲に含まれていない新たな要素を補正に含めること

⁶³ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

はできない。国内段階に移行した PCT 出願の場合、国際出願日の時点で提出された出願書類の範囲内で修正が行われるものとする。

出願の種類が変更された時点で原出願は取り下げられ、原出願の分割もしくは種類変更は、原出願の出願日の時点で行われたものと見なされる。

出願の回復

新たな産業財産法による重要な改正点の一つは、失効した出願の回復手続が導入されたことである。出願人が期限を順守しなかったために失効した出願は回復が可能である。出願の回復は、出願の無効が宣告された日から 9 か月以内に行うことを要する。特許/実用新案に対する権利の付与が既に済んでいる場合、それらの特許/実用新案は前記の手続によって回復しえない。

出願の取下げ

出願人または同人の法定代理人は、出願が経済省によって審査されている間に申請書を提出することにより、任意の時期に当該出願の取下げを請求することができる。複数の出願人が共有している出願の場合、共有者相互の合意によって出願を取り下げることができる。この際には、出願取下げに関する合意書の提出を要する。

権利付与前の補正⁶⁴

出願人は、出願が承認される前の任意の時期に、出願の補正を申請することができる。産業財産法施行規則の第 26 条は、補正の範囲を以下のように定めている。

1. 出願人は、願書もしくはその関係書類に含まれる文言または計算の誤りを訂正することができる。
2. 補正の対象となる文書の提出時に経済省に提示された開示範囲に含まれない新規の要素を補正に含めることはできない。
3. PCT 国際出願に由来する国内出願の場合、出願人は、国際出願日の時点で当該国際出願の出願書類に含まれていた説明、請求項及び図面の範囲内で願書及び関係書類を修正することができる。
4. 先行出願の分割出願または種類変更された出願の場合、出願人は、原出願の出願日に提出された原出願の説明、請求項及び図面の範囲内で願書及び関係書類を修正することができる。
5. 出願人が出願の実質的な主題に関わる補正を行う場合、出願人は、補正された要素を引証することによって補正に関する説明を提供し、本条 2, 3, 4 の範囲に含まれていない新規の要素が当該補正に含まれていないことを明らかにしなければならない。補正に関する説明が提供されない場合、または補正の解釈が不十分であると経済省が判断した場合、経済省は出願人に対し、60 日以上の上記の期間内に補正に関する説明を提出するよう要請することができる。
6. 本条 2, 3, 4 に規定された範囲に含まれていない新規の要素に関わる実質的な修正が補正に含まれている場合、経済省は補正を却下し、その補正は無効と見なされるものとする。
7. 出願人が本条第 5 項に従って補正に関する説明を提出しえず、その不提出によってその時点で進行中の実体審査に問題が生じる場合、経済省は補正を却下することができ、却下された補正は無効と見なされるものとする。

⁶⁴ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

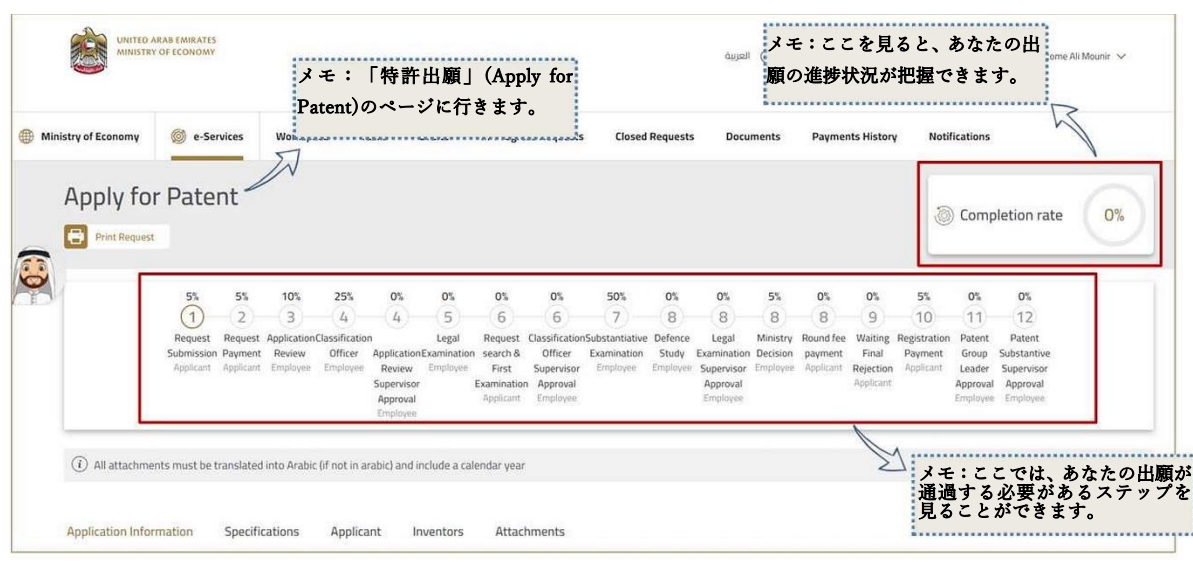
8. 出願の補正や手続の一時停止は、適用される料金が支払われていない限り認められない。

UAE における GCC 特許

2021 年 1 月より前の時期には、UAE 域内の産業財産局に UAE 特許出願の願書を提出することによって UAE における特許権を確保するには、特許協力条約を利用する方法と、サウジアラビアのリヤドに所在する湾岸協力会議（GCC）の特許庁に出願する方法があった。だが、2021 年 1 月初旬、広域的な制度に関わる法改正が進行しつつあるという理由で、GCC 特許庁は新規の出願の受付を中止した。⁶⁵ GCC は 2023 年の初頭に出願の受付を再開したが、出願手続には変化があった。GCC 特許庁は**申請した国の特許のみ**を処理することになったのだ。クウェートとバーレーンが申請を行ったことは 2023 年の年初から確認されており、2023 年 7 月 1 日にはカタールが自国の国内出願を GCC 特許庁に付託する意向を発表した。GCC 特許庁は、出願の受理、方式要件のチェックおよび実体審査といった業務を行っている。

GCC の特許制度が一時停止される前、GCC 特許は国内出願に与えられるのと同等の権利に基づいて UAE 域内で執行することができ、その執行の手段も国内出願の場合と同じであった。つまり、民事訴訟を通じた法執行である。このような訴訟を処理する裁判所は、アブダビの連邦裁判所と、ドバイ、ラアス＝アル・ハイマおよびアブダビに所在する首長国裁判所であった。だが、GCC の制度が機能を停止した後になっても GCC 特許はまだ有効であり、維持年金が支払われている限り、その有効性は保たれるだろう。ただし、法執行をめぐる状況が国内特許と同様か否かは現時点では不鮮明である。

手続フローチャート



4.1.5 登録後

公開と権利付与

特許査定（許可通知）の発行後、通知のあった日から 60 日以内に公開手数料および特許付与手数料が払い込まれるものとする。その後、出願は異議申立の機会を設けるために官報上で 90 日間公開される。今のところ付与された特許について公開されているのは、文献データ、要約ならびに要約に添え

⁶⁵ <https://www.state.gov/reports/2023-investment-climate-statements/uae/>

られた図面のみである。だが、特許/実用新案の全貌を公開できるような新たな公開形式をめぐって、産業財産局は現在も議論を続けている。

出願人は、登録手数料の支払前または支払と同時に未払いの維持年金の払込を求められる。許可された出願が失効している場合でも、出願人は、出願が失効した日から 9 か月以内に登録手数料プラス追加の延滞金を支払うことによって出願を回復することができる。

異議申立期間を無事に切り抜けると、特許/実用新案が承認され、登録証が発行される。UAE 産業財産局が発行するのは**電子文書のみ**である。登録証には、出願番号、国内出願日、経済省による特許登録承認決定の番号および日付、特許登録番号、出願人の氏名/名称および住所、発明者の氏名（ただし、氏名掲載を望まないと言明した場合を除く）、発明の名称が記載され、出願が原出願の分割出願であるか種類変更された出願である場合には、原出願の番号と原出願の出願日も記載される。また、PCT 出願に基づく出願の場合には国際出願番号と国際出願日が併せて記載される。

他方、第三者は所定の期限（延長不可）までに産業財産局に異議申立書を提出することができる。

登録手数料

「2023 年閣議決定第 112 号」の発行後、UAE 政府は産業財産に関するサービスに適用される料金表を改定した。新たな特許登録手数料は以下のようになっている。

サービス	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
出願手数料			
1) 企業及び機関	2,000.00	82,000.00	545
2) 個人、中小企業（SME）、学術団体	1,000.00	41,000.00	272
追完手数料（企業及び機関が対象）	400.00	16,400.00	109
追完手数料（個人、中小企業、学術団体が対象）	200.00	8,200.00	54
審査手数料			
1) 個人及び企業			
クレーム数 1～10	7,000.00	287,000.00	1,906
クレーム数 11～30	8,000.00	328,000.00	2,178
クレーム数 31～50	9,000.00	369,000.00	2,451
2) 中小企業及び学術団体			
クレーム数 1～10	3,500.00	143,500.00	953
クレーム数 11～30	4,000.00	164,000.00	1,089
クレーム数 31～50	4,500.00	184,500.00	1,225
再審査手数料			
1) 個人及び企業	5,000.00	205,000.00	1,361
2) 中小企業及び学術団体	2,500.00	102,500.00	681
公開手数料・特許付与手数料			
1) 企業及び機関	800.00	32,800.00	218
2) 個人、中小企業及び学術団体	400.00	16,400.00	109
早期審査手数料			
1) 企業及び個人	2,000.00	82,000.00	545
2) 中小企業及び学術団体	1,000.00	41,000.00	272
オンライン決済手数料として支払額の 0.714%がすべての公定料金に加算される。			

年金

毎年、出願日の同月同日が年金の支払期限となる。国内出願の場合は UAE の国内出願の日が年金の起算日となるが、PCT 出願の場合には国際出願日が起算日となる。分割出願の場合、原出願の出願日が年金の起算日となる（産業財産法施行規則第 45 条）。

年金の支払にあたっては、保護期間の終了までに発生する年金額を一括で支払うことも、毎年その年の年金を支払うことも可能である。年金は、産業財産局の e サービスポータルを通じてオンラインで支払われる。

出願人には年金の納付期限から 3 か月の猶予期間が与えられ、この期間内であれば支払の遅延に伴う追加料金は発生しない。出願人は、前記の猶予期間の終了後であっても出願の登録日までに未払い分の年金を支払うことができるが、支払額には延滞金に加算される。

係属中に出願に関する年金の延滞が度重なった場合、実体審査請求が発行されるまでは未払い分を支払うことができない。

年金は、登録された特許もしくは実用新案について支払われなければならない。登録後、所定の期限までに年金が支払われない場合、登録された特許もしくは実用新案の権利者は、納付期限から 3 か月以内であれば、延滞金を科されることなく年金を支払うことができる。年金の支払については更に 9 か月の猶予期間が認められており、権利者はこの期間内に年金を支払うことができるが、支払額には延滞金が加算される。既に登録されている特許もしくは実用新案の権利者が年金の支払を怠った場合、当該の特許もしくは実用新案の登録は、9 か月の猶予期間が終了した日の翌日を以て失効する。その場合、これらの特許もしくは実用新案の登録を回復することはできない。

経済省は、「産業財産公報」(Industrial Property Gazette)、「産業財産デジタルライブラリー」(Digital Library of Industrial Property) または同省のウェブサイトにおいて、特許登録または実用新案登録の失効を公表する。同省による公表の遅滞または懈怠が、特許もしくは実用新案の登録の失効に影響を及ぼすことはない。

年金

	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
企業の場合			
2 年目から 5 年目まで (年間支払金額)	200.00	8,200.00	54.00
6 年目から 10 年目まで (年間支払金額)	1,000.00	41,000.00	272.00
11 年目から 15 年目まで (年間支払金額)	2,500.00	102,500.00	681.00
16 年目から 20 年目まで (年間支払金額)	4,000.00	164,000.00	1,089.00
個人、中小企業 (SME) 及び学術団体の場合			
2 年目から 5 年目まで (年間支払金額)	100.00	4,100.00	27.00
6 年目から 10 年目まで (年間支払金額)	500.00	20,500.00	136.00
11 年目から 15 年目まで (年間支払金額)	1,250.00	51,250.00	340.00
16 年目から 20 年目まで (年間支払金額)	2,000.00	82,000.00	545.00
延滞金 – 延納 1 か月毎に支払			
企業及び機関	400.00	16,400.00	109.00
個人、中小企業及び学術団体	200.00	8,200.00	54.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。			

権利者の権利

産業財産法第 19 条⁶⁶は、特許もしくは実用新案はその権利者に以下のような権利を与えると規定している。

1. 発明を利用する権利。以下の行為は発明の利用と見なされるものとする。
 - a. 特許もしくは実用新案の主題が製造物である場合、特許もしくは実用新案の権利者は、当該製造物の製造、使用、販売申し出、販売または以上を目的とした当該製造物の輸入を行う権利を有するものとする。さらに、特許もしくは実用新案の権利者は、第三者が事前に権利者

⁶⁶ <https://www.uaeleislation.gov.ae/en/legislations/1506>

の同意を得ることなく前記製造物の製造、使用、販売申し出、販売または以上を目的とした当該製造物の輸入を行うのを阻止する権利を有するものとする。

- b. 発明が特定の製造物に関わる工業的方法または製法に関与している場合、特許権者はそれらの方法または製法に直接に由来する製造物に関して、製造物発明の権利者と同様の権利を有するものとする。特許権者はさらに、当該の方法または製法を自ら利用する権利を有するとともに、第三者が事前に特許権者の同意を得ることなく前記の方法を実際に使用し、あるいは当該方法に直接に由来する製造物の製造、使用、販売申し出、販売または以上を目的とした当該製造物の輸入を行うのを阻止する権利を有するものとする。
2. 特許もしくは実用新案が、特定の方法について付与されたものであるか、既知の工業的方法もしくは製法の新規の用途について付与されたものである場合、その方法を使用し、その方法から直接に得られた製造物に関して前項（第 1 項）の a に示した活動を実施する権利。
3. 上の第 1 項に示した権利は、産業上の目的または営利目的のために実施される活動のみに限定され、販売後の製造物に関係する活動には適用されないものとする。

実施許諾

保護証書の権利者は、保護の対象となる権利を使用・利用するための実施権を、あらゆる自然人もしくは法人に許諾することができる。ただし、実施許諾の期間が法の規定による権原保護の期間を超えないことを条件とする。契約による実施許諾（ライセンス契約）は文書契約とし、当事者が契約書に署名しなければならない。

ライセンス契約と第三者の関係

ライセンス契約は、保護証書の権利者が保護の主題を自ら利用/使用することや、第三者に新たな実施権を許諾することを妨げないものとする。ただし、ライセンス契約に別段の定めがある場合はこの限りではない（産業財産法第 51 条⁶⁷⁾）。

ライセンシーの権利

産業財産法第 52 条の規定によれば、実施権を許諾された個人もしくは団体は、ライセンス契約に別段の定めがない限り、法的保護が存続する期間全体を通じて、経済特区（フリーゾーン）を含む本法のあらゆる領域のあらゆる分野において、あらゆる手段により、実施許諾された主題を使用・利用する権利を有する。ライセンシーはさらに、保護対象の主題に対する侵害、脅威もしくは損害を阻止するために、保護証書の権利者に付与された権利と同一の権利を行使する権利を有する。ライセンサーとライセンシーの両者は、いずれも各自の権利を保護するために法的措置を講じ、訴訟を提起することができる。⁶⁸⁾

ライセンス契約の譲渡

事業施設またはその所有権の全部ないし一部が譲渡された場合を除き、ライセンス契約に別段も定めがない限り、ライセンシーは、自らの実施権の第三者への譲渡や第三者への再実施権の供与を行うことはできない（産業財産法第 53 条）。

⁶⁷⁾ <https://www.uaelgislation.gov.ae/en/legislations/1506>

⁶⁸⁾ <https://www.uaelgislation.gov.ae/en/legislations/1506>

登録の更新

20 年の保護期間は更新することができない。

登録の成立に伴う料金

公開手数料および権利付与手数料	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
1) 企業及び機関	800	32,800	218
2) 個人、中小企業（SME）及び学術団体	400	16,400	109

権利付与後の補正⁶⁹

産業財産法施行規則の第 43 条によれば、一定の状況の下では、発明に関する権利が付与された後であっても、特許もしくは実用新案の権利者は自らの選択に従って以下の補正を申請する権利を有する。

1. 発明の説明、クレームおよび図面に含まれる文言もしくは計算の誤りの訂正。前記の訂正は登録後にも行うことができるが、所定の料金が支払われることを条件とする。この訂正は、発明の説明、クレームおよび図面の変更に関わるものであってはならない。
2. 一ないし複数のクレームの除去または特許請求範囲全体の縮小によるクレームの補正。この補正には、所定の料金の支払が要求される。補正によってクレームの保護範囲全体が変更もしくは拡張されることがあってはならない。

補正の申請書が提出され、料金が支払われた場合、当該申請が上の 1 および 2 の要件を満たしているか否かを確認するため、審査官グループによる審査が行われる。審査官グループが訂正もしくは修正を拒絶した場合、申請された訂正もしくは修正は無効とされる。審査官グループによる決定は、経済省によって登録簿に記載される。

補正が承認された場合、経済省は「産業財産権公報」（Industrial Property Gazette）の中で補正されたクレームを公開する。

権利付与後の再審査請求

利害関係人は、特許もしくは実用新案の権利付与がなされた後で再審査を請求することができる。再審査を求める申請書は、特許もしくは実用新案の登録公開から 90 日以内に、所定の料金を支払った上で当局の e サービスポータルを通じてオンラインで提出される。

異議申立人が再審査を請求するためには、自らの基本的な利害関係を立証しなければならない。再審査を申請する者は、自らが当該の特許/実用新案につき実質的な利害関係を有していることを証明しなければならない。これらの要件が満たされない場合、経済省は申請を却下し、それ以上特許付与後の審査を行うことはない。産業財産局が再審査請求を受理し、それを登録簿に記載した場合、当局はその手続を関係諸機関に告知し、必要な文書のコピーを交付することになる。権利付与後の審査は、十分な経験を有する審査官 3 名以上から構成される審査官団が再審査によって登録の有効性を確認するという形で行われる。権利付与後の再審査が完了し、当該登録が有効である旨の決定が審査官団によって示されるまで、登録証の発行手続は一時停止される。

⁶⁹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

異議申立委員会が決定を示した場合、決定が示された日から 60 日以内に審判委員会に上訴することができる。審判委員会の決定に対しては、当該決定を受け取った日から 30 日以内に、連邦裁判所に上訴を提起することができる。

異議申立書の提出先は産業財産局なのか裁判所なのか？	1. <u>ルート 1</u> : 権利付与後の再審査→権利付与後の再審査に関する委員会への上訴 2. <u>ルート 2</u> : アブダビ控訴裁判所への特許無効の訴
産業財産局における口頭審理はオンラインと対面のどちらで行われるか？	権利付与後の再審査では口頭審理は行われない。口頭審理の態様については、審判委員会（Appeal Committee）が必要に応じて決定する。
産業財産局での口頭審理は何回ぐらい要求できるか？	上訴の口頭審理に関しては委員会が決定する。
口頭審理に関する公定料金	委員会が決定する。
異議申立書の提出に伴う公定料金	特許付与後の再審査：5,000.00UAE ディルハム（205,000.00 円/1,361US ドル） 権利付与後の再審査に関する委員会への上訴： - 1,000 UAE ディルハム（41,000.00 円/272 US ドル）（法人） - 500 UAE ディルハム（20,500.00 円/136 US ドル）（個人）
意見書の提出に伴う公定料金	なし。この料金は再審査手数料に含まれている。
追加の文書/陳述書の提出に伴う公定料金	提出 1 件ごとに以下の料金が適用される。 - 400 UAE ディルハム（16,400 円/109 US ドル）（法人） - 200 UAE ディルハム（8,200 円/55 US ドル）（個人）
オンライン決済手数料として支払額の 0.714%がすべての公定料金に加算される。	

4.1.6 権利の執行

執行機関

第 35 条⁷⁰の規定によれば、特許/実用新案の登録証や強制実施許諾証明書の発行が権利付与の要件を満たしていない場合、利害関係人はアブダビの UAE 連邦裁判所に訴訟を提起して、その発行の無効化を求めることができる。

上記の訴訟で示された判決は、特許、実用新案または強制ライセンスの権利者、経済省、ならびに特許、実用新案または強制ライセンスに何らかの権利を有する者に通知される。また、「産業財産公報」の中でも前記の判決が公開される。

⁷⁰ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

無効請求は、問題の発行全体の無効を求めるものであっても一部のみの無効を求めるものであってもよい。裁判所が示した判決は、発行された各種証明書の保有者に与えられる権利を制限するものと見なされる。これについて特に注目すべき点を挙げておくと、それらの証明をした当事者は、当該の発明または強制ライセンスの利用と引き換えに得た実施料（ロイヤルティ）を償還する必要はない。

ドバイ、アブダビ、ラアス・アル=ハイマの3つの首長国で特許権を執行するためには、それぞれの首長国に所在する独立の連邦裁判所に訴訟を提起する必要がある。シャールジャ、ウンム・アル=カイワイン、フジャイラ、アジュマーンの4つの首長国の場合、すべての首長国に対し管轄権を有する UAE 連邦裁判所に提訴するのが最善の手段となる。

産業財産侵害訴訟の処理に特化した専門の裁判所が UAE には存在しないという点は注目に値する。ただし、知的財産について専門的な知識を有する判事が、裁判所の登録簿に登録された知財専門家を指名して、特定の事案に関する技術報告書を作成させることがある。その場合、判事は報告を求める基本的な争点を専門家に提示し、専門家は指定された期限内に報告書を提出する。

原告が専門家に報酬を支払った場合、専門家は当事者双方に接触して当事者会議を手配し、陳述を要請することになる。その後、専門家は報告書を作成し、自らの意見を当事者双方に提供する。最終報告書が作成されると、報告書の内容が裁判所および当事者双方に伝達される。

専門家は、報告書の提出期限の延長を求めることができるが、その要求を受け容れるか拒否するかは裁判所の判断に委ねられる。専門家が提出期限を順守しなかった場合、裁判所は罰金を科すことができる。

UAE の裁判官は判決を練り上げる際に専門家の報告書を考慮する、という点は強調しておくべきである。

知財保護に関する司法制度と裁判所⁷¹

UAE の法の構造は2つの体系を通じて運用されている。UAE の最高司法機関である連邦最高裁を頂点とする連邦司法制度と、首長国レベルで活動する各首長国の司法部門である。知的財産に特化した専門の裁判所は存在しないため、知的財産関連の事案は様々なレベルの民事裁判所によって処理されている。

連邦レベルでは、UAE 司法省が UAE 全域の裁判所および検察局を監督している。司法省は裁判官を任命し、弁護士、法律専門家、法務翻訳者の免許を発行する。

UAE 憲法の第94～109条は、こうした司法制度の基本原則を規定しているが、具体的な事項については各首長国の裁判所に委ねている。7つの首長国は連邦の司法制度の傘下に入るか、独自の司法制度を維持するかを選択することができる。シャールジャ、アジュマーン、フジャイラ、ウンム・アル=カイワインの4つの首長国は連邦の制度に従っている。アブダビのアブダビ司法局（Abu Dhabi Judicial Department）、ドバイのドバイ裁判所（Dobai Courts）、ラアス・アル=ハイマの RAK 裁判所（RAK Courts）は、独自の自律的な司法機関を首長国レベルで運営しており、憲法に従い、連邦の司法制度の管轄権に基づくことなく訴訟を処理している。

⁷¹ <https://u.ae/en/about-the-uae/the-uae-government/the-federal-judiciary>

連邦レベルでは、最高の司法機関は連邦最高裁判所（Federal Supreme Court）であり、憲法や連邦法の解釈に関係する事案や、首長国間または連邦政府と各首長国の間で発生した紛争に関わる事案を処理している。

これとは別に、各首長国は第一審裁判所（Court of First Instance）によって実施される独自の司法制度を有している。第一審裁判所からの上訴は控訴裁判所（Court of Appeal）によって審理される。いくつかの首長国には特別裁判所（イスラム法が絡んだ事案を扱うシャリーア裁判所等）が存在する。全体として、UAE の司法制度は複雑であり、連邦レベルと首長国レベルの裁判所が多様な民事事案および刑事事案を処理している。

アラブ首長国連邦（UAE）に所在する連邦裁判所と各首長国の裁判所の関係は、階層関係として構造化されており、連邦内の法制度の構造を反映している。

連邦裁判所⁷²:

1. **連邦最高裁判所**：連邦の司法制度の頂点に位置するのは連邦最高裁判所である。連邦最高裁は UAE の最高司法機関であり、憲法に関わる事案や首長国間の紛争、連邦法に関わる事案の上告等を主に扱っている。
2. **連邦第一審裁判所、控訴裁判所および破棄院**：連邦最高裁判所の傘下には連邦第一審裁判所、控訴裁判所および破棄院（Cassation）が設置されている。これらの裁判所は、連邦法規に関わる事案や、個人と連邦政府との間で発生した紛争に対して管轄権を有している。連邦レベルでの民事訴訟、商事訴訟および行政訴訟は、これらの裁判所によって処理される。

首長国の裁判所：

1. **第一審裁判所**：各首長国は独自の裁判所システムを有しているが、その中で事実審理を主に扱うのが第一審裁判所である。これらの裁判所は民事、刑事、家庭問題に関わる事案のうち首長国の法域に属する多種多様な訴訟に対し管轄権を有している。
2. **控訴裁判所**：各首長国の第一審裁判所からの上訴を審理するのが控訴裁判所である。控訴裁判所は下級審が示した判決を審査し、それらの判決が法および法的手続に従っているか否かを確認する。
3. **特別裁判所**：一部の首長国には、特定のタイプの訴訟を専門に扱う特別裁判所が存在する。たとえばイスラム法が絡んだ事案を処理するシャリーア裁判所、労使紛争を扱う労働裁判所、ビジネス関連の事案を扱う商事裁判所などである。

司法機関の関係性⁷³

1. **法域の自律性**：連邦の司法制度は連邦法に関わる事案や首長国間の紛争を監督する。他方、各首長国は独自の司法制度を有し、それらは当該首長国の法規に対する管轄権を有する。
2. **調整と協力**：首長国の裁判所の自律性にもかかわらず、連邦と首長国の司法機関の間には調整や協力関係が存在し、それによって連邦全域における法および法原則の適用に一貫性が保証される。

⁷² <https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1581>

⁷³ <https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1431>

3. **連邦裁判所への上訴：**首長国の裁判所が示した判決に連邦法上もしくは憲法上の争点に関与している場合、その判決に対し連邦裁判所に上訴を提起することが可能である。連邦最高裁は、連邦法および憲法に関わる事案において最終的な仲裁者として機能する。

全体的に見れば、UAEにおける連邦裁判所と首長国の裁判所の関係は調整と協力の関係であり、それによって各首長国の法域の自律性が尊重されると同時に統一的な法的枠組みが保証されている。

アラブ首長国連邦（UAE）において知的財産権に関わる訴訟が提起される裁判所は、訴に関係する知的財産権の種類によって異なってくる。異なる種類の知的財産（商標、特許、著作権、営業秘密等）には、それぞれに固有の法的枠組みや規則が適用されることがあり、それが訴訟の提出先となる裁判所の管轄権に影響を及ぼす可能性があるのだ。こうした事情が垣間見える典型的な事例を以下に示す。

1. **商標および特許：**商標および特許に関係する訴は、商標局もしくは産業財産局の審判委員会（Appeal Committee）において審理されることが多い。両局の審判委員会は、商標に対する異議申立、商標の取消、特許に対する異議申立/特許付与後の再審査、特許の有効性に関わる紛争等を審理することができる。両局の審判委員会が下した審決に不服がある場合には、アブダビの高等連邦裁判所に上訴を提起することができる。
2. **著作権：**著作権に関する紛争（著作権侵害の主張を含む）については、各首長国の管轄権に関する取決めに従って、経済省著作権委員会（Copyright Committee）またはアブダビの連邦裁判所に訴を提起することができる。
3. **不正競争行為：**不正競争行為（詐欺的な取引慣行を含む）に関係する訴も、民事裁判所、特に商事事案に対し管轄権を有する民事裁判所において審理されることがある。

訴訟の開始：訴訟は通常、請求もしくは申立の書面を関連の裁判所に提出することによって開始される。それ以外にも、所轄の行政機関が示した決定が適切な裁判所に付託されることで訴訟が開始される場合や、上訴手続を通じて訴訟が開始される場合もある。

知的財産関連の訴訟の場合、UAEにおいては事案の性質に基づいて訴訟の段取りが異なってくる。

刑事訴訟：経済開発局（Department of Economic Development；略称 DED）、税関、警察などの管轄当局に侵害の告発状が提出された後で侵害が立証された場合、その告発状は検察庁に提出される。その後、前記の告発に基づく事案が刑事地方裁判所に移送され、地域の刑事裁判所が裁判を担当する。

民事訴訟：知的財産権の侵害や不正競争行為に関する民事訴訟は、行政機関（商標局、産業財産局など）が関与する場合を除いて、商事地方裁判所で審理される。

連邦民事裁判所：不正競争行為、商標登録の取消その他の民事紛争が絡んだ民事訴訟は、連邦民事裁判所への訴訟によって解決される。

知的財産権に関わる訴訟が提起される裁判所や審判機関が具体的にどこになるかは、紛争の性質、紛争に関わる知的財産の種類、適用される法規等のファクターによって異なることがある。知的財産権をめぐる紛争に巻き込まれた当事者は、UAEの法制度に精通した法律専門家に相談した上で、それぞれの訴訟に関して適切な裁判地を選定する必要がある。

コモンローによる手続

UAEには、自国の民法および商法に代えてコモンローを採用している経済特区（フリーゾーン）が2か所ある。ドバイに設置された「ドバイ金融センター」（Dubai Financial Centre；略称 DIFC）と、

アブダビに設置された「アブダビ・グローバル・マーケット」(Abu Dhabi Global Market; 略称 ADGM) である。ただし、この2つのフリーゾーンには、コモンローの適用に関して若干の差異が存在する。DIFC の法はイギリスのコモンローに由来しているが、当局は独自の法および規則を施行している。DIFC は外国の法を直接に導入しているわけではない。別の言い方をすれば、特定の問題が **DIFC の法に規定されていない**場合に、最後の手段としてイギリス法が援用されるのである。

ADGM の裁判所⁷⁴

ADGM の裁判所の管轄権が及ぶ範囲は、ADGM の企業が関係する民事上および商事上の事案に限定されている。ADGM の裁判所は2つの階層から構成されている。そのうち下級審である第一審裁判所には民事部、雇用部、簡易裁判部といった部が存在する。ADGM の裁判所の中で上級審となるのは控訴裁判所である。これらの裁判所はイギリスの法を直接適用し、イギリスの判例を援用する。ADGM の裁判官は、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド等のコモンロー法域の出身者で占められている。

DIFC の裁判所⁷⁴

ADGM とは異なり、DIFC の裁判所がイギリスの判例を援用することはない。これらの裁判所が援用するのは DIFC の判例である。さらに、訴訟の当事者双方が訴訟の際に DIFC の裁判所を利用する旨の合意を書面により取り交わしている場合、それらの当事者が DIFC に所在する企業でなくとも、DIFC の裁判所は両者間の訴訟を審理し、判決を示すことができる。

DIFC の裁判所は2つの階層から構成されている。第一審裁判所には、民事・商事部、産業技術・建設部、仲裁部、デジタル経済部といった部が存在する。DIFC の裁判官は、シビルローの教育を受けた UAE の判事とコモンロー法域（イングランド、ウェールズ、オーストラリア、シンガポール等）出身の判事の混成部隊となっている。

ドバイ金融センターもしくはアブダビ・グローバル・マーケットで発生した特許侵害に関する訴訟は、その主の事案を専門に扱う権限を有する特別裁判所に提起することができる。ADGM の場合、訴訟を提起する企業は ADGM に参加している企業でなければならない。DIFC の場合、当事者は DIFC に参加している企業である場合もあるが、単に管轄裁判所として DIFC の裁判所を指定することに当事者双方が合意しているだけでもよい。

事案が DIFC および ADGM で取り扱われるためには、DIFC および ADGM の法的事項を扱う特別な弁護士を雇うことが重要である。

DIFC や ADGM の裁判所での訴訟に伴う主な利点は、UAE の民事裁判所とは異なり、すべての手続が英語で行われることである。通常の民事裁判所では、手続はすべてアラビア語で行われる。

日本企業が UAE 域内で訴訟を起こす場合には、通常の民事裁判所を利用するにせよ DIFC/ADGM の裁判所を利用するにせよ、英語および/またはアラビア語以外の言語で書かれている文書すべての翻訳が要求されることになる。

⁷⁴ <https://www.supportlegal.com/post/what-s-the-difference-adgm-v-difc>

コモンロー ⁷⁵	シビルロー
判例に基づく法	制定法に基づく法
イギリス法に由来	ローマ法に由来
先例に依拠する	ローマ法の影響を受けている
事実審理の形式：対立的	事実審理の形式：協力的
明確な区別なし	私法と公法は区別される
裁判官および陪審員	裁判官 1 名または判事団
弁護士が事実審理を仕切る	裁判官が積極的に参加する
弾力的	厳格
対をなす表現（2 項式、3 項式）	長い用語リスト
口頭弁論が主	書面が主

損害賠償請求、予防的措置および罰則

産業財産法には、産業財産権の侵害に関係する救済および措置についてコモンロー的な規定を設けている。

損害賠償の請求

保護証書によって自らに付与された権利が侵害された場合、当該保護証書の権利者または同人のライセンサーは、本法の規定（産業財産法第 67 条⁷⁶）に違反してなされた行為の結果として生じた損害の賠償を裁判所において請求することができる。

権利執行のための訴訟費用

権利執行訴訟に要する費用はケース・バイ・ケースで異なる。同様に、1 回の訴訟に要する費用も裁判所の見積りによって異なってくる。第一審に先立って弁護士報酬が発生するが、当初の着手金は 105,000 UAE ディルハム（43,050,000 円/28,590 US ドル）である。正式な裁判費用は、訴訟提起の時点で裁判所によって決定される。専門家報酬は、専門家任命の時点で裁判所によって決定される。

救済

特許権の侵害については、産業財産法に基づく制裁が科される。最近の法改正により、罰金と制裁は強化されている。

産業財産法第 69 条は以下のように規定している：他の法律に規定されたより重い罰則に抵触しない限り、特許、実用新案、工業意匠または集積回路の回路設計に関する権利を取得するために不正確もしくは不実な文書もしくは情報を提出した者、発明もしくは製法を模倣した者、または本法により保護される権利を故意に侵害した者は、禁固刑および 10 万（100,000）UAE ディルハム以上 100 万（1,000,000）UAE ディルハム以下の罰金刑、または前記の 2 つの刑罰のうちの一方に処すものとする（産業財産法第 69 条）⁷⁷。

⁷⁵ <https://bineidlawfirmuae.com/difference-between-common-law-and-civillaw/#:~:text=The%20main%20difference%20between%20the,published%20judicial%20opinion%20holds%20importance>

⁷⁶ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

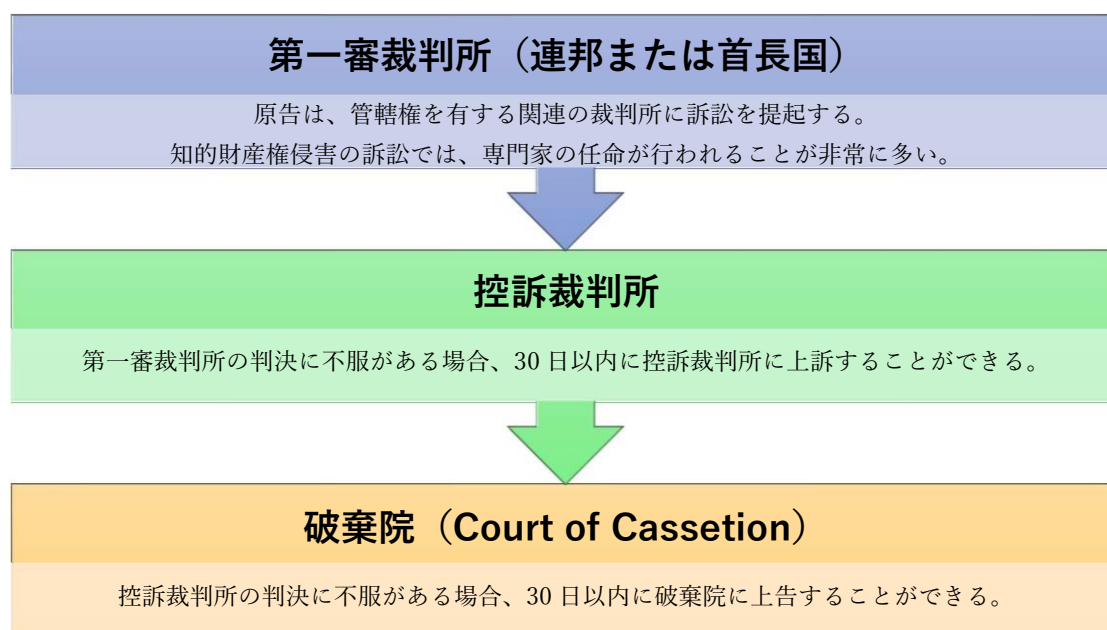
⁷⁷ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

以上の罰金に加えて、産業財産法第 70 条は、押収品の没収を命じる権限を裁判所に与えている。裁判所はさらに、偽造に使用された機械及び工具の処分に加えて、上記の違法行為の結果として得られた物品の破棄もしくは除去を命じることができる。また、同条に基づき、裁判所は、有罪宣告を受けた者の費用負担において「産業財産公報」または国内の日刊紙のいずれかに判決を公開するよう命じることができる。

救済の概要の比較

UAE で利用可能な特許侵害の救済	
差止命令	利用できる
損害賠償	裁判所で請求することが可能。原告は、侵害が原因となって生じた損害に関する詳細な報告書を提出しなければならない
罰金	100,000 UAE ディルハム (410,000.00 円/27,230 US ドル) 以上 1,000,000 UAE ディルハム (41,000,000.00 円/272,294 US ドル) 以下の罰金
侵害品の破棄	実施可能
判決の公開	有罪宣告を受けた者の費用負担において実施可能
刑事訴訟	禁固刑の可能性あり
税関による留置	原告の告発に基づく。税関の承認を要する

権利執行プロセスのフローチャート



4.2 実用新案

4.2.1 定義

実用新案とは小規模の技術革新または漸進的な技術革新の保護を意図した制度で、通常は機械的ないし電氣的な装置に関係している。実用新案による保護は限定的な独占権によって与えられ、この権利に基づき、権利者は、他人が権利者の同意なしに発明を商業的に利用するのを阻止することができる⁷⁸。実用新案は UAE 産業財産法（2021 年法律第 11 号）に基づいて明確に定義され、規制される。同法の定義によれば実用新案とは、産業的な用途を有する発明であるが特許の適格条件を満たすほどの進歩性を要しないものである（第 6 条）⁷⁹。

特許と実用新案証の間には共通する法規がある。登録、審査、公開、および発行後登録手続きならびに権利行使に関して、特許と実用新案証は同じ手続きを伴う。

4.2.2 要件

UAE においては、産業的な用途を有するが特許の適格条件である進歩性の要件を満たしていない新規の発明に対して実用新案証が発行される（産業財産法第 6 条）。産業財産局は、発明者、登録を代行する弁理士、または発明の譲受人として認められた者の申請に基づき、実用新案出願を特許出願に変更することができる。逆に、特許出願を実用新案出願に変更することも可能である。この変更には、産業財産法施行規則に規定されたガイドラインや条件が適用される（産業財産法第 6 条）。

UAE において実用新案出願の対象とならない発明

UAE 産業財産法第 7 条⁸⁰の規定は、特許もしくは実用新案として出願しえない主題を以下のように定めている。

- a. 動植物の研究、植物品種、動物種または植物もしくは動物を生産する生物学的方法。ただし、本法の施行規則に定められた微生物学的方法及びその生産物は除く。
- b. 人および動物の治療に関係する診断方法、治療方法および外科的処置。
- c. 科学的な原理、発見および理論ならびに数学的方法。
- d. 商業活動の遂行または純粋に精神的な活動の遂行またはゲームの実行に関わる方式、規則、ソフトウェア、方法。
- e. 自然物。天然資源から精製・分離されたものであっても天然に存在する物質は特許性を持たない。ただし、天然資源から自然物を精製・分離する方法は特許性を有する。
- f. その使用が公の秩序または善良の風俗に反する発明、または生命、環境もしくは公衆衛生にとって有害な発明。

経済省が特許出願を審査した上で当該発明が安全保障もしくは国防に関わるものであると判断した場合、本法の施行規則に規定された手続が適用されるものとする。

⁷⁸ https://www.wipo.int/patents/en/topics/utility_models.html

⁷⁹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

⁸⁰ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

実用新案権に含まれない権利

産業財産法第 22 条⁸¹の規定によれば、教育および学術研究に係る活動は特許権または実用新案権の適用除外とされる。特許または実用新案の主題が輸送手段として一時的もしくは不定期に本邦において使用される場合、その使用が想定される対象が当該輸送手段の本体構造であるか、機械部分であるか、付属装置・工具・その他の部品であるかに関わらず、そのような使用に対して特許権または実用新案権は適用されない。ただし、それらの使用は当該輸送手段が必要な場合に限定されるものとする。免許を有する薬剤師が医療を目的として複数の薬剤を混合して処方する場合も、特許権または実用新案権の適用除外とされる。

4.2.3 保護期間

権原	保護期間
実用新案	出願日から 10 年。UAE は通常のグレゴリオ暦を使用している。

4.2.4 出願/登録手続

出願の場所

実用新案の国内出願は、経済省（MOEC）のオンラインポータルを通じて行うことができる。国内に居住している出願人は、オンラインでアカウントを作成した上で出願書類を直接提出することができる。外国企業の場合、国内の法定代理人を任命する義務がある。

産業財産局は 2024 年 2 月 27 日に新しいポータルを開設した。この新たなポータルは、2021 年法律第 11 号⁸²による法改正に対応するとともに、2023 年閣議決定第 112 号による新たな料金体系に対応している。このことは新しいポータルの機能が段階的に開始されることを示している。ポータルの新設をめぐって専門家との協議が何度も実施されているため、本報告書作成の時点ではまだ最終的に決定されていない事項もいくつかある。2024 年 3 月 12 日、産業財産局は新たに提供される機能（特許、意匠、実用新案の出願と維持年金の払込）に関する協議を開催した。この日までは、まだアクティブになっていない機能があった。前記の協議の日まで解禁されていなかったサービスには、産業財産関係の刊行物を収めたデジタルライブラリーの他にも、代理人の任命/解任、名称・住所の変更の登録、ライセンシングおよび合併の登録等がある。この協議の際に、当局のプラットフォームのすべての機能の提供が完了するまでは、出願人は UAE 経済省（moec.gov.ae）の特許出願のウェブサイトを開覧し、新ポータルのガイドラインの詳細を把握するよう勧告されている。⁸³

出願に必要な文書は出願人の属性によって異なってくる。つまり、2023 年閣議決定第 112 号によれば、UAE を本国とする出願人と、UAE で特許を登録しようとする外国人の出願人と、中小企業（SME）や学術団体とでは、出願の際に要求される文書に違いがあるのだ。

UAE を本国とする出願人/法定代理人であれば、UAE 経済省のウェブサイトにログインして「NEW Patents and industrial design services」（特許・工業意匠サービス）をクリックし、「Register」（登

⁸¹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

⁸² <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

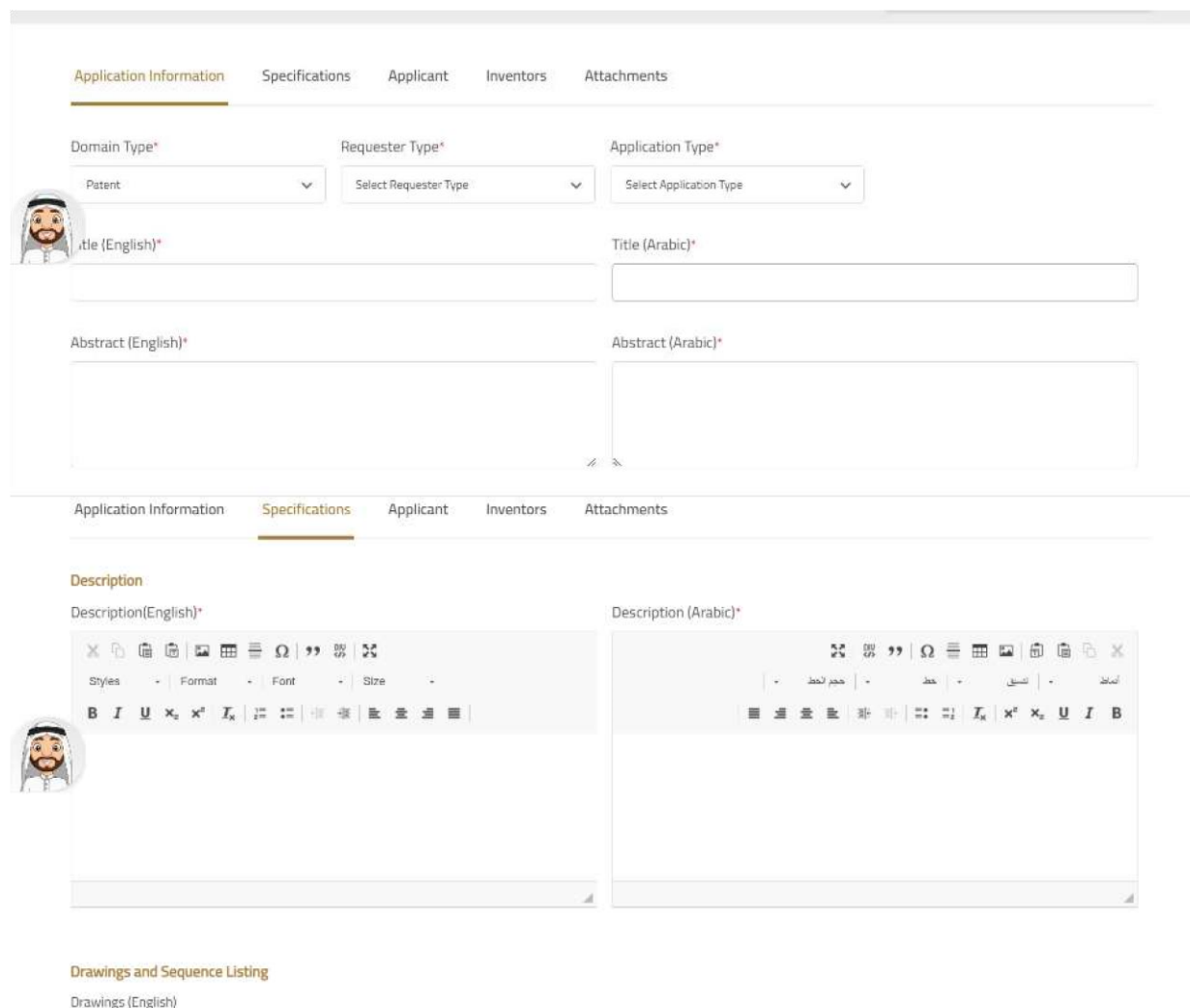
⁸³ <https://www.moec.gov.ae/en/w/renew-registration-of-industrial-property-agent-2>

録簿)を選択すればよい。ウェブサイトのアドレスは以下の通り：

<https://www.moec.gov.ae/en/services>

実用新案手続に関する詳細なガイドは以下のアドレスでユーザーに提供される：

<http://www.moec.gov.ae/documents/20121/58361/MoEc+Patent++User+Manual+for+Applicants+-+English.pdf>



The screenshot displays the MoEC Patent Application Form. The 'Application Information' tab is active, showing fields for Domain Type (Patent), Requester Type (Select Requester Type), and Application Type (Select Application Type). Below these are sections for Title (English), Title (Arabic), Abstract (English), and Abstract (Arabic). The 'Specifications' tab is also visible, showing sections for Description (English) and Description (Arabic) with rich text editors. The bottom section is 'Drawings and Sequence Listing' with a field for Drawings (English).

出願人は、オンライン上のフォームに必要な情報の記入を求められる。出願人は、出願時に以下の情報を提供する義務を負う。

英語（日本語）	アラビア語
Abstract（要約）	
Title of the patent（発明の名称）	
Applicant(s)'s name, nationality & Address（出願人の氏名/名称、国籍及び住所）	
Inventor(s)'s name, nationality & Address（発明者の氏名/名称、国籍及び住所）	
発明の完全な記述、特許請求項、図面	出願日から 90 日以内であれば後日提出可

日付と期限

UAE 産業財産局はグレゴリオ暦に従っている。従って、証明書に記載される日付や期限はすべてグレゴリオ暦の日付となる。UAE 政府は 2022 年 1 月 1 日から新たな週末体制を採用しており⁸⁴、土曜および日曜は休日扱いとなる。当局がヒジュラ暦を使用することはない。

UAE 産業財産法施行規則の第 2 条⁸⁵は、産業財産局が用いている期限の計算方法を次のように説明している。

1. 特定の期間が日数で定められている場合、その期間の最初の日は計算に入れないものとする。
2. 産業財産関連の手續に係する期間の最終日が公休日にあたる場合、その期間は当該公休日に続く最初の営業日に満了するものとする。
3. 産業財産権の保護期間の最終日が公休日にあたる場合、その保護期間は当該公休日を以て満了する。

適格条件

UAE においては、産業的用途を有するが特許の適格条件である進歩性の要件を満たしていない新規の発明に対して実用新案証が発行される（産業財産法第 6 条）⁸⁶。

要件

出願条件

「知的財産権の規制と保護に関する 2021 年連邦法第 11 号の施行規則に関する 2002 年決定第 6 号」の第 19 条⁸⁷は、以下のように規定している。

1. 特許または実用新案の出願書類には、以下の情報が記載されていなければならない。
 - A. 発明の名称。
 - B. 出願人の氏名・名称および住所。
 - C. 発明者の氏名・名称および住所。
 - D. 法定代理人を利用する場合、その名称及び住所。
 - E. 発明の要約（500 ワードを超えないこと）。この要約は、専ら出願に関わる文献情報の一部をなす技術情報として利用される。
 - F. 出願が特許協力条約に従って国内段階に移行した国際出願である場合には、当該国際出願の番号および出願日。
 - G. 出願が過去に本邦においてなされた出願の分割出願または譲渡である場合には、原出願の番号および出願日。
 - H. 「工業所有権の保護に関するパリ条約」（以下「パリ条約」と称する）に基づく優先権を出願人が主張する場合には、優先権出願の数および日付ならびに優先権出願を受理した当局。
2. 出願人は、出願日の時点における発明の主題を特定するのに十分な方法で発明の説明を提供しなければならない。発明の説明には以下の情報を記載することができる。

⁸⁴ <https://www.khaleejtimes.com/life-and-living/uae-weekend-change-how-1-year-of-saturday-sunday-offimpacted-residents-businesses>

⁸⁵ [https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument\(1\).pdf](https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument(1).pdf)

⁸⁶ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506?keyword=PATENT>

⁸⁷ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

- A. 発明に関係する技術分野の説明。
 - B. 発明の理解に役立つと出願人が認識している先行技術。
 - C. 関連産業分野に属する当業者が明確かつ完全に当該発明を理解できるような発明の説明。出願人が有益だと見なす発明の好ましい実施方法。
 - D. 図面がある場合、図面を参照した説明や実施例によって申請者が有益であると考慮する好ましい実施方法を示すこともできる。
 - E. 発明の産業利用に関する詳細な情報（発明の製造、使用、発明により実現される成果など）。
 - F. 図面がある場合には図面に関する簡潔な説明
3. 出願人は、図面もしくは選択図を提出することができるが、出願日の時点で提示されていなかった新たな特徴を新たに導入するような図面の提出や補正を出願後に行ってはならない。経済省は、必要に応じて選択図を選ぶことができる。
 4. 出願人は、一ないし複数の特許請求項（クレーム）を明確に示し、保護の対象となる主題を明らかにするものとする。保護請求は明瞭、簡潔であって発明の説明に全面的に基づいていなければならない。
 5. 出願人は、状況に応じて以下の文書を提出するものとする。
 - a. 状況に応じて、商業登記簿の謄本またはパートナーシップ契約もしくは設立証書の公式な謄本の写し（出願人が自然人でない場合）。
 - b. 出願人が当該発明に対する権利を有していることを証明する文書（出願人が発明者でない場合）。
 - c. 適法な委任状（出願人以外の者が出願書類を提出する場合）。
 - d. 首長国の ID カードの写し（出願人または同人の代理人が UAE 国内に居住している場合）
 6. 本条第 5 項の A、B および C の各号に規定された文書は、経済省の指示に従って承認されるものとする。
 7. 第 5 項の b 号に規定された文書が特許協力条約に基づく国際出願手続の過程で世界知的所有権機関によって承認されている場合、経済省はそれらの文書について承認を要求しないものとする。
 8. 2, 3, 4 の各項に規定された文書は、アラビア語と英語の両方で提出するものとする。
 9. 特許協力条約に基づく国際出願が国内段階に移行した出願の場合、2, 3, 4 の各項に従って提出される文書は、国際出願日の時点で当該国際出願の出願書類に含まれていた説明、保護請求項及び図面の範囲を拡張するものであってはならない。
 10. 有形の形態または構造から成る装置以外のものに関する実用新案出願は認められない。

出願後の文書提出

委任状、譲渡書類、および登記簿謄本は出願の日から 90 日以内に提出することができる。追完料金が適用される。

出願期限

PCT	国際出願日から 30 か月
パリ条約	国内出願日から 12 か月

期限の延長は不可。

審査

実用新案については方式審査と実体審査の両方が実施される。

方式審査

出願書類が提出され、出願手数料の支払がなされると、当該出願に対する方式審査が実施される。産業財産局は提出された願書および関係書類を審査し、それらが国内法の規定に適合しているか否かを確認することになる。

UAE の要件によれば、実用新案出願は先述した条件を満たしていなければならない。つまり、出願時に提供を義務づけられる情報、特許請求項および要約といった要件に合致していなければならない。

出願人は少なくとも、施行規則第 19 条 2 項⁸⁸に定める発明の説明（英語またはアラビア語で記述されたもの）を出願時に提出しなければならない。この要件が満たされない場合、産業財産局は出願を拒絶する。この場合、未提出の文書を提出する機会や提出済みの出願書類を補正する機会が出願人に与えられることはない。

出願人が出願時にすべての文書を提出した場合、審査の早期進行を求める言明書を産業財産局に提出することができる。

クレームの作成

産業財産法の施行規則は、第 22 条⁸⁹の規定により、特許請求項（クレーム）の作成に関わる要件について詳細な説明を提供している。クレームは特定の製造物または方法に関連していなければならない、かつ、発明の性質に釣り合ったものでなければならない。新法ではクレームの数が制限されており、特許の場合は 50 項目、実用新案の場合は 10 項目が上限となる。クレームは独立クレームと従属クレームに分類され、請求範囲をより明確に限定するために独立クレームに従属するクレームを新たに追加したり、従属クレームの数を減らしたりすることができる。

1 つクレームが他の保護要件を引用する場合、引用先のクレームの番号を記載しなければならない、引用先クレームは引用元クレームよりも先にななければならない。複数の保護要件を引用するクレームはそれぞれが明確に示されなければならない。各保護要件は新たな行に記載され、記載順に連続した番号を割り当てられるべきである。

さらに、1 つのクレームが複数の他のクレームの記載を引用している場合、それ以外の複数のクレームの記載を引用することがあってはならない。同様に、複数のクレームを引用している 1 つのクレームの記載が他のクレームの中で引用されることがあってはならない（マルチマルチクレームの制限）。

図面

施行規則の第 23 条⁹⁰は、図面に関して以下のような条件を定めている。

1. 図面に関しては以下の事項を考慮しなければならない。
 - A. 図面は、技術的特徴が十分に示されるようにするため、可能な限り最善の方法で描かれ、彩色が可能な場合には補助的な彩色を施すことができる。

⁸⁸ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

⁸⁹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

⁹⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

- B. 図面の部分に関連して使用する文字および数字は、明瞭に記載しなければならない。図面の各部分に関して同一の文字および数字を使用しなければならない。文字および数字を図の外で使用する場合、それらは、細い線によって当該の文字および数字が関連する部分に結びつけられていなければならない。
 - C. 1 枚の用紙に 2 以上の図を記載する場合、それらの図は、個々の図と隣接する図の間に十分な距離をおいて図面用紙に記載し、それぞれの図に連続した番号を付さなければならない。
2. 特許もしくは実用新案証は、権利付与後の再審査によって取り消されることはなく、本条第 1 項に規定した図面の要件が満たされていないという理由で取り消されることもない。

優先権の主張

出願人は、パリ条約に基づく国内出願については出願日から 12 か月以内、国内段階に移行した PCT 出願については出願日から 30 か月以内に、優先権を主張することができる。産業財産法施行規則の第 24 条⁹¹は、優先権主張に関わる要件を以下のように定めている。

1. 出願人は、出願の公開前の期間もしくは特許付与前の期間または以下の a～d のいずれかの日付から 16 か月以内の期間（いずれか早期に終了する期間）に、優先権主張の請求、追加もしくは補正を行うことができる。上記の期間が満了した後は、出願人に可能な行為は優先権主張の全部ないし一部の取消のみである。
 - a. 本省（経済省）への出願がなされた日。
 - b. 出願が原出願の分割出願である場合や原出願が譲渡によって取得された場合には、原出願の出願日。
 - c. 出願が PCT に基づく国際出願の指定国における国内出願である場合には、元の国際出願の出願日。
 - d. パリ条約に基づく優先権主張が出願に伴っている場合には、許容される最も早い優先日。
2. 出願が PCT 国際出願に由来する国内出願である場合、出願人は、国際特許条約事務局が認容した優先権以外の優先権を主張しえない。
3. 本省は出願人に対し、60 日以上の上記の期間内に優先権出願の写しを提出するよう要請することができる。
4. 優先権出願が英語もしくはアラビア語で作成されていない場合、本省は出願人に対し、60 日以上の上記の期間内に優先権出願の翻訳を提出するよう要請することができる。この翻訳は実体審査のために必要である。
5. 出願人が上述の要件を満たしえなかった場合、優先権の主張は無効とされる。

方式審査報告書

方式審査報告書は、通常、出願日から 2 週間以内に発行される。これらの報告書は e メールによって出願人/代理人に交付される。答弁書の提出は、方式審査報告書による処分の通知から 90 日以内に行わなければならない。

⁹¹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

出願人が所定の期限までに応答しなかった場合、出願は失効したものと見なされるが、失効日から 9 か月以内であれば出願の回復が可能である。出願の回復には追加料金が適用される。出願人がすべての要件を満たしている場合、審査手数料の支払を求める請求書がおよそ 1 か月以内に発行される。

方式審査報告書への対応

出願人は要件を順守し、産業財産局から交付された公式の通知に記載されていた未提出文書を 90 日以内に提出しなければならない。

実体審査段階

出願が方式審査にパスすると、90 日以内の審査手数料の払込を求める通知書が産業財産局から発行される。実体審査手数料の払込を済ませた出願人は早期審査を請求することができるが、早期審査には追加料金が適用される。早期審査の請求があった場合、産業財産局は 6 か月以内に審査を処理することになる。ただし、当局は自らが定めた優先順位に従って早期審査請求を受理する権利を有する。

審査官は、特許明細書、請求項および図面を審査し、新規性と産業的利用可能性の要件を確認する。提出される明細書、図面および請求項は規定された要件に従っていないなければならない。

産業財産局が審査報告書（拒絶理由通知）を発行した後、審査官の要求に従って必要な補正を行うことを求める報告書が出願人に交付されることになる。出願人には、答弁書の提出と再審査手数料の支払を行うために 90 日の猶予期間が与えられる。出願人が 2 回目の審査が終わるまでに審査官の要求に従わなかった場合、審査官は 3 回目の審査報告書を発行する。出願人は、前と同じ猶予期間内に当局に出頭し、再審査手数料を支払わなければならない。3 回目の審査報告書は最終的な処分であり、当局の拒絶査定を不服とする出願人は上訴（審判請求）を行うことができる。

出願人が当局への応答を怠った場合は出願が失効するが、出願人は、出願が失効した日から 9 か月以内に、適正な料金を支払った上で出願の回復申請を行うことができる。回復申請がなされなかった場合、出願は失効したものと見なされる。

審査の所要期間に関する標準的な見積りは存在せず、産業財産局の業務の処理状況に応じて所要期間が異なってくる。およその期間は 2～3 年であるが、さらに長引くこともありうる。

登録手続全体に要する期間

当局の行為	およその所要期間
方式審査開始	出願日から 2 週間
方式審査報告書の発行	関係書類すべてが提出された日から 1 か月又はそれ以下
最初の実体審査報告書	実体審査手数料の支払から 24～72 か月
2 回目の実体審査報告書	再審査手数料の支払から 12～15 か月
公開通知書の発行	2 回目の実体審査報告書に対する答弁書提出から 6～8 か月
特許証の発行	公開手数料の支払から 4～6 か月
以上の所要期間は単なる概算であり、特許局の業務処理の状況に応じて変動することがある	

出願の分割および変更

特許もしくは実用新案の出願人は、当初の出願（原出願）の審査中に、出願の種類を変更することができる。また、原出願の範囲内で、原出願を複数の出願に分割することができる。出願を補正する場合、提出の時点で産業財産局に提供された開示範囲に含まれていない新たな要素を補正に含めることはできない。国内段階に移行した PCT 出願の場合、国際出願日の時点で提出された出願書類の範囲内で修正が行われるものとする。

出願の種類が変更された時点で原出願は取り下げられ、原出願の分割もしくは種類変更は、原出願の出願日の時点で行われたものと見なされる。

出願の回復

新たな産業財産法による重要な改正点の一つは、失効した出願の回復手続が導入されたことである。出願人が期限を順守しなかったために失効した出願は回復が可能である。出願の回復は、出願の向こうが宣告された日から 9 か月以内に行うことを要する。特許/実用新案に対する権利の付与が既に済んでいる場合、それらの特許/実用新案は前記の手続によって回復しえない。

出願の取下げ

出願人または同人の法定代理人は、出願が経済省によって審査されている間に申請書を提出することにより、任意の時期に当該出願の取下げを請求することができる。複数の出願人が共有している出願の場合、共有者相互の合意によって出願を取り下げることができる。この際には、出願取下げに関する合意書の提出を要する。出願人は、出願が承認される前の任意の時期に、出願の補正を申請することができる。

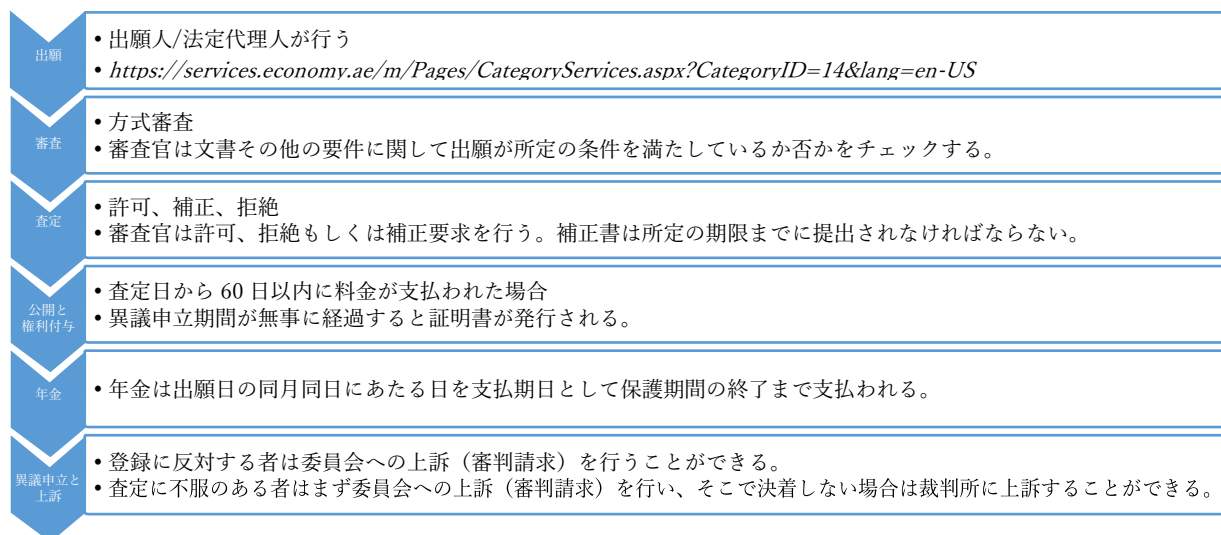
産業財産法施行規則の第 26 条⁹²は、補正の範囲を以下のように定めている。

1. 出願人は、願書もしくはその関係書類に含まれる文言または計算の誤りを訂正することができる。
2. 補正の対象となる文書の提出時に経済省に提示された開示範囲に含まれない新規の要素を補正に含めることはできない。
3. PCT 国際出願に由来する国内出願の場合、出願人は、国際出願日の時点で当該国際出願の出願書類に含まれていた説明、請求項及び図面の範囲内で願書及び関係書類を修正することができる。
4. 先行出願の分割出願または種類変更された出願の場合、出願人は、原出願の出願日に提出された原出願の説明、請求項及び図面の範囲内で願書及び関係書類を修正することができる。
5. 出願人が出願の実質的な主題に関わる補正を行う場合、出願人は、補正された要素を引証することによって補正に関する説明を提供し、本条 2, 3, 4 の範囲に含まれていない新規の要素が当該補正に含まれていないことを明らかにしなければならない。補正に関する説明が提供されない場合、または補正の解釈が不十分であると経済省が判断した場合、経済省は出願人に対し、60 日以上の上記の期間内に補正に関する説明を提出するよう要請することができる。
6. 本条 2, 3, 4 に規定された範囲に含まれていない新規の要素に関わる実質的な修正が補正に含まれている場合、経済省は補正を却下し、その補正は無効と見なされるものとする。

⁹² <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

7. 出願人が本条第 5 項に従って補正に関する説明を提出しえず、その不提出によってその時点で進行中の実体審査に問題が生じる場合、経済省は補正を却下することができ、却下された補正は無効と見なされるものとする。
8. 出願の補正や手続の一時停止は、適用される料金が支払われていない限り認められない。

手続フローチャート



4.2.5 登録後

公開と権利付与

特許査定（許可通知）の発行後、通知のあった日から 60 日以内に公開手数料および特許付与手数料が払い込まれるものとする。その後、出願は異議申立の機会を設けるために官報上で 90 日間公開される。今のところ付与された特許について公開されているのは、文献データ、要約ならびに要約に添えられた図面のみである。だが、特許/実用新案の全貌を公開できるような新たな公開形式をめぐって、産業財産局は現在も議論を続けている。

出願人は、登録手数料の支払前または支払と同時に未払いの維持年金の払込を求められる。許可された出願が失効している場合でも、出願人は、出願が失効した日から 9 か月以内に登録手数料プラス追加の延滞金を支払うことによって出願を回復することができる。

異議申立期間が無事に切り抜けると、特許/実用新案が承認され、登録証が発行される。UAE 産業財産局が発行するのは**電子文書のみ**である。登録証には、出願番号、国内出願日、経済省による特許登録承認決定の番号および日付、特許登録番号、出願人の氏名/名称および住所、発明者の氏名（ただし、氏名掲載を望まないと言明した場合を除く）、発明の名称が記載され、出願が原出願の分割出願であるか種類変更された出願である場合には、原出願の番号と現出願の出願日も記載される。また、PCT 出願に基づく出願の場合には国際出願番号と国際出願日が併せて記載される。

他方、第三者は所定の期限（延長不可）までに産業財産局に異議申立書を提出することができる。

登録手数料

「2023 年閣議決定第 112 号」の発行後、UAE 政府は産業財産に関するサービスに適用される料金表を改定した。新たな特許登録手数料は以下のようになっている。

サービス	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
出願手数料			
1) 企業及び機関	2,000.00	82,000.00	545
2) 個人、中小企業 (SME)、学術団体	1,000.00	41,000.00	272
追完手数料 (企業及び機関が対象)	400	16,400.00	109
追完手数料 (個人、中小企業、学術団体が対象)	200.00	8,200.00	54
審査手数料			
1) 個人及び企業			
クレーム数 1~10	7,000.00	287,000.00	1,906
クレーム数 11~30	8,000.00	328,000.00	2,178
クレーム数 31~50	9,000.00	369,000.00	2,451
2) 中小企業及び学術団体			
クレーム数 1~10	3,500.00	143,500.00	953
クレーム数 11~30	4,000.00	164,000.00	1,089
クレーム数 31~50	4,500.00	184,500.00	1,225
再審査手数料			
1) 個人及び企業	5,000.00	205,000.00	1,361
2) 中小企業及び学術団体	2,500.00	102,500.00	681
公開手数料・特許付与手数料			
1) 企業及び機関	800.00	32,800.00	218
2) 個人、中小企業及び学術団体	400.00	16,400.00	109
早期審査手数料			
1) 企業及び個人	2,000.00	82,000.00	545
2) 中小企業及び学術団体	1,000.00	41,000.00	272
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。			

年金

毎年、出願日の同月同日が年金の支払期限となる。国内出願の場合は UAE の国内出願の日が年金の起算日となるが、PCT 出願の場合には国際出願日が起算日となる。分割出願の場合、原出願の出願日が年金の起算日となる (産業財産法施行規則第 45 条)。

年金の支払にあたっては、保護期間の終了までに発生する年金額を一括で支払うことも、毎年その年の年金を支払うことも可能である。年金は、産業財産局の e サービスポータルを通じてオンラインで支払われる。

出願人には年金の納付期限から 3 か月の猶予期間が与えられ、この期間内であれば支払の遅延に伴う追加料金は発生しない。出願人は、前記の猶予期間の終了後であっても出願の登録日までに未払い分の年金を支払うことができるが、支払額には延滞金が加算される。

年金は、登録された特許もしくは実用新案について支払われなければならない。登録後、所定の期限までに年金が支払われない場合、登録された特許もしくは実用新案の権利者は、納付期限から 3 か月以内であれば、延滞金を科されることなく年金を支払うことができる。年金の支払については更に 9 か月の猶予期間が認められており、権利者はこの期間内に年金を支払うことができるが、支払額には延滞金が加算される。既に登録されている特許もしくは実用新案の権利者が年金の支払を怠った場合、当該の特許もしくは実用新案の登録は、9 か月の猶予期間が終了した日の翌日を以て失効する。その場合、これらの特許もしくは実用新案の登録を回復することはできない。

係属中の出願に関する年金の延滞が度重なった場合、実体審査請求が発行されるまでは未払い分を支払うことができない。

経済省は、「産業財産公報」(Industrial Property Gazette)、「産業財産デジタルライブラリー」(Digital Library of Industrial Property) または同省のウェブサイトにおいて、特許登録または実用新案登録の失効を公表する。同省による公表の遅滞または懈怠が、特許もしくは実用新案の登録の失効に影響を及ぼすことはない。

年金

	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
企業の場合			
2 年目から 5 年目まで (年間支払金額)	200.00	8,200.00	54.00
6 年目から 10 年目まで (年間支払金額)	1,000.00	41,000.00	272.00
個人、中小企業 (SME) 及び学術団体の場合			
2 年目から 5 年目まで (年間支払金額)	100.00	4,100.00	27.00
6 年目から 10 年目まで (年間支払金額)	500.00	20,500.00	136.00
延滞金 – 延納 1 か月毎に支払			
企業及び機関	400.00	16,400.00	109.00
個人、中小企業及び学術団体	200.00	8,200.00	54.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。			

権利者の権利

産業財産法第 19 条⁹³は、特許もしくは実用新案はその権利者に以下のような権利を与えると規定している。

1. 発明を利用する権利。以下の行為は発明の利用と見なされるものとする。

⁹³ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

- a. 特許もしくは実用新案の主題が製造物である場合、特許もしくは実用新案の権利者は、当該製造物の製造、使用、販売申し出、販売または以上を目的とした当該製造物の輸入を行う権利を有するものとする。さらに、特許もしくは実用新案の権利者は、第三者が事前に権利者の同意を得ることなく前記製造物の製造、使用、販売申し出、販売または以上を目的とした当該製造物の輸入を行うのを阻止する権利を有するものとする。
 - b. 発明が特定の製造物に関わる工業的方法または製法に関与している場合、特許権者はそれらの方法または製法に直接に由来する製造物に関して、製造物発明の権利者と同様の権利を有するものとする。特許権者はさらに、当該の方法または製法を自ら利用する権利を有するとともに、第三者が事前に特許権者の同意を得ることなく前記の方法を実際に使用し、あるいは当該方法に直接に由来する製造物の製造、使用、販売申し出、販売または以上を目的とした当該製造物の輸入を行うのを阻止する権利を有するものとする。
2. 特許もしくは実用新案が、特定の方法について付与されたものであるか、既知の工業的方法もしくは製法の新規の用途について付与されたものである場合、その方法を使用し、その方法から直接に得られた製造物に関して前項（第1項）のaに示した活動を実施する権利。
 3. 上の第1項に示した権利は、産業上の目的または営利目的のために実施される活動のみに限定され、販売後の製造物に関係する活動には適用されないものとする。

実施許諾

保護証書の権利者は、保護の対象となる権利を使用・利用するための実施権を、あらゆる自然人もしくは法人に許諾することができる。ただし、実施許諾の期間が法の規定による権原保護の期間を超えないことを条件とする。契約による実施許諾（ライセンス契約）は文書契約とし、当事者双方が契約書に署名しなければならない。

ライセンス契約と第三者の関係

ライセンス契約は、保護証書の権利者が保護の主題を自ら利用/使用することや、第三者に新たな実施権を許諾することを妨げないものとする。ただし、ライセンス契約に別段の定めがある場合はこの限りではない（産業財産法第51条⁹⁴）。

ライセンシーの権利

産業財産法第52条の規定によれば、実施権を許諾された個人もしくは団体は、ライセンス契約に別段の定めがない限り、法的保護が存続する期間全体を通じて、経済特区（フリーゾーン）を含む本法のあらゆる領域のあらゆる分野において、あらゆる手段により、実施許諾された主題を使用・利用する権利を有する。ライセンシーはさらに、保護対象の主題に対する侵害、脅威もしくは損害を阻止するために、保護証書の権利者に付与された権利と同一の権利を行使する権利を有する。ライセンサーとライセンシーの両者は、いずれも各自の権利を保護するために法的措置を講じ、訴訟を提起することができる。⁹⁵

⁹⁴ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

⁹⁵ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

ライセンス契約の譲渡

事業施設またはその所有権の全部ないし一部が譲渡された場合を除き、ライセンス契約に別段も定めがない限り、ライセンシーは、自らの実施権の第三者への譲渡や第三者への再実施権の供与を行うことはできない（産業財産法第 53 条）。

登録の更新

20 年の保護期間は更新することができない。

登録の成立に伴う料金

公開手数料および権利付与手数料	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
1) 企業及び機関	800	32,800	218
2) 個人、中小企業（SME）及び学術団体	400	16,400	109

権利付与後の補正⁹⁶

産業財産法施行規則の第 43 条によれば、一定の状況の下では、発明に関する権利が付与された後であっても、特許もしくは実用新案の権利者は自らの選択に従って以下の補正を申請する権利を有する。

1. 発明の説明、クレームおよび図面に含まれる文言もしくは計算の誤りの訂正。前記の訂正は登録後にも行うことができるが、所定の料金が支払われることを条件とする。この訂正は、発明の説明、クレームおよび図面の変更に関わるものであってはならない。
2. 一ないし複数のクレームの除去または特許請求範囲全体の縮小によるクレームの補正。この補正には、所定の料金の支払が要求される。補正によってクレームの保護範囲全体が変更もしくは拡張されることがあってはならない。

補正の申請書が提出され、料金が支払われた場合、当該申請が上の 1 および 2 の要件を満たしているか否かを確認するため、審査官グループによる審査が行われる。審査官グループが訂正もしくは修正を拒絶した場合、申請された訂正もしくは修正は無効とされる。審査官グループによる決定は、経済省によって登録簿に記載される。

補正が承認された場合、経済省は「産業財産権公報」（Industrial Property Gazette）の中で補正されたクレームを公開する。

権利付与後の再審査請求

利害関係人は、特許もしくは実用新案の権利付与がなされた後で再審査を請求することができる。再審査を求める申請書は、特許もしくは実用新案の登録公開から 90 日以内に、所定の料金を支払った上で当局の e サービスポータルを通じてオンラインで提出される。

異議申立人が再審査を請求するためには、自らの基本的な利害関係を立証しなければならない。再審査を申請する者は、自らが当該の特許/実用新案につき実質的な利害関係を有していることを証明しなければならない。これらの要件が満たされない場合、経済省は申請を却下し、それ以上特許付与後の審査を行うことはない。産業財産局が再審査請求を受理し、それを登録簿に記載した場合、当局はそ

⁹⁶ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

の手続を関係諸機関に告知し、必要な文書のコピーを交付することになる。権利付与後の審査は、十分な経験を有する審査官 3 名以上から構成される審査官団が再審査によって登録の有効性を確認するという形で行われる。権利付与後の再審査が完了し、当該登録が有効である旨の決定が審査官団によって示されるまで、登録証の発行手続は一時停止される。

異議申立委員会が決定を示した場合、決定が示された日から 60 日以内に審判委員会に上訴することができる。審判委員会の決定に対しては、当該決定を受け取った日から 30 日以内に、連邦裁判所に上訴を提起することができる。

異議申立書の提出先は産業財産局なのか裁判所なのか？	3. <u>ルート 1</u> : 権利付与後の再審査→権利付与後の再審査に関する委員会への上訴 4. <u>ルート 2</u> : アブダビ控訴裁判所への特許無効の訴
産業財産局における口頭審理はオンラインと対面のどちらで行われるか？	権利付与後の再審査では口頭審理は行われない。口頭審理の態様については、審判委員会（Appeal Committee）が必要に応じて決定する。
産業財産局での口頭審理は何回ぐらい要求できるか？	上訴の口頭審理に関しては委員会が決定する。
口頭審理に関する公定料金	委員会が決定する。
異議申立書の提出に伴う公定料金	特許付与後の再審査：5,000UAE ディルハム（205,000.00 円/1,361US ドル） 権利付与後の再審査に関する委員会への上訴： - 1,000 UAE ディルハム（41,000 円/272 US ドル）（法人） - 500 UAE ディルハム（20,500 円/136 US ドル）（個人）
意見書の提出に伴う公定料金	なし。この料金は再審査手数料に含まれている。
追加の文書/陳述書の提出に伴う公定料金	提出 1 件ごとに以下の料金が適用される。 - 400 UAE ディルハム（16,400 円/109 US ドル）（法人） - 200 UAE ディルハム（8,200 円/55 US ドル）（個人）
オンライン決済手数料として支払額の 0.714%がすべての公定料金に加算される。	

4.2.6 権利の執行

執行機関

第 35 条⁹⁷の規定によれば、特許/実用新案の登録証や強制実施許諾証明書の発行が権利付与の要件を満たしていない場合、利害関係人はアブダビの UAE 連邦裁判所に訴訟を提起して、その発行の無効化を求めることができる。

⁹⁷ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

上記の訴訟で示された判決は、特許、実用新案または強制ライセンスの権利者、経済省、ならびに特許、実用新案または強制ライセンスに何らかの権利を有する者に通知される。また、「産業財産公報」の中でも前記の判決が公開される。

無効請求は、問題の発行全体の無効を求めるものであっても一部のみの無効を求めるものであってもよい。裁判所が示した判決は、発行された各種証明書の保有者に与えられる権利を制限するものと見なされる。これについて特に注目すべき点を挙げておくと、それらの証明書をした当事者は、当該の発明または強制ライセンスの利用と引き換えに得た実施料（ロイヤルティ）を償還する必要はない。

知財保護に関係する司法制度および裁判所

ドバイ、アブダビ、ラアス・アル＝ハイマの3つの首長国で特許権を執行するためには、それぞれの首長国に所在する独立の連邦裁判所に訴訟を提起する必要がある。シャールジャ、ウンム・アル＝カワイン、フジャイラ、アジュマーンの4つの首長国の場合、すべての首長国に対し管轄権を有する UAE 連邦裁判所に提訴するのが最善の手段となる。

産業財産侵害訴訟の処理に特化した専門の裁判所が UAE には存在しないという点は注目に値する。ただし、知的財産について専門的な知識を有する判事が、裁判所の登録簿に登録された知財専門家を指名して、特定の事案に関する技術報告書を作成させることがある。その場合、判事は報告を求める基本的な争点を専門家に提示し、専門家は指定された期限内に報告書を提出する。

原告が専門家に報酬を支払った場合、専門家は当事者双方に接触して当事者会議を手配し、陳述を要請することになる。その後、専門家は報告書を覚醒し、自らの意見を当事者双方に提供する。最終報告書が作成されると、報告書の内容が裁判所および当事者双方に伝達される。

専門家は、報告書の提出期限の延長を求めることができるが、その要求を受け容れるか拒否するかは裁判所の判断に委ねられる。専門家が提出期限を順守しなかった場合、裁判所は罰金を科すことができる。

UAE の裁判官は判決を練り上げる際に専門家の報告書を考慮する、という点は強調しておくべきである。

損害賠償請求、予防的措置および罰則

産業財産法には、産業財産権の侵害に関する救済および措置についてコモンロー的な規定を設けている。

損害賠償の請求

保護証書によって自らに付与された権利が侵害された場合、当該保護証書の権利者または同人のライセンシーは、本法の規定（産業財産法第 67 条⁹⁸）に違反してなされた行為の結果として生じた損害の賠償を裁判所において請求することができる。

権利執行のための訴訟費用

権利執行訴訟に要する費用はケース・バイ・ケースで異なる。同様に、1 回の訴訟に要する費用も裁判所の見積りによって異なってくる。第一審に先立って弁護士報酬が発生するが、当初の着手金は

⁹⁸ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

105,000 UAE ディルハム（43,050,000 円/28,590 US ドル）である。正式な裁判費用は、訴訟提起の時点で裁判所によって決定される。専門家報酬は、専門家任命の時点で裁判所によって決定される。

救済

特許権の侵害については、産業財産法に基づく制裁が科される。最近の法改正により、罰金と制裁は強化されている。

産業財産法第 69 条は以下のように規定している：他の法律に規定されたより重い罰則に抵触しない限り、特許、実用新案、工業意匠または集積回路の回路設計に関する権利を取得するために不正確もしくは不実な文書もしくは情報を提出した者、発明もしくは製法を模倣した者、または本法により保護される権利を故意に侵害した者は、禁固刑および 10 万（100,000）UAE ディルハム以上（4,100,000 円/27,230 US ドル）100 万（1,000,000）UAE ディルハム（41,000,000 円/272,294 US ドル）以下の罰金刑、または前記の 2 つの刑罰のうちの一方に処すものとする（産業財産法第 69 条）⁹⁹。

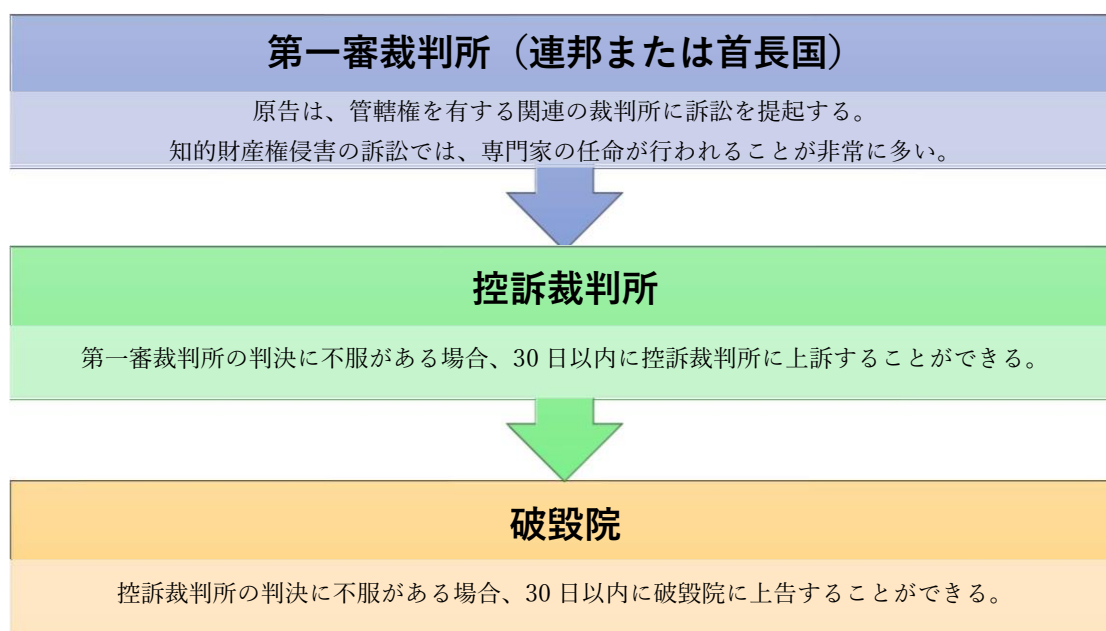
以上の罰金に加えて、産業財産法第 70 条は、押収品の没収を命じる権限を裁判所に与えている。裁判所はさらに、偽造に使用された機械及び工具の処分に加えて、上記の違法行為の結果として得られた物品の破棄もしくは除去を命じることができる。また、同条に基づき、裁判所は、有罪宣告を受けた者の費用負担において「産業財産公報」または国内の日刊紙のいずれかに判決を公開するよう命じることができる。

救済の概要の比較

UAE で利用可能な特許侵害の救済	
差止命令	利用できる
損害賠償	裁判所で請求することが可能。原告は、侵害が原因となって生じた損害に関する詳細な報告書を提出しなければならない
罰金	100,000 UAE ディルハム（410,000.00 円/27,230 US ドル）以上 1,000,000 UAE ディルハム（41,000,000.00 円/272,294 US ドル）以下の罰金
侵害品の破棄	実施可能
判決の公開	有罪宣告を受けた者の費用負担において実施可能
刑事訴訟	禁固刑の可能性あり
税関による留置	原告の告発に基づく。税関の承認を要する
行政手続	利用できない

⁹⁹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

権利執行プロセスのフローチャート



4.3 工業意匠

工業意匠は裏の「産業財産法」（2021 年法律第 11 号）および同法施行規則の規定ならびに省議決定に基づいて保護される。

4.3.1 定義

UAE 法の定義によれば、特定の意匠を対象に付与する二次元または三次元の観賞用もしくは装飾用の創作物であって、工業製品または手工芸品に利用しうるものをいう（産業財産法第 1 条）。¹⁰⁰

4.3.2 要件

工業意匠が UAE の登録官に保護適格と認められるためには、第 43 条に列挙された以下の要件を満たしていなければならない。

1. 工業意匠は新規でなければならない。
2. 工業意匠が公の秩序または善良の風俗に違反する場合、そのような意匠を商業的に利用してはならない。
3. 工業意匠が出願日に先立って刊行物、使用その他の方法で公衆に解されていない場合、その意匠は新規と見なされる。
4. 出願日に先立つ 1 年以内に工業意匠が開示された場合、その工業意匠は公衆に開示されたとは見なされないものとする。

¹⁰⁰ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

開示に関する条件

出願の直前 12 か月以内に工業意匠が開示された場合、UAE の法はそれを意匠の開示とは見なさない（第 43 条 5 項）。

4.3.3 保護期間

工業意匠の保護期間は最初の出願日から 20 年とする。適用される保護期間全体を通じて維持年金を支払うことにより、意匠権は維持される。

優先権

優先権を主張しうる期間は最初の出願日から 6 か月とする。

4.3.4 出願/登録手続

出願の場所

出願手続

意匠出願は、直接の国内出願によるか優先権の主張によって行うことができる。

出願に要する文書は、意匠を登録しようとする出願人の属性（UAE を本国とする者か外国人か）によって異なる。

UAE に居住する出願人/法定代理人は、以下の経済省のウェブサイトアクセスし、「特許および工業意匠に関するサービス」（Patent and Industrial Design Service）の文字をクリックした上で、工業意匠に適用されるサービスを選択するものとする。

<https://services.economy.ae/m/Pages/CategoryServices.aspx?CategoryID=14&lang=en-US>

Application Information
Specifications
Applicant
Designers
Attachments

Domain Type*
Industrial Design
Requester Type*
Select Requester Type
Application Type*
Select Application Type

Title (English)*
Title (Arabic)*

Characteristic features of the design (English)*
Characteristic features of the design (Arabic)*

Application Information
Specifications
Applicant
Designers
Attachments

Description

Description(English)*
Description (Arabic)*

Application Information
Specifications
Applicant
Designers
Attachments

0 Applicants

Applicant
Save
Reset

Applicant Type *
Natural Person Inside UAE

Natural Person Inside UAE

Emirates Id Number *
Full Name (English) *
Full Name (Arabic) *

784-XXXX-XXXXXX-X
Full Name
Full Name

Mobile Number *
Nationality *
Emirates *

Mobile Number
Select
Select

Email *
Gender *
Person of Determination *

Email
Select
Select

The screenshot displays the 'Designers' tab in the UAE Industrial Property System (IPS) web portal. The interface is divided into a sidebar and a main content area. The sidebar on the left shows a profile icon and a list of 'Inventors' with a count of 0. The main content area features a form for 'Inventor' details. The form includes fields for Full Name (English and Arabic), Nationality, Mobile Number, Address Country, Email, Gender, Person Of Determination, and Address (English and Arabic). A 'Save' button is located at the top right of the form. Below the form, there are tabs for 'Application Information', 'Specifications', 'Applicant', 'Designers', and 'Attachments'. The 'Attachments' tab is active, showing a list of documents with columns for 'Title' and 'Document'.

日付と期限

UAE 産業財産局はグレゴリオ暦に従っている。従って、証明書に記載される日付や期限はすべてグレゴリオ暦の日付となる。UAE 政府は 2022 年 1 月 1 日から新たな週末体制を採用しており¹⁰¹、土曜および日曜は休日扱いとなる。当局がヒジュラ歴を使用することはない。

UAE 産業財産法施行規則の第 2 条¹⁰²は、産業財産局が用いている期限の計算方法を次のように説明している。

1. 特定の期間が日数で定められている場合、その期間の最初の日は計算に入れないものとする。
2. 産業財産関連の手続に係る期間の最終日が公休日にあたる場合、その期間は当該公休日に続く最初の営業日に満了するものとする。
3. 産業財産権の保護期間の最終日が公休日にあたる場合、その保護期間は当該公休日を以て満了する。

¹⁰¹ <https://www.khaleejtimes.com/life-and-living/uae-weekend-change-how-1-year-of-saturday-sunday-offimpacted-residents-businesses>

¹⁰² [https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument\(1\).pdf](https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument(1).pdf)

出願人の適格性

出願人は、自らの居住する国に関わらず意匠出願を行うことができる。ただし、非居住者が UAE で出願を行う際には、出願手続を代行する代理人を任命しなければならない。

UAE の居住者（個人および会社）は、アカウントを作成することによりポータル経由で直接に出願を行うことができる。「UAE Pass」アプリケーションを有する個人の場合、アカウントの作成とログインが要求される。

要件

意匠出願は 1 件の意匠について行うこともできるし、複数の意匠が国際分類の同一の区分に属している場合には複数意匠の一括出願を行うこともできる。¹⁰³

個々の意匠の出願書類には、明瞭かつ完全な方法でモノクロの図面と十分な数の断面図が含まれ、それらがクレームされた意匠の完全な視覚的開示を構成する。

意匠を視覚的に表現する手段が实际的に写真しかない場合、出願人はモノクロ写真を提出することができる。出願人が図面と写真の両方を提出した場合、図面の方が審査の対象となる。

UAE 産業財産局が要求する画像の数は最低でも 6 点である。

出願要件¹⁰⁴

工業意匠登録の出願書類には、以下のデータ一式が含まれていなければならない。

- アラビア語と英語で記載された意匠の名称
- 出願人の詳細情報
- 出願人または同人の代理人が UAE に居住する自然人である場合には、首長国の ID カードの写し
- 意匠制作者の詳細情報
- 優先権および開示の詳細（優先権を主張する場合）
- アラビア語と英語で記述された工業意匠の説明
- 意匠の区分（工業意匠の国際分類－ロカルノ分類－に従う）
- 製品の種類（当該工業意匠が使用される製品が属するロカルノ分類の区分）
- JPEG フォーマットで作成された工業意匠の図面
- 当該意匠出願を主に担当する代理人の選定

提出を要する文書

- 法定代理人が出願手続を代行する場合には、出願人が発行し、公証人によって適正に認証された委任状
- 意匠制作者から出願人への意匠の譲渡を示す譲渡証書。公証人による適正な認証を要する。
- 商業登記簿または定款の認証済み謄本、または公証人によって適正に認証された前記と同等の文書。

¹⁰³ Article 41 of the implementing regulations, Cabinet of Ministers Resolution No. (6) of 2022 regarding the Executive Regulations of Federal Law No. (11) of 2021 regarding the Regulation and Protection of Industrial Property Rights.

¹⁰⁴ Article 57 of the implementing regulations, Cabinet of Ministers Resolution No. (6) of 2022 regarding the Executive Regulations of Federal Law No. (11) of 2021 regarding the Regulation and Protection of Industrial Property Rights.

- 図面の写し。
- 優先権を主張する場合には、優先権文書の認証済みコピーの写し。
- 経済省は、自らが必要と見なした文書を所定の期間内に提出するよう出願人に要請することができる。この期間は 90 日を下回らないものとする。

審査

現在、工業意匠については方式審査のみが実施されており、実体審査が行われることはない。

当局から要件が通知された場合、出願人は通知の日付から 90 日以内にすべての要件を満たさなければならない。そうでない場合、出願は放棄されたものと見なされる。出願が無効と見なされた日から 9 か月以内に回復手数料と罰金を支払うことにより、出願人は失効した出願を回復することができる。

1. 経済省は、産業財産法施行規則の第 63 条¹⁰⁵に定める以下の要件が満たされているか否かを確認するため、工業意匠出願の審査を実施する。
 - A. 本法の国籍を有する自然人もしくは法人、または国際条約もしくは本邦を締約国とする条約の規定に従って出願を行う権利を有する外国人、または本法第 3 条¹⁰⁶に従って本邦に対し互惠主義の原則を維持している国の国籍を有する外国人によって、出願書類が提出されること。
 - B. 出願書類は、意匠の権利者によって提出されなければならない。
 - C. 意匠権が共有されている場合、出願書類は共有者全員によって提出されなければならない。
 - D. 上記の文書とそれら文書の翻訳は概ね同一でなければならない。
 - E. 出願する意匠が、登録不適格と見なされる意匠でないこと。すなわち、本法の公の秩序または善良の風俗に違背していないこと。
 - F. 意匠出願者が産業財産法施行規則第 18 条の 1 項および 2 項に規定された文書契約を提出した日に先立って経済省に提出された意匠と同じ意匠を出願することはできない。
 - G. 工業意匠が新規、革新的かつ装飾的であって、かつ、工業製品または手工芸品に使用可能なものであること。
 - H. 出願の時点で提出された意匠の実質的な保護請求範囲に属さない新規の事項に関する図面が出願書類に含まれていてはならない。
 - I. 出願が原出願の分割出願である場合、図面が原出願の保護請求範囲に含まれていること。
 - J. 出願が 1 つの意匠または一組のクラスに属する意匠のみを含むこと。
 - K. 意匠が条件を満たしている場合、出願に含まれる図面が編集されていること。

¹⁰⁵ [https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument\(1\).pdf](https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/AcrobatDocument(1).pdf)

¹⁰⁶ 産業財産権の規制と保護に関する 2021 年連邦法第 11 号の第 3 条

2. 出願が上に規定された要件を満たしていない場合、産業財産局は当該工業意匠登録出願を拒絶する理由を出願人に通知し、出願人に対し、自らの正当性を示す答弁書を提出して再審査請求を行い、必要に応じて補正を行うよう要請することとする。
3. 再審査請求の十分な機会が出願人に 1 回以上与えられていたにもかかわらず、出願人が拒絶理由を克服することはできなかつたと産業財産局が見なした場合、当局は出願人に対し再審査請求を求めることなく出願を拒絶することができる。

方式審査/補正報告書への対応

出願人は、所定の 90 日以内に審査官の報告書に対応しなければならない。この期限は延長不可である。

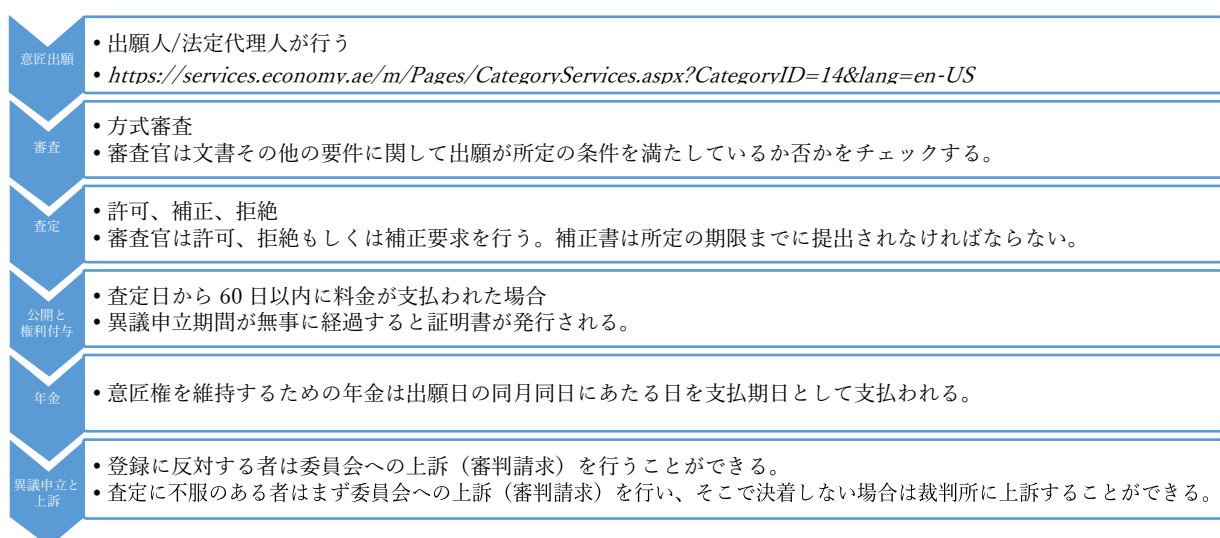
前記の期限が経過した場合、出願は失効したものと見なされるが、失効日から 9 か月以内であれば出願の回復が可能である。出願の回復には回復手数料と延滞料が適用される。

出願手数料

出願手数料	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
企業及び機関	2,000.00	82,000.00	545.00
追加の意匠 1 点あたりの出願（複数意匠）			
個人、中小企業（SME）、学術団体	1,000.00	41,000.00	272.00
文書の追完手数料（企業及び機関が対象）	400.00	16,400.00	109.00
文書の追完手数料（個人、中小企業、学術団体が対象）	200.00	8,200.00	54.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。			

登録プロセス全体の所要期間

工業意匠の登録プロセスに要する期間は、出願手続が順調に進んだ場合、7～12 か月である。



4.3.5 登録後

公開と登録

意匠の登録が承認された場合、出願人は、承認決定の日から 60 日以内に公開手数料および権利付与手数料の支払を求められる。

意匠は当局が発行する「産業財産公報」に公開される。利害関係人は公開日から 90 日以内に異議申立を行うことができる。異議申立の手続は特許/実用新案の場合と同じで、特許付与後の再審査の申立、審判委員会への審判請求、審判で示された審決に不服がある場合には連邦控訴裁判所への上訴、それで決着しない場合は連邦破棄院への上訴が行われる。

異議申立期間が無事に終了した場合、意匠登録証が発行される。

公開手数料および権利付与手数料	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
企業及び機関	800.00	32,800.00	218.00
個人、中小企業 (SME) 及び学術団体	400.00	16,400.00	109.00
出願の回復			
企業及び機関	3,000.00	123,000.00	817.00
個人、中小企業及び学術団体	15000.00	61,500.00	408.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。			

維持年金

意匠に対する権利を維持するため、権利者は保護期間全体を通じて、すなわち出願日から 20 年間にわたって年金を支払わなければならない。年金は国内出願日から起算され、出願日の同月同日が毎年
の支払期限となる。

出願人には支払期日から 3 か月の猶予期間が与えられ、この期間であれば期日後の支払に追加料金は発生しない。猶予期間の終了後も、出願の登録日が到来するまでは未払いの年金を支払うことができるが、その際には滞納金を併せて支払わなければならない。

登録後、所定の期限までに年金が支払われない場合、登録された意匠の権利者は、納付期限から 3 か月以内であれば、延滞金を科されることなく年金を支払うことができる。年金の支払については更に 9 か月の猶予期間が認められており、権利者はこの期間内に年金を支払うことができるが、支払額には延滞金
が加算される。権利者が年金の支払を怠った場合、その意匠登録は 9 か月の猶予期間が終了した日の翌日を以て失効する。その場合、失効した意匠登録を回復することはできない。

経済省は、「産業財産公報」(Industrial Property Gazette)、「産業財産デジタルライブラリー」(Digital Library of Industrial Property) または同省のウェブサイトにおいて、意匠の失効を公表する。同省による公表の遅滞または懈怠が、意匠の登録の失効に影響を及ぼすことはない。

年金 (2023 年閣議決定第 112 号 - 付則 1)

	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
企業の場合			

2 年目から 5 年目まで（年間支払金額）	200.00	8,200.00	54.00
6 年目から 10 年目まで（年間支払金額）	1,000.00	41,000.00	272.00
11 年目から 15 年目まで（年間支払金額）	2,500.00	102,500.00	681.00
16 年目から 20 年目まで（年間支払金額）	4,000.00	164,000.00	1,089.00
個人、中小企業（SME）及び学術団体の場合			
2 年目から 5 年目まで（年間支払金額）	100.00	4,100.00	27.00
6 年目から 10 年目まで（年間支払金額）	500.00	20,500.00	136.00
11 年目から 15 年目まで（年間支払金額）	1,250.00	51,250.00	340.00
16 年目から 20 年目まで（年間支払金額）	2,000.00	82,000.00	545.00
延滞金－延納 1 か月毎に支払			
企業及び機関	400.00	16,400.00	109.00
個人、中小企業及び学術団体	200.00	8,200.00	54.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714%がすべての公定料金に加算される。			

意匠登録に要する期間

工業意匠の登録プロセスに要する期間は、出願手続が順調に進んだ場合、7～12 か月である。

出願の回復

新たな産業財産法による重要な改正点の一つは、失効した出願の回復手続が導入されたことである。出願人が期限を順守しなかったために失効した出願は回復が可能である。出願の回復は、出願の無効が宣告された日から 9 か月以内に行うことを要する。意匠に対する権利の付与が既に済んでいる場合、それらの意匠は前記の手続によって回復しえない。

出願の取下げ

出願人または同人の法定代理人は、出願が経済省によって審査されている間に申請書を提出することにより、任意の時期に当該出願の取下げを請求することができる。複数の出願人が共有している出願の場合、共有者相互の合意によって出願を取り下げることができる。この際には、出願取下げに関する合意書を当局に提出しなければならない。

権利者の権利－産業財産法第 46 条¹⁰⁷

産業財産法によれば、工業意匠の保護によって、権利者以外の者が登録意匠に関係する製品の製造、輸入または販売を目的として当該意匠を使用するのを阻止する権利が与えられる。第三者が営利目的で登録意匠を使用することは認められない。そのような活動が保護対象の工業意匠とは異なる製品に関係している場合や、活動の分野が当該工業意匠が属する分野と異なる場合には、それらの活動は違法とされる。

工業意匠登録証によって与えられない権利－産業財産法第 47 条¹⁰⁸

教育および学術研究に関する活動に関する権利が意匠登録証によって与えられることはない。また、工業意匠の主題が輸送手段として一時的もしくは不定期に本邦において使用される場合、その使用が

¹⁰⁷ <https://www.uaelgislation.gov.ae/en/legislations/1506>

¹⁰⁸ <https://www.uaelgislation.gov.ae/en/legislations/1506>

想定される対象が当該輸送手段の本体構造であるか、機械部分であるか、付属装置・工具・その他の部品であるかに関わらず、意匠登録証がそのような使用に関する権利を提供することはない。ただし、前記の使用は当該輸送手段が必要な場合に限定されるものとする。

工業意匠の出願日以前に、または当該出願に関して適法に主張された優先日の時点で、善意で当該意匠に係る製品を製造・輸入し、または営利目的の使用、販売申し出もしくは販売に供するために前記製品を保有している者は、その活動を引き続き実施する権利を有するが、その活動をさらに拡大してはならない。この権利は第三者に譲渡しえないものとする。ただし、譲受人がその権利の受益者であることが譲渡の際に立証されている場合はこの限りではない。

登録に係る料金¹⁰⁹

	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
権利の回復			
企業及び機関	3,000.00	123,000.00	817.00
個人、中小企業（SME）、学術団体	1,500.00	61,500.00	408.00
所有権の移転（譲渡、合併）			
企業及び機関	1,000.00	41,000.00	272.00
個人、中小企業（SME）、学術団体	500.00	20,500	136.00
（権利付与された出願の）再公開手数料（企業の場合）	800.00	32,800.00	218.00
（権利付与された出願の）再公開手数料（個人、中小企業(SME)、学術団体の場合）	400.00	16,400.00	109.00
認証済みコピーの取得			
企業及び機関	5,000.00	205,000.00	1,361.00
個人及び中小企業	2,500.00	102,500.00	681.00
ライセンス契約の登録			
企業及び機関	400.00	16,400.00	109.00
個人及び中小企業	200.00	8,200.00	54.00
審判請求			
企業及び機関	1,000.00	41,000.00	272.00
個人	500.00	20,500.00	136.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。			

実施許諾

権利者は、産業財産法第 49 条の規定に従い、自らの権利の実施権を第三者に許諾することができる。同法は、保護証書の所有者は保護の対象となる権利を使用・利用するための実施権はあらゆる自然人もしくは法人に許諾することができる、と規定している。ただし、実施許諾の期間が法の規定による

¹⁰⁹ Cabinet Resolution No. 112 of 2023 amending some provisions of Cabinet Resolution No. 20 of 2020 regarding service fees provided by the Ministry of Economy.

権原保護の期間を超えないことを条件とする。契約による実施許諾（ライセンス契約）は文書契約とし、当事者双方が契約書に署名しなければならない。

登録の更新

保護期間は出願日から 20 年であり、保護期間が終了した意匠は公共の財産となる。保護期間は固定されており、更新の対象とはならない。

4.3.6 権利の執行

UAE 産業財産法第 48 条¹¹⁰によれば、特別規定が設けられていない場合には同法が適用される。同法は、同法の意匠の章（産業財産法第 3 章）に特別な規定が存在しない場合、特許および実用新案に関する同法の規定が適用されると述べている。

従って、UAE における工業意匠の無効手続は、産業財産局で行われるか裁判所で行われるかに関わらず、特許に関する手続と同様である。

救済

産業財産法は、産業財産権の侵害に関する標準的な救済と処罰を定めている。

救済の概要の比較

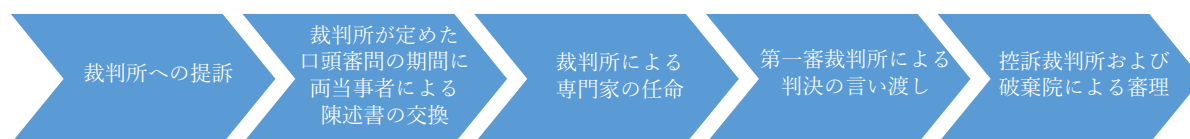
UAE で利用可能な意匠侵害の救済	
差止命令	利用できる
損害賠償	裁判所で請求することが可能。原告は、侵害が原因となって生じた損害に関する詳細な報告書を提出しなければならない
罰金	100,000 UAE ディルハム (410,000.00 円/27,230 US ドル) 以上 1,000,000 UAE ディルハム (41,000,000.00 円/272,294 US ドル) 以下の罰金
侵害品の破棄	実施可能
判決の公開	有罪宣告を受けた者の費用負担において実施可能
刑事訴訟	禁固刑の可能性あり
税関による留置	原告の告発に基づく。税関の承認を要する
行政手続	利用できない

権利執行プロセスのフローチャート



¹¹⁰ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

侵害訴訟手続のフローチャート



産業財産検索ツール

現在、UAEにおいて保護対象となっている産業財産の名称は、産業財産局のデジタルライブラリーに収録されている権利付与された産業財産の名称によって検索するしかない(出願の検索はできない)。出願人がデジタルライブラリーの検索を実施するためには、アカウントを作成しなければならない。2024年2月27日、産業財産局は新たなオンライン・プラットフォームを開設した。新たな産業財産ライブラリーはまだ開設されていない。18か月の公開期間が新たに導入されたことにより、今後は特許出願に関する検索が可能になるだろう。本報告書作成の時点では、この新たなプラットフォームに関する詳細はまだ判明していない。

4.4 商標

商標については2021年連邦法第36号¹¹¹が適用される。同法は2022年2月に施行され、旧商標法(1992年法律第37号)は廃止された。新法によって目覚ましい改革がもたらされ、商標保護の手続と権利の執行に関する特別規定の数も増加した。さらに、UAEは2021年12月28日にマドリッド協定議定書に加入した。新商標法は商標保護の範囲を拡張し、立体商標、匂いの商標、音の商標等が保護範囲に含まれることとなった。また、これまで保護されていなかった周知商標も新法により保護された。法執行の面では、商標法(2021年連邦法第36号)によって商標侵害に関する罰則が強化され、商標権者が模倣者に対抗して行使できる暫定的措置が新たに導入された。

他のGCC加盟国(カタール、クウェート、オマーン、サウジアラビア)とは異なり、UAEではGCC(湾岸協力会議)の商標法は適用されない。GCC商標法¹¹²が最終的に公布されたのは2013年であるが、すべてのGCC加盟国で同法が適用されるわけではなく、同法に従う旨を宣言し、同法(及びその施行規則)を国内法として公布した国のみに適用される。GCC商標法はGCC加盟国すべてにおける登録、商標権の執行、商標の商業化に適用される統一法であるという点は指摘しておくべきだろう。だが、同法は統一的な登録制度を施行していない。従って出願人は、同法を採用しているGCC加盟国(バーレーン、サウジアラビア、クウェート、オマーン、カタール)それぞれについて、個別に商標出願を行わなければならない。

UAEは新商標法(2021年連邦法第36号)を公布し、同法は2022年1月に施行されている。それゆえ、今のところUAEでGCC法が適用される見込みはない。現行法である国内法規が存在するからである。

これについては、GCC商標法とUAEの商標法(2021年連邦法第36号)との間には類似点が存在するという事実を強調しておくべきであろう。だが、この2つの法の間には相違点もまた存在する。たとえば、異議申立に関する決定が示された後で商標登録が認められるという点は2つの法に共通して

¹¹¹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

¹¹² <https://wipo.lex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/gcc/gcc004en.html>

いるが、GCC 商標法では異議申立期間は 60 日（第 12 条）¹¹³であるのに対し、UAE 商標法の規定では 30 日となっている。

4.4.1 定義

UAE の「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」¹¹⁴の第 2 条によれば、商標とは、名称、文言、署名、文字、記号、数字、住所、印章、図画、絵画、エッチング、包装、図形要素、形状、一ないし複数の色または以上の要素の組合せであって、識別力を有する形状を備え、特定の出所に由来する商品もしくはサービスと他の出所に由来する商品もしくはサービスとの識別、サービスの性能の表示、商品もしくはサービスの監視もしくは試験の実施を目的として使用されるか、そのような使用を意図された標識または標識群（立体標章、ホログラム標章その他の標章を含む）ものすべてを指している。識別力を有する音または匂いは、商標と見なされることがある。

4.4.2 要件

商標法第 3 条は、商標の登録阻却事由をすべて規定している。¹¹⁵

1. 識別性を持たない標章、商品およびサービスの慣習的な呼称のみのデータから成る標章、又は商品およびサービスを描いたありふれた図画もしくは月並みな絵画。
2. 公衆道徳または公の秩序に反する表現、図画または標章。
3. 本邦、諸外国、アラブまたは国際団体もしくは以上の組織に属する機関の公共の記章、旗、軍の紋章及び勲章、本法及び外国の勲章、通貨、紙幣その他のシンボル、または前記シンボルの模倣品。
4. 赤新月または赤十字のシンボル、前記シンボルに類似したロゴ、ならびに前記シンボルを模倣した標章。
5. 宗教的な性質を有するシンボルと同一または類似の標章。
6. その使用が商品またはサービスの出所または原産地に関して混同を惹起する恐れのある地理的名称及びデータ。
7. 第三者の氏名、通称、写真、ロゴ、または家名。ただし、事前に第三者本人または同人の相続人がそれらの使用を承認した場合はこの限りではない。
8. 自らが合法的な権利を有していることを登録出願人が証明しえない名誉学位または学位の詳細を含む標章。
9. 製品もしくはサービスの出所もしくは原産地その他の特徴に関して公衆に誤認を生じさせる恐れがあるか、それらの特徴に関する虚偽の情報を含む標章、ならびに他人の所有に属する商号を含む商標。
10. 本邦で施行されている法律により取引の相手方とすることが禁じられる自然人または法人が所有する標章。
11. 同一の商品もしくはサービスまたは関連する商品もしくはサービスについて第三者が既に出願もしくは登録している別の商標と同一もしくは類似の商標であって、その使用が登録され

¹¹³ <https://wipo.lexres.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/gcc/gcc004en.html>

¹¹⁴ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21302>

¹¹⁵ <https://www.moec.gov.ae/en/intellectual-property-legislations>

た場合に当該商標が登録商標の権利者の商品もしくはサービスに関係しているという印象を生じさせるか、登録商標の権利者の利益の毀損につながる商標。

12. 商品もしくはサービスについて登録された場合に、その登録の結果として、先行商標により識別される商品もしくはサービスの価値の低下を引き起こす標章。
13. 他人が所有する周知商標またはその一部の複製、模倣、翻訳、翻字または音声的・発音的翻訳に相当する商標であって、識別のために周知商標が使用されている商品もしくはサービスの識別に使用されるもの。
14. 他人が所有する周知商標またはその一部の複製、模倣、翻訳、翻字または音声的・発音的翻訳に相当する標章が、周知商標が使用されている商品もしくはサービスと同一もしくは類似の商品もしくはサービスの識別に使用され、当該標章の使用によって出願人の商品もしくはサービスと周知商標との関係性が示唆され、その標章の登録によって周知商標の権利者の利益が毀損される可能性が高い場合。
15. 以下の文言または表現を含む標章：特許（Concession）、特許権者（Concessionaire）、登録（Registered）、登録図面（Registered Drawing）、著作権（Copyright）、その他以上に類する文言および表現。
16. 登録出願において指定された商品の性状に由来する形状または特定の技術的成果の実現に必要な形状から構成される三次元の標章であって、その形状を他から区別する実質的な要素が含まれていないもの。

4.4.3 保護期間

商標が無事に登録されると、商標局は登録証を電子文書の形で発行する。いかなる事情があっても、登録証のハードコピーが提供されることはない。商標登録の有効期間は出願日から 10 年である。当初の登録機関の終了後は、更に 10 年の期間につき登録を更新することができる。

英語/アラビア語以外で表記された商標

UAE 商標局は、英語/アラビア語以外で表記された商標の登録を認めている。そのような商標は図形商標と見なされる。

商標調査

出願人は登録に先立って商標調査を行うことが望ましい。出願される商標と同一もしくは類似の商標が登録済み又は出願中である場合、商標調査によってそれらの商標が判明する。商標調査は義務ではない。調査は当局のオンラインポータル経由で実施され、米ドル換算で 97 ドル（UAE ディルハムで 353.00 ディルハム）の手数料が適用される。

調査の実施に使用できるのは**英語とアラビア語の文字のみ**である。当局の商標データベースには、UAE の商標登録制度の発足以降、すなわち 1993 年以降に出願された商標がすべて収録されている。

場合によっては、類似商標の存在が調査によって判明しないことがある。さらに、外国語とアラビア語の違いや文字の発音の違いのせいで調査が正確に行われないこともありうる。アラビア語ではローマ字の表記および/または発音が異なるからである。

UAE の商標データベースで検索できるのは文字商標のみであり、図形商標の検索は利用できない。

当局が提供する公式調査報告書に記載される商標の詳細は、出願番号、出願日、登録番号および登録日、出願人の氏名・名称および住所に限られる。

商標の表現や商品リストは公式調査報告書に含まれていない。従って、完全な調査報告書を入手するためには、補完的な調査を実施しなければならない。この調査は弁理士事務所のデータベースを通じて実施することができ、現在では WIPO のデータベースも利用できるようになった。ただし、UAE で登録されているすべての商標が WIPO のデータベースに収録されているわけではない。UAE がマドリッド協定議定書に加入したのはごく最近（2021 年 12 月）だからである。

ニース分類

UAE はニース分類の第 12 版に従っているが、第 33 類の「ビールを除くアルコール飲料；飲料用調製アルコール」の登録は認められない。この他にも、UAE の公衆道徳に違背するか公の秩序を侵犯するという理由で登録が許されない商品やサービスが存在する。類見出し（class heading）の記載は UAE の法規に基づいて認容される。

優先権の主張¹¹⁶

UAE 商標法（2021 年連邦法第 36 号）の第 11 条および同法施行規則によれば、出願人または同人の承継人が、「工業所有権に関するパリ条約」、UAE を締約国とする多国間国際協定、湾岸協力会議、UAE を当事国とする二国間協定に基づき、前記条約等の加盟国における過去の出願に基づく優先権を出願の際に主張しようとする場合、優先権主張が適用される登録が出願された日から 6 か月以内に、優先権主張の根拠となる過去の出願書類の写しと、当該出願の出願日、出願番号および出願がなされた国を明記した確認書を、出願書類とともに提出するものとする。これらが提出されない場合、同人の優先権主張の権利は消滅する。

多区分出願

商標に関する 2021 年連邦法第 36 号の第 8 条¹¹⁷により多区分出願が認められる。ただし、この規定はまだ適用されていない。マドリッド制度の下では、出願人は多区分出願を行うことができる。他方、出願に含まれる区分それぞれに適用される手数料は一区分出願の場合と同じであり、割引が提供されることはない。

4.4.4 出願/登録手続

出願の場所

UAE 政府は、同国の知的財産権登録に係る手続の簡素化に熱心に取り組んでいる。そのため、業や弁理士たちは、今後は経済省（MOEC）のウェブサイトには設置された各種のポータルを通じてオンラインで出願書類を提出することになる。商標関連のサービスはすべて、以下のウェブサイトにおいてオンラインで提供される：<http://www.moec.gov.ae/en/services>。国内企業であればアカウントを作成できるため、出願人は自らの出願を直接処理することができる。UAE に居住していない外国の企業/個人の場合、国内の代理人を任命することを義務づけられる。出願人/法定代理人は以下の手順を踏まなければならない。

¹¹⁶ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

¹¹⁷ Article 2 of the implementing regulations- <http://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf>

1. 以下のサイトにログインする：
<http://services.economy.ae/m/Pages/ErrorPage.aspx?aspxerrorpath=/m/Pages/CategoryServices.aspx>
2. 「商標サービス」 (trademark services) を選択する。
3. 商標を登録する。
4. 必要な情報を記入する：出願人の氏名・名称及び住所；商標の種類；商標の説明；商標の翻訳；優先権の詳細；区分の詳細。
5. 登録証はアラビア語のみで発行されるため、詳細情報はアラビア語で記入することを義務づけられる。

UAE の商標出願手続は、以下のインターネット画面の画像に示された流れに従い、出願から登録までの幾つかの段階を経て進行する。

産業財産局のポータルとは異なり、本報告書作成の時点では商標局のポータルは全くアップデートされていない。商標局は新法の改正点に対応する新たなポータルの開設を以前から論議しているが、本報告書作成の時点では新ポータルはまだ実装されておらず、新ポータル開設の日付も示されていない。出願人は、当局の公式ウェブサイトの今後の更新をチェックすることを要する：

<https://www.moec.gov.ae/en/w/register-trademark%20a0>。

Registration Requester Details

i If you are located outside of UAE then you must apply through one of the registered agents!

Registration Requester Name *

Registration Requester Name

Legal Nature

Individual

Activity

Commercial

Commercial

Industrial

Services

Other

Address *

Address

City

Telephone

Telephone

Fax

Fax

Email

Email

Nationality *

Trademark Details

Trademark Type

Products and Services

Products and Services

Group Mark

Inspection and Monitoring

Words In Mark Name *

Words In Mark Name

Mark Description *

Mark Description

Trademark Name Translation *

Trademark Name Translation

i You can search by NICE class number and you will see the description. You can copy that description or modify it as necessary.

Nice Class Number *

1

Chemicals used in industry, science and photography, as well as in agriculture, horticulture and forestry; unprocessed artificial resins, unprocessed plastics; manures; fire extinguishing compositions; tempering and soldering preparations; chemical substances for preserving foodstuffs; tanning substances; adhesives used in industry.

Select Product Details

Select

Products Details *

Products Details

Attachments

Need Help?



Attaching the trade license for companies and individuals inside UAE is mandatory

Trademark Logo *

Upload

Tradetelicense Copy

Upload

Power Of Attorney

Upload

Passport Copy

Upload

Other Attachments

Upload

Representative Details (For IP Agents Only)

Agent Name

Agent Name

Representative Address

Representative Address

P.O. Box

P.O. Box

Telephone

Telephone

Fax

Fax

Need Help?



Priority Details

Previous Application Number

Previous Application Number

Previous Application Date

Previous Application Date

Country



View service terms & conditions

☐ I agree to terms & conditions

Priority Document

Upload

تغير اللغة ▼

Ministry of Economy
Session time left: 00:14:59

Method Confirm

Select the required payment method

Card G Pay Mastercard Apple Pay

Bank Transfer

Cancel Process Calculate Price

Powered By: ATB

日付と期限

UAE 商標局はグレゴリオ暦に従っている。従って、証明書に記載される日付や期限はすべてグレゴリオ暦の日付となる。UAE 政府は 2022 年 1 月 1 日から新たな週末体制を採用しており¹¹⁸、土曜および日曜は休日扱いとなる。

出願人の適格性

「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」の第 6 条は、自然人または法人は誰でも自らの商標を登録する権利を有すると述べている。¹¹⁹さらに、「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号の施行規則に関する 2022 年閣僚会議決定第 57 号」の第 2 条¹²⁰は、以下の出願人は商標登録の権利を有すると規定している。

1. 商標権者が本邦に住所を有している場合には商標登録の出願書類は商標権者によって提出され、そうでない場合には商標登録代理人登録簿（Trademark Registration Agent Register）に登録されている代理人によって提出されるものとする。
2. 本邦の経済特区（フリーゾーン）に登録された企業が行った出願は、本法に住所を有する者が行った出願と見なされる。

4.4.5 要件

国内の出願人

- 公証人により適正に認証された委任状（代理人を任命する場合）。この委任状は出願日から 90 日以内であれば出願後に提出することができる。

¹¹⁸ <https://www.khaleejtimes.com/life-and-living/uae-weekend-change-how-1-year-of-saturday-sunday-offimpacted-residents-businesses>

¹¹⁹ <https://www.moec.gov.ae/en/intellectual-property-legislations>

¹²⁰ www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf

- 営業許可証の写し（出願人が会社である場合）。

UAE に住所を持たない国際出願人

UAE 領事によって適正に認証された委任状。任命された代理人から委任状の原本が提出された時点で、さらに外務省による委任状の認証が行われることになる。この委任状は出願日から 90 日以内であれば出願後に提出することができる。

- 優先権を主張する場合、優先権書類の認証済みコピーが必要となる。ここで強調すべき点として、UAE の出願は優先権主張の根拠となる出願と同一でなければならない。

委任状は、必ず出願日から 90 日以内に提出しなければならない。この期限は延長不可である。その他の文書は出願時に提出することを要する。

審査

商標出願については、方式審査と実体審査の両方が実施される。商標出願は、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の両方に基づいて拒絶されることがある。UAE 商標法の下では、商標局は出願日から 90 日以内に商標を審査することになっている。当局の業務の処理状況によっては、この期間はもっと長くなることもある。商標局は 2 回の決定、許可または拒絶を発行する。拒絶査定に不服がある場合は商標局の審判委員会に対し審判請求を行うことができる。

方式審査の過程で、審査官は願書や提出書類に瑕疵がないことを確認する。文書の提出漏れがあった場合、拒絶査定が発行される。委任状は出願日から 90 日以内に提出しなければならない、この期限は延長不可である。施行規則の第 4 条 1 項¹²¹によれば委任状は出願書類とともに提出しなければならないとされているが、現在では委任状を出願後に提出する機会を商標局が提供しており、出願から 90 日以内に提出すれば追完手数料は適用されない。

UAE 商標局は、相対的拒絶理由¹²²（先行商標の存在）と絶対的拒絶理由（商標の登録適格性について法が定めた基準）の両方に基づいて商標を審査する。

相対的拒絶理由：審査官は国内の商標データベースを検索し、類似および/または同一の商標の有無を確認する。この調査は国内商標と国際商標の両方について行われる。商標の音声的な類似性についても審査が実施される。さらに、審査官は既存の商標の翻訳/翻字についてチェックすることになる。絶対的拒絶理由については、UAE 商標法の第 2 条および 3 条に定める国内規則および条件に商標が適合しているかどうかを審査官が確認する。¹²³商標審査に関して公表された指針は存在しない。商標審査に関する説明は、商標法施行規則の第 5 条に示されている。¹²⁴

拒絶査定に対する審判請求

商標出願については、方式審査と実体審査の 2 種類の審査が実施される。出願がいずれかの審査にパスしなかった場合、商標局はその出願を拒絶する。経済省の拒絶査定に異議を唱えようとする出願人は、審判委員会に対する審判請求を行うことができる。

¹²¹ <https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf>

¹²² <https://www.moec.gov.ae/en/trademark-registration>

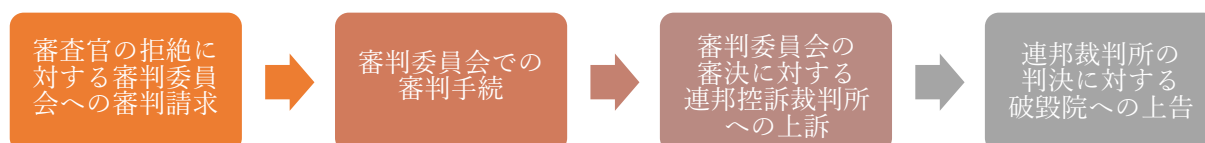
¹²³ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

¹²⁴ <https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf>

商標局の審判委員会は、司法省によって指名された専門の裁判官が審判長を務め、経済大臣が選任した専門家 2 名が審判官となる。審判委員会の審決は第一審の判決と見なされる。審決に不服のある出願人は、審決の日付から 30 日以内に連邦控訴裁判所に上訴を提起することができる。

出願人が審判委員会に対し審判請求を行うためには、当局のポータルを通じてオンラインで陳述書を提出しなければならない。陳述書が提出されると、商標局はその事案が審理される委員会の開催日について出願人に通知を交付する。審判委員会が示した審決は、e メールによって出願人または同人の法的代理人に通知される。商標局での審判手続の過程では、口頭弁論は実施されない。委員会は専ら陳述書と提出文書に依拠して審理を行うことになる。

商標局は当局の業務の処理状況に基づいて審判請求を処理するため、審判手続に要する期間については確定的な見積りが存在しない。



公開

商標の登録が認められると、商標局はその商標を公報上で (<http://www.moec.ae/en/publication1>) 公開する。UAE の規定では異議申立期間は公開日から 30 日となっている。UAE 商標部は月に 2 回の頻度で商標の公開を行う。1 回目の公開は毎月の月初に、2 度目の公開は毎月 15 日に行われることになっている。出願人がある月の 14 日までに公開手数料を支払った場合、その商標は当月 15 日に公開されるはずである。公開手数料が月の 15 日に支払われた場合、商標の公開時期は翌月の月初となる。公開の際には以下の情報が併せて開示される。

1. 代理人の名称/氏名	2. 出願人の名称と住所	3. 出願番号及び出願日	4. 優先権特許の番号、優先権の根拠となる特許が付与された国及び当該特許の出願日
5. 商品/サービスの一覧	6. 商標の説明	7. 商標の表現	8. その他の条件（そのような条件がある場合）

異議申立

商標が公報上で公開された後、利害関係人は公開日から 30 日以内に当該商標登録に対する異議を申し立てることができる。

商標局の要請に従って口頭審問の日程が定められる。当事者双方が提出した情報および文書が十分なものであると商標局が考えた場合、当局は口頭審問なしに決定を下すことができる。商標法第 16 条によれば、異議申立の拒絶決定に不服がある場合の審判請求もしくは上訴の結果として、商標登録の手続が中断されることはない。ただし、異議申立の対象となる商標登録に関して示された決定につき、管轄裁判所が手続の一時停止を命じた場合はこの限りではない。異議申立に基づく決定に不服がある場合、当該決定が示された日から 30 日以内に、商標局の審判委員会に審判請求を提出することができる。当局の最終的な決定に対しても上訴が可能であり、当該決定から 30 日以内に連邦控訴裁判所に上

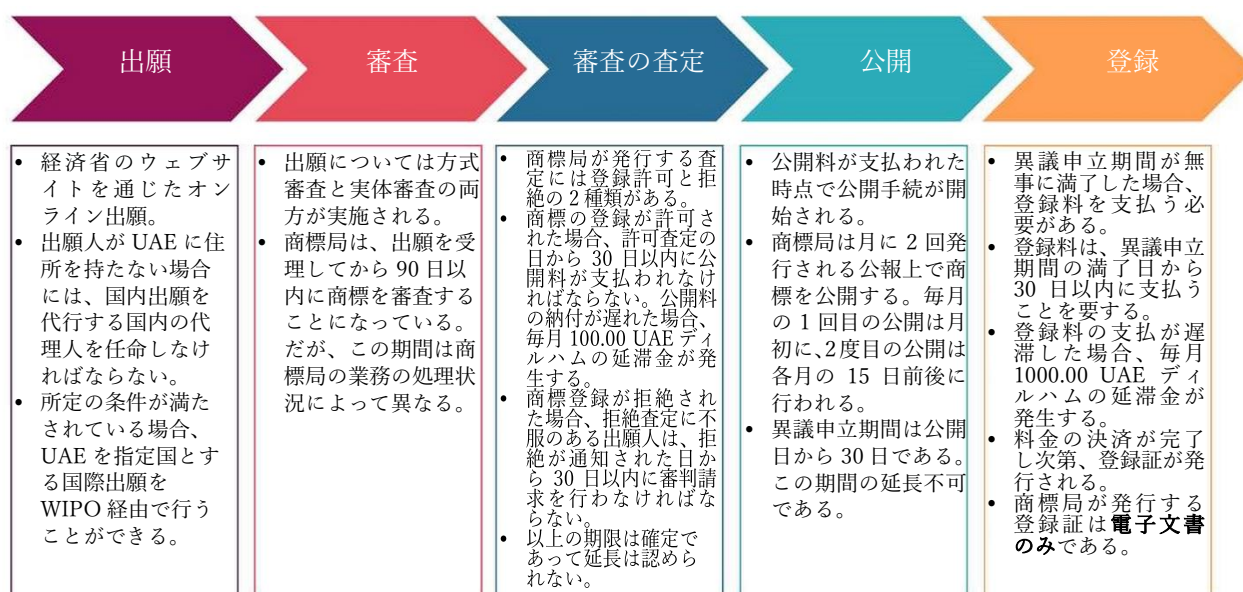
訴することができる。裁判所での訴訟は、当事者間での陳述書のやり取りに基づいて行われる。当事者の法定代理人が訴答の交換の際に出頭することが可能である場合、裁判所はオンラインによる審問の日程を定める。裁判所に出頭しうるのは、正当な権限を有する法定代理人のみである。連邦裁判所での上訴で示された判決に不服がある場合には、上訴の判決が示された日から 30 日以内に連邦破棄院に上訴することができる。

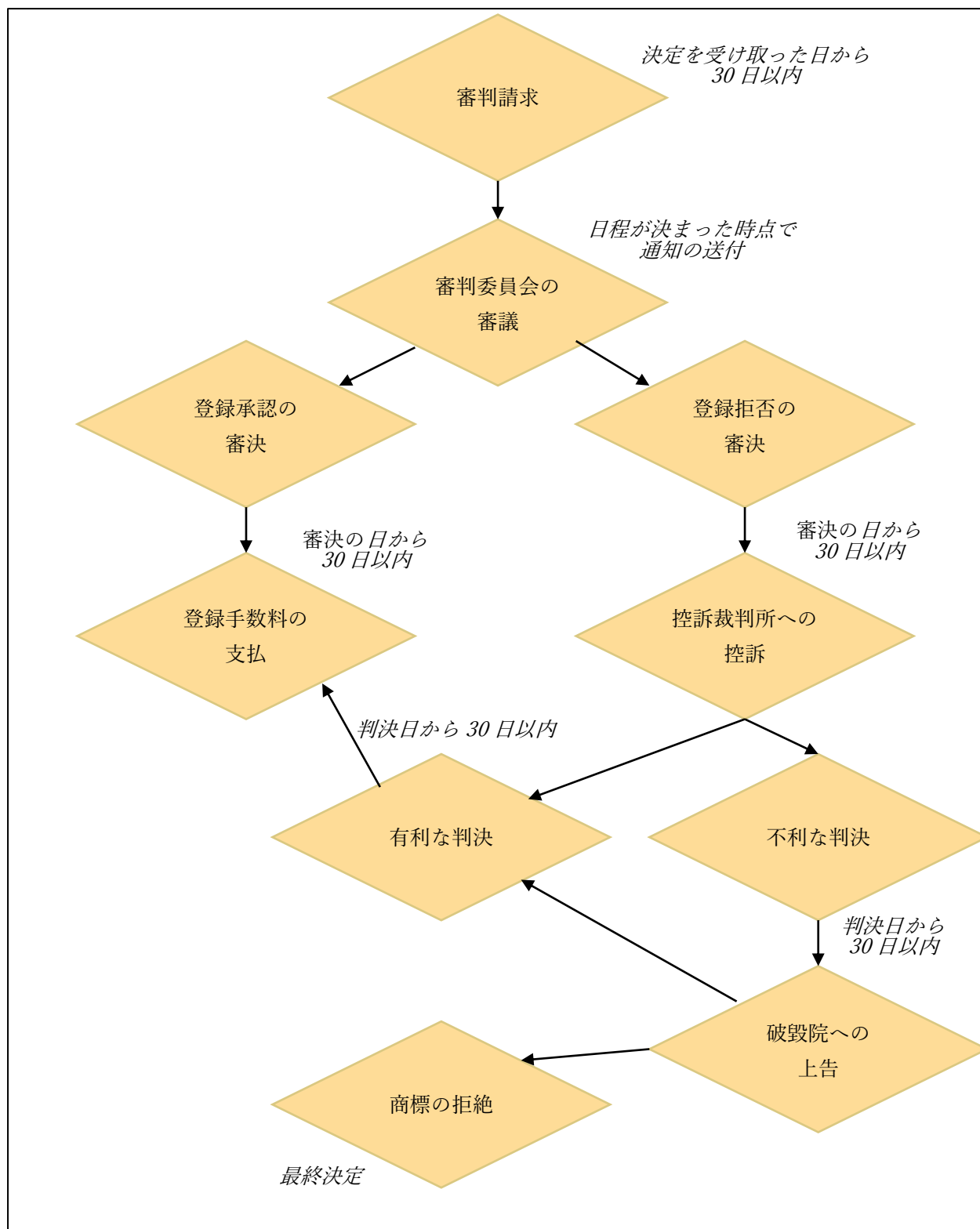
登録手続全体に要する期間

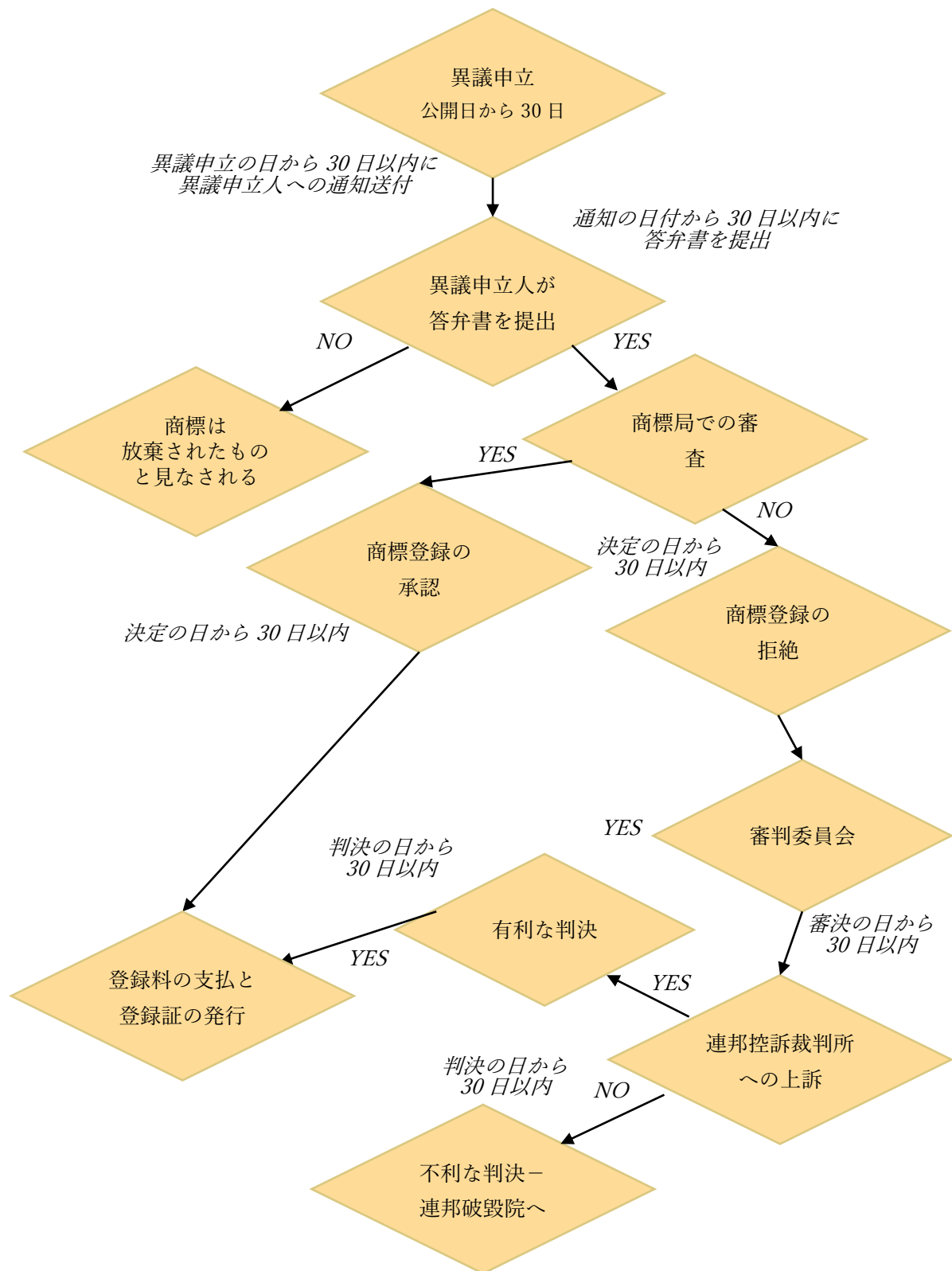
登録に要する期間

登録が完了するまでに要する期間は、商標局の業務の処理状況によって異なるが、およそ 6～8 か月である。

商標登録手続のフローチャート







団体商標

UAE で登録が認められる商標の一種に団体商標がある。団体商標とは、法人格を有する特定の団体の構成員に帰属する施設が提供する商品またはサービスの識別に用いられる標章である。

団体商標の登録を出願するためには、出願の時点で、当該商標が登録可能な種類の商標として表示されなければならない。さらに、商標局は以下のような追加文書の提出を要求する¹²⁵。

1. 出願に関する委任状。法定代理人によって提出されるものとする。
2. 出願人の定款（及びその修正版）の写し。これには以下の情報が含まれていなければならない。
 - a. 商標の使用権を有する人物の種別及び前記人物と出願人との関係。
 - b. 団体商標を商品およびサービスに使用する際に適用される条件の写し。
 - c. 当該機関または団体に加入している会員による団体商標の使用につき、出願人が厳格な管理を現に行っているか、今後行っていく意向である旨の言明。
 - d. 当該団体の会員資格に関する適格性の基準。
3. すべての文書は公証人または領事によって適正に認証され、アラビア語に翻訳されるものとする。UAE 以外を本国とする団体が法定代理人を通じて出願を行う場合、または提出される文書が UAE 以外の国で交付されたものである場合、領事認証または上位認証を要する。出願人が UAE を本国とする会社である場合、すべての文書について公証人による認証/証明がなされなければならない。

団体商標については、上述した通常の商標の登録、公開および取消の手術と同じ手術が適用されるという点を強調しておくべきであろう。

証明商標

証明商標または検査商標とは、監視もしくは検査を目的とする標章である。この種の商標を出願する際には、当該商標の種別が出願時に明示されなければならない。さらに、商標局は以下のような追加文書の提出を要求する。¹²⁶

1. 出願に関する委任状。法定代理人によって提出されるものとする。
2. 出願人の定款（及び前記定款に影響を及ぼすと思われる修正版）。これには以下の情報が含まれていなければならない。
 - a. 登録を求める証明商標または検査商標は出願人以外の一ないし複数の者によって使用されるものであり、当該商標が使用される商品またはサービスの販売もしくは製造を出願人が行なうことはなく、かつ、権利者が定めた具体的な条件に適合する第三者が商標を使用することを妨げるような差別的な方針を出願人が適用しない旨の言明。
3. 証明商標が商品およびサービスの品質や特長の証明を意図したものであり、商品およびサービスの出所には言及しない旨の言明。
4. 証明商標の使用を規制するために出願人が適用している仕様および基準を定めた文書（出願人が公認の品質評価プログラムを採用していることを証明するもの）。
5. 証明商標により証明されるか証明を要求される商品またはサービスの特長を示す証明書。
6. すべての文書は公証人または領事によって適正に認証され、アラビア語に翻訳されるものとする。UAE 以外を本国とする団体が法定代理人を通じて出願を行う場合、または提出される文書が UAE 以外の国で交付されたものである場合、領事認証または上位認証を要する。

¹²⁵ Article 20 of of Cabinet of Ministers Resolution No. (57) of 2022 regarding the Executive Regulations of Federal Law No. (36) of 2021 for Trademarks - www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf

¹²⁶ Article 21 of of Cabinet of Ministers Resolution No. (57) of 2022 regarding the Executive Regulations of Federal Law No. (36) of 2021 for Trademarks - www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf

出願人が UAE を本国とする会社である場合、すべての文書について公証人による認証/証明がなされなければならない。

証明商標または検査商標については、通常の商標の登録、公開および取消の手術と同じ手術が適用される。

サービス	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
出願手数料	750.00	30,750.00	204.00
公開手数料	750.00	30,750.00	204.00
登録手数料	7,500.00	307,000.00	2,042.00
更新料（有効期間の最後の年に支払われる）	8,250.00	338,250.00	2,246.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。			

証明商標に関する料金

4.4.5.1 地理的表示

UAE の法は、地理的表示の保護を規制する特別規定に「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」の第 6 章を特に割り当てている。¹²⁷同法第 6 章の第 38 条¹²⁷は、地理的表示を「あらゆる形態（地名や人名を含む文言、文字、数、ホログラム要素、一ないし複数の色など）の標識または標識群」と定義している。

さらに、商標局は地理的表示の登録申請について以下の追加文書を要求する。¹²⁸

1. 地理的表示登録の申請書。申請人もしくは代理人登録簿に登録された同人の登録代理人が作成した書式に従い、一ないし複数の法人によって提出されるものとする。
2. 地理的表示登録の申請書には、以下の情報が記載されるものとする。
 - a. 出願人（法人）の名称、その法的形態および設立目的。
 - b. 出願人の国籍および住所ならびに商品の種別。
 - c. 地理的表示の画像および説明。
 - d. 認証機関から提供された地理的表示に関するデータ（地理的表示の特長および特性ならびに地域に関する特徴を詳細に説明するもの）。
 - e. 地理的表示の登録申請書を本邦の国外から提出する場合には、原産国で発行され、適正に認証され、翻訳された地理的表示登録証の写し）。
 - f. 申請人の代理人が申請書を提出する場合には、適正に認証され、翻訳された委任状。

地理的表示登録申請がなされると、登録の許可、拒絶もしくは登録内容の変更に関する経済省の決定が発行されるが、その際には商標の登録、公開、取消の場合と同じ手術が適用される。審判請求や上訴の手術も商標と同一である。

¹²⁷ <https://www.uaeleislation.gov.ae/en/legislations/1535>

¹²⁸ Article 32 of of Cabinet of Ministers Resolution No. (57) of 2022 regarding the Executive Regulations of Federal Law No. (36) of 2021 for Trademarks - www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf

4.4.6 登録後

登録手続

異議申立期間が異議申立なしに平穩に経過した場合、異議申立期間の満了から 30 日以内に登録手数料が支払われなければならない。支払に遅滞があった場合には追加料金が適用されるものとする。

登録証は、登録手数料の決済が終わった直後に発行される。登録の有効期間は、UAE における出願日/申請日から（グレゴリオ暦で計算して）10 年である。

商標局が登録証のハードコピーを発行することはない。専ら電子文書のみが発行される。

権利者の権利

登録商標の権利者は、7 つの首長国すべてにおいて、他人が権利者の同意なしに登録商標を使用することを阻止する排他的な権利を有するものとする。

登録の成立に伴う料金¹²⁹

1 区分 1 商標の登録に関する料金	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
調査手数料	350.00	14,350.00	95.00
出願・申請手数料	750.00	30,750.00	204.00
公開手数料	750.00	30,750.00	204.00
登録手数料	5,000.00	205,000.00	1361.00
拒絶査定に対する審判請求	無料	無料	無料
異議申立手数料	7,500	307,500.00	2,042.00
異議申立に対する答弁書の提出	無料	無料	無料
異議申立に対する決定に不服がある場合の商標局審判委員会への審判請求	7,500	307,500.00	2,042.00
口頭審理	350	14,350.00	95.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714%がすべての公定料金に加算される。			

使用許諾

商標権者は、使用条件を契約で定めることにより、自らの商標を使用する権利を他の者に許諾することができる。使用許諾に基づく権利を第三者に対して主張するためには、商標の使用許諾契約（ライセンス契約）を文書契約の形で作成することを要するが、商標局への契約の登録は第三者への対抗要件ではない（「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」の第 30 条）。¹³⁰

商標法施行規則の第 18 条¹³¹は、ライセンス契約の条件を規定している。ライセンス契約は、商標登録の対象となる商品/サービスの全部ないし一部について締結することができる。UAE が定める要件に従って契約書が適正に作成されているか否かを確認することが重要である。

¹²⁹ <https://services.economy.ae/m/Pages/CategoryServices.aspx?CategoryID=4&lang=en-US>

¹³⁰ <https://www.moec.gov.ae/en/intellectual-property-legislations>

¹³¹ <https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf>

使用許諾の登録申請

商標の使用許諾契約（ライセンス契約）の登録を求める申請書¹³²は、所定の書式により、登録手数料の納付後に商標権者またはライセンシーもしくは同人の登録代理人によって提出されるものとする。申請の際には以下の情報/文書が提出されるものとする。

- a. 商標の登録番号
- b. 商標権者の氏名/名称および国籍
- c. ライセンシーの氏名/名称、住所、居所および国籍
- d. 使用許諾の対象となる商品およびサービス
- e. ライセンス契約の開始日および満了日
- f. ライセンス契約が適用される地理的範囲（適用地域が限定されている場合）
- g. 公証人もしくは領事により適正に認証され、翻訳されたライセンス契約書
- h. 管轄機関が要求する公式文書

UAE の 2022 年決定 57 号の第 18 条¹³³に従い、商標局はライセンス契約を登録し、関連の料金の支払がなされた後に当該登録を公報上で公開する。公報に掲載される告知事項には、以下のような情報が含まれるものとする。¹³⁴

- a. 商標の表現および説明
- b. 商標の登録番号および登録日
- c. 商標権者の氏名/名称、住所および国籍
- d. ライセンシーの氏名/名称、住所、居所および国籍
- e. 使用権が与えられる商品またはサービスおよび区分
- f. ライセンス契約の開始日および満了日
- g. ライセンス契約が適用される地理的範囲（適用地域が限定されている場合）
- h. 管轄機関が要求する公式文書

譲渡/法人格の変更/合併

出願人は、商標登録証を受領した後で、譲渡、合併または法的地位の変更を通じて自らの権利を譲渡することができる。「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」の第 28 条¹³⁵により、商標登録の譲渡や登録商標に関する所有権の移転は認められている。また、当事者間に別段の合意がない限り、登録商標は担保権の対象となりうるし、商業用店舗または営利目的のプロジェクトと登録商標を関連づけ、当該店舗等の商品またはサービスの識別に使用することもできる。さらに、商標の所有権は相続、遺言、贈与その他の法的手段によって移譲されることがある。移譲された権利を何らかの手段で第三者に対して行使するためには、必要な登録手続きを行ってその権利を商標局に登録することが義務づけられる。商標局はすべての登録を公報上で公開し、必要な場合には別の手段によって公表することもある。UAE 商標局の実務慣行によれば、譲渡による法的人格の変更は登録されることになっている。

¹³² 2021 年連邦法第 36 号の施行規則に関する 2022 年決定第 57 号の第 18 条

¹³³ <https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf>

¹³⁴ 2021 年連邦法第 36 号の施行規則に関する 2022 年決定第 57 号の第 18 条

¹³⁵ <https://www.moec.gov.ae/en/intellectual-property-legislations>

名称/住所の変更

出願人の名称や住所の変更は、商標局に登録されなければならない。商標局は、当局が所管するあらゆる手続において、当局に登録されている出願人の名称および住所が関係書類に記載された詳細情報と合致することを要求するはずである。商標に関わる何らかの行為を実行する前に、両者の差異が訂正され、正しい情報が登録されなければならない。

登録要件と所要期間

行為	所要期間	登録義務の有無	要件
譲渡	3-6 か月 当局の業務処理状況により変動	有*	1. 譲受人が発行し、UAE 領事により適正に認証された委任状。 2. UAE 領事により適正に認証された譲渡証書（当事者双方の署名があるもの）。 3. UAE の登録証に関する証明書。
担保権の設定	3-6 か月 当局の業務処理状況により変動	有*	1. ライセンシーが発行し、UAE 領事により適正に認証された委任状。 2. UAE 領事により適正に認証された担保権設定文書。 3. UAE の登録証に関する証明書。
合併	3-6 か月 当局の業務処理状況により変動	有*	1. 合併後の存続会社が発行し、UAE 領事により適正に認証された委任状。 2. UAE 領事により適正に認証された合併証明書。 3. UAE の登録証に関する証明書。
法人格の変更	3-6 か月 当局の業務処理状況により変動	有*	1. 合併後の存続会社が発行し、UAE 領事により適正に認証された委任状。 2. UAE 領事により適正に認証された法人格変更を示す証明書（変更を示す登録簿の謄本は商標局により認容されない）。 3. UAE の登録証に関する証明書。
名称/住所の変更	3-6 か月 当局の業務処理状況により変動	有*	1. 新たな名称と住所が記載され、UAE 領事により適正に認証された委任状。 2. UAE 領事により適正に認証された名称/住所の変更を示す証明書（変更を示す登録簿の謄本は商標局により認容されない）。 3. UAE の登録証に関する証明書。

使用許諾	3-6 か月 当局の業務処理状況 により変動	無	1. ライセンシーが発行し、UAE 領事により適正に認証された委任状。 2. UAE 領事により適正に認証されたライセンス契約書。 3. UAE の登録証に関する証明書。
------	------------------------------	---	---

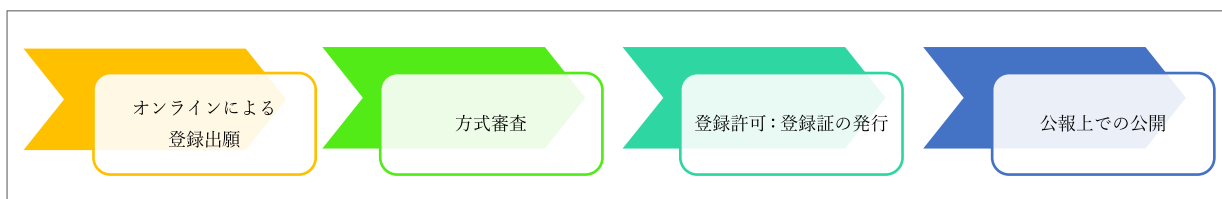
要求される文書は、提出の時点で適正な領事認証もしくは上位認証を得ていなければならない。文書は申請時に提出することを要する。登録文書には文書の追完は適用されない。

登録簿への記載に関わる料金

	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
譲渡、合併、担保権設定および使用許諾	1,250.00	51,250.00	340.00
公開手数料	750.00	30,750.00	204.00
商標登録に用いる名称または住所の変更	350.00	14,350.00	95.00
公開手数料	750.00	30,750.00	204.00

オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。

登録手順のフローチャート



商標の補正

登録商標の権利者は、登録後の任意の時点で商標の補正または当該商標の指定商品/指定サービスの補正を申請することができます。商標の補正は軽微なものでなければならず、商標全体の外観を著しく変更するものであってはならない。商品/サービスのリストを補正する場合、出願人が請求できるのは一部の商品/サービスの**取消のみ**である。新規の商品/サービスを商標登録に追加することは許されない。追加を希望する場合、新規の出願を行うものとする。

商標の補正は審査の対象となる。補正申請が承認された場合、公開手数料が支払われ、異議申立のために商標が公開されることになる。異議申立期間は公開日から 30 日である。審判手続と異議申立手続は、当初の登録手続の場合と同様である。

マドリッド制度¹³⁶

UAE は 2021 年 9 月 28 日付でマドリッド協定議定書の加入書に署名しており、同議定書は 2021 年 12 月 28 日付で UAE について発効している。同議定書に加盟している国の出願人は、権利を取得した

¹³⁶

https://www.wipo.int/madrid/en/news/2021/news_0026.html#:~:text=On%20September%2028%2C%202021%2C%20the,which%20now%20covers%20125%20countries

い国として UAE を指定した国際出願の願書を提出することができる。また、UAE に居住する出願人も、マドリッド制度を通じて自らの国内出願による保護を国外に拡張することができる。商標のオンラインサービス・ポータルから国際出願サービスを選択すると WIPO のページに移行する。

審査手続

UAE を指定国とする国際出願には、国内出願と同じ登録手続が適用される。WIPO が出願を承認した場合、その出願の国内審査は UAE の商標局において実施される。UAE の商標局は 18 か月以内に当局の査定を発行する。審査は UAE の基準に従って実施される。たとえば第 33 類に関する出願は拒絶され、その拒絶に対する審判請求は認められない。これに対し、「品質管理」等のサービスに関する出願については、証明商標に適用されるのと同じ制限が適用されるため、出願人は、審判請求を含む以下の 3 つの選択肢のいずれかを採ることができる。

	手続	必要な文書	提出期限
1	審判請求により、第 42 類に含まれる品質管理等のサービスを出願の対象から除外する。 この場合、出願は品質試験以外の第 42 類のサービスに関して登録されることになる。 WIPO の通知日から 30 日以内に商標局にアラビア語の e メールを送付し、品質試験に該当するサービスを除外して登録手続を進める。	公証人により認証された委任状。 本邦の商標局宛のアラビア語の書状。 以上の文書は、国内の法定代理人により e メール の形で商標局に送付される。	WIPO の通知から 30 日以内
2	UAE 商標施行規則第 21 条の規定に従い、証拠書類を添えて審判請求を行う。この場合、出願は品質関連のサービスを含む第 42 類について登録される。	以下を参照	WIPO の通知から 30 日以内
	出願人の定款（及び前記定款に影響を及ぼすと思われる修正版）。これには以下の情報が含まれていなければならない： a. 登録を求める証明商標または検査商標は出願人以外の一ないし複数の者によって使用されるものであり、当該商標が使用される商品またはサービスの販売もしくは製造を出願人が行なうことはなく、かつ、権利者が定めた具体的な条件に適合する第三者が商標を使用することを妨げるような差別的な方針を出願人が適用しない旨の言明。 b. 証明商標が商品およびサービスの品質や特長の証明を意図したものであり、商品およびサービスの出所には言及しない旨の言明。 c. 証明商標の使用を規制するために出願人が適用している仕様および基準を定めた文書（出願人が公認の品質評価プログラムを採用していることを証明するもの）。 d. 証明商標により証明されるか証明を要求される商品またはサービスの特長を示す証明書。 e. すべての文書は公証人または領事によって適正に認証され、アラビア語に翻訳されるものとする。 2. 証明商標または検査商標については、通常の商標の登録、公開および取消の手続と同じ手続が適用される。		

3	審判請求を行わない。 この場合、出願は第 42 類に属するサービスすべてについて放棄される。
---	--

公開と登録¹³⁷

国際出願に基づく商標が許可されると、出願は UAE の公報上で公開される。国際出願に対する異議申立期間は、国内出願の場合と同じく公開日から 30 日である。経済省のポータルを通じた異議申立ができないという点を除けば、国際出願に対する異議申立の手續と料金も国内出願と同様である。

異議申立期間が無事に終了すると登録証が発行され、その情報は WIPO と共有される。その後、WIPO は出願人に連絡を取り、最終的な登録証を交付する。

マドリッド出願に適用される料金

マドリッド出願に関する料金は WIPO が設定する。手数料の見積りを行うにあたり、出願人は、インターネット上で提供された料金カルキュレーター (<https://madrid.wipo.int/feecalcapp>) を利用することができる。

マドリッド制度を通じた国内出願の国外への拡張

UAE に居住する出願人は、マドリッド制度を通じて、自らの商標の保護を同制度の加盟国に拡張することができる。出願は、WIPO のウェブサイトを通じてオンラインで行われる。出願人/同人の法定代理人は、WIPO のウェブサイト (<https://www.wipo.int/en/web/emadrid/file-an-application>) に自身のアカウントからアクセスし、商標の国際登録出願を行うことができる。

WIPO のウェブサイトを通じて出願されると、UAE 商標局は出願を審査し、その出願についての決定を発行する。UAE 商標局はレポートを発行し、レポートを WIPO に送付し、出願人になすべき補正について通知する。必要な場合には、補正書は UAE 商標局に提出されるべきである。

UAE の商標局が登録を許可すると、商標は WIPO に登録され、指定国の当局に送付されて国内審査が実施される。

出願人/同人の法定代理人は WIPO のポータルを通じて処理を監視することができる。

国際商標に基づく権利の執行

施行規則の第 25 条¹³⁸は、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」に従って提出された国際登録出願には、同議定書の施行規則および改正が適用されると規定している。同議定書によれば、指定された締約国それぞれにおける国際登録の効果は、同議定書に従って国際登録の日付で発生し、締約国の当局が直接処理した国内商標の場合と同様に扱われる。¹³⁹つまり、国際登録に基づく権利の執行は、指定国の法規に基づいて行われることになる。UAE でマドリッド制度が施行されたのは最近のことなので、国際商標の執行についてはまだ十分な事例が存在しない。

¹³⁷ 2022 年決定第 57 号の第 25 条 <https://www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf>

¹³⁸ www.jetro.go.jp/newsletter/dubai/2022/Acrobatdocument.pdf

¹³⁹ https://www.wipo.int/treaties/en/registration/madrid/summary_madrid_marks.html

UAE における商標の取消

UAE において商標の使用は商標に対する権利を維持するための条件ではないが、2021 年連邦法第 36 号第 24 条¹⁴⁰の規定により、使用されていない商標は取消請求の対象となりうる。同法は商標取消の種類と条件を以下のように規定している。

1. 商標権者は、商標登録の対象となった商品およびサービスの全部ないし一部につき、商標の登録簿からの抹消を経済省に請求することができる。
2. 本邦における評判が一定の水準を超えている周知商標に類似した商標が経済省に登録された場合、周知商標の権利者は類似商標が登録された日から 5 年以内に、当該商標の登録取消を経済省に請求することができる。ただし、類似商標が悪意により登録された場合、5 年以内という上記の制限は適用されない。
3. 利害関係人は、連続 5 年以上の期間にわたって使用されていない商標の取消を経済省に請求することができる。ただし、当該商標の使用を妨げるような緊急の事態が存在する場合はこの限りではない。
4. 経済省は、自らの職権により、または利害関係人からの請求に基づき、または本法施行規則に規定された場合に、本法の規定に違反して登録された商標の登録を取り消すことができる。
5. 商標登録簿に記載されるか公証人により認証された契約に基づいて商標の使用権が許諾されている場合、経済省は、当該商標の所有者の請求に基づいて商標登録を取り消すことができる。ただし、取消の利益に関する別段の合意が契約に明記されている場合はこの限りではない。以上の規定は、本法第 31 条の規定を妨げないものとする。
6. 本条に示した出願の条件および手続ならびに前記出願に関する決定の手順は、施行規則に明記されるものとする。
7. 商標の取消または取消請求の拒絶に関する経済省の決定については、本法第 13 条に規定された審判請求と上訴に関する規定が適用されるものとする。

任意の商標取消

商標権者が自らの商標に関する権利の留保をもはや希望しない場合、その者は取消の申立書を提出することにより任意の取消手続を開始することができる。申立人は自らの商標の全部ないし一部につき登録の取消を求めることができる。取消請求の書面はポータルを通じてオンラインで提出することができる。取消については補正手数料が適用される。商標局が取消を承認した場合、その取消は公報上で公開される。

手数料

	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
管理者による任意の商標登録取消	無料	無料	無料
公開手数料	750.00	30,750.00	204.00
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。			

¹⁴⁰ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

第三者による商標取消

最初の手順は、商標局において取消手続を開始することである。申立書は当局のポータルを通じてオンラインで提出しなければならない。また、陳述書はアラビア語で記載され、関係書類によって裏付けられていなければならない。被申立人は、取消の申立に関する通知の日付から 30 日以内に、申立人の陳述に対する答弁書を関係書類とともに提出しなければならない。答弁書の提出がなかった場合、商標登録は放棄されたものと見なされる。商標の不使用による取消が求められる場合、船荷証券、販売店契約、オンラインの販売プラットフォーム、本人の出頭等によって商標の使用を立証することができる。

UAE においては、商標を最初に使用した者に優先権が与えられる。商標法の規定によれば、先使用者が存在する商標が登録され、登録人が先使用者による商標の使用に明示/黙示の同意を与えなかった場合、先使用者は当該商標が登録された日から 5 年以内に登録取消を請求することができる。

2021 年連邦法第 36 号の第 18 条¹⁴¹によれば、商標の登録が存続しており、登録日から 5 年以上の期間にわたって商標が使用されている場合、登録に対して当該商標の所有権につき適法な主張がなされない限り、商標の所有権について争うことはできない。ただし、当該商標を登録した者が悪意で行動していたことが立証された場合はこの限りではない。

商標局が最初に下した取消決定に不服がある場合、その決定の日から 30 日以内に、商標局内に設置されている審判委員会に対し審判請求を行うことができる。審判委員会の審決に対する上訴は、審決の日から 30 日以内に連邦控訴裁判所に提起することができる。連邦裁判所の判決に不服がある場合、最終的に破棄院への上告を行うことができる。破棄院の判決は公報上で公開される。

商標が登録簿から抹消された場合、登録取消の日から 3 年が経過するまで、同一または類似の商品またはサービスに関して同じ商標を再登録することはできない。ただし、管轄裁判所の判決に基づく取消であって、判決の中で商標の再登録について上記よりも短い期間が定められていた場合はこの限りではない。

手数料

	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)
商標局による商標登録の取消	10,000.00	410,000.00	2,723.00
裁判所での訴訟（控訴および上告）	事案によって異なる－弁護士の着手金は 52,500.00 UAE ディルハム（2,152,000.00 円 /14,295 US ドル		
オンライン決済手数料として支払額の 0.714%がすべての公定料金に加算される。			

一時的な保護¹⁴²

UAE の法は、イベントや見本市において展示される商標につき特別な一時的保護を提供している。利害関係人は、予定される見本市の 1 か月前までに、一時的な商標保護を申請することとする。一時的

¹⁴¹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

¹⁴² <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

な保護は、見本市の開始日から終了まで適用される。一時的な保護は特別な登録簿に登録され、以下の詳細情報が併記される。

- A. 一時的保護の番号、保護期間および満了日。
- B. 商標の展示車または所有者の名称。
- C. 商標の画像および説明。
- D. 見本市等の名称、正式な開始日および開催期間。
- E. 一時的な保護が求められる商品またはサービスおよび区分

2. 経済省は、見本市等において使用される商標につき、一時的な保護証明書を発行する。

登録簿への記載後－商標

UAE の当局は投資家のための、安全でセキュアなビジネス環境の創造に鋭意取り組んでおり、それら当局の活動には知的財産権の保護も含まれる。そのため、国内市場および国境において商標を監視し、潜在的な侵害を阻止することを目的として様々な措置が実施されている。

ドバイとアジュマーンに配置されている経済観光局は、商標権者による商標登録の記録を作成している。当局の構想は、当局の職員が UAE の登録商標に関する知識を得るために利用できるプラットフォームを開設することである。登録商標に関する知識が深まることにより、職員が抜き打ち調査を通じて市場のモニタリングを行うことが可能になる。侵害が疑われる場合、その事実はブランド権利者または同人の法定代理人に通報され、適切な措置が講じられることになる。経済省はさらに、商業代理店契約の登録という選択肢を提供している。代理店の登録は、違法な代理店が市場において商品を販売するのを阻止する際に役立つ。

国内市場への模倣品の流入を阻止するための追加的予防措置として、UAE の税関当局は商標と代理店契約の両方の登録を受け付けている。税関への登録は、市場を監視して潜在的な侵害を発見するのに役立つ。これらの登録は、常に鋭い目で市場を監視し、知的財産権者の合法的な権利の保護を保証するためのツールとして機能している。こうしたサービスを提供している税関は、公正さと透明性を備えた UAE のビジネス環境の推進に大きく貢献している。これらの登録の手続については、法執行に関する章で論じることにする。

商標登録の概要

商標	文字商標、図形商標、証明商標、シリーズ商標、音の商標、複数の要素の組合せによる商標、立体商標、地理的表示、色の商標
調査	義務ではないが是非とも実施すべき。
ニース分類	第 12 版
多区分出願	「2021 年商標に関する連邦法第 36 号」の第 8 条 ¹⁴³ により、多区分出願は認められる。ただし、多区分出願に基づく登録の事例はまだない。
区分に関する制限	第 33 類および 32 類（アルコール飲料）の登録は許容されない。出願の前に、専門の弁理士とともに商品/サービスの一覧表をチェックすることが望ましい。
有効期間	出願日から 10 年
所要期間	出願から最終的な登録証の交付まで 6～8 か月。

¹⁴³ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

	審査決定は出願日から 90 日以内になされる見込みである。 しかし、庁内の優先事項に応じて所要期間は変わりうる。
要件	新規出願：
	国内の出願人： 代理人を任命する場合には、公証人により適正に認証された委任状。 出願日から 90 日以内であれば出願後の委任状提出は可能。 - 出願人が会社である場合には、商標使用許諾契約書（ライセンス契約書）の写し。 UAE に住所を持たない国際出願人 UAE 領事によって適正に認証された委任状。任命された代理人が原本を提出した後で、外務省が委任状を認証する必要がある。 出願日から 90 日以内であれば出願後の委任状提出は可能。 - 優先権を主張する場合には、優先権書類の認証済みコピーが必要。優先権主張の根拠となる出願は UAE への出願と同一でなければならない、という点に注意することが重要。
	上訴/異議申立
	- 国内の出願人： 代理人を任命する場合には、公証人により適正に認証された委任状。 - 国際出願人： UAE 領事によって適正に認証された委任状。任命された代理人が原本を提出した後で、外務省が委任状を認証する必要がある。 - 関係書類： 商標の使用を示す証拠、船荷証券、販売店契約。事案を評価して必要な関係書類を作成する際には、法定代理人の助言を仰ぐ方がよい。
期限	
登録拒絶に対する審判請求	決定の日から 30 日以内
商標登録に対する異議申立	登録の公開日から 30 日以内
異議申立に対する答弁書	異議申立が通知された日から 30 日以内
審判委員会への審判請求	決定の日から 30 日以内
連邦控訴裁判所/破棄院への上訴	審決・判決の日付から 30 日以内
使用	使用は商標に対する権利を維持するための条件ではないが、登録日から 5 年以内に商標が使用されない場合、その商標は取消請求の対象となりうる。

登録の更新

商標登録の有効期間は出願日から 10 年である。当初の 10 年が経過した時点で更新手数料が支払われた場合、商標はさらに連続 10 年の期間について更新される。商標法により、更新が可能なのは有効期

間の最後の年または有効期間の終了から 6 か月以内であるという点に留意することが重要である。更新可能な機関が満了した後でも更新は可能であるが、更新の遅滞に関する手数料が適用される。

登録の更新と更新されなかった商標の登録取消は、経済省の公報上で公開される。商標が更新されなかった場合、その商標は登録簿から抹消され、その後 3 年間は他の者の利益のために同じ商標を登録することができない。ただし、管轄裁判所の判決に基づいて商標登録が取り消され、商標の再登録に関する制限期間が判決に示されている場合、判決に示された制限期間が適用される（「商標に関する 2021 年連邦法第 36 号」の第 27 条）。¹⁴⁴

	説明			
有効期間	出願日から 10 年。			
更新期限	有効期間の最後の年および満了日前。			
有効期間終了後の更新の猶予期間	有効期間の満了日から 6 か月。 更新の遅滞に関する手数料が課される。			
期限の延長	不可。			
必要な文書	登録証の写し。			
更新の時期	手数料が支払われた時点で電子文書による証明書が発行される。			
公開	更新は公報上で公開される。 商標が猶予期間内に更新されなかった場合、その商標の登録は商標局により取り消され、取消の事実が公報上で公開される。			
その他の情報	登録の更新がない場合、取消の日から 3 年間は、第三者が同じ商標を出願することはできない。 出願を更新するために代理人を変更することは必須ではない。			
使用に関する宣言書	不要。			
料金				
1 区分 1 商標の登録に関する料金	公定料金 (UAE ディルハム)	公定料金 (日本円)	公定料金 (US ドル)	
出願書類の提出時期によって異なる：				
- 有効期間の最後の年	5,750.00	235,750.00	1,566.00	
- 有効期間の満了日から 6 か月	6,500.00	266,500.00	1,770.00	
公開手数料	750.00	30,750.00	204.00	
オンライン決済手数料として支払額の 0.714% がすべての公定料金に加算される。				

更新手続のフローチャート



¹⁴⁴ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

4.4.7 権利の執行

UAE における商標権の執行は、商標局、経済開発関連の省庁、警察、裁判所など様々な経路を通じて行うことができる。その手続は首長国によって異なる。本章（権利の執行）においては、手続および訴訟の詳細について解説する。

救済

UAE の商標保護法の第 8 章に含まれる第 49 条、50 条および 51 条には、さまざまな侵害のシナリオについて、処罰とその相対的な条件がすべて列挙されている。¹⁴⁵

第 49 条

より厳しい刑罰が他の法に規定されている場合にはその適用に抵触しない限り、以下の行為をなした者に対しては、禁固刑および UAE ディルハムで 10 万ディルハム（4,100,000 円/27,229 US ドル）以上 100 万ディルハム（41,000,000 円/272,294 US ドル）以下の罰金刑、または前記の 2 つの刑罰の一方を科すものとする。

1. 公衆に混同を生じさせるような方法により、本法の規定に従って登録された商標または商標登録証を偽造した者。偽造された商標が、本来の商標により識別される商品もしくはサービス、またはそれらに類似した商品もしくはサービスの識別に使用されるか否かは問わない。
2. 偽造もしくは模倣された商標を営利目的で故意に使用した者。
3. 他人が所有する商標を悪意で自らの商品に表示し、または自らが提供するサービスに関して使用した者。
4. 登録商標または周知商標の偽造または模倣に使用する意図で行われる工作設備または原材料の占有。
5. 偽造もしくは模倣された商標を表示した商品の故意による輸出入。

第 50 条

より厳しい刑罰が他の法に規定されている場合にはその適用に抵触しない限り、以下の行為をなした者に対しては、禁固刑および UAE ディルハムで 5 万ディルハム（2,050,000 円/13,615 US ドル）以上 20 万ディルハム（8,400,000 円/54,459 US ドル）以下の罰金刑、または前記の 2 つの刑罰の一方を科すものとする。

1. 故意により、偽造もしくは模倣された商標または違法に表示もしくは使用された商標が表示された商品の販売、販売申し出もしくは流通を行い、または販売を意図して前記商品を占有し、または前記商標が使用されたサービスを提供する行為。
2. 本法第 3 条に規定された状況において、自らの営業用の書類もしくは文書、商品もしくはサービスに未登録の商標を違法に使用し、それによって当該商標が登録されていると信じ込ませる行為。

第 51 条

累犯の場合、本法第 49 条および 50 条に定める行為を実行した者については、その犯罪について定められた最高刑の 2 倍を超えない範囲で刑罰が加重されるものとする。裁判所は、犯罪に使用された製造施設の閉鎖や、工作設備、機械および原材料の没収を命じることができる。

¹⁴⁵ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

救済の概要の比較

UAE で利用可能な商標侵害の救済	
差止命令	利用できる
損害賠償	裁判所で請求することが可能。原告は、侵害が原因となって生じた損害に関する詳細な報告書を提出しなければならない
罰金	以下の違法行為については、UAE ディルハムで 10 万ディルハム (4,100,000 円 /27,229 US ドル) 以上 100 万ディルハム (41,000,000 円/272,294 US ドル) 以下の罰金刑： 1. 公衆に混同を生じさせるような方法により、本法の規定に従って登録された商標または商標登録証を偽造した者。偽造された商標が、本来の商標により識別される商品もしくはサービス、またはそれらに類似した商品もしくはサービスの識別に使用されるか否かは問わない。 2. 偽造もしくは模倣された商標を営利目的で故意に使用した者。 3. 他人が所有する商標を悪意で自らの商品に表示し、または自らが提供するサービスに関して使用した者。 4. 登録商標または周知商標の偽造または模倣に使用する意図で行われる工作設備または原材料の占有。 5. 偽造もしくは模倣された商標を表示した商品の故意による輸出入。 以下の違法行為については、UAE ディルハムで 5 万ディルハム (2,050,000 円/13,615 US ドル) 以上 20 万ディルハム (8,400,000 円/54,459 US ドル) 以下 1. 故意により、偽造もしくは模倣された商標または違法に表示もしくは使用された商標が表示された商品の販売、販売申し出もしくは流通を行い、または販売を意図して前記商品を占有し、または前記商標が使用されたサービスを提供する行為。 2. 本法第 3 条に規定された状況で、自らの営業用の書類もしくは文書、商品もしくはサービスに未登録の商標を違法に使用し、それによって当該商標が登録されていると信じ込ませる行為。
侵害品の破棄	実施可能
判決の公開	有罪宣告を受けた者の費用負担において実施可能
刑事訴訟	禁固刑の可能性あり
税関による留置	税関の通知または原告の告発に基づいて行われる
行政手続	当局が設定した救済については、当局が状況に応じて定義する。ドバイ経済観光局 (DET) が科す罰金の最低額は 15,000 UAE ディルハム (615,000 円/4,085 US ドル) である。

4.5 著作権

著作権は、「著作権および著作隣接権に関する 2021 年連邦法第 38 号」によって規制される。旧法（2002 年法律第 7 号）は新法によって廃止された。¹⁴⁶新たな著作権法は、旧法の規定により著作権に基づいて保護される著作物をすべて著作権保護の対象に指定しているだけでなく、スマートアプリケーション、コンピュータソフトウェアおよびアプリケーション、データベースおよび以上に類する著作物（第 2 条）¹⁴⁶が新たに保護の対象とされている。同法は、さまざまな部門に属する著作者および創作者によって制作された独創的な著作物を保護し、デジタル経済を支援し、デジタル環境の世界的な発展に適合させることを目的として制定されたものである。

4.5.1 定義

UAE 著作権法第 2 条には、同法に基づき保護される 12 種類の著作物が以下のように列挙されている。

1. 書籍、小冊子、随筆その他の文書。
2. スマートアプリケーション、コンピュータプログラム及びアプリケーション、データベース、ならびに及び経済省の決定により以上に類似すると定義された著作物。
3. 講演、演説、説教その他のこれらと類似の性質の著作物。
4. 演劇用又は楽劇用の著作物及び無言劇の著作物。
5. 楽曲（歌詞の有無を問わない）。
6. 音声著作物および視聴覚著作物。
7. 建築著作物、工学的計画およびレイアウト。
8. 素描、絵画、彫刻、版画（布地、金属、石、木）の著作物及び美術の範囲に含まれる彫塑および以上に類似するすべての著作物。
9. 写真の著作物及び写真に類似する著作物。
10. 応用及び造形美術の著作物。
11. 図解及び地図、スケッチ、並びに地理学、地形学、建築設計その他に関する三次元的著作物。
12. 派生的著作物（その原作物について定めた保護を損なわないものとする）。

著作物のタイトルや放送番組の台本も、それらが革新的なものである限り保護の対象となる。

適用除外

他方、UAE において著作権保護の対象とならない著作物の種類も新法に明記されており、同法の第 3 条は以下のように規定している。

1. 単なる思想、手続、運用方法または数学的概念、原理および抽象的事実。ただし、以上の思想等の革新的な表現には著作権保護が適用される。
2. 法律、規則、決定、国際協定、判決、仲裁人の裁定、管轄権を有する行政委員会が発行した決定などの公式文書（元の言語や翻訳に使用された言語が何語であるかを問わない）。
3. 純粋に情報提供を目的としたニュース、直近に発生した事故や出来事に関する報道記事。
4. 公共の財産に含まれる著作物。

¹⁴⁶ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

ただし、本条の 2、3、4 の各項に示した著作物は、それらの編集、脚色、または当該著作物に関して実行された行為が革新的である場合には保護の対象となる。

4.5.2 要件

「著作権および著作隣接権に関する 2021 年連邦法第 38 号の施行規則に関する 2022 年閣議決定第 47 号」の第 2 条は、著作権の適用に関する基準を以下のように定めている。¹⁴⁷

登録申請には以下の情報および文書が含まれるものとする。

- a. 著作物の表題、説明および使用言語。
- b. 申請人の氏名/名称、国籍、資格及び住所、ならびに適正な証明と認証を受けた委任状。
- c. 著作者の氏名/名称、筆名が使用された場合にはその筆名、国籍、住所、著作者が既に死亡している場合にはその死亡日。
- d. 著作物の制作を指示した法主体の名称(そのような法主体が存在する場合)、その住所、ならびに前記の法主体と著作物の関係を裏付ける文書。
- e. 出版人の名称および住所、初版の刊行日および刊行場所、国際登録がある場合にはその番号。
- f. 譲受人の氏名/名称、国籍、住所、権利譲渡の種類、権利移転の期間および地理的範囲、著作者または権利者による譲渡を証明する文書。
- g. 著作物のデータおよび詳細。
- h. 申請人、著作者、譲受人それぞれのパスポートまたは身分証明書の写し。
- i. 著作物の性状に応じた著作物の複写・複製。
- j. 申請の受理に必要な条件が満たされているか否かを確認するために必要であると経済省が見なし、その旨を記した通知書により申請人に提出を要求・指示した上記以外の文書またはデータ。

4.5.3 保護期間

保護期間「著作権および著作隣接権に関する 2021 年連邦法第 38 号」の第 20 条¹⁴⁸には、各種の著作物に与えられる保護期間が以下のように明記されている。

1. 本法に規定された著作者の経済的権利は、著作者の存命中および死後 50 年の期間にわたって保護されるものとする。死後 50 年の保護期間は、著作者が死亡した年の翌年（暦年）の最初の日から起算される。
2. 集合著作物の複数の著作者の経済的権利は、それらの者の存命中および死後 50 年の期間にわたって保護されるものとする。死後 50 年の保護期間は、最後まで存命していた著作者が死亡した年の翌年（暦年）の最初の日から起算される。
3. 集合著作物の複数の著作者が法人である場合、それら著作者（応用美術著作物の著作者を除く）の経済的権利は、当該著作物が最初に公表された年の翌年（暦年）の最初の日から起算して 50 年

¹⁴⁷ https://www.moec.gov.ae/documents/20121/0/CabinetDecision_47_2022_pdf.pdf/deccddc2-536a-2123-d02cdd84bffc5a5?t=1656667925081

¹⁴⁸ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

間にわたって保護されるものとする。ただし、著作者が自然人の場合には、保護期間は上の第 1 項および 2 項に従って計算されるものとする。

4. 著作者の死後に初めて公開された著作物に関する経済的権利は、当該著作物が最初に公表された年の翌年（暦年）の最初の日から起算して 50 年間にわたって保護されるものとする。
5. 無名もしくは筆名で公表された著作物に関する経済的権利は、当該著作物が最初に公表された年の翌年（暦年）の最初の日から起算して 50 年間にわたって保護されるものとする。このような著作物の著作者が判明し、特定されるか、著作者本人が自らの正体を明かした場合、保護期間は本条第 1 項の規定に従って計算されるものとする。
6. 応用美術著作物の著作者の経済的権利は、当該著作物が最初に公表された年の翌年（暦年）の最初の日から起算して 25 年後に消滅するものとする。
7. 最初の刊行日/公開日から保護期間が計算される場合、再公表の有無に関わらず、保護期間を計算する際には最初の公表日が基準日として採用されるものとする。ただし、著作者が再公表にあたって自らの著作物に実質的な修正を加え、新規の著作物であるかのような状態に仕上げた場合はこの限りではない。著作物が多くの部品から構成される場合や、間隔をあけて別々に刊行された複数の巻から構成される場合、保護期間の計算にあたって個々の部品または巻はそれぞれ別個の著作物と見なされるものとする。
8. 実演者の経済的権利は、当該実演が行われた年の翌年（暦年）の最初の日から起算して 50 年間にわたって保護されるものとする。実演がレコードまたは視聴覚作品に固定されている場合、保護期間は固定がなされた年の末日から起算される。
9. レコード製作者の経済的権利は、当該レコードが公表された年または（公表されなかった場合には）レコードへの固定が行われた年の翌年（暦年）の最初の日から起算して、暦年で 50 年間にわたって保護されるものとする。
10. 放送機関の権利は、番組が最初に放送された年の翌年（暦年）の最初の日から起算して 20 年間にわたって保護されるものとする。

4.5.4 申請/登録手続

申請の場所

申請人 / 法定代理人は、経済省のポータル（<https://www.moec.ae/en/w/register-compilations-%C2%A0>）を通じて、オンラインで申請書を提出することができる。

申請人はログイン手順とパスワード認証を利用してシステムにログインしなければならない。ログイン情報は経済省のすべてのサービスについて同一である、という点は強調しておきたい。

適格性

作成したアカウントを通じてポータル経由で申請書を提出できるのは、UAE に住所を有する著作者/申請人のみである。UAE の法定代理人も同様の手続を行うことができる。

要件¹⁴⁹

必要な文書	1. 委任状 a. UAE 領事により適正に認証されたもの。受理の時点で上位認証が行われる（UAE に住所を持たない申請人が法定代理人を通じて申請を行う場合） b. 公証人により適正に認証されたもの（UAE に住所を有する申請人が法廷代理人を通じて申請を行う場合） 2. 著作物に関する十分な説明書 3. 申請人の身元証明書類の写し 4. 著作物が実質的に規則に従っていることを認める証明書（UAE 経済省の検閲局が発行したもの） 5. 著作者と申請人が同一人物でない場合には、著作者が交付した譲渡証書。著作者が UAE の国民/居住者でない場合は譲渡証書の領事認証を要する。
ソフトウェアの場合	1. 委任状 a. UAE 領事により適正に認証されたもの。受理の時点で上位認証が行われる（UAE に住所を持たない申請人が法定代理人を通じて申請を行う場合） b. 公証人により適正に認証されたもの（UAE に住所を有する申請人が法廷代理人を通じて申請を行う場合）登録されるべきプログラム（自動実行フォルダ）－部分的なソースコードも認められる。 2. 当該プログラムに関するデータベース 3. ソフトウェアのコード（オープンソース・コード） 4. 当該プログラム、その内容および用途に関する十分な説明書（マイクロソフト Word またはアドビのフォーマットを使用） 5. 著作者と申請人が同一人物でない場合には、著作者が交付した譲渡証書。著作者が UAE の国民/居住者でない場合は譲渡証書の領事認証を要する。

審査

所定のフォームへの情報入力が終わるまで、申請書を提出することはできない。申請書が提出された後、手数料がオンラインで支払われるものとする。料金の払込が済むと、当局が申請書をチェックし、申請書が要件を満たしている場合には登録証が発行される。いずれかの提出文書に関して、当局が申請人/法定代理人に通知を交付することがある。申請人は、通知の日付から 60 日以内に、当局が要求する文書を提出し、必要な措置をとるものとする。申請人が対応しなかった場合、申請は失効したものと見なされる。

2022 年閣議決定第 47 号の第 2 条¹⁵⁰の規定によれば、著作物が著作権法に定める条件を満たしていないか申請が本決定の規定に違反していると経済省が判断した場合、経済省は拒絶理由を示した上で拒

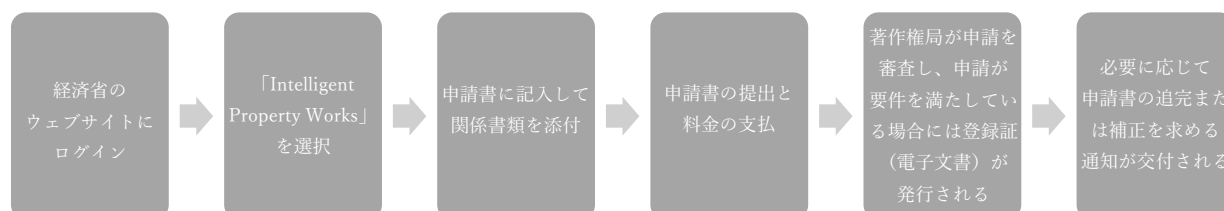
¹⁴⁹ 「著作権および著作隣接権に関する 2021 年連邦法第 38 号の施行規則に関する 2022 年閣議決定第 47 号」の第 2 条

¹⁵⁰ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21365>

絶査定を発行し、申請人に拒絶の通知を交付することができる。自らの申請が拒絶された者または自らの申請が拒絶されたと見なされた者は、拒絶査定が発行理由となった文書およびデータを提出した上で、新たな出願書を経済省に提出することができる。¹⁵¹

手続全体に要する期間

平均して 15 営業日程度だが当局の業務処理状況によって所要期間に違いがある。



4.5.5 登録後

登録手数料

手数料	申請人が自然人の場合には申請 1 件につき 50 UAE ディルハム (2,050 円/14 US ドル) 申請人が法人の場合には申請 1 件につき 200 UAE ディルハム (8,200 円/54 US ドル)
-----	--

権利者の権利

UAE の著作権・著作隣接権法の第 5 条¹⁵²により、著作者および同人の包括承継人には以下の権利が与えられる。この権利は人格権であって時効や譲渡の対象とはならない。

- 著作物を最初に公表する権利。
- 著作物をその著作者に帰属させる権利。
- 著作物の改変によって著作物に歪曲や変化が生じる恐れがある場合や、改変によって著作者の評判が損なわれる恐れがある場合に、著作物の改変に対し異議を申し立てる権利。
- リコールを正当化する理由がある場合に、著作物をリコールして流通過程から引き上げることを求める申立を民事裁判所に提起する権利。ただし、スマートアプリケーション、ソフトウェアおよびソフトウェア・アプリケーションについては、前記のリコールは適用されない。

UAE 著作権法の第 17 条は、実演者に以下の特別な経済的権利を与えている。

- 固定されていない実演を放送し、公衆に伝達する権利。
- 自らの実演をレコードまたは音声記録に固定する権利。
- レコードまたは音声記録に固定された自らの実演を複製する権利。
- 自らの実演を具現化したレコードの原盤その他のバージョンを営利目的で公衆に貸し出す権利。
- 販売その他の権原の移転を伴う処分によって自らの実演を具現化したレコードの原盤その他のバージョンを頒布する権利。

¹⁵¹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁵² <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

6. 自らの実演を具現化したレコードを無線または有線の通信手段によって公衆に提供し、公衆が自らの意のままに視聴やアクセスを行うことを可能にする権利。

直接間接の営業収益の獲得もしくは何らかの手段による公衆への提供を目的として、権利者の同意なしにライブの実演をレコードに記録する行為や、ライブの実演が記録されたレコードを賃貸する行為は、法により禁じられる利用と見なされる。

著作権・著作隣接権法第 18 条¹⁵³の規定に基づき、レコード製作者にも以下のような特別な権利が与えられる。

1. あらゆる手段によりレコードを製作する権利。
2. 販売その他の権原の移転を伴う処分によってレコードの原盤その他のバージョンを公衆に頒布する権利。
3. 営利を目的としてレコードの原盤その他のバージョンを公衆に賃貸する権利。
4. あらゆる手段によりレコードを公衆に提供する権利。
5. あらゆる手段により公衆向けにレコードを放送・配信する権利。
6. 自らが製作したレコードが何らかの手段により権利者の使用許諾なしに利用されるのを阻止する権利。

保護対象のレコードの複製、賃貸、放送、配信もしくは再配信、またはコンピュータその他の手段を通じて前記レコードを公衆に提供することは、法により禁じられる利用に相当する。

著作権法の第 19 条は、放送機関について以下のような経済的独占権を定めている。¹⁵⁴

1. 当該機関が実施した放送の記録および番組の使用を許諾する権利。
2. 当該機関のプログラムまたは記録を無許可で公衆に伝達することを禁じる権利。特に、あらゆる手段により番組の録音・録画、コピー、複製、賃貸、再放送または再送信を行うことを禁じる権利。

職務著作

新たな著作権・著作隣接権法は、職務著作に関する不明瞭性を排し、書面による別段の合意が存在しない場合に雇用関係において発生する所有権の条件および経済的権利を同法の第 28 条¹⁵⁵で列挙している。同法は以下の 2 つのシナリオによって所有権および経済的権利を雇用主に帰属させている。

1. 著作者が他人のために革新的な著作物を制作した場合、当該著作物の著作権はその他人に帰属する。
2. 被用者または従業員が自らの雇用期間中に雇用主の活動もしくは事業に関連して制作した著作物が、雇用主が直接間接に課した義務の結果である場合、または当該著作物の創造に至るまでに、雇用主が被用者/従業員の処分に委ねた専門知識、情報、工作設備、機械または原材料が使用された場合、著作者の経済的権利は雇用主に帰属するが、従業員の知的労力の対価は考慮されるものとする。

¹⁵³ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁵⁴ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁵⁵ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21365>

逆に、その著作物が雇用主の事業とは無関係に創造されたものであり、雇用主の専門知識、情報、工作設備もしくは原材料が使用されていない場合、当該著作物を制作した被用者/従業員は、その著作物に関わる所有権および経済的権利の唯一の所有者であり続ける。

建築家の権利

UAE は魅力あふれる建物や建築物によって名声を博している国である。それゆえ、新たな著作権・著作隣接権法も建築著作物の保護の重要性を認めており、建築著作物に関する権利を規定する章を特に設けている。同法の第 31 条¹⁵⁶は、建築のデザインに関する権利を当該物件の所有者または所有者に類する者に与えている（書面により別段の明示の合意が交わされている場合はこの限りではない）。

さらに、物権所有者または所有者に類する者は、その時点で有効な法律に従い、エンジニアリング図面、設計および設計図に従って、既存の建築物に改良や変更を加えることが可能である。建築著作物に関する著作権侵害について、著作権法は、自らの設計、図面または設計図が違法に使用された建築家が公正な報酬を求める権利を妨げることなく、同人の権利を保護するために建物の押収、建物破壊の指示、建物の特徴の改変、建物の没収を行ってはならないと規定している。

著作権の登録

UAE は 2004 年 4 月 14 日付でベルヌ条約に加盟し、その後 2004 年 7 月 14 日付で同条約は UAE について発効している。ベルヌ条約は著作物の保護と著作者の権利の保護について定めた条約である。同条約は **3 つの基本原則**に基づいており、著作者に与えられる**最低限**の保護を定めた一連の規定が含まれている。また、著作物の使用を希望する**発展途上国**に適用される特別規定も設けられている（WIPO, 2023 年）¹⁵⁷。

ベルヌ条約の **3 つの基本原則**を以下に示す。

- (a) いずれかの締約国を本国とする著作物（すなわち、著作者が当該国の国民である著作物または当該国において最初に公表された著作物）は、他の締約国それぞれにおいて、その国が自国民の著作物に対して与えるのと同様な保護を与えられなければならない（「内国民待遇」の原則）。
- (b) 形式的要件の順守を保護の要件としてはならない（「無方式主義による保護」の原則）。
- (c) 同条約に基づく保護は、著作物がその本国において保護されているか否かを問わず提供される（保護の「独立性」の原則）。ただし、同条約に定められた最低限の保護期間を上回る期間の保護を締約国が提供している場合において、その締約国を本国とする著作物の保護が本国において停止された場合、本国における保護が消滅した時点で同条約に基づく保護が拒絶されることがある。

ベルヌ条約の 3 番目の原則に従い、UAE 著作権法の第 4 条 2 項¹⁵⁸は、たとえ著作物が未登録であっても、著作者の権利の保護には同法の規定が適用されると規定している。つまり、著作権の登録は UAE において保護を享受するための要件ではないということである。ただし、UAE 経済省は著作権保護を担当する部署を設け、登録から権利の執行までの手続を定めている。当局が発行する登録証は、訴訟の際に強力な証拠として援用することができる。

¹⁵⁶ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21365>

¹⁵⁷ https://www.wipo.int/treaties/en/notifications/berne/treaty_berne_231.html

¹⁵⁸ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

使用許諾

著作者の経済的権利の譲渡および使用許諾－著作権・著作隣接権法第 9 条¹⁵⁹

自然人であるか法人であるかを問わず、著作者または同人の承継人は、以下の条件に従って自らの経済的権利の使用権を第三者に許諾するか、それらの権利を第三者に譲渡することができる。

1. 使用許諾または譲渡は、許諾または譲渡の対象となる権利を明記し、使用の目的と使用期間および使用が認められる地域を示した文書契約によって行われるものとする。
2. 著作者は、自らが明示的に委譲していない権利すべての所有者となる。
3. 著作権・著作隣接権法に定める著作者の人格権に抵触しない限り、著作者は、当該の権利の利用を損なう恐れのある行為をなしてはならない。

経済的利用に関する権利の譲渡に伴う対価－著作権・著作隣接権法第 10 条¹⁶⁰

著作者または同人の承継人は、著作物の経済的利用に関する一ないし複数の権利を第三者に譲渡する対価として現金もしくは物品受け取ることができる。対価の金額は、著作物の利用から生じる収益の応分の割合に基づいて決定されるか、一時金として決定される。

スマートアプリケーション、コンピュータその他に関する経済的権利の使用許諾－著作権法第 10 条¹⁶¹

著作権・著作隣接権法第 9 条の規定に抵触しない限り、著作物がスマートアプリケーション、ソフトウェアおよびソフトウェア・アプリケーションまたはデータベースである場合、それら著作物に関する経済的権利の使用許諾については、ソフトウェアの内部またはラベルに表示されている条件が適用される。これらの条件がソフトウェアの包装に表示されているか、ソフトウェアのインストールやメモリへの保存が実行される際にコンピュータもしくはスマートフォンの画面上に表示されるか、ソフトウェアがインストールまたは保存される他の技術的装置に表示されるかは問わない。ソフトウェアの購買者またはユーザーは、前記の使用許諾契約書（ライセンス契約書）の規定に示された条件により拘束されるものとする（第 12 条）。

複製または翻訳に関する強制使用許諾－著作権法第 21 条¹⁶²

著作権・著作隣接権法の第 21 条に基づき、同法の規定に基づいて保護される著作物の複製および/または翻訳に関しては、あらゆる者が、著作者の同意を得ることなく、強制実施許諾（強制ライセンス）に基づく当該著作物の使用権を自らに与えるよう経済省に請求することができる。翻訳ライセンスの場合、請求が可能になるのは著作物が公表された日から 3 年が経過した後である。このライセンスは、利用期間および利用が認められる地域ならびに著作者に支払われる公正な対価を明記した上で強制使用許諾の理由を示した当局の決定に基づき、著作者もしくは同人の承継人に損害を与えず、かつ、当該著作物の通常の利用を妨げないことが保証されるような方法で提供される。ただし、強制使用権を付与する目的は、施行規則に規定された条件、管理および手続に従って、あらゆる種類およびレベルの教育に関わる需要または公共の図書館および文書保管所に関わる需要を満たすことに限定される。

¹⁵⁹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁶⁰ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁶¹ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁶² <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

合意された報酬額の見直し－著作権・著作隣接権法第 11 条¹⁶³

合意された報酬が著作者または著作隣接権者の権利に対して不当であることが判明した場合、またはライセンス契約締結後に発生した事情により合意された報酬が不当なものとなった場合、著作者または承継人（一ないし複数）は、合意された報酬額の見直しを求める請求を民事裁判所に提起することができる。

権利の更新

保護期間が満了した著作権には更新は適用されない。

4.5.6 権利の執行

執行機関

著作権・著作隣接権法の第 37 条¹⁶⁴は、経済省による新たな委員会（名称は「著作権・著作隣接権審判委員会」）の創設について定めている。今後はこの委員会が、著作権または著作隣接権に関係するすべての紛争を審理し、決定を下す管轄機関となる。

著作権侵害に関する審判請求

審判請求書の提出	著作者、権利者、法定代理人がオンラインで提出 https://www.moec.gov.ae/en/w/copyright-infringement
手数料	自然人の場合は 100 UAE ディルハム（4,100 円/27 US ドル） 法人の場合は 350 UAE ディルハム（14,350 円/95 US ドル）
提出文書	請求人の当事者適格性を示す文書 侵害の事実を示す文書 請求人または（請求人が法定代理人である場合には）同人の依頼人が審判請求の対象となる著作物の所有者であることを証明する文書
手続	経済省のウェブサイトログインする 「E サービス」のリストからサービスを選択する 審判請求書にデータを記入する 提出が必要な関係書類を添付する 請求手数料を支払う 審判請求が受理され、調査が行われる 審判請求書がすべての要件を満たしている場合、訴に関する行政報告書が発行される。要件が満たされていない場合には訴が却下される

¹⁶³ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁶⁴ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

審決に対する上訴	審判委員会の審決が発行された日から 30 日以内に上訴することが可能。 審判委員会の審決を不服として上訴する場合、審決の日から連邦控訴裁判所に上訴することになる。 連邦控訴裁判所の判決は、連邦破棄院が同じ判決を発行した後で終局的判決と見なされる。 審判委員会の審決に対して上訴が提起されるまで、控訴裁判所は訴を受理しない。
----------	---

差止命令に関する手続

新たな著作権法の第 35 条は、著作権侵害があった場合に差止命令の発行を求める手続を示している。¹⁶⁵1992 年連邦法第 11 号の規定に従い、管轄の民事裁判所に所属する略式手続担当の判事は、著作者または同人の承継人の請求を審査し、申請に基づく命令により、著作者または同人の承継人から書面による許可を得ずに公表もしくは提供された著作物に対し以下の措置を命じることができる。

1. 当該著作物の公表もしくは製造の一時停止。
2. オリジナルの著作物またはその複製、著作物の再公表に使用された原材料、著作物のコピーのサンプルの押収を命じる。ただし、押収される原材料は、専ら著作物の再公表のみに有用な素材でなければならない。
3. 音楽の公開演奏、演技または口頭での伝達による公衆への著作物の提供の検証、ならびに進行中の興行の阻止または以後の興行の禁止。
4. 公表もしくは興行から発生した収益の差押え。
5. 本法の規定に基づき保護される権利に関する侵害の立証。

略式手続担当の判事は、適正な供託金の支払を申請人に命じることができる。申請人は、命令の発行から 20 日以内に、最初の主張を民事裁判所に提出するものとする。この期限までに申請人の主張が提出されなかった場合、申請は全面的に無効とされる。

知財保護に関係する司法制度および裁判所

他の知的財産権の場合と同様、著作権侵害訴訟が UAE の裁判所で争われる場合、それぞれの裁判所の権限および侵害者の所在地に応じて、連邦裁判所または首長国の裁判所で争われる。訴訟が最初に提起されるのは第一審裁判所で、訴訟に先立って陳述書および証拠文書が提出される。第一審裁判所の判決を不服とする上訴は連邦控訴裁判所で審理され、それでも決着しない場合には破棄院への上告が行われる。UAE には知的財産に特化した裁判所が存在しないため、裁判所は専門家を任命して訴訟に関する報告書を作成せしめることができる。裁判の手続については、知的財産権の執行の章で論じる。

救済および制裁¹⁶⁶

救済および制裁は第 39 条～43 条に規定されており、これらの規定に基づく制裁には罰金、禁固、侵害品の押収および破棄が含まれる。また、著作権侵害と見なされる行為（著作者の許可なく著作権保護された著作物の複製、頒布、伝達を行うなど）も、これらの条項に規定されている。

¹⁶⁵ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

¹⁶⁶ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

第 39 条：

1. より厳しい刑罰が他の法に規定されている場合にはその適用に抵触しない限り、著作権者または著作隣接権者もしくは前記の者の承継人から書面による許可を得ることなく以下の行為をなした者は、2 か月以上の禁固刑および/または UAE ディルハムで 1 万ディルハム (410,000 円/2,723 US ドル) 以上 10 万ディルハム (4,100,000 円/27,229 US ドル) 以下の罰金刑に処す。
 - a. コンピュータ、オンライン・ネットワーク、情報ネットワーク、通信ネットワーク、その他いかなる技術もしくは手段によるかを問わず、本法に定める保護が適用される著作物、実演、レコード、放送番組等を公衆に提供する等、本法に規定された著作権者または著作隣接権者の人格権および経済的権利を侵害する行為。
 - b. 本法の規定に基づき保護される著作物、レコード、放送番組を何らかの形で販売、賃貸または売買する行為。犯罪の対象となった著作物、実演、番組または録音物の数に応じて、複数の刑罰が科されるものとする。
2. 累犯者に科される刑罰は、6 か月以上の禁固および UAE ディルハムで 10 万ディルハム (4,100,000 円/27,229 US ドル) 以上 50 万ディルハム (20,500,000 円/136,147 US ドル) 以下の罰金とする。

第 40 条

1. より厳しい刑罰が他の法に規定されている場合にはその適用に抵触しない限り、著作権者または著作隣接権者もしくは前記の者の承継人から書面による許可を得ることなく以下の行為をなした者は、6 か月以上の禁固刑および/または UAE ディルハムで 10 万ディルハム (410,000 円/2,723 US ドル) 以上 70 万ディルハム (28,700,000 円/190,606 US ドル) 以下の罰金刑に処す。
 - a. 著作権者もしくは著作隣接権者が自らの権利の移転、売買、管理もしくは運用のために、または複製に関して一定の品質基準を維持するために利用する保護手段もしくは技術を迂回すべく特に設計もしくは調整された設備、手段または工具を、著作物やその模倣品の販売、賃貸もしくは売買を目的として違法に製造もしくは輸入する行為。
 - b. 本法に規定された権利の管理および運用を目的とした技術的保護もしくは電子情報の保護を違法に妨害するか、それらの保護に不具合を生じさせる行為。
 - c. 著作権者または権利者もしくは前記の者の承継人の許可を得ることなく、プログラム、アプリケーションもしくはデータベースをコンピュータにダウンロードもしくは保存する行為。

累犯者に科される刑罰は、9 か月以上の禁固および UAE ディルハムで 50 万ディルハム (20,500,000 円/136,147 US ドル) 以上 100 万ディルハム (41,000,000 円/272,294 US ドル) 以下の罰金とする。

第 41 条

著作権者もしくは同人の承継人から事前に許可を得ることなくソフトウェア、ソフトウェア・アプリケーション、スマートアプリケーションもしくはデータベースを使用した者は、個々のソフトウェア、アプリケーションもしくはデータベースにつき、UAE ディルハムで 3 万ディルハム (1,230,000 円/8,169 US ドル) 以上 10 万ディルハム (410,000 円/2,723 US ドル) 以下の罰金刑に処す。

累犯者に科される刑罰は、UAE ディルハムで 10 万ディルハム (410,000 円/2,723 US ドル) 以上 100 万ディルハム (41,000,000 円/272,294 US ドル) 以下の罰金とする。

法人、商業施設もしくは専門機関の名において、または前記の組織のために犯罪が実行された場合、裁判所は 3 か月を超えない期間の営業停止を命じることができる。

第 42 条

以上の第 39 条、40 条および 41 条に規定された刑罰に抵触しない限り、裁判所は、犯罪に関与した模倣品または犯行の目的となった模倣品の没収および破棄を命じるものとする。裁判所はさらに、犯行に利用され、犯罪に利用する以外の用途を持たない設備もしくは工具の没収を命じるものとする。また、裁判所は、模倣犯罪が実行された施設を 6 か月以下の期間にわたって閉鎖するよう命じるとともに、有罪宣告を受けた者の費用負担において、有罪を宣告した略式判決を一ないし複数の日刊紙上に公表することができる。

第 43 条

著作者もしくは権利者の人格兼および経済的権利が侵害された場合、原則として、著作者もしくは権利者は損害賠償を請求することができる。

救済の概要の比較

UAE で利用可能な著作権侵害の救済	
差止命令	利用できる
損害賠償	裁判所で請求することが可能。原告は、侵害が原因となって生じた損害に関する詳細な報告書を提出しなければならない
罰金	以下の行為については、UAE ディルハムで 1 万ディルハム (410,000.00 円/2,723 US ドル) 以上 10 万ディルハム (4,100,000.00 円/27,229 US ドル) 以下の罰金： a. コンピュータ、オンライン・ネットワーク、情報ネットワーク、通信ネットワーク、その他いかなる技術もしくは手段によるかを問わず、本法に定める保護が適用される著作物、実演、レコード、放送番組等を公衆に提供する等、本法に規定された著作者または著作隣接権者の人格権および経済的権利を侵害する行為。 b. 本法の規定に基づき保護される著作物、レコード、放送番組を何らかの形で販売、賃貸または売買する行為。犯罪の対象となった著作物、実演、番組または録音物の数に応じて、複数の刑罰が科されるものとする。

	以下の行為については、UAE ディルハムで 1 万ディルハム (410,000.00 円/2,723 US ドル) 以上 70 万ディルハム (28,700,000.00 円/190,606 US ドル) 以下の罰金： a. 著作者もしくは著作隣接権者が自らの権利の移転、売買、管理もしくは運用のために、または複製に関して一定の品質基準を維持するために利用する保護手段もしくは技術を迂回すべく特に設計もしくは調整された設備、手段または工具を、著作物やその模倣品の販売、賃貸もしくは売買を目的として違法に製造もしくは輸入する行為。 b. 本法に規定された権利の管理および運用を目的とした技術的保護もしくは電子情報の保護を違法に妨害するか、それらの保護に不具合を生じさせる行為。 c. 著作者または権利者もしくは前記の者の承継人の許可を得ることなく、プログラム、アプリケーションもしくはデータベースをコンピュータにダウンロードもしくは保存する行為。 ソフトウェア、アプリケーション、データベースの侵害 1 件につき UAE ディルハムで 3 万ディルハム (123,000.00 円/8,169 US ドル) 以上 10 万ディルハム (4,100,000.00 円/27,229 US ドル) 以下の罰金。 累犯の場合には、UAE ディルハムで 10 万ディルハム (4,100,000 円/27,229 US ドル) 以上 100 万ディルハム (41,000,000.00 円/272,294 US ドル) 以下の罰金。 法人、商業施設もしくは専門機関の名において、または前記の組織のために犯罪が実行された場合、裁判所は 3 か月を超えない期間の営業停止を命じることができる。
侵害品の破棄	実施可能
判決の公開	有罪宣告を受けた者の費用負担において実施可能
刑事訴訟	禁固刑の可能性あり
税関による留置	税関の通知または原告の告発に基づいて行われる

著作権局への審判請求に関するフローチャート¹⁶⁷



¹⁶⁷ <https://eservices.moec.gov.ae/IP/IPComplaints?lang=en>

5. UAEにおける模倣品および著作権侵害品

5.1 UAEにおける模倣品と著作権侵害品の定義

模倣品とは、商標を文字通り完全に模写する、オリジナルの商標と完璧に同一に見える商標を作製する、オリジナルの商標と全体的に類似している商標を採用する等の手段により、公衆に誤認を生じさせ、自分が目にしているものがオリジナルの商標だと信じ込ませる行為を意味する。

「著作権侵害」(Piracy)とは、文学的ないし美術的な著作物の複製等により著作権を侵害する行為をいう。

UAEの法は商標侵害に相当する行為を以下のように定義している。¹⁶⁸

- 登録商標の偽造。
- 公衆に混同を生じさせるような方法で商標を模倣する行為。偽造された商標が、本来の商標により識別される商品もしくはサービス、またはそれらに類似した商品もしくはサービスの識別に使用されるか否かは問わない。
- 偽造もしくは模倣された商標を営利目的で故意に使用する行為。
- 他人が所有する商標を悪意で自らの商品に表示し、または自らが提供するサービスに関して使用する行為。
- 登録商標または周知商標の偽造または模倣に使用する意図で行われる工作設備または原材料の占有。
- 偽造もしくは模倣された商標を表示した商品の故意による輸出入。
- 故意により、偽造もしくは模倣された商標または違法に表示もしくは使用された商標が表示された商品の販売、販売申し出もしくは流通を行い、または販売を意図して前記商品を占有し、または前記商標が使用されたサービスを提供する行為。
- 営業用の書類もしくは文書、商品もしくはサービスに未登録の商標を違法に使用し、それによって当該商標が登録されていると信じ込ませる行為。

5.2 模倣品および侵害品の現状

5.2.1 市場の名称および所在地

アラブ首長国連邦(UAE)は地域の商業の中心として機能しており、国際市場として認められている。その結果、UAE市場の国際的な需要に目をつけて周知商標を表示した低コストの偽物を生産し、販売することで利益を得る侵害者が後を絶たない。

ドバイ

ドバイで模倣品が取引される市場としては、ドラゴン・マート(Dragon Mart)、アル・カラマ(Al Karama)、デイラ(Deira)がある。これらの市場は活気あふれる商業地区であり、衣類、香水、スマートフォンやその付属品、家庭用品など多彩な製品が販売されている。これらの市場は現地の顧客

¹⁶⁸ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

たちに商品を提供しているだけではなく、中東、北アフリカおよびアフリカ諸国から卸売業者や貿易業者が商品の買い付けに訪れる場所でもある。

アブダビ

UAE の首都アブダビはアラブ首長国連邦で最大の首長国と考えられており、UAE の国土面積の 84% を占めている。しかも天然資源も豊富で、首都アブダビには数多くの国際企業が軒を並べて強力な経済状況を創り出し、それが一般消費者に購買力を与えている。こうした事情を踏まえて数多くの模倣品取引業者がアブダビ首長国で会社を設立し、事業を営んでいる。彼らはアブダビの数多い居住人口をターゲットにするだけでなく、港湾を通じて海外から商品を直接輸入できるという点にも目をつけている。

模倣品が集まる場所として名高いポイントは、携帯電話や電子機器についてはアル・デファア・ストリート（Al Defaa Street）やアル・ムサファア地区（Al Musaffah area）であり、衣料品、香水およびバッグの華やかな市場（スーク）に加えて、地域の中心として機能しているハムダン・センター（Hamdan Centre）などがある。

その他の首長国

その他の首長国、すなわちシャールジャ、アジュマーン、ウンム・アル＝カイワインおよびフジャイラは、家賃や生活費が安いという理由で中流階級や下層階級に特に人気がある。消費者は、自分のニーズに合った商品をリーズナブルな価格で買おうとするからである。こうした事情により、商人たちはこれらの首長国に店舗を構えたがる。利益を生み出すとともに消費者からの信頼を獲得するため、商人たちは模倣品の販売という手法に以前から頼ってきた。

アジュマーン：衣料品、バッグ、サングラスなどの模倣品の販売が活発な場所はベンガリ・マーケット（Bengali market）とアジュマーン産業地区（Ajman industrial zone）である。携帯電話や電子機器の模倣品が取引される場所は、アル・ナキール地区や産業地区にある。家庭用品について言えば、アジュマーンは「100 円ショップ」に似た安売り店が多いことで有名であり、チャイナ・モール（China Mall）では、食品から家電、洗剤、衣類、衛生用品、美容用品/化粧品、処方箋なしで購入できる医薬品まで、多種多様な製品が末端消費者に提供されている。アジュマーンは潤滑剤の工場が多いことでも知られている。潤滑剤の製造に特化した工場がいくつもあり、国内市場と国際市場の両方で潤滑剤を販売している。

シャールジャ首長国も人口の多い首長国であり、重要な産業地区があることで知られている。シャールジャの産業地区は、自動車用品（スペアパーツやカーアクセサリー）の市場で有名である。

ラアス・アル＝ハイマ、ウンム・アル＝カイワイン、フジャイラの 3 つの首長国は小さな国であり、模倣品は出回っているが、模倣品の取引は消費者相手の小規模な商いに限られている。ウンム・アル＝カイワインが企業向けの保管施設を提供しているという点は強調しておくべきだろう。つまり、この首長国を調査してみれば、模倣品の供給源が発見されるかもしれない。

模倣品の供給について言えば、模倣品取引に従事する者はドバイの卸元から直接商品を仕入れるか、仲介の運送業者を介して仕入れを行っている。運送業者の職員が販売店に出向いて、非常に安い価格で模倣品を提供するのである。

権利者は、自らの商標が表示された模倣品の市場侵入に対して常に警戒を怠らないようにすべきである。こうした模倣品対策は、侵害者を突き止めるために継続的な市場調査を実施し、模倣品の数量や

保管場所に関する必要な情報を収集し、さらには模倣品を試験的に購入する等の方法で実現されうる。上述した利用可能な手段によって必要な法的措置をとる際には、上記の調査や情報が証拠として利用できる。権利者が採るべき措置は、事案の性質や侵害の発生地によって異なってくる。模倣品の所在が突き止められると、上述した管轄当局への告発が行われる。強制捜査が実施される場合、模倣品がまだ店頭に並んでいることを確認するために、調査官が事前に店舗を視察することになる。捜査対象の施設が店舗ではなく部外者が立ち入れない施設である場合、調査官は従業員の動きを油断なく監視する。ただし、こうした監視によって 100%の確率で侵害者を突き止められるとは限らない。侵害者の側は非常に用心深く、営業時間外に活動拠点を変えてしまうことがあるからだ。

見本市で発見される模倣品

権利者は、見本市の開始前に、その見本市で模倣品が展示されるかどうかを把握すべきである。模倣品の展示を阻止する最初のステップは、見本市の主催者に権利侵害を通報することである。模倣品を展示しようとしている者が UAE の市場を拠点としている場合、証拠の収集が可能であり、侵害者に対して行政訴訟、民事訴訟または刑事訴訟を提起することができる。たとえばドバイ経済観光局は、見本市が開始された後で行動を起こすことはない。

購買者

市場に出回る製品のタイプ

UAE は観光業が盛んな国であると同時に、アフリカ・中東諸国にとって重要なビジネス拠点である。UAE には居住者、観光客、ビジネスで訪れる卸売業者といった多彩な人々が集まっており、全員が潜在的な顧客として模倣品取引業者のターゲットになっている。

地域の当局によって度々押収されている一般的な模倣品には以下のようなものがある：携帯電話、携帯電話用アクセサリ、衣料品、装身具および宝飾品、眼鏡、時計、スポーツウェアおよびスポーツ用品、化粧品、個人向け衛生用品、除菌剤、洗剤および洗浄剤、食品および食品関連製品、自動車用スベアパーツおよびカーアクセサリ、自動車用潤滑剤。

UAE、より正確に言えばドバイは、世界でも指折りのラグジュアリーな土地柄である。ドバイで押収される模倣品は主として高級衣料、時計、バッグ、装身具といった奢侈品であり、その押収量も大量である。これら模倣品の原産国は中国とトルコである。さらに、電子機器（携帯電話、携帯電話用アクセサリ等）も、模倣品市場でよく見られる人気商品である。

市場のトレンドは常に変化しており、ソーシャルメディアの強い影響力が市場のトレンドを牽引しているため、模倣品取引業者は、トレンドな製品すべての安価な偽物を地域市場に供給しようとする。たとえば、当局は高額製品の模倣品の取り締まりに悪戦苦闘しているが、それは、主要な企業から高額商品が発売されると間髪を入れずに模倣品が市場に出回るからである。さらに、新型コロナが世界的に流行した期間には、ドバイ¹⁶⁹、シャールジャ¹⁷⁰、アブダビ¹⁷¹、ラアス・アル＝ハイマ¹⁷²、アジュマーン¹⁷³といった様々な首長国において、多くの模倣品製造者が消毒剤やマスクの模倣品を現地市場に供給するようになった。

¹⁶⁹ <https://www.thenationalnews.com/uae/government/2021/12/06/factories-making-fake-dettol-raided-as-uaesteps-efforts-to-end-counterfeit-goods-trade/>

¹⁷⁰ <https://www.khaleejtimes.com/uae/coronavirus-in-uae-20000-masks-fake-sanitisers-seized>

¹⁷¹ <https://www.arnnewscentre.ae/en/news/uae/fake-sanitiser-factory-raided-by-abu-dhabi-police/>

¹⁷² <https://www.expatriatmedia.net/2058-fake-sanitizers-seized-shopping-centre-ras-al-khaimah/2020/09/>

¹⁷³ <https://www.khaleejtimes.com/uae/ajman-shuts-2-factories-seizes-40000-fake-sanitisers>

模倣医薬品が UAE の市場に蔓延していないのは、UAE 保健省を始めとする各方面の当局が多大な努力を払っているからである。UAE は、世界保健機関、国連、世界税関機構、米国食品医薬品局等の国際機関との協力を通じて、模倣医薬品の取締りに関して世界有数の成果を上げている。¹⁷⁴

5.2.2 流通経路

UAE には多くの空港と港湾があり、それら海空の港は同国の経済にとって欠かせないものである。UAE の空港・港湾は UAE のさまざまな地域に散在しており、それぞれが独自の設備や特徴を備えている。UAE の港湾および貨物空港は貿易、輸送、観光を含む様々な目的に用いられる。UAE の港は世界で最も多忙で最も先進的な港に含まれる。UAE の港を管理しているのは連邦輸送局（Federal Transport Authority；略称 FTA）と港湾関税局（Ports and Customs Authority；略称 PCA）である。UAE の有名な港としては、ドバイのジェベルアリ港（コンテナと貿易取引のシェアでは世界で 9 番目に多忙な港であり、貨物輸送と商業取引では中東で最大かつ最も多忙な港である）、フジャイラのフジャイラ港（貨物輸送では世界で最も多忙な港の一つであり、最も戦略的な原油・ガスの出荷が行われる拠点である）、シャールジャのホール・ファカン港、アブダビのハリーファ港（アラブ首長国で最大にして最深の港湾）が挙げられる¹⁷⁵（THE UAE'S MAJOR PORT: AN OVERVIEW, 2022）。

模倣品の原産国/売主

UAE は、中東地区においてサウジアラビアに次いで 2 番目に大きな経済圏と考えられている。UAE は活気ある貿易プラットフォームであり、世界のさまざまな国や大陸を結び付けている。UAE の貿易相手国の上位 10 か国のうち、1～5 位は中国、インド、米国、サウジアラビア、トルコとなっており、6～10 位にはイラク、スイス、香港、日本、オマーンといった国々が名を連ねている。UAE が地域でも重要な港と経済特区を抱えているという点は強調しておくべきであろう。たとえばジェベルアリは中東-北アフリカ間の貿易において国際的なハブとなっており、南アジア、中央アジア、サブサハラアフリカにとっても次第に重要な拠点となりつつある。¹⁷⁶

2023 年 11 月の日本からアラブ首長国連邦への輸出品目で上位を占めているのは、指定外商品（180 億円）、自動車（134 億円）、熱間圧延鋼材（47.8 億円）、配送用トラック（36.3 億円）、自動車用部品およびアクセサリ（31.6 億円）であった。2023 年 11 月に日本がアラブ首長国連邦から輸入した品目で上位を占めているのは、原油（2,550 億円）、石油ガス（360 億円）、精製済み石油（347.8 億円）、アルミニウム鉱石（197 億円）、貴金属スクラップ（15 億円）であった。¹⁷⁷

模倣品の購買者

模倣品取引業者のターゲットには、あらゆるカテゴリーの消費者だけでなく、卸売商や承認も含まれる。活気ある大きな市場での取引に加えて、オンラインによる模倣品販売も、模倣品により営利を得るための一般的なチャネルの一つである。模倣品取引業者は身の安全を図るためにオンライン・プラットフォームの背後に隠れたがる、という点は指摘しておくべきであろう。だが、UAE の当局は、国内

¹⁷⁴ <https://mohap.gov.ae/en/media-center/news/21/11/2021/4th-international-conference-on-falsified-and-substandard-medical-products-kicks-off-in-dubai>

¹⁷⁵ <https://dfreight.org/blog/major-uae-ports-a-comprehensive-guide/>

¹⁷⁶ <https://www.zawya.com/en/press-release/government-news/mohammed-bin-rashid-the-uae-non-oil-foreign-trade-of-goods-and-services-surpassed-aed35trln-in-2023-for-the-first-time-in-our-history-aepluge7>

¹⁷⁷ <https://oec.world/en/profile/bilateral-country/jpn/partner/are>

の著名なオンライン・プラットフォームの協力関係により、連携して模倣品の取締りに取り組み、よりセキュアなオンライン・ショッピング体験をエンドユーザーに提供している。

経済特区（フリーゾーン）に入り込む模倣品

フリーゾーンの背景にある主要なコンセプトは、関税免除と税制上の優遇措置を投資家に提供する経済特区を創設することである。ほとんどの貿易業者は、UAE でもユニークな地域であるフリーゾーンで事業を立ち上げようとする。営利を目的として近隣の国々や北アフリカ・東アフリカに商品を円滑に移動させることが可能になるからである。このような有利な環境が模倣品取引業者たちを惹きつけ、惹きつけられた業者たちはこの地に会社を設立して違法なビジネスに着手するのである。

我々の理解と経験によれば、模倣品取引業者は倉庫を賃借して模倣品を海外から取り寄せ、商品の性状に応じてラベルの貼付、包装の変更、製品の組立といった作業を行い、商品を最終的な形態に仕上げた上で、それらを再輸出して利益を得るのである。

フリーゾーンの構造やフリーゾーンへの立ち入りの難しさにより、模倣品に関する情報の収集は今のところ困難である。フリーゾーンに立ち入るためには特別な許可が必要になるが、この許可を発行するのは当該のフリーゾーンだけである。

フリーゾーン内の模倣品に対抗して行動する権限を有しているのは税関職員である。フリーゾーンにおける侵害への対処を求める申請書が申請人によって提出された場合、税関は、侵害に対して必要なすべての措置をとる。この際の手続は税関に申請書を提出する場合と同様であり、緊急の申請については、緊急申請書に関する追加料金が税関によって適用される。フリーゾーンの内部で侵害を突き止めるのは困難であるが、侵害者に関して必要な詳細情報をすべて記載した申請書が提出されれば、当局はそれに応じた措置をとることになる。

ジェベルアリ・フリーゾーン（Jebel Ali Free Zone）

このフリーゾーンにおいて知的財産権の執行を担当するのはドバイ税関（Dubai Customs）である。執行の主な手順は以下のようになる：侵害者の所在が確認された場合、申請人となる企業および侵害された商標に関する十分な詳細情報を記した申請書が税関に提出される。模倣品の押収が終了すると、押収品は所定の倉庫に運ばれ、破棄命令が発行されるまで安全に保管される。ただし、破棄の費用が申請人の負担となる点に注意されたい。

申請書または情報が税関当局に提出されなかった場合、模倣品は再輸出されることになる。他方、模倣品の荷が再輸出されることが確認できれば、申請人は民事裁判所から差止命令を取得して港で出荷を差し止めた後、民事訴訟を提起することができる。

ジェベルアリ・フリーゾーンに立ち入ることができるのは、当該フリーゾーンに拠点を有する会社か立ち入り許可を有する者（通常は勤務先がジェベルアリ・フリーゾーンにある者）に限定される。

ジェベルアリは、さまざまな商品の貿易に関して国際的なハブとなっている。そのため、このフリーゾーンでよく見られる模倣品には、タバコ製品、食品、化粧品、衣料品など、さまざまな商品が含まれる。

アジュマーン・チャイナ・モール (Ajman China Mall)

アジュマーン・チャイナ・モールの強制捜査はアジュマーン経済開発局 (Ajman Economic Development Department) の管轄となる。ただし、倉庫外部の捜査はアジュマーン警察 (Ajman Police) が担当する。

ドバイのドラゴン・マート (Dragon Mart)

知的財産権の執行を担当する当局はドバイ経済観光局 (Dubai Department of Economy and Tourism ; 略称 DET) である。主な手順は以下の通りである：侵害者の所在が確認された場合、申請人となる企業および侵害された商標に関する十分な詳細情報を記した申請書が税関に提出される。模倣品の押収が終了すると、押収品は所定の倉庫に運ばれ、破棄命令が発行されるまで安全に保管される。ただし、破棄の費用が申請人の負担となる点に注意されたい。

ブランド権利者の監視対象として、フリーゾーンは常に重要な地域である。それらフリーゾーンへの立ち入りが可能な専門家に依頼して、疑わしい荷に関する情報を収集するとともに、地域内での権利侵害を監視することが重要である。さらに、フリーゾーンは税関の権限の下にあるため、税関市職員の定期的な研修や税関への商標登録が必要になる。

5.2.3 統計

ドバイ税関 ¹⁷⁸	知的財産紛争	模倣品の数量	模倣品の価額 (単位は AED)	模倣品のリサイクル
2023 年	333 件	1,500 万点の模倣品	7,340 万ディルハム	122 回の処分によって 694,000 個の模倣品をリサイクル (WAM, 2024)
2022 年	388 件	1,450 万点の模倣品	1 億 950 万ディルハム	93 回の処分によって 173,000 個の模倣品をリサイクル

首長国	管轄当局	没収された模倣品	数量	価額	年
ラース・アル＝ハイマ (RAK) ¹⁷⁹	Rak 経済開発局 (Economic Development Department)	衣料品	214,000	9,100 万 AED	2023/Q1
		衣料品、バッグ、靴、装飾品、オイル、香料	79,459	544 万 AED	2022
アブダビ ¹⁸⁰	税関	女性用バッグ、靴、腕時計、衣料品、電子機器 (スマートウォッチ、充電器、電子ペンを含む)	6,665	1,000 万 AED	2023/Q3 ~ Q4
アジュマーン	経済開発局	皮革製品、衣料品、装身具、腕時計、眼鏡	120,000	3,000 万 AED	2021 年 6 月

¹⁷⁸ <https://wam.ae/en/article/b1aoqfr-dubai-customs-successfully-processed-over-304>

¹⁷⁹ <https://www.albayan.ae/economy/uae/2023-01-21-1.4601661>

¹⁸⁰ <https://www.mediaoffice.abudhabi/ar/economy/abu-dhabi-customs-recycles-aed10m-worth-of-counterfeitgoods-during-h2-2023/>

UAE 税関 ¹⁸¹	税関	—	923,774	—	2020
ドバイ ¹⁸²	警察	—	245 件	1,270,226,110 AED	2022
					

国内当局の取り組み

UAE では、さまざまな当局が真正品と模倣品の違いに関して権利者からの情報提供を歓迎している。両者を識別するポイントが分かれば、調査官の業務遂行が容易になるからである。アラブ首長国連邦（UAE）の当局は、職員の知識向上や模倣品の取締りに対して前向きな姿勢をとっている。模倣品問題の技術的側面に関する職員の理解を深めるため、ブランド権利者は当局職員の研修を実施することができる。こうした研修によって、当局は強制捜査を円滑に実施し、豊富な情報に基づく決定を下すことが可能になるためである。ブランド権利者は積極的に研修を主催し、現地市場での模倣品の取締りに断固として取り組む姿勢を示すべきである。

さらに、模倣品やそれが消費者に及ぼす悪影響に関する啓発活動を当局は熱心に展開している。模倣品の弊害に関して末端消費者を教育し、模倣品に対する消費者の意識を高めるため、ブランド権利者の協力を得て、ショッピングモール、学校、大学など様々な場所で様々な啓発キャンペーンが実施されている。

5.2.4 権利の執行

UAE 政府は知的財産権の執行について様々な手続きを定めているが、首長国によって執行機関や執行手続が異なるため、執行手続を求める訴は侵害者が在留している首長国において行わなければならない。

1. **民事訴訟**：権利者の権利が侵害された場合、法的な対抗手段として民事訴訟を提起することができる。通常は、発生した損害の賠償請求や以後の侵害を抑止する差止命令が民事訴訟に関わってくる。アラブ首長国連邦内の裁判所は、暫定的差止命令を発行し、模倣品の処分を強制し、権利者が被った損害の程度に応じた損害賠償を認める権限を有している。

¹⁸¹ <https://english.alarabiya.net/News/gulf/2021/06/15/UAE-customs-seized-923-724-counterfeit-goods-in-2020-WAM>

¹⁸² <https://www.mediaoffice.ae/en/news/2023/January/22-01/Dubai-Police-Record>

2. **刑事訴訟**：商標の模倣や模倣品の取引については刑事訴訟を提起することができ、刑罰には罰金刑と禁固刑が含まれる。
3. **行政訴訟**：権利者は、経済開発局、税関、地方自治体など様々な機関に、行政に関する不服申立の書面を提出することができる。提出先となる機関は、各首長国において権限を有する機関がどこによって異なる。

商標権の場合、刑事訴訟と行政訴訟は登録商標のみについて利用できる、という点に注意することが重要である。これに対し、未登録商標に関する権利の執行は民事訴訟を通じて行うしかない。産業財産局で扱われる知的財産権（特許と意匠）のうち、特許だけは刑事訴訟を通じて（裁判所が言い渡す刑罰によって）権利を執行することができる。これに関連して、UAE に知的財産に特化した裁判所が存在しないことを指摘しておくべきであろう。それゆえ、知的財産関連の訴訟においては、裁判所が専門家を任命して訴訟事実を分析させ、専門家報告書を提出されることになる。特許とは異なり、意匠権の執行は民事訴訟か行政訴訟によるしかない。これらの手続には関係当局の独占的な裁量権が適用され、関係当局の承認が求められる。

5.2.5 模倣品および侵害品に対する取締対策

UAE において商標に適用される規則は、2021 年連邦法第 36 号ならびに同法施行規則（2022 年閣議決定第 57 号に詳細が示されている）によって規定されている。これらの規則は包括的枠組みを定めており、主要な法の規定はこの枠組みの範囲に含まれる。UAE の司法制度に従って様々な執行機関が存在し、それら機関の詳細は首長国ごとに異なっている。本章においては、さまざまな執行機関とそれぞれの機関の管轄範囲について概説する。

UAE 商標局（UAE Trademark Department）

UAE 商標局の本局はアブダビにある。この商標局は経済省の下位機関として運営されており、商標登録のあらゆる側面の管理を所管している連邦機関である。

UAE 商標局は 7 つの首長国すべてを管轄地域としており、当局の決定は UAE 全域において拘束力を有する。新商標法の施行以降は、商標侵害に関わる紛争を処理する権限が商標局に与えられている。紛争の処理にあたって商標局は、それらの事案を関係機関に付託する。たとえば、ドバイで発生した事案の場合、ドバイ経済開発局が UAE 商標局とともに事案を処理することになる。

経済開発局が商標侵害の事案を経済省に付託する場合もある。特に商標の所有権や類似性が絡んだ事案は、専門知識を有する経済省に付託されることが多い。

商標侵害事件が UAE 商標局に提出されることはあまりない。なぜなら、経済開発局および警察のような専門の組織がそのような事件を担っているためである。

経済開発局（Economic Development Department）

アラブ首長国連邦の政府は、企業家のためのビジネスの円滑化に熱心に取り組んでいる。この目標を達成するため、フジャイラを除く各首長国の経済省は、特に知的財産権を担当する部局を設立している（フジャイラの場合、知的財産権侵害の事案は地方自治体に持ち込まれる）。知的財産に特化した前記の部局は、UAE における模倣品の製造販売や商業代理店に関わる紛争に関して第三者が提出した行政不服申立を処理している。

経済開発局等の当局が所管する手続

アブダビ	
当局：経済開発局（Department of Economic Developments；略称 DED）	
手続	真正品と模倣品のサンプルの提出と同時に、不服申立書に商標と委任状を添付して関係当局に e メールで送信する。 さらに、強制捜査が行われる場合、DED は職員に対する簡単なレクチャーを要求する。
所要期間	5 営業日
文書等の送付	以下の宛先に e メールにて送付 trademarkssection@ded.abudhabi.ae; maalmansoori@ded.abudhabi.ae
料金の支払はオンラインかオフラインか	無料
押収品を保管するのは DED か第三者か	DED
押収品を破棄するのは DED か第三者か	DED
紛らわしい商標または同一の商標に関わる事案の申立の可否	可能。立体商標の場合、申立書が法務局に転送されて別途審査が行われ、商品がブランド権利者の登録商標を侵害していると認定された場合、法務局が手続の続行に同意を与える。
オンライン侵害に関わる申立の可否	オンライン侵害者が現にアブダビ国内に物理的に存在している場合には可能。

ドバイ	
当局：ドバイ経済観光局知的財産権部（Dubai Economy and Tourism – IPR Department）	
ドバイ経済観光局が知的財産保護を所管しており、それぞれの事案を慎重に調査して必要な措置をとることによって、商標登録および商業代理店を侵害から保護することを目指している。 ドバイ経済観光局（DET）は、知的財産権の保護を目的として開設された「知財ゲートウェイ（IP Gateway）」のプラットフォームを通じて知財関連のサービスを提供している。事業者は、モバイル・アプリケーションやウェブサイトを通じて、僅か数分で自社の商標および代理店に関する事案を届け出ることができる。世界各地からアクセスするユーザーがドバイに出張したり DET に出向いたりしなくても当局のサービスを利用できるようにとの配慮から、このプラットフォームはアラビア語、英語、フランス語、イタリア語、日本語の 5 か国語で利用できるようになっている。 権利者は、オンラインポータルを通じて自らの商標や代理店契約書を登録し、それらを保護し、商標または代理店に関わる紛争について申立を行い、手数料を支払い、過去の事例の調査・閲覧を行い、事案に関係する調査報告書を入手することができる。 上記のサービスは登録商標および登録済みの商業代理店契約のみについて利用できる、という点は強調しておかねばならない。	

手続	「知財ゲートウェイ」のポータルを通じて申立書を提出する。 - 前提として商標/代理店契約書を DET に登録しておかなければならない。 - 料金の支払が済み次第、DET は事案を調査し、強制捜査の手数料を請求する。 - 強制捜査の手数料が支払われた場合、強制捜査が実施され、申立人は捜査の立ち合いを求められる。 - 押収品は DET の保管施設に保管され、DET によって破棄される。
提出を要する文書	- 適正な領事認証または上位認証を受けた委任状。 - 商標登録証の写し。 - 真正品の写真。 - 真正品と模倣品の比較。 - 真正品のサンプルを当局が要求する場合がある。
文書等の送付	オンラインで提出
ウェブサイト	https://ipp.dubaied.gov.ae/Accpimt/Login?ReturnUrl=%2f&/Account/Login
所要期間	1 件の手続の完了までに要する期間は平均 10 営業日。ただし、手続の進捗は当局次第である。
料金および支払方法（「AED」は「UAE ディルハム」を表す記号）	- 事案調査料－AED 2,000（82,000 円/545 US ドル） - 被申立人の施設 3 か所までの捜査手数料－AED 1,000（41,000 円/272 US ドル） - 施設 1 か所あたりの追加料金－AED 300（12,300 円） - 保管場所 1 か所あたりの捜査手数料－AED 2,500（102,500 円/681 US ドル） 支払時にオンライン決済手数料が支払額に適用される。
押収品を保管する者	DET
押収品を破棄する者	DET
申立可能な事案のタイプ	同一の商標と紛らわしい商標のいずれについても可能。 申立書が提出されると審査委員会がその事案について決定を下し、DET が申立人に連絡して申立の受理、拒絶、その他委員会の意見を伝える。
自国で発生したオンライン侵害に関わる申立の可否	可能。
商標以外の事案に関わる申立の可否	商標事案。 意匠に関する申立も可能だが一般的ではない。

アジュマーン	
当局：アジュマーン経済開発局知的財産権部 (Ajman Department of Economic Developments – IPR Department)	
知的財産の保護を所管するアジュマーン経済開発局は、個々の事案の徹底的な評価と適正な措置を通じて登録商標と商業代理店を侵害から保護することに特化した機関である。 上述した当局の任務に従い、アジュマーンの経済開発局は商標や商業代理店を総合的なデータベースに無償で登録するサービスを提供している。調査官は抜き打ち調査を日常的に行っており、前記のデータベースを活用して、同国の市場で模倣が疑われる商品を探し出している。模倣の疑いがある商品が発見された場合、当局は商標権者に連絡して適正な措置に着手する。	
手続	申立書はポータル経由でオンライン提出される。
文書等の送付	オンラインで提出
ウェブサイト	https://eservices.ajmanded.ae/en/fraudcomplaintrequest
所要期間	1 件の手続の完了までに要する期間は平均 10 営業日。ただし、手続の進捗は当局次第である。
料金および支払方法（「AED」は「UAE ディルハム」を表す記号）	・ 事案調査料 – AED 2,050 (84,050 円/558 US ドル) ・ 被申立人の施設 3 か所までの捜査手数料 – AED 1,350 (55,350 円/367 US ドル) ・ 施設 1 か所あたりの追加料金 – AED 500 (20,500 円/136 US ドル) ・ 保管場所 1 か所あたりの捜査手数料 – AED 2,550 (104,550 円/613 US ドル) 支払時にオンライン決済手数料が支払額に適用される。
押収品を保管する者	保管費用は申立人が負担する。従って、押収品は第三者の物流業者のもとに保管される。
押収品を破棄する者	破棄の費用は申立人が負担し、指定されたりサイクル業者によって破棄が行われる。
申立可能な事案のタイプ	同一の商標と紛らわしい商標のいずれについても可能。 申立書が提出されると審査委員会がその事案について決定を下し、DED が申立人に連絡して申立の受理、拒絶、その他委員会の意見を伝える。
首長国で発生したオンライン侵害に関わる申立の可否	侵害者がアジュマーン首長国に活動拠点を有している場合には可能。

シャールジャ	
当局：シャールジャ経済開発局知的財産権部 (Sharjah Department of Economic Developments – IPR Department)	
商標および商業代理店に関わる権利者は、自らの商標・商業代理店の侵害または商業詐欺に関して申立書を提出することができる。申立が受理された場合、当局による調査が行われ、料金が徴収される。必要に応じて、申立の対象となった施設の捜索が行われ、押収品報告書やネガティブ・インシデント報告書が発行される。その後、申立人は当局の商業詐欺取締・紛争解決委員会に自らの事案を付託し、同委員会による決定が示される。	
手続	申立書はポータル経由でオンライン提出される。

文書等の送付	オンラインで提出
ウェブサイト	https://eservices.sedd.ae/en/eserviceweb/general-transactions/suggestions/view.xhtml?sugPageType=2
所要期間	商業詐欺取締局の業務処理の状況によって異なる。
料金および支払方法（「AED」は「UAEディルハム」を表す記号）	商標および商業代理店の侵害 - 商標および商業代理店の侵害（調査対象施設 1 か所まで）－ AED 1,250（51,250 円/340 US ドル） - 施設 1 か所あたりの追加料金－ AED 500（20,500 円/136 US ドル）（商標および商業代理店の侵害） 商業詐欺に関する申立 - 商標 1 件（調査対象施設 1 か所まで）－ AED 2,000（82,000 円/545 US ドル） - 施設 1 か所あたりの追加料金－ AED 500（20,500 円/136 US ドル）（商業詐欺に関する申立） 支払時にオンライン決済手数料が支払額に適用される。
押収品を保管する者	一般的には、押収品は当局が指定した施設に保管される。ただし、それらの施設に空きがない場合、当局は第三者の物流業者のもとに押収品を保管するよう申立人に助言する。
押収品を破棄する者	破棄の費用は申立人が負担し、指定されたりサイクル業者によって押収品の破棄が行われる。
申立可能な事案のタイプ	同一の商標と紛らわしい商標のいずれについても可能。 申立書が提出されると審査委員会がその事案について決定を下し、DED が申立人に連絡して申立の受理、拒絶、その他委員会の意見を伝える。
首長国で発生したオンライン侵害に関わる申立の可否	侵害者がシャールジャ首長国に活動拠点を有している場合には可能。

フジャイラ	
当局：フジャイラの地方自治体	
フジャイラにおいて知財関連の事案を処理するのは、営業許可審査局の消費者保護課である。営業許可審査課の主な業務は、同首長国に投資を誘致し、国内の投資の成長を推進するような好ましいビジネス環境の創出である。それにより、投資家の要求と国内的・国際的なトレンドに合致する経済多様性が保証される。また、当局は、経済活動及び投資活動を規定する法案の策定にも貢献している。そのような法規は、同首長国における投資環境を支えるものとなる。当局はさらに、世界、地域、国内の経済動向・指標・変数の徹底した分析を行っている。当局は以下の部署から構成されている。 - 営業許可課 - 消費者保護課 - 賃貸借契約文書課	
手続	申立書は「IP Gateway」のオンラインポータル経由で提出される。
文書等の送付	オンラインで提出

手順	「IP Gateway」のポータルを通じて申立書を提出する。 - 料金の払込が済み次第、当局は事案を調査し、強制捜査の手数料を請求する。 - 強制捜査の手数料が支払われた場合、強制捜査が実施され、申立人は捜査の立ち合いを求められる。 押収品は当局の保管施設に保管され当局によって破棄される。
提出を要する文書	- 適正な領事認証または上位認証を受けた委任状。 - 商標登録証の写し。 - 真正品の写真。 - 真正品と模倣品の比較。 真正品のサンプルを当局が要求する場合がある
ウェブサイト	https://portal.fujmun.gov.ae/OnlineEservices/en/eService/ServicePages/service_information.aspx?serviceId=85
所要期間	申立書は1営業日以内に提出することを要する。承認の時期は当局の業務処理の状況によって異なる。
料金および支払方法（「AED」は「UAEディルハム」を表す記号）	オンラインによる支払 AED 500.00（20,500 円/136 US ドル） 強制捜査に関する手数料は当局によって決定される。 支払時にオンライン決済手数料が支払額に適用される。
押収品を保管する者	押収された模倣品の量によって3つのシナリオが考えられる。 - 押収品を侵害被疑者の施設において保管する。 - 押収品を自治体の管理地に移動する。 - 押収品を第三者の物流業者のもとで保管する。 ただし、以上の措置はすべて自治体の決定に従って実施される。
押収品を破棄する者	押収品の性状によって異なり、政府の費用負担において自治体が破棄する場合と、申立人の費用負担においてリサイクル業者が破棄する場合がある。
申立可能な事案のタイプ	同一の商標と紛らわしい商標のいずれについても可能。
首長国で発生したオンライン侵害に関わる申立の可否	侵害者がフジャイラ首長国に物理的に存在している場合には可能。

ラアス・アル＝ハイマ（RAK）
当局：経済開発局（Economic Development Department）
ラアス・アル＝ハイマの経済開発局は、同首長国の経済と持続可能な発展において非常に重要な役割を果たしている。当局の主要な管轄事項は、ビジネス部門の規制、支援および監視である。RAK 経済開発局の任務はビジネス・コミュニティにとって魅力ある投資環境を創造することである。この任務は、透明性と相互の尊重、高度な資格と能力を備えた自国の労働力、そして効率的なシステムと手法に基づき、連携機関と協力して経済活動を規制・支援・促進することによって遂行される。RAK 経済開発局の知的財産部は、商標侵害の申立の管理を担当している。ラアス・アル＝ハイマ首長国に経済的地歩を築くことにより、投資家は、商業詐欺、模倣、登録商標の侵害といった脅威から自らの権利を保護するため、保護を求める申立を当局に提出することができる。

手続	オンラインポータル経由で申立書を提出
文書等の送付	オンラインで提出
ウェブサイト	https://bls.rak.ae/en/QZone/online services/service description card?Serviceid=9ef5ead7-e6ca-44ca-9b23-35ae8a04af5c
所要期間	7 営業日
オンラインまたはオフラインでの料金支払	商標 1 件あたり – AED 2,020 (82,820 円/550 US ドル) 調査対象の施設の追加 1 か所ごとに – AED 300 (12,300 円/82 US ドル) 支払時にオンライン決済手数料が支払額に適用される。
押収品を保管する者	当局
押収品を破棄する者	当局
申立可能な事案のタイプ	一般論としては、同一の商標と紛らわしい商標のいずれについても可能。ただし、審査委員会は申立を受理もしくは却下する権利を有する。当局の専門知識や判断能力によっては、侵害された商標や商品に対する保護の必要性を正当に評価しえないと審査委員会が考えた場合、委員会は、申立人が今後採るべき適当な法的過程について助言することがある。
首長国で発生したオンライン侵害に関わる申立の可否	侵害者がラアス・アル＝ハイマ首長国に物理的に存在している場合には可能。
商標以外の事案に関わる申立の可否	商標事案のみ。

ウンム・アル＝カイワイン	
当局：経済開発局（DED）/地方自治体	
手続	申立書を DED に提出
所要期間	当局の業務処理の状況による
文書等の送付	オフライン
料金	AED 1,150 (47,150 円/313 US ドル)
押収品を保管する者は DED か第三者か	押収品の数量に応じて以下の 2 つのシナリオがある。 - 押収品を侵害被疑者の施設で保管する。 - 押収品を DED の管理地に移動する。
押収品を破棄する者	ウンム・アル＝カイワインの地方自治体により破棄 – 費用は申立人が負担
申立可能な事案のタイプ	同一の商標と紛らわしい商標のいずれについても可能。最終的な判断は当局に委ねられる。
首長国で発生したオンライン侵害に関わる申立の可否	オンライン侵害者がウンム・アル＝カイワイン首長国に物理的に存在している場合には可能。
商標以外の事案に関わる申立の可否	商標事案のみ。

行政訴訟に基づく救済

行政訴訟の帰結として、罰金、営業停止、模倣品の破棄といった制裁が科されることがある。たとえばドバイ経済観光局は、15,000 UAE ディルハム（615,000 円/4,084 US ドル）を上限とする罰金を定めている。

他の首長国については、罰金は当局の裁量となる。

刑事訴訟

行政訴訟に加えて、商標権者は知財/商業詐欺を担当する警察の部署に刑事訴訟を提起することができる。ただし、すべての首長国が刑事訴訟の手続を提供しているわけではない。

UAE の法は人々の権利および自由を規定し、保護しているため、模倣品取引業者たちは、こうした法の庇護を自らの有利に利用するため、部外者の立ち入りが制限される施設（集合住宅、個人の別荘等）を模倣品の製造、保管および販売に使用する傾向がある。それゆえ、これらの者に対抗しうる唯一の合法的な手段は、警察に告発状を提出し、捜査令状を取得し、強制捜査を実施して裁判に持ち込むことである。警察も、模倣品や違法な模倣品取引に関する知識やその背後関係に関する情報を持っている。各首長国の当局は独自の規則を定めており、権利者が警察に直接の届け出ることが可能な国もあれば、まず経済開発局等の行政当局への通報が要求される国もある。その場合、行政当局への通報の後で検察庁から令状が発行される。

警察による刑事訴訟の開始は、多くの場合に効果的な手段であることが証明されている。刑事訴訟の手続は逮捕状の取得から始まる。逮捕状が発行されると迅速な強制捜査が行われる。事件が裁判所の審理に付された場合、公判に要する期間は首長国によって異なるが通常は 1~2 年である。公判に続いて、裁判所の判決が言い渡される。判決を受けて行政手続が開始され、最終的には没収された模倣品が破棄される。

ドバイ警察の手続

告発の場所

権利者または同人の法定代理人は、警察宛の e メールによって告発状を送付することができる。これが、権利者（商標権者）による告発状の提出である。刑事訴訟に関係する当局は、警察の経済犯罪部（Department of Economic Crimes）である。

告発手続

告発人または法定代理人は、「CDI.Piracy@dubaipolice.gov.ae」のアドレスに宛てて告発状を送付しなければならない。陳述書は**必ずアラビア語で記載**され、証拠文書によって裏付けられていることを要する。証拠文書として求められるのは、商標登録証、商品の写真、（法定代理人を通じて告発状が提出される場合には）適正な認証を受けた委任状などである。

ここで重要な点は、侵害者のマカニ・ナンバー（makani number；ドバイで地番の代わりに各戸に割り当てられる番号。ドバイではこの番号が住所に相当する。本来の意味は「私書箱番号」）と、当該マカニ・ナンバーに該当する場所への道順を告発状に明記しなければならない、ということである。

告発状が提出されると、警察は、商標権者/法定代理人とともに強制捜査の日程を定め、必要な手配（輸送手段と人員の手配）を行う。

強制捜査の過程で、警察は模倣品を押収するとともに、模倣品の製造に使用された原材料を押収する。捜査の終了後、押収された物品は、告発人が指定し、ドバイ警察が承認した専門の倉庫会社によって輸送・保管される。

ドバイ警察は強制捜査に関する報告書を作成し、当局から連絡を受けた当事者/法定代理人は、警察署に出頭して陳述書に署名する。強制捜査報告書に当事者が署名した後、経済犯罪部の犯罪捜査課(CID)は管下の犯罪科学捜査研究所に事件を委ね、科学捜査研究所から技術報告書が発行される。CID 科学捜査研究所が報告書を発行した後、事件は所轄の警察署に移管され、事件ファイルが作成される。その後、事件は検察庁に送致され、審査の上で起訴状が発行される。その後、事件は裁判所に移管される。

被告が罪状を認めるか、裁判所が被告を有罪と認定した場合、押収された物品の破棄と罰金の支払を命じる判決が言い渡される。言渡しの後、判決は執行のために検察庁に送付され、検察庁は没収品の破棄に関する手続の実行を命じる書状を警察宛に発行する。検察官の決定に不服がある場合には上訴が可能である。

破棄処分

警察は裁判所の判決を受けて、押収品を保管している倉庫会社に委任状を交付し、廃棄物処理業者(リサイクル業者)のもとに押収品を輸送することを許可する。商標権者/法定代理人はドバイ市役所と連絡を取り、以下のポータルから押収品破棄の許可(WDS)をオンラインで取得する：
<https://hub.dm.gov.ae/link/servicedetails?servicecode=3490>¹⁸³

ここで注意すべき重要な点は、処分に利用されるリサイクル業者はドバイ市から承認されていなければならない、ということである。従って、これらの業者はドバイ市の承認業者リストの中から指定しなければならない。承認業者リストのページ：https://www.dm.gov.ae/documents/3490-infobulletin_2_2021-companiespermitted-to-collect-transport-waste-oil-in-the-emirate-of-dubai-for-the-purpose-of-recycling/¹⁸⁴承認業者紹介のサービスには料金は課されない：

ドバイ市役所の命令(WDS)が発行されると、押収品はリサイクル業者の保管場所から/当該業者によって搬出される。

ブランド権利者/法定代理人に加えて、検察官の代理人も破棄の現場に立ち会うものとする。

破棄が完了すると、リサイクル業者は押収品に関する破棄証明書を発行する。

最後の手順となるのは、ドバイ市役所による破棄証明書の発行である。ドバイ市役所は、証明書発行の要件として、破棄報告書と破棄現場の写真を要求する。破棄証明書の申請は、以下のオンラインポータルから行うことができる：<https://hub.dm.gov.ae/link/servicedetail?servicecode=3490>

¹⁸³ <https://hub.dm.gov.ae/link/servicedetails?servicecode=3490>

¹⁸⁴ <https://hub.dm.gov.ae/link/servicedetails?servicecode=3490>

Materials

Complete the form below and click "Submit". Fields marked with asterisks (*) are required. Please fill the form in English.
To track your payments and reports please [click here](#)

Request Information

Application Type*

Business

Request Type*

--Request Type--

--Request Type--

New Permit

Disposal Certificate

Company Details

License Authority*

アラブ首長国連邦においては、検察官は告発人の代理人として行為するが、告発人が裁判所に民事訴訟を提起することは可能である。ただし、ここで注意すべき重要な点を挙げれば、被告が犯した犯罪に比して量刑が不当に軽い場合や、判決がもたらす結果（押収品の返却など）が重大である場合、検察官は裁判所の判決を不服として上訴する権利を有している。裁判所が告発人に有利な判決を示さなかった場合、告発人は、当該判決に対し上訴を求める申請書を検察庁に提出することができる。

ドバイにおける刑事訴訟－料金および要件

料金	警察への告発は無料
弁護士報酬	弁護士報酬はそれぞれの事案について見積もられる。
提出を要する文書	- UAE 領事によって適正に認証された委任状。提出後に UAE 外務省による上位認証が必要。 - 商標登録証の写し。 - 押収された商品が模倣品である旨の告発人の確認書。
運送料	押収された商品は指定された倉庫に運ばれる。運送料は押収品の大きさと性状によって異なる。 運送料は毎月請求され、告発人が請求額を負担する。
破棄費用	破棄は当局の要件に従って行われる。ドバイの場合、ドバイ市役所に破棄を申請し、市役所は商品の写真と廃棄物処理業者が発行した書状を要求する。一部の商品には特別な産業廃棄物業者がある。 破棄に要する費用は告発人の負担となる。

他の首長国における刑事訴訟

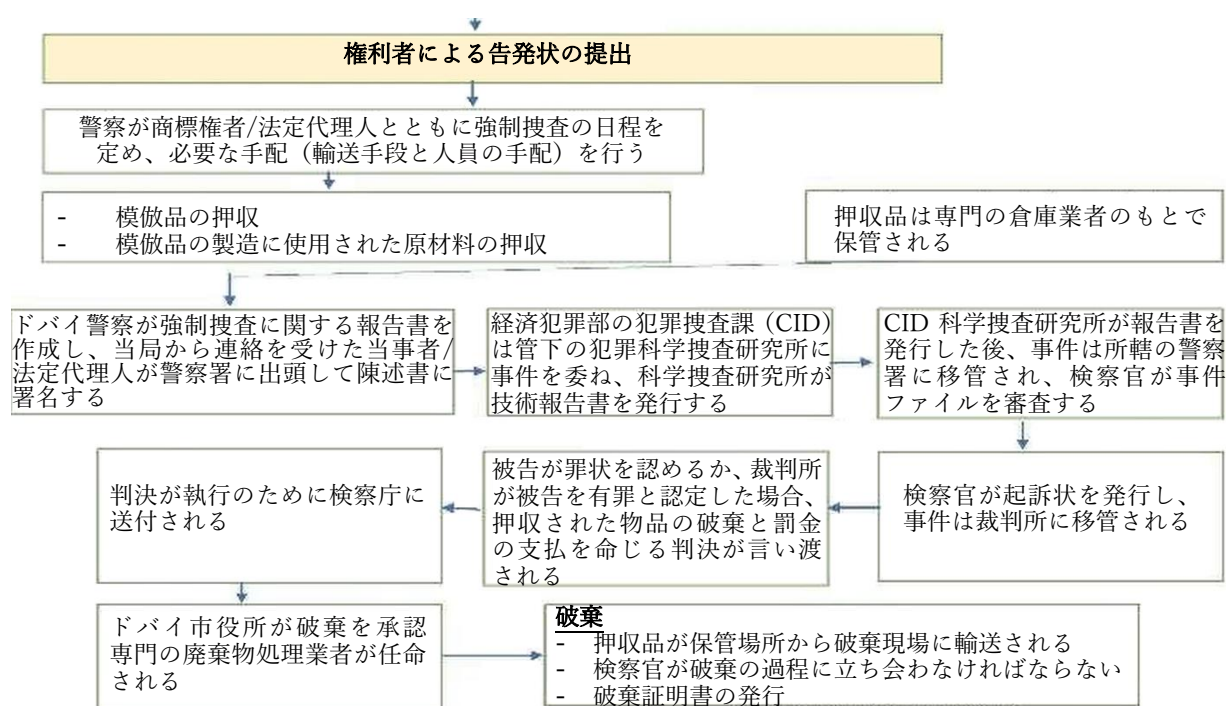
シャールジャ	
手続	告発状に真正品と模倣品の見本を添えて警察に提出。告発が受理されると事件ファイルに参照番号が付され、警察が強制捜査を実施する。その後は刑事訴訟が開始される。
文書	委任状、商標登録証の写し、真正品および模倣品の見本
所要期間	告発受理までの期間は当局の業務処理状況によって異なる
保管を行う者は当局か第三者か	第三者の物流業者

破棄を行う者は当局か第三者か	破棄処分は第三者のリサイクル業者の施設で実施される
紛らわしい商標と同一商標のいずれについても告発は可能か	可能
告発が可能なのは商標事案のみか、他の知的財産権についても可能か	商標のみ

フジャイラ	
手続	オフライン手続－告発状に真正品と模倣品の見本を添えて警察に提出。告発が受理されると事件ファイルに参照番号が付され、警察が強制捜査を実施する。その後は刑事訴訟が開始される。
文書	委任状、商標登録証の写し、真正品および模倣品の見本
所要期間	告発受理までの期間は当局の業務処理状況によって異なる。
保管を行う者は当局か第三者か	保管は告発人の費用負担において行われる。従って押収品は第三者である物流業者の施設に保管される。
破棄を行う者は当局か第三者か	破棄処分は告発人の費用負担において行われるため、処分が実施される現場は第三者のリサイクル業者の施設となる。
申立可能な事案のタイプ	同一の商標と紛らわしい商標のいずれについても可能。
告発が可能なのは商標事案のみか、他の知的財産権についても可能か	商標のみ

アブダビ	
手続	告発状に真正品と模倣品の見本を添えて警察に提出。告発が受理されると事件ファイルに参照番号が付され、警察が強制捜査を実施する。その後は刑事訴訟が開始される。
文書	委任状、商標登録証の写し、真正品および模倣品の見本
所要期間	告発受理までの期間は当局の業務処理状況によって異なる
保管を行う者は当局か第三者か	警察の保管施設
破棄を行う者は当局か第三者か	裁判所命令発行後の検察官の決定に基づいて、破棄処分が行政機関の施設において行われるか第三者リサイクル業者の施設において行われるかが決定される。
紛らわしい商標と同一商標のいずれについても告発は可能か	可能
告発が可能なのは商標事案のみか、他の知的財産権についても可能か	商標のみ

刑事訴訟のフローチャート



民事訴訟

原告は、自らの商標権を侵害した者を相手どって民事訴訟を提起し、商標法、商業詐欺取締法、民法の規定等の国内法に基づき損害賠償を請求するという選択肢もある。

手続

商標法第 48 条¹⁸⁵によれば、商標権者が本法に規定された自らの権利の侵害によって損害を被った場合、その者は民事裁判所に訴訟を提起し、一般規定に基づく損害賠償を請求する権利を有する。たとえば刑事訴訟が既に提起されている場合であっても、損害賠償請求のための民事訴訟を提起することができる。損害賠償請求の要件として、何らかの過誤があり、損害が発生し、かつ、前記の過誤と損害の間に因果関係が存在することが立証されなければならない。刑事訴訟における終局的判決は、同じ事件を審理する民事訴訟の判事にとっては証拠として役立つ。損害賠償請求に関して言えば、原告が受け取ることのできる損害賠償の金額は、発生した損害の程度や性質（物的損害か人格権の侵害か）によって異なってくる。損害の存在が立証された場合、裁判所は、権利侵害の結果として原告が被った損害を補償するに足る金額の損害賠償を認定する。

民事訴訟の場合、訴訟手続は双方の主張を示した陳述書の交換によって開始される。事案によっては、裁判官が訴訟当事者本人の出廷を求めることもある。損害の立証責任は原告が負うが、裁判所は専門家を任命して包括的な報告書の作成や証拠の収集を指示し、それらの報告書や証拠を自らの考量に利用することができる。

民事訴訟は第一審裁判所に提起されるが、第一審裁判所は首長国の裁判所であっても連邦の裁判所であってもよい。第一審の判決を不服とする当事者は、控訴裁判所への控訴を選択することができる。

¹⁸⁵ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

控訴審の判決によって争訟が解決しない場合、破棄院への上告を行うことができる。ここで指摘しておくべき重要な点は、破棄院では新たな証拠の提出は許されないということである。

裁判費用および手数料は、それぞれの事案および請求額に基づいて決定される。

要件

- 1 公証人または領事により適正に認証された委任状。委任状の原本が提出された時点で上位認証が行われる。
- 2 有効な商標登録証の写し。
- 3 真正品と模倣品のサンプルの画像。
- 4 証拠文書の提出：損失の証拠、使用の証拠、インボイス等。
- 5 所定の手数料の支払。

権利の侵害に基づく予防的措置－商標法第 47 条¹⁸⁶

1. 本法の規定に基づき定められた権利のいずれかが侵害された場合、または差し迫った侵害を回避するために、権利者は、申請に基づき、紛争の発生地に対し管轄権を有する民事裁判所の略式裁判担当判事から命令を取得し、一ないし複数の適切な予防的措置をとることができる。前記の予防的措置には以下のような措置が含まれる。
 - a. 侵害、侵害の対象となった商品、侵害に使用された可能性がある原材料・工具・設備に関する詳細な説明書を作成する。
 - b. 前項に示した原材料・工具・設備ならびに侵害により得られた利得を差し押さえる。
 - c. 侵害の対象となった商品が流通チャネルに進入するのを防ぎ、その輸出（輸入された商品の通関直後の輸出を含む）を阻止する。
 - d. 侵害の対象に関する証拠を保全する。
2. 略式裁判担当判事は申請人に対し、権利が侵害されたこと又は侵害が差し迫っていることを示す証拠が申請人の占有下にある場合には当該証拠を提出するとともに、暫定的措置の実施と問題の商品の特定に十分な情報を提供するように指示することができる。
3. 略式裁判担当判事は、自らが妥当と見なす例外的な事情がない限り、申請書が提出された日から 10 日以内に当該申請に関する決定を下すものとする。
4. 命令発行の遅延が原告に回復不能の損害を生じさせる可能性が高い場合、または証拠の逸失もしくは破壊の恐れがある場合、略式裁判担当判事は必要に応じて、申請人の要請に基づき相手方を召喚することなく命令を発行することができる。この場合、命令発行後ただちに、命令の発行が相手方に遅滞なく通知されるものとする。必要に応じて、この通知は命令書作成の直後に交付することもできる。
5. 略式裁判所の裁判官が、相手方を召喚することなく暫定的措置の実施を命じた場合、被告は、その通知を受領した後、命令を発した裁判所の裁判長に対し、通知を受けた日から 15 日以内に、当該命令に対する不服を申し立てることができるものとし、この場合、当該裁判所の裁判長は、当該命令を確認し、変更し、又は取り消すことができる。

¹⁸⁶ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

6. 略式裁判所の裁判官は、権利の濫用から被告を保護するのに十分な適切な金銭保証または銀行保証を提供するよう、申立人に指示することができる。また、保証または銀行保証の金額は、妥当かつ適切でなければならない。
7. 権利者は、暫定的措置の発令の日から 20 日以内、または本条第 5 項に規定された不服申立ての却下の通知を受けた日から 20 日以内に、紛争の原因に関して訴訟を提起することができる。

さまざまな法に基づく救済

商標法（2021 年連邦法第 36 号－第 8 条） ¹⁸⁷
第 49 条 より厳しい刑罰が他の法に規定されている場合にはその適用に抵触しない限り、以下の行為をなした者に対しては、禁固刑および UAE ディルハムで 10 万ディルハム（4,100,000 円/27,229 US ドル）以上 100 万ディルハム（41,000,000 円/272,294 US ドル）以下の罰金刑、または前記の 2 つの刑罰の一方を科すものとする。 1. 公衆に混同を生じさせるような方法により、本法の規定に従って登録された商標または商標登録証を偽造した者。偽造された商標が、本来の商標により識別される商品もしくはサービス、またはそれらに類似した商品もしくはサービスの識別に使用されるか否かは問わない。 2. 偽造もしくは模倣された商標を営利目的で故意に使用した者。 3. 他人が所有する商標を悪意で自らの商品に表示し、または自らが提供するサービスに関して使用した者。 4. 登録商標または周知商標の偽造または模倣に使用する意図で行われる工作設備または原材料の占有。 5. 偽造もしくは模倣された商標を表示した商品の故意による輸出入。
第 50 条 より厳しい刑罰が他の法に規定されている場合にはその適用に抵触しない限り、以下の行為をなした者に対しては、禁固刑および UAE ディルハムで 5 万ディルハム（2,050,000 円/13,615 US ドル）以上 20 万ディルハム（8,400,000 円/54,459 US ドル）以下の罰金刑、または前記の 2 つの刑罰の一方を科すものとする。 1. 故意により、偽造もしくは模倣された商標または違法に表示もしくは使用された商標が表示された商品の販売、販売申し出もしくは流通を行い、または販売を意図して前記商品を占有し、または前記商標が使用されたサービスを提供する行為。 2. 本法第 3 条に規定された状況において、自らの営業用の書類もしくは文書、商品もしくはサービスに未登録の商標を違法に使用し、それによって当該商標が登録されていると信じ込ませる行為。
第 51 条 累犯の場合、本法第 49 条および 50 条に定める行為を実行した者については、その犯罪について定められた最高刑の 2 倍を超えない範囲で刑罰が加重されるものとする。裁判所は、犯罪に使用された製造施設の閉鎖や、工作設備、機械および原材料の没収を命じることができる

¹⁸⁷ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

第 52 条

裁判所は、有罪宣告を受けた者の費用負担において、有罪の判決を公表することができる。

商業詐欺の取締に関する 2016 年連邦法第 19 号¹⁸⁸

第 12 条

商業詐欺犯罪を実行した者に対しては、2 年以下の禁固刑および UAE ディルハムで 5 万ディルハム（2,050,000 円/13,615 US ドル）以上 25 万ディルハム（12,250,000 円/68,074 US ドル）以下の罰金刑、または前記の 2 つの刑罰の一方を科すものとする。

第 13 条

商業詐欺犯罪を企てた者に対しては、1 年以下の禁固刑および UAE ディルハムで 1 万ディルハム（410,000 円/2,740 US ドル）以上 10 万ディルハム（4,100,000 円/27,229 US ドル）以下の罰金刑、または前記の 2 つの刑罰の一方を科すものとする。

第 4 条

商人は以下の規定を順守する義務を負うものとする。

1. 当局の要請に応じて、義務として作成される商業帳簿またはこれに類する文書（自らが所有もしくは専有している商品およびその価額を含む正確な商取引の明細を記載したもの）ならびに証拠書類及びインボイスを管轄当局に提出すること。
2. 首長国の適用法規に従い、商品の成分及びその使用・点検修理・保管の方法を示した説明書を商品に付すこと。この説明書は最終的にラベルに表示されるか、筆記・印刷・ペイント・彫り込み等の形で商品に表示される。
3. 提供されたサービスの詳細及び当該サービスに関わる情報を決定づける証拠を管轄当局に提出すること。

5.2.6 模倣品対策

概説

UAE の法制度に従い、UAE の関税当局は連邦関税庁および地域/首長国の関税局となる。連邦関税庁（Federal Customs Authority；略称 FCA）は統一的な機関である。FCA は、UAE において関税関連の事項を所管する当局である。関税庁は、関税政策の策定、税関組織に関する連邦統一法の法案作成、関税逃れの不法取引・密輸・詐欺の防止といった事項について責任を負う。関税庁はさらに、前記の統一法が同法および適用法規ならびに判例に従って各首長国の管轄当局により施行されることを保証する。189他方、首長国の関税局は行政に関わる業務を遂行し、連邦関税法（Federal Customs Act）190に従って首長国の関税規則をまとめる。アラブ首長国連邦（UAE）の関税当局は各首長国の管轄権に服している。ただし、手続の統一性を高めるため、商標の税関登録や侵害の申立に関する手続は、2019 年以来すべての首長国で標準化されている。現在では 7 つの首長国すべてが、関税局内で知的財産権を担当する専門の部局を通じて、商標の税関登録を受け付けている。だが、水際の執行措置のレベルには首長国間で差があることに注意することが重要である。

¹⁸⁸ https://www.moec.gov.ae/en/federal-law-no-19-of-2016-on-combating-commercial-fraud?p1back_url=%2Fen%2Fsearch-results%3Fq%3DOpen%2520Data%26start%3D8

¹⁸⁹ <https://uaecustoms.ae/AboutFCA.aspx>

¹⁹⁰ <https://uaecustoms.ae/UAECustoms.aspx>

税関登録の手続

税関登録は商品に使用される商標のみに適用される制度で、サービスに関わる商標には適用されない。税関登録は、個々の首長国において、それぞれの当局に個別に申請される。申請人は、税関登録を行う首長国を自由に選ぶことができる。

フジャイラとウム・アル＝カイワインを除くすべての首長国の税関が、オンラインの商標登録サービスを提供している。例外となる 2 つの首長国では、紙媒体による申請書の提出によって登録が完了する。これら 2 つの国の当局は紙媒体による登録証を発行しているが、他の首長国はデジタル登録証を選択している。

差止申立

知的財産権者が侵害の疑いのある出荷について完全な情報を有している場合、関係当局に差止申立書を提出することができる。その場合、申立人は保証金（以下の表を参照）の支払を求められる。問題の製品が真正品であって模倣品ではないと認定された場合、支払われた保証金は返却されない。

ここで注目に値するのは、特定の首長国（ドバイ、アブダビなど）の関税局は疑わしい荷に関する情報を積極的に提供しているということである。ただし、こうした積極的な通報は、税関に登録されている商標にしか適用されない。状況によっては、たとえ商標が登録されていなくても、当局は周知商標の正当な権利者または同人の法定代理人に情報を通知することがある。だが、申立書を提出するためには、商標が事前に税関に登録されていなければならない。当局からの通報を受けて差止申立書が提出される場合、その申立書は通報から 72 時間以内に提出されなければならない。申立書が期限内に提出されない場合、問題の荷の通関が認められることになる。

模倣品を保管する義務は、関係当局から別段の指示がない限り、関税局が負うことになる。ほとんどの首長国の法域では、専門の業者が模倣品の破棄を委託されている。ドバイとアブダビの税関に申立書が提出された場合、破棄処分を行う業者が発行した念書が要求される。模倣品の処分の決定に関して、関税局は裁量権を留保する。ドバイの場合、衣料品は破棄されず、商標を除去した上で慈善事業に寄付される。これに対し、靴は破棄処分の対象となる。押収品は専門のリサイクル業者によって破棄される。

アラブ首長国連邦の港では非常に活発な活動が展開されており、輸出入される荷の量も膨大であるため、税関職員がすべてのコンテナを確認することは不可能であり、税関での手続ではその点を考慮することが重要である。模倣品取引業者は、ラベルが付されていない商品を輸入して自前の施設でラベルの貼付を行うことで、自分たちが違法な製品を輸入していることを隠そうとするからである。しかも、彼らは同じコンテナの中に多種多様な品を詰め込むことができるため、税関職員にとっては確認のプロセスが面倒なものになる。さらに、コンテナの中身をごまかすために詐欺的な梱包テクニックが用いられている。

権利者の商標を表示された模倣品や侵害品の輸出入を防ぐためには、UAE の関税局に自身の商標を登録することが望ましい。

税関への商標登録

税関登録のプロセス

アブダビ
商標 商標権者または同人の法定代理人による税関での水際対策を目的として、登録申請人/法定代理人は、税関の電子システムに商標を登録することができる。¹⁹¹ https://www.tamm.abudhabi/en/file-events/business/industrial-commercial-trade-import-export/RequestforTrademarkRegistration
- 申請書はオンラインで提出：https://www.tamm.abudhabi/en/life-events/business/industrial-commercial-trade-import-export/RequestforTrademarkRegistration - 手続を進めるにはアカウントが必要。 - 申請書が提出されると、税関がそれを確認する。申請が承認された場合、登録手数料の請求書が申請人に送付される。 - 支払はオンラインで行う。 - 料金の決済が済むと、証明書が e メールにより申請人に送付される。 - 紙媒体の証明書が発行されることはない。 - 税関登録は、商標登録の有効期間を通じて有効である。 - 商標登録が更新された場合、新たに税関登録申請書を提出しなければならない。
要件 - 出願人が UAE の居住者ではなく、国内の代理人を通じて申請書を提出する場合、適正な領事認証を受けた委任状。 - 商標登録証の写し。 - 申請人/法定代理人の法人証明書。 - 申請書 (Company Letter) – 税関登録を求める旨がアラビア語で書かれた申請書。書式の指定は特にないが、申請人の名称、商標ロゴ、登録番号および登録の有効期間が申請書に記載されていなければならない。申請書が法定代理人を通じて提出される場合、代理人が申請書を作成する。
料金 AED 203.00 (8,323.00 円/55 US ドル)

¹⁹¹ <https://www.tamm.abudhabi/en/life-events/business/industrial-commercial-trade/importexport/RequestforTrademarkRegistration>


[My TAMM](#)
[Services](#)
[Government Entities](#)
[Support](#)

[Upload Documents](#)
[Application Summary](#)
[Application Status](#)

☐ Exist
 ☒ New

Brand Owner Name (English)

Brand Owner Name (Arabic)

Brand Name

Brand Certificate Number

Product Type

Class

Date of Issuance

Date of Expiry

Date of Issuance

Date of Expiry

Brand

Brand Description


[My TAMM](#)
[Services](#)
[Government Entities](#)
[Support](#)

[Upload Documents](#)
[Application Summary](#)
[Application Status](#)

Upload Documents

Please upload the necessary documents below.

Trade Licence

Power of Attorney

Official Letter

Certificate of Ministry of Economy

Tamm uses cookies to make the site simpler. Find out more about cookies.
 [Accept](#)

ドバイ https://www.dubaitrade.ae/en/dc-record-trademark-new-request
商標 申請書はオンラインで提出：https://www.dubaitrade.ae/en/dc-record-trademark-new-request 申請を進めるにはアカウントが必要。 申請書が提出されると、税関がそれを確認する。申請が承認された場合、登録手数料の請求書が申請人に送付される。 支払はオンラインで行う。 料金の決済が済むと、証明書が e メールにより申請人に送付される。

紙媒体の証明書が発行されることはない。

税関登録は、商標登録の有効期間を通じて有効である。

商標登録が更新された場合、新たに税関登録申請書を提出しなければならない。

要件

1. 出願人が UAE の居住者ではなく、国内の代理人を通じて申請書を提出する場合、適正な領事認証を受けた委任状。
2. 商標登録証の写し。
3. 提供可能な場合には、模倣品を検出する手法の概要説明。

料金

AED 220.00 (9,020.00 円/60 US ドル)

Home / Service Center / Dubai Customs / Request Trade Mark Recording

Service Name * Record Trade Mark

Service Description This service allows clients to record Trade mark and Copy Right which are pre-recorded in the Ministry of Economy and

Requirements 1. A valid copy of the trademark registration certificate issued by the Ministry of Economy
2. A duly authenticated and translated copy of the Power of

Contact Person *

Phone Enter Phone No. in 00971-X-XXXXXXX format

Fax Enter Fax No. in 00971-X-XXXXXXX format

Description *

Charges 200.0

Name *

Company *

Email * Verify

Not Verified

Mobile * Enter Mobile No. in 00971-XX-XXXXXXX format

Subject *

Verification Code * dpde

Attachments

Choose file No file chosen

Choose file No file chosen

シャールジャ¹⁹²

税関での水際対策と登録商標の侵害の申立を目的として、サービス利用者（権利者）が既に経済省に登録されている商標および委任状（商業代理店の）に登録することを可能にするサービス。¹⁹³

<https://www.sharjahcustoms.gov.ae/en/trademarkregistration>

商標

申請書はオンラインで提出：

https://eportal.sharjahcustoms.gov.ae/sspc/Agent/Agent_IP_Trademark.aspx?RefCode=TMR345&VMode=E

手続を進めるにはアカウントが必要。

申請書が提出されると、税関がそれを確認する。申請が承認された場合、オンライン決済が利用できる。

支払はオンラインで行う。

支払の処理が済むと、「report button」をクリックして登録証明書をダウンロードすることが可能になる。

紙媒体の証明書が発行されることはない。

税関登録は、商標登録の有効期間を通じて有効である。

商標登録が更新された場合、新たに税関登録申請書を提出しなければならない。

要件

1. 出願人が UAE の居住者ではなく、国内の代理人を通じて申請書を提出する場合、適正な領事認証を受けた委任状。
2. 商標登録証の写し。
3. 申請人/法定代理人の身分証明書の写し。

料金

AED 223.00 (9,143.00 円/61 US ドル)

¹⁹² <https://www.sharjahcustoms.gov.ae/en/trademarkregistrationform>

¹⁹³ <https://www.sharjahcustoms.gov.ae/en/trademarkregistrationform>



Sharjah Ports, Customs and Free Zones Authority

Login : BAHANAT IP Intellectual Property
 User Type : IP_HELP
 29 February 2024

» Home
 » Notifications (0)
 » Intellectual Properties
 » Agency Registration
 » Trade Mark Recording
 » Trade Mark Complaint
 » Representative Details
 ▼ Miscellaneous
 ▼ Settings
 » Logout

Trade Mark - Add

✓

New Trademark

Owner Details
 Owner Name *
 Email *
 Telephone No. *

Contact Person *
 Mobile No. *
 Fax

Trademark
 Description *

Type of Product *
 Certificate No *
 Expiry Date *

Category *
 Trade Mark Name *
 Upload Logo * No file chosen

Type of Product *
 Certificate No *
 Expiry Date *

Category *
 Trade Mark Name *
 Upload Logo * No file chosen

Charges Details

Description	Account No	Amount	
Trademark Registration Fees	4101022	200	☒

Attachments (require all documents for approval)

Document	Document
Certificate Of Ministry Of Economy *	Upload
Legalised and translated Power Of Attorney *	Upload
ID copy of the trademark owner or his/her legal representative *	Upload

☐ Submit for Approval

* Mandatory Fields

アジュマーン¹⁹⁴

知的財産権の保護を目的とする、商標および商業代理店に関わる権利の港湾関税局（Port and Custom Department）への登録。

<https://www.ajmanport.gov.ae/Serviceitem?ID=31>

商標

- 申請書はオンラインで提出：<https://www.apcd.gov.ae/IPR/TradeMarkRegistration>
- 手続を進めるにはアカウントが必要。
- 申請書が提出されると、支払の処理が行われることになる。
- 支払はオンラインで行う。
- 支払の処理が済むと、税関による申請書の確認が行われ、登録証明書が e メールにより申請人に送付される。
- 紙媒体の証明書が発行されることはない。
- 税関登録は、商標登録の有効期間を通じて有効である。

商標登録が更新された場合、新たに税関登録申請書を提出しなければならない。

¹⁹⁴ <https://www.ajmanport.gov.ae/Serviceitem?ID=31>

要件

1. 出願人が UAE の居住者ではなく、国内の代理人を通じて申請書を提出する場合、適正な領事認証を受けた委任状。
2. 商標登録証の写し。
3. 商標ロゴの JPG フォーマット
4. 申請人/法定代理人の身分証明書の写し。

料金

AED 205.00 (8,405.00 円/56 US ドル)

Intellectual property Services ▾Customer Registration Services ▾Check Request Status  Arabic

TradeMark Registration

Registration Details

Name *	Name	Email *	Email
Name is required!			
Telephone Number *	Telephone Number	Fax *	Fax
Address *	Address	TradeMark Registration Number *	TradeMark Registration Number
Type of products *	Type of products	Class *	Class

Type of products *

Class *

TradeMark Description *

Date of issue *



Expire Date *



Owner Details			
Owner Name *	Owner Name	Owner Email *	Owner Email
Owner Telephone Number *	Owner Telephone Number	Owner Fax *	Owner Fax
Owner Address *	Owner Address		

Attachments			
TradeMark License *	Select files...	TradeMark Logo *	Select files...
Legal Agency Certified *	Select files...	TradeMark Details and features *	Select files...

Fees			
Select files...			

ラアス・アル=ハイマ (RAK) ¹⁹⁵

サプライヤーの商標を特定し、他の類似商標から識別するとともに商標の出所を明示するために商取引において使用されているか使用を意図されている商標（文言、名称、シンボルの図案または以上の組合せ）登録することを可能にするサービス。

このサービスは、必要な手続が完了し、既に UAE 経済省に登録されている知的財産権を収録した税関のデータベースの保守と更新を可能にするものでもある。

このサービスの利用を申請するためには、利用者は「税関による保護を目的とする商標登録申請書」に必要事項をすべて記入して、登録手数料を事前に支払った上で¹⁹⁶RAK 税関の知的財産権保護課に提出しなければならない。

<https://www.rak.ae/wps/portal/rak/e-services/govt/customs-department/trademark-registration>

¹⁹⁵ <https://www.sharjahcustoms.gov.ae/en/trademarkregistrationform>

¹⁹⁶ <https://www.rak.ae/wps/portal/rak/e-services/govt/customs-department/trademark-registration>

商標
- 申請書はオンラインで提出： - https://www.rak.ae./wps/portal/rak/e-services/govt/customs-department/trademark-registration/TR - 手続を進めるにはアカウントが必要。 - 輸入者コードその他の必要な欄に記入した上で申請書のフォームを提出する。申請人は、画像や文書などの添付書類をアップロードすることにより、自らの申請を裏付けることができる。申請人が輸入者コードシステムを使用していない場合、輸入者コードの発行を求める申請書が折り返し申請人に送付される。 - フォームを提出すると、当該申請の参照番号を記載した SMS/メール確認が申請人宛に送信される。また、「マイ・リクエスト」のページを開いて自分の申請の処理状況を知ることができる。 - 申請書が提出されると、税関がそれを確認する。申請が承認された場合、税関は、当局のハピネス・センターに出向いて手数料を直接支払うよう要請する。 - 手数料は、ラアス・アル=ハイマに所在する関税局のハピネス・センターに直接（オフラインで）支払われる。申請人/法定代理人は RAK まで出張して支払に立ち会わなければならない。 - 支払の処理が済むと、受領証がシステムにアップロードされる。登録証は e メールによって申請人に送付される。 - 紙媒体の証明書が発行されることはない。 - 税関登録は、商標登録の有効期間を通じて有効である。 - 商標登録が更新された場合、新たに税関登録申請書を提出しなければならない。
要件 1. 出願人が UAE の居住者ではなく、国内の代理人を通じて申請書を提出する場合、適正な領事認証を受けた委任状。 2. 商標登録証の写し。 3. 申請人/法定代理人の身分証明書の写し。 4. 申請人/法定代理人の法人証明書。 5. 商標ロゴ。 6. 申請書（Company Letter）－税関登録を求める旨がアラビア語で書かれた申請書。書式の指定は特にないが、申請人の名称、商標ロゴ、登録番号および登録の有効期間が申請書に記載されていなければならない。申請書が法定代理人を通じて提出される場合、代理人が申請書を作成する。
料金 AED 200.00（8,200.00 円/54 US ドル）

Home About RAK **Services Guide** Government Entities About RAK eGov Media Center Legislative Committee General Services

Applicant Emirates ID *

Trademark Details

Trademark Owner *

Trademark Description *

Phone No. *

Fax

Email *

Country of Origin *

Category *

Trademark Registration Certificate

Trademark Registration Certificate No. *

Date of Issue *

Date of Expiry *

Attachments

Applicant ID *

Certificate of the Ministry of Economy *

Company License *

Trademark image *

Company Letter

The legal agency for the authorization of the mother company

Other Attachments

Attachment *

Choose file No file chosen

Notes

ADD ATTACHMENT

フジライラ

商標

現在、サービスはオフラインで提供されている。申請人は税関の施設内に設置された知的財産部に文書を直接提出しなければならない。

<https://fujcustoms.gov.ae/en/contactus.aspx>

- 申請書はオフラインで提出。
- 申請人は、カスタマーサービス部に文書を提出しなければならない。
- 料金がセンターにおいて直接支払われると、税関のレターヘッドを表示した用箋に当局の署名のある書面（紙媒体）が交付される。

要件 -出願人が UAE の居住者ではなく、国内の代理人を通じて申請書を提出する場合、適正な領事認証を受けた委任状。 -商標登録証の写し。 -申請人/法定代理人の身分証明書の写し。
料金 AED 205.00 (8,405.00 円/56 US ドル)
注記：フジャイラ税関は、商標と商業代理店契約の両方につきオンラインによる登録サービスを間もなく開始する予定である。さらに、当局は全サービスのデジタル化に向けて投資を行っている。

ウナム・アル=カイワイン
商標 現在、サービスはオフラインで提供されている。申請人は税関の施設内に設置された知的財産部に文書を直接提出しなければならない。 https://uaqport.uaq.ae/en/contactUs.html
- 申請書はオフラインで提出。 - 申請人は、カスタマーサービス部に文書を提出しなければならない。 - 料金がセンターにおいて直接支払われると、税関のレターヘッドを表示した用箋に当局の署名のある書面（紙媒体）が交付される。
要件 -出願人が UAE の居住者ではなく、国内の代理人を通じて申請書を提出する場合、適正な領事認証を受けた委任状。 -商標登録証の写し。 -申請人/法定代理人の身分証明書の写し。 -申請書（Company Letter）－税関登録を求める旨がアラビア語で書かれた申請書。書式の指定は特にないが、申請人の名称、商標ロゴ、登録番号および登録の有効期間が申請書に記載されていなければならない。申請書が法定代理人を通じて提出される場合、代理人が申請書を作成する。
料金 AED 200.00 (8,200.00 円/54 US ドル)

差止申立書の提出（各首長国に提出される）

申請人が税関への商標登録を済ませた後で侵害が疑われる貨物が見つかった場合、当局は権利者に通知することになる。税関職員のチェックはランダムに行われる、という点は強調しておくべきであろう。これはひとえに大量の貨物が UAE に出入りしているため、すべての荷をチェックすることが不可能だからである。侵害が疑われる貨物について申請人が詳細な情報を持っている場合、申請人は差止申立を行うこともできる。差止申立書が提出されると、当局は、問題の商品の通関差止と押収に関して申請人/法定代理人と調整を行う。この手続に適用される料金は以下のようになっている。

税関への差止申立 （各首長国に提出）	公定料金 （UAE ディルハム）	公定料金 （日本円）	公定料金 （US ドル）
申立書の提出	2,000.00	82,000.00	544.00

供託金－虚偽の申立の場合には返還されない (申立人が申立書を提出した場合のみ適用) ランダムな押収に基づいて税関が通知した場合は適用されない。	5,000.00	205,000.00	1,361.00
緊急案件に関する追加料金	500.00	20,500.00	136.00
週末および公休日に提出された案件	1,000.00	41,000.00	272.00
保管手数料－保管につき料金が発生する場合	実費		
破棄手数料	実費		
公定料金にはオンラインサービスに関する追加料金（額は首長国ごとに異なる）が加算される。			

UAE の税関登録申請書および差止申立書は各首長国について別々に提出しなければならない。ゆえに、適用される料金も首長国によって異なる。強調しておくべき点として、各首長国の税関当局には横のつながりはないため、各首長国は申立や登録を個別に処理しているという事情がある。登録証明書も個々の首長国によって発行される。

ウンム・アル＝カイワインとフジャイラを除く首長国では、税関への商標登録申請および差止申立はすべて税関のポータルを通じてオンラインで行われる。前記の 2 つの首長国では登録手続はオフラインで行われるため、当局に直接文書を提出しなければならない。

首長国	登録手続	申立手続	ウェブサイト
アブダビ	オンライン	オンライン	https://www.tamm.abudhabi/en/life-events/business/industrialcommercial-trade/importexport/RequestforNotificationofInfringementofaTrademarkIntellectualProperty アカウントの作成を要する。
ドバイ	オンライン	オンライン	https://www.dubaitrade.ae/en/submit-intellectual-property-new
シャールジャ	オンライン	オンライン	https://eportal.sharjahcustoms.gov.ae/sspc/ アカウントの作成を要する。
アジュマーン	オンライン	オンライン	https://www.ajmanport.gov.ae/Serviceitem?ID=30 アカウントの作成を要する。
RAK	登録はオンライン 料金支払は税関当局で直接払い	オフライン カスタマーセンターで手続	https://www.rak.ae/wps/portal/rak/e-services/govt/customsdepartment アカウントの作成を要する。
フジャイラ	オフライン	オフライン	https://fujcustoms.gov.ae/en/intellectual-property/request.aspx
ウンム・アル＝カイワイン	オフライン	オフライン	-

国内申請人/申立人の場合、ほとんどのオンラインサービス（特にアブダビと RAK のオンラインサービス）へのログインには UAE パスが必要になる。

税関による押収品の破棄

各首長国の税関は、UAE の「サステナビリティ・ビジョン」に従おうとする。それゆえ、首長国の関税局は押収した侵害品を環境にやさしい方法で破棄している。そのため、関税局は専門のリサイクル業者を利用して押収品を破棄する傾向がある。たとえば、ドバイ税関は 2022 年に 173,000 点の模倣品を対象として 93 回を超えるリサイクル作業を行っている。¹⁹⁷アブダビの税関も同様に、UAE のサステナビリティ・プログラムに従い、破棄された物品のリサイクルを実施している。2023 年第 2 四半期には、知的財産および文学的著作権を侵害したとしてアブダビで押収された模倣品 6,665 点が処分され、リサイクルされている。これらの模倣品は価格にして 1,000 万ディルハム（410,000,000 円 / 2,722,941 US ドル）に相当し、30 を超える世界的な商標に関わっている。¹⁹⁸

5.2.7 効果的な手段および推奨される手段（比較表付き）

以上、模倣品対策として採りうる手段をすべて列挙してみた。どの手段が効果的かは、侵害が発生した場所と知的財産権の種類によって違ってくる。

産業財産権（特許・実用新案・意匠）の場合、行政訴訟は利用できないため、効果的な手段は裁判所での訴訟となる。従って、権利を執行するためには裁判所に訴訟を提起すべきであり、裁判所の中でも推奨されるのは連邦裁判所である。連邦裁判所はすべての首長国に対し管轄権を有するからである。

商標侵害の場合、時間と費用を考え併せて効果的な手段は行政訴訟である。行政訴訟は、さまざまな共和国の経済開発局（Economic Development Department）で行われる。ここで強調しておくべきは、行政訴訟が有効なのは、侵害の発生場所が誰でも立ち入り可能な店舗や施設の内部である場合に限られるという点である。集合住宅など部外者が立ち入れない場所に侵害品が保管されている場合（侵害者はそのような方法で自らの犯罪を隠蔽しようとする場合が多い）、刑事訴訟が必要になる。経済開発局は、アパートの一室や個人の別荘の強制捜査を行う権限を持たないからである。

これに対し、侵害の発生した場所がショッピングモールである場合、権利者は経済開発局に通報すべきである。ショッピングモールは経済開発局の権限の及ぶ範囲にあるため、そのような場合には刑事訴訟はさほど有効ではない。

強調すべき点はもう一つある。水際対策として税関への登録は重要だということである。権利者の予算に限りがある場合、UAE の玄関口となる主要な港---すなわちドバイとアブダビの港湾・空港---の税関登録だけでも確保しておくことが望ましい。

損害が発生し、損害賠償を求めようとする場合には、民事訴訟が推奨される。商号 vs. 商標など知的財産どうしの対立が存在する場合にも、民事訴訟が推奨される。

いずれのタイプの訴訟にしても、手続の開始に先立って当該の事案を分析することが重要である。

¹⁹⁷ <https://gulfbusiness.com/dubai-customs-processes-25-7-million-transactions-in-2022/>

¹⁹⁸ <https://www.adcustoms.gov.ae/Media-Centre/News/Abu-Dhabi-Customs-recycles-counterfeit-goods-worth-AED-10-million-in-the-Second-Half-of-2023>

首長国	刑事訴訟 －警察	行政訴訟 －経済開発局	民事訴訟	税関登録	税関への差止 申立
アブダビ	☒	☒	☒	☒	☒
ドバイ	☒	☒	☒	☒	☒
シャールジャ	☒	☒	☒	☒	☒
アジュマーン	☒	☒	☒	☒	☒
RAK	☒	☒	☒	☒	☒
ウンム・アル＝ カイワイン	☒	☒	☒	☒	☒
フジャイラ	☒	☒	☒	☒	☒

5.2.8 企業の知財戦略

知的財産は、事業を維持する上で柱となるものである。企業が自社の戦略や目標を考える際には、知的財産を考慮すべきである。知的財産権の取得を怠り、権利保護を確保しないことによって、自社の事業に悪影響が及ぶことがある。権利者は、適切な知的財産戦略を策定すべきである。企業経営者のための知的財産戦略をいくつか以下に示す。

a) 権利の登録

UAE は、行政、民事、刑事といった異なるルートを通じて知的財産権を執行するための措置を数多く発展させてきた。だが、行政訴訟と民事訴訟を利用するためには、執行すべき権利が経済省に登録されていないなければならない。権利の登録を怠り、経済省が発行する適切な権原を保持していないと、費用と時間の割に効果が高い執行手段である行政訴訟や刑事訴訟の利用が認められないことになる。さらに、税関の水際対策を享受するためには商標登録は必須である。税関は未登録商標に関する申立を受理しないからだ。ゆえに、UAE の領内において権利を登録することが、権利保護に必要な最初のステップとなる。

b) 知財ポートフォリオ管理

UAE において自らの権利を維持することも、権利者が知っておくべき重要な手段である。更新されていない権原（特許、意匠、実用新案、商標）は、その権原が有効であった場合に享受しうる権利をものでは享受しない、と UAE の当局は考えるはずだからだ。

譲渡、合併、担保権設定など登録簿への記載を要する事項は、経済省商標局に適正に登録されていないなければならない。登録がない場合、それらは第三者に対する対抗力を持たない。

c) 適切な権利の特定

企業経営者は権利の権原を確保しなければならない。たとえば、技術ベースの製品の場合、その技術を保護するための特許登録、技術の名称の商標登録など、必要な登録を確保すべきである。また、営業秘密など登録対象外の権利については、それを保護するための適切な枠組みを設定すべきである。登録すべき権利と登録しえない権利のいずれかを軽視すれば、自社の競争相手である侵害者に付け入る隙を与えることになる。

d) 秘密保持契約

知的財産関連の法は職務著作（著作権および著作隣接権に関する 2021 年連邦法第 38 号第 28 条）、業務委託（産業財産権の規制と保護に関する 2021 年連邦法第 11 号第 10 条）を規定しているが¹⁹⁹、それでもなお、秘密情報や営業秘密を保護する手段として、自社のすべての従業員および顧問と秘密保持契約を取り交わすようにすることが大切である。

さらに、メーカーなどの第三者と取引を行う際にも秘密保持契約は重要である。

e) 取引契約

企業がサプライヤーや販売店を指名する場合、自社の主たる所有者の名の下に権利を登録することは必須である。サプライヤー/販売店による権利侵害を避けるためだ。権利を生み出した企業がその権利に対する所有権を常に保持するため、契約書の中には知的財産に関する十分に詳細な規定を盛り込む必要がある。

f) 先行する権利の調査

UAE で営業を開始する前であっても、先行する権利の調査を実施することは重要である。商標の登録簿と商号の登録簿はリンクしていないため、調査は両方の登録簿について実施すべきである。商標の登録簿に登録された文言と同じ文言が商号として別の登録簿に登録され、結果的に二重登録が生じたことによって侵害が発生するのを避けるためである。産業財産権の場合、この調査は困難なものとなるだろう。当局のデータベースには、権利化された産業財産（特許、実用新案、意匠）のタイトル（名称）しか収録されていないからである。商標調査は、経済省商標局のオンラインサービスを通じて実施することができる。

g) 市場モニタリング

企業は、自社の権利の潜在的な侵害を発見するために市場を監視すべきである。市場モニタリングはオンラインとオフラインの両方で実施しなければならない。オンライン・モニタリングを専門とする業者が存在するが、こうした業者を利用するのも有効かもしれない。さらに効果的なアプローチは、市場のモニタリングと今後登録される可能性のある権利のモニタリングの両方を実施することであり、そのために企業は知財を専門に扱う業者に依頼すべきである。知財の専門業者は調査サービスを提供しているからである。侵害の発生が疑われる場所が突き止められた場合には、行政訴訟もしくは刑事訴訟の手続を開始すべきである。

h) 侵害の疑いのある知的財産の登録に関する公告に目を通す

自らの権利を侵害する恐れのある知的財産が登録される可能性があるため、商標局や特許局が刊行する公報を通じて、知的財産権の登録に関する情報に常に目を通すことが重要である。公報に目を通すことにより、権利者は、法に定める期限内に（商標の場合には 30 日以内、特許・意匠・実用新案の場合には 60 日以内）に侵害を停止させることが可能になる。この期限の起算日は官報が公表された日である。このような予防的アプローチは、登録後の権利執行を選んだ場合に比べて費用効果が高い。登録後の権利執行は費用もかかるし困難でもある。権利執行という用途以外にも、商標局や産業財産局の公報の閲覧は、競業者やその事業目標（新製品の発売、既存の事業系列への新サービスの導入など）を観測するツールとして役立てることができる。

¹⁹⁹ <https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

i) 税関登録

保護戦略の一つとして、商標の税関登録を確保することは重要である。税関登録により、侵害品の輸出入に伴うリスクを最小限に抑えることができる。登録の手数料は形ばかりのものである。商標登録証を入手した時点で登録を申請すべきである。税関登録は積極的な手段であり、税関職員が日常業務として行っているコンテナの無作為抽出検査の過程で侵害品が発見された場合、職員が通報してくれるようになる。

特許権執行の有効性

特許権の執行は、UAE 産業財産法（2021 年連邦法第 11 号）²⁰⁰および同法施行規則に関する閣議決定²⁰¹に基づいて行われる。同法はさまざまな執行手段を規定している。その一つが特許付与後の再審査であり、当該特許が産業財産公報上で公開された日から 90 日以内²⁰²に付与された権原に対し異議を申し立てることを認めている。

さらに、産業財産法は特許無効のプロセスを規定している。同法第 35 条および 74 条に従った同法施行規則の第 52 条²⁰³によれば、実質的な利害関係を有する関係人は、特許に含まれる個々のクレームまたは関連の権利について特許の無効を求める申立書を裁判所に提出できる。つまり、管轄裁判所（首長国もしくは連邦の裁判所）に訴訟が提起された場合、特許は法執行の対象となる。ドバイ、アブダビ、ラアス・アル＝ハイマにおいて特許訴訟が提起される場合、その訴訟は首長国レベルの裁判所において処理されるが、シャールジャ、ウンム・アル＝カイワイン、フジャイラおよびアジュマーンにおいて特許訴訟が提起される場合には、アブダビに所在する UAE 連邦裁判所において訴訟が処理されることになる。²⁰⁴知的財産を専門に扱う裁判所は UAE には存在しないが、1 人の専門家または専門家委員会が任命され、技術報告書を作成して判事に提出することはある。

こうして訴訟手続が実施され、訴訟の帰結は原告が提出した証拠によって異なる。ここで強調しておくべき重要な点は、管轄裁判所に侵害訴訟を提起しようとする場合、原告となる者は有効な特許権の権原を有していなければならない、という点である。

オンライン侵害に関する手続

ドバイ経済観光局は、ソーシャルメディアのプラットフォーム上に存在する模倣品取引のページの閉鎖に非常に積極的に取り組んでおり、2019 年には、国内市場において模倣品を取引していた 13,948 件のソーシャルメディア・アカウントを閉鎖に追い込んでいる。他の首長国の場合、経済開発局が行動を起こすことができるのは、侵害者が当該首長国に実店舗を構えて商品を売買している場合のみである。

さらに、電気通信を所管する UAE の当局は、「.com」のドメインネームを持つウェブサイトの保有者が UAE 域内で侵害品の取引について有罪宣告を受けた場合に、当該ウェブサイトを UAE 域内で閲覧不能にする権限を有している。訴訟において勝訴した原告は、当局に対し前記の措置を請求することができる。「.ae」のドメインネームを持つサイトの場合、その所有者が侵害訴訟で有罪とされると、ドメイン全体が放棄されることになる。

²⁰⁰ <https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

²⁰¹ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/22017>

²⁰² 施行規則に関する 2021 年閣議決定第 6 号の第 42 条: <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

²⁰³ <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/587663>

²⁰⁴ <https://www.legal500.com/developments/thought-leadership/uae-judicial-system-explained-federal-and-locallevel/>

オンライン・プラットフォームは今や、模倣品に汚染されていないショッピング体験を顧客に提供しようと躍起になっている。たとえば、UAE のオンライン・プラットフォームで最大手の一つである Amazon はプラットフォーム利用者に関する知的財産ポリシーを導入し、自社のプラットフォーム上での商標、著作権および特許の使用を規制している。知的財産権者の権利を保護し、模倣品や侵害品の販売を抑止するためである。同社は、リスティングからの排除、売主のアカウントの一時停止、違反累積者に対する訴訟提起などの措置を通じて、この方針を厳格に実施している。²⁰⁵

6. 権利の取得と執行に関する判例

6.1 有名または重要な判例

事件 1 模倣品のモバイルバッテリーの販売	
事件の詳細	模倣品のモバイルバッテリーの販売に関与している個人が、自宅アパートの物置に違法な製品を保管。
訴訟の経緯	- ドバイ警察に正式な告発状が提出される。 - その後ドバイ警察が検察官の許可を得てアパートの強制捜査を実施。 - ドバイ刑事裁判所に事件が起訴される。 裁判所が模倣品の押収と破棄を命じる判決を言い渡す。
救済	罰金として 10,000 UAE ディルハム (410,000/2,723 US ドル)
事件 2：登録商標の無許可使用 ²⁰⁶	
事件の詳細	被告（複数）が所有する店舗の看板に登録商標を無許可で使用。
訴訟の経緯	- ドバイ警察に正式な告発状が提出される。 - その後ドバイ警察が検察官の許可を得てアパートの強制捜査を実施。 - ドバイ刑事裁判所に事件が起訴される。
救済	それぞれの被告は 10,000 UAE ディルハムの罰金刑を言い渡され、民事訴訟の原告に対する 11,000 UAS ディルハムの暫定的損害賠償を連帯して支払う義務を課された。
事件 3：国際ブランドの模倣品の販売 ²⁰⁷	
事件の詳細	- 被告が所持していた国際ブランドのバッグ、衣類、靴等の模倣品が大量に押収され、調査の結果、被告がそれらの販売を行っていることが判明。ドバイ検察庁は被告を軽犯罪裁判所に送致し、裁判所は欠席裁判により被告の有罪を宣告した。
救済	判決は、被告を 50,000 UAE ディルハム (2,050,000 円/13,615 US ドル) の罰金刑に処すと述べた上で同人の国外退去を指示し、被告の費用負担において広く購読されているアラビア語と英語の新聞 2 紙に判決を公表するよう命じた。

²⁰⁵ <https://brandservices.amazon.ae/brandregistry>

²⁰⁶ <https://www.emaratalyoum.com/local-section/other/2022-06-21-1.1642928>

²⁰⁷ <https://www.aletihad.ae/article/91049/2010/->

<https://www.aletihad.ae/article/91049/2010/-%D8%A7%D9%84%D8%B3%D8%AC%D9%86-%D9%88%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B1%D8%AD%D9%8A%D9%84-%D9%84%D8%A2%D8%B3%D9%8A%D9%88%D9%8A-%D8%A8%D8%A7%D8%B9-%D8%A8%D8%B6%D8%A7%D8%A6%D8%B9-%D9%85%D9%82%D9%84%D8%AF%D8%A9>

事件 4：模倣化粧品の販売 ²⁰⁸	
事件の詳細 アブダビ破棄院	模倣商標を表示した製品をそれと知りながら販売し、販売の意図のもとにそれらを占有し、それらの販売申し出を行い、他人が所有する登録商標を悪意で自らの製品に表示し、営利を意図して模倣品を販売し、それら模倣品の陳列と販促を行ったとして検察官が被告を起訴した。それらは消費者の利益を害する恐れがある詐欺的な製品であった。 判決を不服とした被告はアブダビ控訴裁判所に控訴し、控訴裁判所は被告出廷の下で控訴を形式的に受理した上で、実質的には原判決を支持して控訴人の訴を棄却した。控訴人は控訴審の判決を不服として破棄院に上告し、起訴当時の自らの主張を記した陳述書を提出した。この陳述書は検察により裁判所に提出され、陳述書を審査した破棄院が最終的に上告の棄却を決定した。
救済	被告には 50,000 UAE ディルハム（2,050,000 円/13,615 US ドル）の罰金刑が科され、押収された商品はそのまま没収された。
事件 5：模倣品の腕時計の販売 ²⁰⁹	
事件の詳細	Deira 地区に国際ブランドの商標等を表示した模倣品が販売されているアパートがあるとの告発状を経済犯罪部が受理。
救済	所轄の警察当局がドバイの検察庁に被告を送致した後、被告は軽犯罪裁判所に起訴され、同裁判所は被告の有罪を宣告した上で 10,000 UAE ディルハム（410,000 円/2,723 US ドル）の罰金刑を言い渡した。
事件 6：著作権侵害 ²¹⁰	
事件の詳細	BNC 社と国内企業の間で争われた訴訟。 原告 BNC は建設プロジェクト及び建設部門の事業に関する情報を UAE 域内で提供しているオンライン・プラットフォームである。原告は、自社の利用者の中に自社のデータを入手して再公表するという不正なデータ利用を行っている者がいることを発見した。自社の主要目標はデータを公衆に提供することであって当該利用者の顧客にデータを売ることではない、と原告側は主張した。この訴訟はドバイ第一審裁判所に提起された。
救済	判決は、著作権保護の対象となる素材すべてを被告のウェブサイトから削除しなければならないと判示し、著作権侵害に対する金銭的損害賠償を命じた。

7. 権利者が勝訴した事案

事案 1：アブダビ商事裁判所

原告：地域で有名な菓子の商標登録の権利者

概略：原告は、自社の商標を商号および商号として使用している店舗があるという情報を法定代理人から入手した。

²⁰⁸ <https://www.emaratalyoum.com/local-section/accidents/2019-05-02-1.1208905>

²⁰⁹ <https://www.emaratalyoum.com/local-section/accidents/2023-02-10-1.1716721>

²¹⁰ <https://www.zawya.com/en/press-release/companies-news/dubai-court-passes-landmark-copyright-ruling-to-protect-intellectual-property-of-bnc-grvqikfk>

判決：すべての営業手段（営業許可、店舗の宣伝資料、オンライン・プラットフォーム）から問題の商標を除去するよう命じる。裁判所は侵害者に不利な判決を示し、専門家報酬と弁護士報酬の最低基準額を含む裁判費用の支払を命じた。

事案 2：アブダビ商事裁判所

原告：UAE において自社商標の登録手続中の地域で有名な煙草ブランド

概略：商標登録を出願していた原告は、同一商標の先行登録に基づく拒絶査定を受け取った。原告は出願に先立って、自社商標を UAE で使用している者が他にいないことを確認済みであった。（旧商標法の規定に基づき）裁判所に問題の商標の登録取消を求める訴訟が提起された。被告は法に定められた期限までに当該商標の使用を示す証拠を提出できなかった。裁判所は被告の商標の登録取消を命じ、原告は同じ商標を自らの名義で登録した。

8. UAE における知財問題および権利に関する関係者の声

国内企業も外国企業も、かねてから UAE 政府が安定したビジネス環境を維持すべく多大な努力を払っていることを認めている。UAE 政府は知的財産保護の刷新と実践に全力で取り組んでいる。こうした取り組みの例として、法の制定、国際的な流れに対応するための絶えざる法改正、さまざまな専門機関を通じた法の施行などが挙げられる。投資家たちは、中東地域において高水準の知財慣行を維持するために政府が高いレベルの関与を行っていることを評価している。UAE および GCC 加盟国には、知的財産の分野で活動している非営利団体が存在する（UAE Association of Intellectual and Brand Owners Group など）。これらの団体は、企業だけでなく社会全体の中で知的財産に対する意識を高めていくことを目指している。知的財産の振興と権利保護の保証を目指す UAE 政府の多大な努力と献身の甲斐あって、米国通商代表部が「スペシャル 301 条報告書」の中で毎年発表している監視国リスト（Watch List）²¹¹から UAE は削除されている（State, 2023）。UAE における出願件数の増加も、知的財産の侵害が企業経営者が政府を信頼していることを示す肯定的な兆候である。

²¹¹ <https://www.state.gov/reports/2023-investment-climatestatements/uae/#:~:text=Intellectual%20Property%20Rights,-The%20UAE%20has&text=In%20April%202021%2C%20the%20UAE,Special%20301%20Report%20Watch%20List>

9. 概略表

	特許	商標	著作権	工業意匠	実用新案	地理的表示
定義	革新的な着想もしくは革新的な改良に由来する新規の発明であって、産業利用性を備えているもの。 ²¹²	識別力を有する名称、文言、署名、文字、記号、数字、住所、印章、図面、図画、版画、包装、図形要素、形状、一ないし複数の色、または以上の組合せ、標識もしくは標識群（立体商標、ホログラム商標、その他の標章を含む）であって、特定の施設の商品もしくはサービスを他の施設の商品もしくはサービスから識別するために使用されるか、そのような使用を意図されたもの、またはサービスの性能の表示や商品もしくはサービスの監視もしくは検査が実施されているという事実の表示を目的として使用されるか、そのような使用を意図されたもの。 識別力を有する音もしくは匂いは「商標」と見なすことができる。 ²¹³	文学、美術または学術の分野における創造的な制作物であって、その種別、表現方式、意義または目的は問わない。 ²¹⁴	二次元もしくは三次元の観賞用もしくは装飾用の創作物であって、工業製品もしくは手工芸品として利用しうる特定の意匠を提供するもの。 ²¹⁵	産業的利用性を有する新規の発明であるが、特許性の要件を満たすだけの十分な進歩性を備えていないもの。 ²¹⁶	特定の商品の種類、評判その他の特徴が本質的にその原産地に起因する場合において、が WTO 加盟国の領域を原産地とするか、それら領域に含まれる特定の地方、地域もしくは場所を原産地とすることを示す表示。 ²¹⁷

²¹² 産業財産権の規制と保護に関する連邦法第 5 条 - <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

²¹³ 商標に関する 2021 年連邦法第 36 号第 2 条 - <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

²¹⁴ 著作権および著作隣接権に関する 2021 年連邦法第 8 号第 1 条 - <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

²¹⁵ 産業財産権の規制と保護に関する連邦法第 1 条 - <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

²¹⁶ 産業財産権の規制と保護に関する連邦法第 6 条 - <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1506>

²¹⁷ 商標に関する 2021 年連邦法第 36 号第 1 条 - <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1535>

	特許	商標	著作権	工業意匠	実用新案	地理的表示
要件	新規であり、進歩性を要し、かつ産業上の利用可能性があること。	識別力を有し、商品もしくはサービスの出所を識別する目的で使用されること。	著作物は最終的な作品でなければならず、かつ、「著作権・著作隣接権法」の第3条により著作権の適用除外とされる著作物に該当していないことを要する。 ²¹⁸	新規であり、かつ、その商業的利用が公共の秩序と道徳に反しないこと。	新規であって産業上の利用可能性を有するが、特許性の基準となる進歩性の要件を満たしていないこと。	
保護期間	20年－更新は不可	10年－更新可能	著作物によって異なる。著作権および著作隣接権に関する連邦法第8号第20条	20年－可能	10年－更新は不可	10年－更新可能
適用法規	2021年連邦法第11号 施行規則－2022年閣議決定第6号 2023年閣議決定第112号	2021年連邦法第36号 2022年閣議決定第57号	2021年連邦法第38号 施行規則－2022年閣議決定第47号	2021年連邦法第11号 施行規則－2022年閣議決定第6号 2023年閣議決定第112号	2021年連邦法第11号 施行規則－2022年閣議決定第6号 2023年閣議決定第112号	2021年連邦法第36号 2022年閣議決定第57号
出願・登録の手続	オンラインによる出願。 登録証はソフトコピーの形で発行される。	オンラインによる出願。 登録証はソフトコピーの形で発行される。	オンラインによる出願。 登録証はソフトコピーの形で発行される。	オンラインによる出願。 登録証はソフトコピーの形で発行される。	オンラインによる出願。 登録証はソフトコピーの形で発行される。	オンラインによる出願。 登録証はソフトコピーの形で発行される。
出願・申請の資格を有する者	UAEに居住する出願人/申請人でアカウントを有する者； UAEに居住していない出願人/申請人の法定代理人； UAEに居住している出願人であって代理人を使用する者の法定代理人	UAEに居住する出願人/申請人でアカウントを有する者； UAEに居住していない出願人/申請人の法定代理人； UAEに居住している出願人であって代理人を使用する者の法定代理人	UAEに居住する出願人/申請人でアカウントを有する者； UAEに居住していない出願人/申請人の法定代理人； UAEに居住している出願人であって代理人を使用する者の法定代理人	UAEに居住する出願人/申請人でアカウントを有する者； UAEに居住していない出願人/申請人の法定代理人； UAEに居住している出願人であって代理人を使用する者の法定代理人	UAEに居住する出願人/申請人でアカウントを有する者； UAEに居住していない出願人/申請人の法定代理人； UAEに居住している出願人であって代理人を使用する者の法定代理人	UAEに居住する出願人/申請人でアカウントを有する者； UAEに居住していない出願人/申請人の法定代理人； UAEに居住している出願人であって代理人を使用する者の法定代理人

²¹⁸ <https://www.uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1534>

	特許	商標	著作権	工業意匠	実用新案	地理的表示
出願・申請の場所	経済省のオンライン・プラットフォーム	経済省のオンライン・プラットフォーム	経済省のオンライン・プラットフォーム	経済省のオンライン・プラットフォーム	経済省のオンライン・プラットフォーム	経済省のオンライン・プラットフォーム
審査	方式審査および実体審査	絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由の確認	方式審査のみ	方式審査および実体審査	方式審査および実体審査	絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由の確認
権利						
取消/無効化	アブダビの連邦裁判所における取消訴訟	商標局	アブダビの連邦裁判所	アブダビの連邦裁判所における取消訴訟	アブダビの連邦裁判所における取消訴訟	商標局
実施許諾/使用許諾	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	該当せず
譲渡	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	該当せず
民事上の法執行	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能
刑事上の法執行	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能
行政による法執行	適用不可	適用可能	該当せず	適用不可	適用不可	適用可能
模倣品対策	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能	適用可能

10. 産業財産関連サービスの公定料金

2023 年閣議決定第 112 号

経済省が提供するサービスの手数料に関する 2020 年閣議決定第 20 号の一部規定の改正

本決定に先立ち、内閣は以下の法令を検討した。

- 憲法
- 公共財政に関する 2019 年連邦法第 26 号及びその改正規定
- 経済省が提供するサービスの手数料に関する 2020 年閣議決定第 20 号及びその改正規定
- 経済省が提供するサービスの手数料に関する 2020 年閣議決定第 20 号の一部規定の改正に関する 2021 年閣議決定第 99 号
- そして、財務大臣の提案と閣僚会議の承認に基づき、

以下の事項が決定された。

第 1 条

本決定の示すところに従い、2020 年閣議決定第 20 号に添付された経済省が提供するサービスの手数料の料金表に以下の表を追加する。

No.	サービスの種類	手数料(AED)
特許および実用新案に関わる産業財産権		
1	特許出願の願書提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1,000
2	特許出願の願書提出（法人）	2,000
3	工業意匠出願の願書提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1,000
4	工業意匠出願の願書提出（法人）	2,000
5	集積回路の回路配置に関する出願の願書提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
6	集積回路の回路配置に関する出願の願書提出（法人）	1,000
7	実用新案出願の願書提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
8	実用新案出願の願書提出（法人）	1,000
9	特許の第 1 回実体審査の実施を求める請求書の提出（自然人および法人） 第 1 グループ（特許請求項の数が 1～10 項）	7,000
10	特許の第 1 回実体審査の実施を求める請求書の提出（中小企業または中小機関および学術機関） 第 1 グループ（1～10 項）	3,500
11	特許の第 1 回実体審査の実施を求める請求書の提出（自然人および法人） 第 2 グループ（特許請求項の数が 11～30 項）	8,000
12	特許の第 1 回実体審査の実施を求める請求書の提出（中小企業または中小機関および学術機関） 第 2 グループ（特許請求項の数が 11～30 項）	4,000

13	特許の第1回実体審査の実施を求める請求書の提出（自然人および法人） 第3グループ（特許請求項の数が31～50項）	9,000
14	特許の第1回実体審査の実施を求める請求書の提出（中小企業または中小機関および学術機関） 第3グループ（特許請求項の数が31～50項）	4,500
15	特許の実体再審査の実施を求める請求書の提出（自然人および法人）	5,000
16	特許の実体再審査の実施を求める請求書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	2,500
17	実用新案の第1回実体審査の実施を求める請求書の提出（自然人および法人）	5,000
18	実用新案の実体再審査の実施を求める請求書の提出（自然人および法人）	3,000
19	実用新案の第1回実体審査の実施を求める請求書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	3,500
20	実用新案の実体再審査の実施を求める請求書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	2,500
21	実用新案の第1回実体審査を求める請求書の提出（自然人および学術機関）	1,000
22	実用新案の実体再審査の実施を求める請求書の提出（自然人および学術機関）	1,000
23	特許および実用新案のファストトラック審査の実施を求める申請書の提出（自然人および法人）	2,000
24	特許および実用新案のファストトラック審査の実施を求める申請書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	1,000
25	特許の軽微な瑕疵に関する再審査の実施を求める申請書の提出（自然人および法人）	2,000
26	特許の軽微な瑕疵に関する再審査の実施を求める申請書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	1,000
27	実用新案の軽微な瑕疵に関する再審査の実施を求める申請書の提出（自然人および法人）	1,000
28	実用新案の軽微な瑕疵に関する再審査の実施を求める申請書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	500
29	第1類出願人の種別変更を求める申請書の提出	500
30	第2類出願人の種別変更を求める申請書の提出	1,000
31	第3類出願人の種別変更を求める申請書の提出	2,000
32	特許請求項を追加したことによる第1グループから第2グループまたは第2グループから第3グループへの変更を求める申請書の提出（自然人および法人）	1,000
33	特許請求項の増加による第1グループから第2グループまたは第2グループから第3グループへの変更を求める申請書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	500
34	特許請求項の増加による第1グループから第3グループへの変更を求める申請書の提出（自然人および法人）	2,000

35	特許請求項の増加による第1グループから第3グループへの変更を求める申請書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	1,000
36	データの補正または訂正を求める申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	200
37	データの補正または訂正を求める申請書の提出（法人）	400
38	ライセンス契約または誓約書の登録を求める申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	200
39	ライセンス契約または誓約書の登録を求める申請書の提出（法人）	400
40	ライセンス契約または誓約書の修正または更新を求める申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	100
41	ライセンス契約または誓約書の修正または更新を求める申請書の提出（法人）	200
42	工業意匠権の譲渡に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
43	工業意匠権の譲渡に関する申請書の提出（法人）	1,000
44	失効した工業意匠出願の回復を求める申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1,500
45	失効した工業意匠出願の回復を求める申請書の提出（法人）	3,000
46	登録の公告を求める申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	400
47	登録の公告を求める申請書の提出（法人）	800
48	権利付与後の補正を求める申請書の提出（自然人および法人）	1,000
49	権利付与後の補正を求める申請書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	500
50	特許、実用新案および工業意匠の権利付与後の再審査を求める申請書の提出（自然人および法人）	5,000
51	特許、実用新案および工業意匠の権利付与後の再審査を求める申請書の提出（中小企業または中小機関および学術機関）	2,500
52	審判委員会への審判請求書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
53	審判委員会への審判請求書の提出（法人）	1,000
54	産業財産権代理人登録簿への登録を求める申請書の提出	3,000
55	産業財産権代理人登録簿の更新を求める申請書の提出	2,000
56	産業財産権代理人登録簿の記載事項の変更を求める申請書の提出	1,000
57	適法に権利化された産業財産権を維持するための2年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	100
58	適法に権利化された産業財産権を維持するための2年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	200
59	適法に権利化された産業財産権を維持するための3年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	100

60	適法に権利化された産業財産権を維持するための3年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	200
61	適法に権利化された産業財産権を維持するための4年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	100
62	適法に権利化された産業財産権を維持するための4年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	200
63	適法に権利化された産業財産権を維持するための5年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
64	適法に権利化された産業財産権を維持するための5年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	1,000
65	適法に権利化された産業財産権を維持するための6年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
66	適法に権利化された産業財産権を維持するための6年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	1,000
67	適法に権利化された産業財産権を維持するための7年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
68	適法に権利化された産業財産権を維持するための7年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	1,000
69	適法に権利化された産業財産権を維持するための8年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
70	適法に権利化された産業財産権を維持するための8年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	1,000
71	適法に権利化された産業財産権を維持するための9年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
72	適法に権利化された産業財産権を維持するための9年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	1,000
73	適法に権利化された産業財産権を維持するための10年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	500
74	適法に権利化された産業財産権を維持するための10年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	1,000
75	適法に権利化された産業財産権を維持するための11年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1,250
76	適法に権利化された産業財産権を維持するための11年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	2,500
77	適法に権利化された産業財産権を維持するための12年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1,250
78	適法に権利化された産業財産権を維持するための12年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	2,500
79	適法に権利化された産業財産権を維持するための13年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1,250

80	適法に権利化された産業財産権を維持するための 13 年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	2,500
81	適法に権利化された産業財産権を維持するための 14 年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1,250
82	適法に権利化された産業財産権を維持するための 14 年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	2,500
83	適法に権利化された産業財産権を維持するための 15 年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1,250
84	適法に権利化された産業財産権を維持するための 15 年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	2,500
85	適法に権利化された産業財産権を維持するための 16 年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	2,000
86	適法に権利化された産業財産権を維持するための 16 年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	4,000
87	適法に権利化された産業財産権を維持するための 17 年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	2,000
88	適法に権利化された産業財産権を維持するための 17 年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	4,000
89	適法に権利化された産業財産権を維持するための 18 年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	2,000
90	適法に権利化された産業財産権を維持するための 18 年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	4,000
91	適法に権利化された産業財産権を維持するための 19 年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	2,000
92	適法に権利化された産業財産権を維持するための 19 年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	4,000
93	適法に権利化された産業財産権を維持するための 20 年目の年金の支払に関する申請書の提出（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	2,000
94	適法に権利化された産業財産権を維持するための 20 年目の年金の支払に関する申請書の提出（法人）	4,000

第 2 条

2020 年閣議決定第 20 号に添付された経済省が提供するサービスの手数料の料金表に以下の表を追加する。

No.	違反の内容	過料
17	産業財産権関連のサービスにつき各月に支払うべき手数料の延納（自然人、中小企業または中小機関および学術機関）	1 月につき 200 上限額は 2,000
18	産業財産権関連のサービスにつき各月に支払うべき手数料の延納（法人）	1 月につき 400 上限額 4,000

第3条

1. 経済省が提供するサービスに関して「2020 年閣議決定第 20 号」の付則に含まれる手数料に関する規定第 70～79 項と、「2020 年閣議決定第 20 号」に含まれる過料に関する料金表の第 17～18 条の過料に関する規定は削除されるものとする。
2. 「2021 年閣議決定第 99 号」は廃止されるものとする。
3. 本決定の規定に違背もしくは矛盾する規定はすべて廃止されるものとする。

第4条

本決議は官報上で公告され、公告の日から 2 か月以内に施行される。

(印璽)

原本には Sheikh Mohammed bin
Rashid Al Maktoum の署名あり
首相

発行日：

ヒジュラ暦 1445 年 4 月 29 日

西暦 2023 年 11 月 13 日

11. 参照サイト

- <https://wam.ae>
- <https://www.moec.gov.ae/en>
- <https://uaecabinet.ae/en>
- <https://u.ae/en/information-and-services/business/intellectual-property>
- <https://www.uaelegislation.gov.ae>
- <https://www.thenationalnews.com/>
- <https://www.wipo.int/wipolex>
- <https://www.legal500.com>
- www.jetro.go.jp
- <https://www.khaleejtimes.com>
- <https://www.kipo.go.kr>
- <https://www.supportlegal.com>
- <https://www.thenationalnews.com>
- <https://www.arnnewscentre.ae>
- <https://www.expatsmedia.net>
- <https://mohap.gov.ae>
- <https://dfreight.org>
- <https://www.zawya.com>
- <https://oec.world>
- <https://www.albayan.ae>
- <https://www.mediaoffice.abudhabi>
- <https://english.alarabiya.net>
- <https://hub.dm.gov.ae>
- <https://uaecustoms.ae>
- <https://www.tamm.abudhabi>
- <https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/Pages/default.aspx>
- <https://www.sharjahcustoms.gov.ae>
- <https://www.ajmanport.gov.ae>
- <https://www.rak.ae/wps/portal/rak/e-services/govt/customs-department/trademark-registration>
- <https://gulfbusiness.com>
- <https://www.adcustoms.gov.ae>
- <https://brandservices.amazon.ae/brandregistry>
- <https://www.emaratallyoum.com>
- <https://www.aletihad.ae>

[特許庁委託事業]

UAE の知的財産制度およびその運用に関する調査

2024 年 7 月発行

禁無断転載

[調査受託]

One World Intellectual Property

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部